

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由																																																															
番号	評価										評価結果										評価										評価結果																																																														
2.9 落雷 + 地震	<p>落雷及び地震の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、電気の影響、アクセス性、視認性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、地震による荷重が考えられるが、落雷を組み合わせたとしても地震の個別評価と変わらない。</li> <li>電気的影響の観点からは、落雷による設備損傷や電磁的影響が考えられるが、避雷設備を設置することにより、電気的影響を及ぼさない設計としており影響はない。また、地震を組み合わせたとしても落雷の個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、地震により、設計として考慮する必要がある外部電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクローリーによる給油に必要なアクセスルートの制限が想定されるが、地盤改良や備後対策を講じることにより、電気的影響はない。また、落雷を組み合わせたとしても地震の個別評価と変わらない。</li> <li>視認性の観点からは、地震により中央制御室外の状況や津波を監視するカメラの視認性の低下を及ぼす可能性がある。しかしながら、監視カメラについては中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができる。また、落雷を組み合わせたとしても地震の個別評価と変わらない。</li> </ul> <p>落雷及び津波の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、浸水、電気の影響、アクセス性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷重の観点からは、津波による荷重が考えられるが、落雷を組み合わせたとしても津波の個別評価と変わらない。</li> <li>浸水の観点からは、津波は津波防護施設により敷地内に到達することはないことから浸水に至る可能性はない。また、落雷を組み合わせたとしても、津波の個別評価と変わらない。</li> <li>電気的影響の観点からは、落雷による設備損傷や電磁的影響が考えられるが、避雷設備を設置することにより、電気的影響を及ぼさない設計としており影響はない。また、津波を組み合わせたとしても落雷の個別評価と変わらない。</li> <li>アクセス性の観点からは、津波は津波防護施設によりアクセスルートに週上することはないことから影響はない。また、落雷を組み合わせたとしても津波の個別評価と変わらない。</li> </ul>	○										<table border="1"> <tr> <td>25 落雷×地震</td><td>荷重</td><td>地震</td><td>地震</td><td>地震による荷重影響が考えられたとしても地震による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td><td>25 落雷×地震</td><td>荷重</td><td>地震</td><td>地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>c (II)</td><td>-</td><td>29 落雷×地震</td><td>荷重</td><td>地震</td><td>地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td><td>29 落雷×地震</td><td>荷重</td><td>地震</td><td>地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td></tr> <tr> <td>26 落雷×津波</td><td>荷重</td><td>津波</td><td>津波</td><td>津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td><td>26 落雷×津波</td><td>荷重</td><td>津波</td><td>津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td><td>30 落雷×津波</td><td>荷重</td><td>津波</td><td>津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td><td>30 落雷×津波</td><td>荷重</td><td>津波</td><td>津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。</td><td>a</td><td>-</td></tr> </table>	25 落雷×地震	荷重	地震	地震	地震による荷重影響が考えられたとしても地震による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	25 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	c (II)	-	29 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	荷重	津波	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	○										○										○										○
25 落雷×地震	荷重	地震	地震	地震による荷重影響が考えられたとしても地震による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	25 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	c (II)	-	29 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	荷重	地震	地震による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-																																																																					
26 落雷×津波	荷重	津波	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響と電気的影響を及ぼさない設計としており避雷設備を設置することでより津波による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	荷重	津波	津波による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-																																																																					
No. 事象の組合せ										影響モード										検討結果										評価結果																																																															
26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-																																																									
No. 事象の組合せ										影響モード										検討結果										評価結果																																																															
26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-																																																									
No. 事象の組合せ										影響モード										検討結果										評価結果																																																															
26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	26 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による設備損傷や電気的影響が考えられるが、避雷設備を設置することでより影響はない。また、津波による荷重及び浸水影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	29 落雷×地震	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-	30 落雷×津波	電気的影響	落雷	落雷による荷重影響が考えられるが、落雷による荷重影響の個別評価と変わらない。	a	-																																																									

第5.3-8表 女川原子力発電所において想定される自然現象の組合せがプラントに及ぼす影響の評価結果 (19/30)

第5-3-8章 治理需取之于社会、用之于社会的公私合作模式——“共治”与“公私合营”的逻辑结果 (21 / 34)

#### 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3／4号炉

評価 番号	評価 内容
3-1	<p>地滑り及びひ火山の組合せが安全基準に及ぼす影響としては、荷重、閉塞、電気的影響、熱害、誘導、アセスメント、報認証等が挙げられる。以下に、それぞれの影響について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重い機械からみた場合は、火山区においては、荷重による荷重が増加される。ただし、地滑りを考慮する施設は防護構造のみである。</li> <li>閉塞の機械からみた場合は、火山区によって換気空調設備及び取水設備等の機能が喪失する可能性がある。</li> <li>電気的影響については、火山区が計装盤に接続し、端子台等との接続時に外気取扱機等に影響を与える可能性がある。</li> <li>熱害の機械からみた場合は、火山区で換気設備を換入するなどして、外気取扱機等を閉塞されると同時に、外気取扱機等への熱害が発生する。</li> <li>誘導の機械からみた場合は、火山区へ侵入を阻止する事等が可能であり影響はない。</li> <li>アセスメントの機械からみた場合は、火山区へ侵入を許す事等が可能であり影響はない。</li> <li>報認証の機械からみた場合は、火山区が計装盤に接続し、端子台等との接続時に外気取扱機等が生じる機械的影響及び温度上昇による機械的影響はない。</li> <li>電気的影響の機械からみた場合は、火山区が計装盤に接続し、端子台等との接続時に外気取扱機等が生じる機械的影響及び温度上昇による機械的影響はない。</li> <li>熱害の機械からみた場合は、火山区の影響によるため、直接的に火山区の熱害が発生するが、周辺設備等による外気送風が妨げられるため、直接的には車両の熱害ではない。</li> <li>誘導の機械からみた場合は、火山区へ侵入を許す事等が可能であり影響はない。</li> <li>アセスメントの機械からみた場合は、火山区は運転しない。</li> <li>報認証の機械からみた場合は、火山区は運転しない。</li> <li>電気的影響の機械からみた場合は、車両の運転により火山区により、燃費として考慮するタクシーロードによる経済油に必要なアクセルスロットルの燃費が想定されるが、別ドアのアクセルスロットルが可能であるが、またドアドア-サーにて十種及びドアのアクセルスロットルを操作する事によりアクセルスロットルの燃費が想定される。</li> <li>熱害の機械からみた場合は、火山区により火山区の車両の燃費を想定するため、車両の燃費が車両の燃費を反映する事により可能性能がある。</li> <li>誘導の機械からみた場合は、火山区により火山区の車両の燃費を想定するため、車両の燃費が車両の燃費を反映する事により可能性能がある。</li> <li>アセスメントの機械からみた場合は、火山区により火山区の車両の燃費を想定するため、車両の燃費が車両の燃費を反映する事により可能性能がある。</li> <li>報認証の機械からみた場合は、火山区により火山区の車両の燃費を想定するため、車両の燃費が車両の燃費を反映する事により可能性能がある。</li> </ul>

第5-3-8表 沿器電抵抗率 $\rho$ と導電率 $\sigma$ の自然現象力組合せ効力 $\Gamma$ と、 $\Gamma$ 及び $\sigma$ の影響の評価結果 (22/34)

女川原子力発電所2号機

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

評価結果	評価	評価結果
番号	地滑り及び生物的影響の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、障害、電気的影響、アクセス性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。	地滑りによる荷重が考えられるが、生物学的事象を組み合わせたとしても地滑りの個別侧面と変わらない。
	・墜落した点からは、地滑りによる荷重による影響が考えられるが、生物学的事象を組み合わせたとしても地滑りの個別侧面と変わらない。	・墜落した点からは、荷重による取扱いの困難度が考えられるが、生物学的事象を組み合わせたとしても地滑りの個別侧面と変わらない。
3-2	・電気的影響の観点からは、小動物が屋外設置の端子に侵入することによることにより、小動物が端子にいる場合に電気的影響が生じない。また、地滑りによる荷重による影響が考えられるが、生物学的事象を組み合わせたとしても地滑りの個別侧面と変わらない。	・電気的影響の観点からは、地滑りの事象により、設置として考慮する必要がある外避雷装置への導線や供給線に接するケーブルの接続部が想定される。ケーブルによる給油時に必要なアセスブルートの距離が想定される。また、ブレードサーバーにて土砂を抑止することによってアセスブルートの機能が行えるから、さらに、生物学的事象を組み合わせたとしても地滑りの個別侧面と変わらない。
	地滑り	生物学的影響

卷之三

卷之三

卷之三

番号	評価	内容
	地滑り及び森林火災の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、速度、障害、電気的影響、暗昧、アクセシビリティ、視認性が考えられる。以下に、それらの影響について詳説する。	

33	B	地滑步×森林火災	沉重	地滑步 地滑步是垂直需要协调步与身的运动，森林火災（锯链、锯 木等）是垂直需要协调步与身的运动，地滑步会合步在上地滑步上容易滑倒。
—	B	森林火災	沉重	森林火災 森林火災是协调身体各部位动作，森林火災（锯链、锯 木等）是协调身体各部位动作，地滑步会合步在上地滑步上容易滑倒。

第5.3-8表 指揮電路設計思想是怎樣的？自然現象的組合方法為何？以及這方案的評價結果（23／34）

No.	事象の組合せ	影響度一尺度	合計卓数	被験者
33	地滑り×森林火災	道員の影響	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）
-	a	森林火災	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）
-	b	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）
-	c	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）	森林火災 （燃費等）

33 | 地圖 x 藝林火災

No.	平衡称组合件	数据统一性	台秤重	被测结果	操作步骤	称量精度	称量范围
-	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺	棘林大尺	棘林大尺	地滑动×棘林大尺的调制称量比被称物体轻多少克。	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺
-	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺	棘林大尺	棘林大尺	地滑动×棘林大尺的调制称量比被称物体重多少克。	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺
-	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺	棘林大尺	棘林大尺	地滑动×棘林大尺的调制称量比被称物体重多少克。	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺
-	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺	棘林大尺	棘林大尺	地滑动×棘林大尺的调制称量比被称物体重多少克。	地滑动×棘林大尺	地滑动×棘林大尺



比較表 3 号炉 基準適合性 比泊発電所

女川原子力発電所2号機

相違理由	第5-8表 沿線電汎用機器の組合せによる電気機器の評価結果(25/34)					
	No.	車掌用信号装置	警報器一式	信号車掌	機制器具	操作装置
-	(1)	大山の影響 車掌用信号装置	大山の影響 警報器	大山の影響 車掌用信号装置	大山の影響 車掌用信号装置	×生物学的車掌
-	8	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 警報器	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 車掌用信号装置	36
-	9	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 警報器	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 車掌用信号装置	36
-	10	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 警報器	操作装置 車掌用信号装置	操作装置 車掌用信号装置	36

第5章-8表 女川原子力発電所における自然災害に対する防護施設の評価結果 (20/30)

No.	事象の発生場所	影響の度合	影響を一歩進めた場合	影響をさらに進めた場合	影響を最大限に進めた場合
-	販賣	大山の影響	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）
-	販賣	大山の影響	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）
-	販賣	大山の影響	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）	大山の影響 （登山道や駐車場などの施設が閉鎖されたり、登山者の行動規制などが実施される）

せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、アクセス性、認証性が考えられる。以下述べる。

荷重の觀点からは、火山灰による荷重が考えられるが、生物学的事象を考慮せよ。しかし、最も火山の側面距離と変わらない。

この影響は、被験者間で差異がある。また、小動物が屋外にいることによる短絡等により機械影響を生じることにより、小動物の侵入による影響は生じない。

また、生物学的事象を組み合わせたとしても、火山の個別評価と変わらぬ

アセスメントの結果から、火山灰により、設計として考慮する必要がある場合に付随して考慮する必要があります。

モラルの従属性の低下を及ぼす可能性がある。また、生物学的事象を組み合せたとして、もとより中央神経系と脳幹を監視する機能が、降伏によって火災を撤去することによってアセキセルートの確保が可能である。まことに、この個別評議と変わらない。

以上は中央技術室に設置する気象情報を出力する場末、潮流等の代替的現象を組み合わせたとしても、火山の個別評価と変わらない。

**赤字**：記載方針の相違（記載方針の相違）  
**青緑字**：記載内容の相違（実質的な相違なし）

泊發電所3号炉

B-355

卷 (34/36)

37	火山の影響×森林火災	<p>森林火災は、火山灰や噴出物による土壌肥沃化、雨露による土壌浸食の緩和、蒸気熱による地温の上昇、融雪による水害などの要因で発生する。また、火山灰による視界の悪化や、噴火による煙による視界の悪化が、火災警報の誤認や避難行動の遅れを引き起こす。</p>
38	火山の影響	<p>火山噴火によって、火山灰や噴出物による土壌肥沃化、雨露による土壌浸食の緩和、蒸気熱による地温の上昇、融雪による水害などの要因で発生する。また、火山灰による視界の悪化や、噴火による煙による視界の悪化が、火災警報の誤認や避難行動の遅れを引き起こす。</p>
39	火山の影響	<p>火山噴火によって、火山灰や噴出物による土壌肥沃化、雨露による土壌浸食の緩和、蒸気熱による地温の上昇、融雪による水害などの要因で発生する。また、火山灰による視界の悪化や、噴火による煙による視界の悪化が、火災警報の誤認や避難行動の遅れを引き起こす。</p>
40	火山の影響	<p>火山噴火によって、火山灰や噴出物による土壌肥沃化、雨露による土壌浸食の緩和、蒸気熱による地温の上昇、融雪による水害などの要因で発生する。また、火山灰による視界の悪化や、噴火による煙による視界の悪化が、火災警報の誤認や避難行動の遅れを引き起こす。</p>

三

女川原子力発電所2号炉

	18. 次の影響を森林火災に及ぼす可能性があることを記せ。複数選択可。 （Ⅰ）灌木、樹木、草類などの植物が燃えやすくなること、（Ⅱ）森林火災の蔓延が速くなること、（Ⅲ）森林火災の発生頻度が高くなること、（Ⅳ）森林火災の被害範囲が広くなること、（Ⅴ）森林火災の被害が深刻になること	複数選択可 森林火災の蔓延が速くなること、森林火災の被害範囲が広くなること、森林火災の被害が深刻になること	-
--	--	--	---

多層の階層構造 (21/30)

四

番号	評価 結果	評価 結果
	火山区及び森林火災の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、住居、道路、閉塞、電気的影響、旅食、居住、アセヒベ性、混迷性が考えられる。以下に、それとの影響について評価する。	
3 7	<p>・重複の観点からは、火山区による火害が考慮される。また、森林火災に伴う熱的の影響なども必要と考えられるが、防護林を設置しており、飛来火による火災の延焼性が考慮される。また、森林火災による避難行動による消火活動が可能なため、傷害に対する森林火災による熱影響等を考慮する必要がある。</p> <p>・温度の観点からは、森林火災によりコロニカル構造物の耐久性に影響を及ぼす可能性はあるが、森林火災では火原火置等の保守的な条件を用いて評価していること、また、火原火置に用いている保証の耐用年数についても、は、一般的に強度にほどど影響がないとしている 200℃としていることから影響はない。また、火山を組み合わせたとしても森林火災の箇所評価と変わらない。</p> <p>・閉塞性の観点からは、火山区及び森林火災による火害により一時火山区の道路や橋梁等により通行止めが発生するが、火原火置等は完全停止ではなく、火原火置等により運行を停止すれば、火原火置等が運行停止するところである。</p> <p>・取水設備については、想定する火山灰の落渣から取水設備が影響するところはない。</p> <p>・火山区及び森林火災による火害が火山区に隣接する他の地域に影響を及ぼすことが考えられるが、該区域の位置場所の外因火災においては、半蔵門線に接続する主要幹線である東北新幹線等に火害が及ぼされる可能性がある。</p> <p>・取水設備の構成点からは、火山区及び森林火災による火害が火山区に隣接する他の地域に影響を及ぼすことが考慮されるが、該区域の位置場所の外因火災においては、半蔵門線に接続する主要幹線である東北新幹線等に火害が及ぼされる可能性がある。</p> <p>・電気的影響の構成点からは、火山区の付近による火害が火山区に隣接する他の地域に影響を及ぼすことがあるが、該区域の位置場所の外因火災においては、半蔵門線に接続する主要幹線である東北新幹線等に火害が及ぼされる可能性がある。</p>	
火山区	+ 森林火災	

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(別添1)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 女川原子力発電所2号炉

番号	評価	評価結果									
		評価結果		評価基準		評価結果		評価基準		評価結果	
3.8	火山灰及び地盤による荷重が考慮された構造設計と、外部爆風による荷重を考慮した構造設計が実現されたこと	○	火山灰による荷重が考慮された構造設計と、外部爆風による荷重を考慮した構造設計が実現されたこと								

No.	事象の組合せ	影響度一級		影響度二級		影響度三級		影響度四級		影響度五級	
		含む事象	除外事象								
29	火山の影響×地盤	噴火	火山の影響								

No.	事象の組合せ	影響度一級		影響度二級		影響度三級		影響度四級		影響度五級	
		含む事象	除外事象								
38	火山の影響×地盤	噴火	火山の影響								

第5.3-8表 女川原子力発電所2号炉における想定される外因による機器の損傷度(23/30)

No.	事象の組合せ	影響度一級		影響度二級		影響度三級		影響度四級		影響度五級	
		含む事象	除外事象								
	噴火	火山の影響									

第5.3-8表 女川原子力発電所2号炉における想定される外因による機器の損傷度(27/34)

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載春項、設備名稱の相違（實質的な相違）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

## 女川原子力発電所 2号炉

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(別添1)

## 大飯発電所 3号炉

番号	評価	評価結果	
		生物的効果及び森林火災の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、强度、電気的影響、熱性、アクセシビティ、相違性が考えられる。以下に、それらの影響について詳説する。	・温度の影響からみる、森林火災によりコントロール構造物の耐性に影響を及ぼす可能性はあるが、森林火災では燃焼位置の保守的な条件を用いた評価を行っていること、評価に用いているコントロールカードの許容燃焼度については、一般的にはほどんど影響がないことから、200℃としいることから影響はない。また、生物的効果と組み合わせたとしても森林火災の個別構成要素からみる、海生生物の巣場による取扱設備の耐性に影響を及ぼす可能性はあるが、森林火災によりコントロールカードの許容燃焼度については、一般的にはほどんど影響がないことから影響はないことである。
4.0	生物学的 +森林火災	電気的影響の観点からは、森林火災による火災が計装機器に侵入し、端子台等の接続による絶縁低下からなる短絡等により機械影響を生じることがあるが、計装機器は燃焼場所の外気取入口には、半開閉フィルタには、半開閉フィルタが設置され高い防護性を有していることから影響はない。また、森林火災による火災が計装機器等による火災で、外気取入口に設置された半開閉フィルタにより一定以上の燃焼度の火災は、火災を阻止又は空調系停止や循環運転により建屋内の侵入を阻止することが可能であり影響はない。	・電気的影響の観点からは、森林火災による火災が計装機器に侵入し、端子台等の接続による絶縁低下からなる短絡等により機械影響を生じることがあるが、計装機器は燃焼場所の外気取入口には、半開閉フィルタには、半開閉フィルタが設置され高い防護性を有していることから影響はない。また、森林火災による火災が計装機器等による火災で、外気取入口に設置された半開閉フィルタにより一定以上の燃焼度の火災は、火災を阻止又は空調系停止や循環運転により建屋内の侵入を阻止することが可能であり影響はない。

番号	事象	生物的効果	
		生物的効果	森林火災
31	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
32	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
33	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
34	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
35	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
36	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
37	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
38	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
39	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響
40	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響

第5.3-8表 女川原子力発電所2号炉における生物的効果と森林火災による影響の評価結果(26/30)

番号	事象	生物的効果	
		生物的効果	森林火災
41	生物学的 +森林火災	電気的影響	電気的影響

第5.3-8表 女川原子力発電所2号炉における生物的効果と森林火災による影響の評価結果(30/34)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載表現、設備名称の相違）

緑字：記載箇所

泊発電所 3号炉

第3-8表 安川機子力能算出之電動機起動時之轉矩與轉速之關係  
（26/30）

外部からの衝撃による損傷の防止(別添1)

大飯鋤雷所3／4号炬

### 泊發電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号機

泊翠雪所3号便

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載項目 記載名稱の相違（実質的な相違）

第5-3-8表 各種電源供給方式における現象の組合せとその評価結果(31/34)

第5-3-8表 女川原子力発電所における想定される事故想定の評価結果 (27/30)

33	生物学的事实	青蛙	清水	青蛙比水多吸收水，生物学的事实比水多吸收水。 （观察，观察的现象）青蛙会吞食水在它身上，青蛙比水多荷重 （观察，观察的现象）青蛙会吞食水在它身上，青蛙比水多荷重
—	青蛙	清水	青蛙	青蛙比水多吸收水，生物学的事实比水多吸收水。 （观察，观察的现象）青蛙会吞食水在它身上，青蛙比水多荷重 （观察，观察的现象）青蛙会吞食水在它身上，青蛙比水多荷重

- 生物学的事象及び生態の組合せが安全論に及ぼす影響としては、直面する危険性の影響、アセスメント性が考えられる。以下に、それの影響について述べる。
- 「荷重」の觀点から見ると、津波による荷重が与えられるが、生物学的事象を組み合つたとしても津波の個別問題と変わらない。
- 「浸水」の観点から見ると、津波は比較的浅い場所で陸地内に到達することはないといふことから、津波による可動性ではない、また、生物学的事象を組み合つたとしても、津波の個別問題と変わらない。
- 「周囲環境」の観点から見ると、海生生物の體積による取扱い困難さが挙げられるが、手軽な対応法としては、手軽な工具を準備していることより海水ストレーナー除塵装置を設置することも、手軽な工具を準備して工具類を防護する設計としており実現性はない。
- 「資源」の観点から見ると、神奈川県では、主として生物学者の専門知識による評価と変わらない。

第5-3-8表 治疗需要指标、治疗效果指标与自然见效的综合评价方法之二：以治疗剂量与疗效的配伍结果（32/34）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（事質的な相違）

泊發電所3号炉

比較表 DB 基準適合性 3号炉 泊発電所

女川原子力発電所2号炉

第3-8表 安川原子力発電所における事故想定用機器の操作手順(39/39)						
	N6.	事象発現合意	警報等一式	各部位合意	操作手順	結果
-	35	操縦室X車輌	車輌	車輌大災	車輌大災 9.車輪停止装置を起動する。 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。	車輌大災 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。
-	36	事象発現合意	警報等一式	各部位合意	車輌大災	車輌大災 9.車輪停止装置を起動する。 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。
-	37	事象発現合意	警報等一式	各部位合意	車輌大災	車輌大災 9.車輪停止装置を起動する。 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。
-	38	事象発現合意	警報等一式	各部位合意	車輌大災	車輌大災 9.車輪停止装置を起動する。 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。
-	39	事象発現合意	警報等一式	各部位合意	車輌大災	車輌大災 9.車輪停止装置を起動する。 8.車輪停止装置を起動する。 7.車輪停止装置を起動する。 6.車輪停止装置を起動する。 5.車輪停止装置を起動する。 4.車輪停止装置を起動する。 3.車輪停止装置を起動する。 2.車輪停止装置を起動する。 1.車輪停止装置を起動する。

### 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(別添1)

飯発電所3／4号炉

評価 結果	番号	評価	
		森林火災及び津波の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、滑落、倒壊、落水、電気的影響、難航、アーケシス性、複数性が考えられる。以下に、それぞれの影響について評価する。	○
		<p>・荷重の発生点からは、津波による荷重が考慮される。また、森林火災に伴う熱的影響の考慮が必要となるが、防火帯を設置しておらず、飛び火による熱的影響が発生しても、車両自衛消防隊による活動が可能なため、津波に対して森林火災による熱的影響を考慮する必要はない。</p> <p>・温度の発生点からは、森林火災により、外気取入れ口等の保証的な耐性に影響を及ぼす場合があるが、森林火災で車両自衛消防隊による活動が可能なため、津波に対する影響は考慮する必要はない。</p> <p>・温度面を行っていることと、津波面においては、津波による温度変化について、津波は車両自衛消防隊への侵入を阻止することが可能である200°Cとしていることから影響はない。また、津波を組み合わせたとしても森林火災の津波面平均と変わらない。</p> <p>・津波の発生点からは、森林火災による津波による換気装置の障害が考慮されるが、外気取入れ口に設置された平型フィルタにより、外気取入れ口により一系系統の津波を構築することで、外気取入れ口は空調系以上や備蓄庫等の侵入を阻止することが可能であり影響はない。</p> <p>・津波を組み合わせたとしても、森林火災の津波面平均と変わらない。</p> <p>・津波の発生点からは、津波は津波防護施設により津波に対することはないうことから浸水による可能性はない。また、森林火災を組み合わせたとして津波の初期評価と変わらない。</p> <p>・津波の初期評価からは、森林火災による津波が計算値に優し、端子台等との接触による地盤下からなる絶縁層等による機能影響を生じることが考えられるが、計算値は津波所の外気取入れ口により、平型フィルタにて組合せられたために影響を有していないことから影響はない。また、津波を組み合わせたとしても森林火災の津波面と変わらない。</p> <p>・津波の発生点からは、森林火災による津波の初期評価と変わらない。</p> <p>・津波の初期評価からは、津波が考えられるが、(a)津波はシンクーン及びストンによるシリコンダム部の壁紙が発生しない。また、被災を組み合わせたとしても森林火災の初期評価と変わらない。</p> <p>・津波の初期評価からは、森林火災による津波の初期評価と変わらない。</p> <p>・アーケシス性の発生点からは、森林火災による津波の初期評価と変わらない。</p> <p>・アーケシス性として考慮する必要がある外部車両運搬時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するタンクルーラーによる給油口を開けた際がアーケセスポートの制限が想定されるが、当該作業は影響所の内側へ飛行するため影響はないことから影響はない。</p> <p>・複数性の発生点からは、森林火災による津波の初期評価と変わらない。</p>	
4-4	森林火災 +津波		

## 6条 外部からの衝撃による損傷の防止(別添1)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

番号		評価結果		地盤×津波		地盤×津波		45 地盤×津波		泊発電所3号炉		
4.5	地盤+津波	○	地盤及び津波の組合せが安全施設に及ぼす影響としては、荷重、浸水、アセスメント、地盤及び津波による荷重が考えられる。・荷重の観点からは、地盤及び津波による荷重が考慮される。・浸水の観点からは、津波は津波防護施設により乗り越えられることはないことから浸水による可能性はない。また、地盤を組み合わせたとしても、津波の影響面と変わらない。 ・アクセルガルの觀点からは、地盤により設計せらるる必要がある外、前電源喪失時のディーゼル発電機への燃料供給に使用するクローリーによる燃料油に必要なアーセスメントの問題が生じる。また、津波は津波防護施設により津波を擋することによってないことがから影響はない。 ・観測生地観点からは、地盤により津波や津波の堆積や津波を監視するカメラの視認性の低下を及ぼす可能性がある。しかしながら、監視カメラについては中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、耐震等の代替設備により必要な機能を確保することができる。また、津波を組み合わせたとしても地盤の個別評価と変わらない。	○	地盤 D(I)	荷重 a	地盤 D(I)	荷重 a	地盤 D(I)	荷重 a	地盤 D(I)	荷重 a

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉

(3) 設計上考慮すべき荷重評価における自然現象の組合せ

a. 組合せを検討する自然現象の抽出  
 荷重により安全施設に大きな荷重を与えると考えられる現象は、風（台風）、竜巻、積雪、火山灰、地滑り、地震及び津波である。

このうち、竜巻については、発生頻度が低く、影響範囲が極めて限定的であることから、竜巻による荷重に他の自然現象による荷重を組み合せる必要はない。

また、地滑りに関しては施設への影響が限定期であることから、影響が限定期な施設における荷重の組合せとして(a)で取り扱う。

荷重の組合せを考える自然現象のうち、地震、津波及び火山灰による荷重は、発生頻度が低い偶発荷重であるが、発生すると荷重が大きく安全機能への影響が大きいと考えられることがから、設計用の主荷重として扱う。これに対して、風荷重は、発生頻度が主荷重と比べて高い変動荷重であり、発生する荷重は主荷重と比べて小さいことから、従荷重として扱う。なお、積雪荷重については、大飯発電所は多雪区域であることから、常時積雪荷重が加わることを考慮する。

b. 荷重の性質

主荷重及び従荷重である風荷重の性質を表4.2に示す。荷重の大きさについては、主荷重は従荷重と比較して大きく、主荷重が支配的になる。最大荷重の継続時間については、地震、津波及び風は最大荷重の継続時間が短い。これに対して、火山灰は、一度事象が発生すると、降下物が降り積もって堆積物となり、長時間にわたって荷重が作用するため、最大荷重の継続時間が長い。発生頻度については、主荷重は従荷重と比較して発生頻度が非常に低い。

第4.2 表 主荷重、従荷重の性質

荷重の種類	荷重の大さき	最大荷重の継続時間	発生頻度(年)	第5.4-1表 主荷重、従荷重の性質	
				荷重の種類	荷重の大さき
火山灰	中	長	$(1 \times 10^4)$ (往)	地震	大
地震	大	短	$(10^{-4} \sim 10^{-6})$ (往)	津波	大
津波	大	短	$(10^{-5} \sim 10^{-6})$ (往)	火山の影響	中
風	小	短	$(2 \times 10^{-3})$ (往)	風(台風)	小
(雪)	中	長	$(2 \times 10^{-2})$ (往)	積雪	小

(注1) 発電所運用期間に噴火の可能性がある火山に関して、発電所付近の地質調査で観測された火山灰層は何万年前のものであるから、 $1 \times 10^{-4}$ /年相当とした。  
 (注2) 設置変更可申請書添付書類六「5.5.5.2 離岸論的地震ハザード評価結果」  
 (注3) 設置変更可申請書添付書類六「7.2.7.3 津波ハザード評価結果」  
 (注4) 基準風速が10分間平均風速の50年重现期待値に相当する値。  
 (注5) 垂直積雪量が冬期の最大積雪の50年重现期待値に相当する値。

5.4 詳細評価

プラントへの影響が想定される重量（5.3.3でc, dに分類されたもの）について、第5.3-8表に示した個別検討結果より、抽出された組合せは以下となる。

- ・風（台風）（荷重）×積雪（荷重）×火山の影響（荷重）
- ・風（台風）（荷重）×積雪（荷重）×地震（荷重）
- ・風（台風）（荷重）×積雪（荷重）×津波（荷重）
- ・地震（荷重）×津波（荷重）

このうち、地震、津波及び降下火砕物による荷重は、発生頻度が低い偶発荷重であるが、発生すると荷重が大きく安全機能への影響が大きいと考えられることがから、設計用の主荷重として扱う。これらの主荷重に対し、風（台風）及び積雪は、発生頻度が主荷重と比べて相対的に高いが、荷重は主荷重に比べて小さく安全機能への影響も主荷重に比べて小さいと考えられる。このため、これらについては主荷重と合わせて考慮する、従荷重として扱う。

これらの自然現象の「荷重」の影響モードの特徴として、発生頻度、影響の程度等を第5.4-1表に示す。また、主荷重と従荷重の組合せについて第5.4-2表に示す。

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
 【大阪】記載方針の相違  
 ・女川、泊は6(自然)-別1-102ページにて(2)竜巻を記載し、地滑りを考慮している泊は6(自然)-別1-103ページ(7)地滑りに記載

このうち、地震、津波及び降下火砕物による荷重は、発生頻度が大きいと考えられるが、発生すると荷重が大きく安全機能への影響が大きいとされることがから、設計用の主荷重として扱う。これらの主荷重に対し、風（台風）及び積雪は、発生頻度が主荷重と比べて相対的に高いが、荷重は主荷重に比べて小さいと考えられる。このため、これらについては主荷重と合わせて考慮する、従荷重として扱う。

これらの自然現象の「荷重」の影響モードの特徴として、発生頻度、影響の程度等を第5.4-1表に示す。また、主荷重と従荷重の組合せについて第5.4-2表に示す。

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
 【大阪】記載方針の相違  
 ・評価結果の相違  
 ・火山影響については確定後に反映するが、現在の想定では主荷重が積雪、従荷重が降下火砕物である。

第5.4-1表 主荷重、従荷重の性質				第5.4-1表 主荷重、従荷重の性質	
荷重の種類	荷重の大さき	最大荷重の継続時間	発生頻度(年)		
			荷重の種類	荷重の大さき	
主荷重	地震	大	$10^{-4} \sim 10^{-7}$	地震	大
主荷重	津波	大	$3.0 \times 10^{-6}$	津波	大
従荷重	火山の影響	中	$1.2 \times 10^{-4}$ ~ $10^{-4}$ 年	火山の影響	中
従荷重	風(台風)	小	$1 \times 10^{-2} \sim 10^{-3}$ 年	風(台風)	小
従荷重	積雪	小	$1 \times 10^{-2}$ ~ $10^{-3}$ 年	積雪	小

※1 必要に応じて積和積雪を行うこととしている。

※2 約1万2千年前の津軽花咲海火を考慮。

※3 100年再現期待値

※4 火山の影響及び積雪の組合せでは、積雪が主荷重となる。

※5 100年再現期待値

※6 火山の影響が既存構造物の影響を考慮する。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

大飯発電所3号炉

（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

**第4.3 表 主荷重と風荷重の組合せ**

		主荷重			
		火山灰	地震	津波	主荷重
風	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
風 荷重の大きさ	長+短	短+短	短+短	主荷重	主荷重
	中+小	大+大	大+大	主荷重	主荷重
組合せ	○	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

（注）風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設についてには、組合せを考慮する。

以下、荷重の性質を考慮して、主荷重同士の組合せ及び主荷重、從荷重ある風荷重、常時考慮する積雪荷重の組合せについて検討する。

c. 主荷重同士の組合せについては、從属事象、独立事象である主荷重同士の組合せを考慮する。

#### (a) 地震及び津波

主荷重と火山の組合せとしては、地震と津波には因果関係があるため、地震及び津波を設計上考慮する。

#### (b) 火山及び地震

基準地震動の震源と火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、それぞれ発生頻度が小さいことから組合せを考慮しない。

火山性地震については、火山と敷地とは十分な距離があることから、火山性地震とこれに関連する事象による影響はないないと判断し、地盤と火山の組合せは考慮しない。（設置変更許可申請書添付書類六「5.3.4 その他の地震」参照）

#### (c) 火山及び津波

基準津波の波源と、火山とは十分な距離があることから、独立事象として扱い、それぞれの頻度が十分小さいことから組合せを考慮しない。

火山活動に関する検討結果から想定される津波の規模及び地形的障害を考慮すると、敷地に影響を及ぼすような津波が到達することではなく、火山事象に伴う津波による影響はない」と判断し、津波と火山の組合せは考慮しない。（設置変更許可申請書添付書類六「7.2.2.3 火山現象に起因する津波」参

第5.4-2 表 主荷重と雪荷重の組合せ

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
積雪	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
積雪	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

○：組合せを考慮する ×：組合せを考慮しない

※1 王荷重の時間×主荷重の時間  
※2 王荷重の大きさ×主荷重の大きさ  
※3 王荷重の大きさ×王荷重による荷重  
※4 積雪による安住面積が小さい施設又は積雪荷重の影響が常に作用している荷重に対して小さい施設を除き、組合せを考慮する。  
※5 火山の影響が考慮されない。

第5.4-2 表 主荷重と雪荷重の組合せ

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響	主荷重
風	（台風）	建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
		建築基準法 組合せ	記載なし	記載なし	記載なし
○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	組合せ	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>	○ <sup>(注)</sup>

【大阪】記載方針の相違

・女川審査実績の反映  
（比較のため、6（自然）-別1-102 ページより再掲）

		主荷重			
		地盤	津波	火山の影響</	

照	d. 主荷重、従荷重及び常時考慮する積雪荷重の組合せ	相違理由
	<p>(a) 地震荷重又は津波荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p>地震又は津波と風については、それぞれ最大荷重の継続時間が短く同時に発生する場合を考慮し、主荷重と組み合わせるべき風荷重について検討する。また、常時考慮するとした積雪荷重について、組み合わせるべき積雪荷重を検討する。</p>	<p>① 地震による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて</p> <p>地震と積雪については、地震荷重の継続時間は短いが、積雪荷重の継続時間が長いため組合せを考えし、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる積雪荷重としては、<b>泊発電所</b>は多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用する。</p> <p>その際、組み合わせる積雪荷重としては、建築基準法施行細則によると<b>泊村</b>の垂直積雪量は150cm、敷地付近で観測された月最高深積雪の最大値は189cm（<b>寿都特別地域気象観測所</b>）であることから、189cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>地震と風については、ともに最大荷重の継続時間が短く、同時に発生する確率は低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設について、組み合わせる風速の大きさは、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた<b>大飯部</b>の基準風速32m/sとする。</p> <p>また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法の多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用して、建築基準法施行細則（福井県）に定められた<b>大飯部</b>の垂直積雪量100cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>津波による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて</p> <p>津波と積雪については、積雪荷重の継続時間が長いため組み合わせを考慮し、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる積雪荷重としては、<b>女川原子力発電所</b>は多雪区域ではないため、建築基準法には他の荷重との組合せは定められていない。ただし、発電用原子炉施設の重要性を鑑み、建築基準法の多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用する。</p> <p>その際、組み合わせる積雪荷重としては、建築基準法施行細則によると<b>女川町</b>の垂直積雪量は40cm、敷地付近で観測された月最高深積雪の最大値は43cm（<b>石巻特別地域気象観測所</b>）である。</p>
	<p>(b) 地震荷重又は津波荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せ</p> <p>地震又は津波と風については、それぞれ最大荷重の継続時間が短く同時に発生する確率は低いものの、風荷重の影響が大きいと考えられる。組み合わせる風速の大きさは、<b>女川原子力発電所</b>ではないため、建築基準法施行細則（福井県）に定められた<b>大飯部</b>の基準風速32m/sとする。</p> <p>また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法の多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用して、建築基準法施行細則（福井県）に定められた<b>大飯部</b>の垂直積雪量100cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮する。</p> <p>津波による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて</p> <p>津波と積雪については、積雪荷重の継続時間が長いため組み合わせを考慮し、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる積雪荷重としては、<b>女川原子力発電所</b>は多雪区域ではないため、建築基準法には他の荷重との組合せは定められていない。ただし、発電用原子炉施設の重要性を鑑み、建築基準法の多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用する。</p> <p>その際、組み合わせる積雪荷重としては、建築基準法施行細則によると<b>女川町</b>の垂直積雪量は40cm、敷地付近で観測された月最高深積雪の最大値は43cm（<b>石巻特別地域気象観測所</b>）である。</p>	<p>② 地震による荷重と積雪荷重及び風荷重の組合せについて</p> <p>津波と積雪については、積雪荷重の継続時間が長いため組み合わせを考慮し、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる積雪荷重としては、<b>女川原子力発電所</b>は多雪区域ではないため、建築基準法には他の荷重との組合せは定められていない。ただし、発電用原子炉施設の重要性を鑑み、建築基準法の多雪区域における地震荷重と積雪荷重の組合せを適用する。</p> <p>その際、組み合わせる積雪荷重としては、建築基準法施行細則によると<b>女川町</b>の垂直積雪量は40cm、敷地付近で観測された月最高深積雪の最大値は43cm（<b>石巻特別地域気象観測所</b>）である。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表		泊発電所 3号炉	相違理由
女川原子力発電所 2号炉	合わせる風速の大きさは、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に定められた基準風速 30m/s とする。  (b) 火山灰による荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せ 火山灰と風については、火山灰による荷重の継続時間が他の主荷重と比較して長いため、組合せを考えし、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。 組み合わせるべき荷重について、建築基準法の多雪区域において、風荷重と積雪荷重を設定する。	合わせる風速の大きさは、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に定められた基準風速 36m/s とする。  (③) 火山の影響による荷重と風荷重及び積雪荷重の組合せについて火山の影響と積雪及び風の組合せについては、荷重が同時に発生する場合を考慮するものとし、このうち風荷重については、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。	【大飯、女川】 設計基準値の相違 【女川】 設計基準値の相違 【大飯】 記載表現の相違 ・立地の相違 【女川】 記載表現の相違 ・立地の相違 【大飯】 設計方針の相違 ・建物は建築基準法に基づく垂直積雪量を組み合わせているが、女川は建物堆積量に基づき、主事象と副事象の考え方を基に設定し、火山の影響を主荷重、積雪を從荷重として組み合わせる。
大飯発電所 3／4号炉	風荷重については、平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1454 号に定められた大飯郡の基準風速 32m/s とする。  また、當時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量 100cm を考慮する。  なお、組み合わせるべき荷重と従荷重である風荷重による荷重を考慮する。	組み合わせるべき荷重のうち、風荷重については、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に定められた女川町において適用される風速とする。  また、積雪荷重指針・同解説(2015)に示される荷重の組み合わせの考え方として建築物荷重指針・同解説(2015)の最大値と、従たる作用（副事象）の任意地点の値（平均値）の和として組み合わせを考慮するものであり、火山の影響による荷重は積雪荷重に対する大きさであることから、主事象とし、積雪を副事象として扱う。副事象として想定する積雪荷重は「平均値」を適用することから、石巻地域における年最大積雪深の平均値 17cm (観測期間 1962 年～2017 年) を適用することとする（詳細は「補足資料 20. 降下火碎物と積雪荷重との組合せについて」のとおり）。	組み合わせるべき荷重のうち、風荷重については、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に定められた泊村（古宇郡）において適用される風速とする。  また、副事象である降下火碎物による荷重は、積雪荷重のように平均値を求めることが困難であるため、副事象として考慮する場合は、基準降下火碎物堆積量の設定において想定する噴火規模から 1 段階下げた噴火規模を 1 段階下げた場合、降下火碎物堆積量は 10 分の 1 になることから基準降下火碎物堆積量の層厚 20cm の 10 分の 1 である層厚 2 cm による荷重を想定する（詳細は「補足資料 21. 降下火碎物と積雪荷重との組合せについて」のとおり）。

以上の主荷重と従荷重である風荷重の組合せの検討内容について整理した結果を第 4.3 表に示す。

(女川、泊は 6(自然)-別 1-100 ページに記載)

第 4.3 表 主荷重と風荷重の組合せ

		主荷重		
		火山灰	地震	津波
風	建築基準法	記載なし	記載なし	記載なし
	維持時間	長+短	短+短	短+短
荷重の大きさ	中+小	大+小	大+小	大+小
組合せ	○	○(註)	○(註)	○(註)

(注)風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。

(4) 影響が限定的な施設における荷重の組合せ

泊発電所 3号炉	大飯発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
			【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映（泊も地滑りを考慮しており、6(自然)-別1-103ページの(7)地滑りに記載）
地滑りの影響を受ける施設は限定的であり、大飯発電所では安全施設を防護する地滑り防護施設が対象となる。堰堤、火塗、風（台風）、積雪及び地滑りの荷重の組合せは、地震、火山の組合せを考慮する自然現象のうち、地滑り、地震及び火山灰による荷重は発生頻度が低い偶発荷重であり、発生すると荷重が比較的大きいことから主荷重として扱うが、三者はそれぞれ独立事象であるから、地滑りと地震、地滑りと火山灰の荷重の組合せを考える必要はない。一方、風荷重は発生頻度が主荷重に比べて高い変動荷重であることから、従荷重として扱い主荷重との組合せを考慮する。また、大飯発電所は多雪区域であるため、常時積雪地滑りと風については、同時に発生する確率は低いものの、組合せを考慮し、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる風速の大きさは、平成12年5月31日 建設省告示第1464号に定められた大飯郡の基準風速32m/sとする。 また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量100cmを考慮する。	(5)まとめ 大飯発電所において想定される自然現象を網羅的に組み合わせ、安全施設へ及ぼす影響について評価した。	(4)まとめ 女川原子力発電所において想定される自然現象を網羅的に抽出した上で、設計上考慮する必要がある事象を選定し、さらにそれらの事象の重量の要否について検討を行った。	【大飯】記載表現の相違 プラント名稱の相違
地滑りの影響を受ける施設は限定的であり、大飯発電所では安全施設を防護する地滑り防護施設が対象となる。堰堤、火塗、風（台風）、積雪及び地滑りの荷重の組合せは、地震、火山の組合せを考慮する自然現象のうち、地滑り、地震及び火山灰による荷重は発生頻度が低い偶発荷重であり、発生すると荷重が比較的大きいことから主荷重として扱うが、三者はそれぞれ独立事象であるから、地滑りと地震、地滑りと火山灰の荷重の組合せを考える必要はない。一方、風荷重は発生頻度が主荷重に比べて高い変動荷重であることから、従荷重として扱い主荷重との組合せを考慮する。また、大飯発電所は多雪区域であるため、常時積雪地滑りと風については、同時に発生する確率は低いものの、組合せを考慮し、施設の形状、配置により適切に組み合わせる。組み合わせる風速の大きさは、平成12年5月31日 建設省告示第1464号に定められた大飯郡の基準風速32m/sとする。 また、常時考慮すべき積雪荷重については、建築基準法施行細則（福井県）に定められた大飯郡の垂直積雪量100cmを考慮する。	(5)まとめ 大飯発電所において想定される自然現象を網羅的に組み合わせ、安全施設へ及ぼす影響について評価した。	(4)まとめ 女川原子力発電所において想定される自然現象を網羅的に抽出した上で、設計上考慮する必要がある事象を選定し、さらにそれらの事象の重量の要否について検討を行った。	【大飯】記載表現の相違 プラント名稱の相違

(6)まとめ  
大飯発電所において想定される自然現象を網羅的に組み合わせ、安全施設へ及ぼす影響について評価した。

評価の結果、組み合わせた事象がプラントに及ぼす荷重以外の影響については、個別の事象の設計に包絡される、事象の組合せが起り得ない、又は、それぞれの事象の影響が打ち消し合う事象については、重量事象としての扱いは行わないこととした。

荷重の組合せにおいては地震、津波、風及び積雪の組合せ、火山灰、風及び積雪の組合せを考慮する。また、影響が限的な施設への組合せとしては地滑り、風及び積雪の組合せを考慮する。  
ただし、荷重の組合せによる影響は、「第四条 地震による損傷の防止」又は「第五条 津波による損傷の防止」の条項において、地震又は津波と組み合わせる大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃は、風又は積雪による荷重を考慮する。組み合わせに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。

具体的には、風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重、津波荷重又は火山の影響（降下火砕物による荷重）に対して大きい構造、形状及び仕様の施設において組み合わせを考慮する。積雪荷重については、積雪による受圧面積が小さい施設又は積雪荷重の影響が常時作用している荷重に対して小さい施設を除き組み合せを考慮する。

ただし、荷重の組合せによる影響は、「第四条 地震による損傷の防止」又は「第五条 津波による損傷の防止」の条項において、地震又は津波と組み合わせる大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により作用する衝撃は、風又は積雪による荷重を考慮する。組み合わせに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。

具体的には、風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重、津波荷重又は火山の影響（降下火砕物による荷重）に対して大きい構造、形状及び仕様の施設において組み合わせを考慮する。積雪荷重については、積雪による受圧面積が小さい施設又は積雪荷重の影響が常時作用している荷重に対して小さい施設を除き組み合せを考慮する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

6条 外部からの衝撃による損傷の防止（別添1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性 比較表	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉
女川原子力発電所 2号炉	<p>荷重の影響モードをもつ自然現象の組合せについては、主荷重同士については津波と地震、主荷重と従荷重の組合せについては、地震と積雪と風（台風）、津波と積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）と積雪の組合せを設備の構造等を踏まえて適切に考慮する。</p> <p>5.4.1 アクセス性・視認性について          自然現象が安全施設に及ぼす影響としては、荷重だけでなく、アクセス性及び視認性に対する影響も考えられることから、これらの観点についても影響を評価する。          アクセス性及び視認性の観点からの影響評価結果を以下に示す。</p> <p><u>アクセス性への影響確認結果</u>          設計基準においては、屋内施設と屋内での対応により事象収束が可能であることから、自然現象による屋外のアクセス性への影響については考慮する必要がない。</p> <p><u>視認性への影響確認結果</u>          視認性の観点からは、降水等により中央制御室外の状況や津波を監視するカメラの視認性の低下を及ぼす可能性がある。          中央制御室外の状況や津波を監視するカメラについては、降水等による視認性の低下や、巻等による機能損失の可能性がある。カメラは位置的分散が図られているものの、重量を考慮した場合には全てのカメラに期待できない状況も考えられる。          その場合にも、中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができることから、自然現象による視認性への影響については考慮する必要がない。</p>	<p>荷重の影響モードをもつ自然現象の組合せについては、主荷重同士については津波と地震、主荷重と従荷重の組合せについては、地震と積雪と風（台風）、津波と積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）と積雪の組合せを設備の構造等を踏まえて適切に考慮する。</p> <p>5.4.1 アクセス性・視認性について          自然現象が安全施設に及ぼす影響としては、荷重だけでなく、アクセス性及び視認性に対する影響も考えられることから、これらの観点についても影響を評価する。          アクセス性及び視認性の観点からの影響評価結果を以下に示す。</p> <p><u>アクセス性への影響確認結果</u>          設計基準においては、屋内施設と屋内での対応により事象収束が可能であることから、自然現象による屋外のアクセス性への影響については考慮する必要がない。</p> <p><u>視認性への影響確認結果</u>          視認性の観点からは、降水等により中央制御室外の状況や津波を監視するカメラの視認性の低下を及ぼす可能性がある。          中央制御室外の状況や津波を監視するカメラについては、降水等による視認性の低下や、巻等による機能損失の可能性がある。カメラは位置的分散が図られているものの、重量を考慮した場合にはすべてのカメラに期待できない状況も考えられる。          その場合にも、中央制御室に設置する気象情報を出力する端末、潮位計等の代替設備により必要な機能を確保することができることから、自然現象による視認性への影響については考慮する必要がない。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違      ・女川蓄電池の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
大飯発電所 3／4号炉			

泊発電所 3号炉	大飯発電所 3／4号炉	相違理由
<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>組合せを検討する11事象それぞれについて、考えられる原子炉施設に与える影響を整理し、荷重、温度、閉塞、浸水、電気的影響、腐食、摩耗、アクセス性及び視認性を選定した。</p> <p>各事象について、それらを組み合わせた場合に原子炉施設に対して影響が増長すると考えられる主な影響について整理し、組み合わせる際に評価する影響を第5.4-3表にまとめた。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>荷重としては、風圧力による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>なお、閉塞については、台風襲来後、発電所前面海域に流木等が漂着することがあるが、原子炉補機冷却海水設備は除塵装置（ベーススクリーン、トラベリングスクリーン）により塵芥を除去する設計としている。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>荷重としては、風圧力等による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>温度としては、屋外機器内の流体の凍結に伴う閉塞による機能喪失が想定される。</p> <p>アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>なお、竜巻と組み合わせる場合には、竜巻発生前ににおける車両の退避において凍結の影響を受けることが考えられるが、<b>冬タイマー</b>の使用により車両の退避は可能である。</p> <p>(4) 降水</p> <p>浸水としては、電気的影響による施設の機能喪失が想定される。そのため、電気的影響は浸水に包含される。また、降下火砕物と組み合わせる場合には、降下火砕物の固結による排水口等の閉塞に伴う浸水が想定される。視認性としては、監視カメラの視界低下が想定される。</p> <p>なお、腐食については、進展が遅いため十分な管理が可能である。</p> <p>(5) 積雪</p> <p>荷重としては、積雪による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。視認性としては、監視カメラの視界低下が想定される。</p>	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>組合せを検討する12事象それぞれについて、考えられる原子炉施設に与える影響を整理し、荷重、温度、閉塞、浸水、電気的影響、腐食、摩耗、アクセス性及び視認性を選定した。</p> <p>各事象について、それらを組み合わせた場合に原子炉施設に対して影響が増幅すると考えられる主な影響について整理し、組み合わせる際に評価する影響を第5.4-3表にまとめた。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>荷重としては、風圧力による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>なお、閉塞については、台風襲来後、発電所前面海域に流木等が漂着することがあるが、原子炉補機冷却海水設備は除塵装置（ベーススクリーン、トラベリングスクリーン）により塵芥を除去する設計としている。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>荷重としては、風圧力等による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>温度としては、屋外機器内の流体の凍結に伴う閉塞による機能喪失が想定される。</p> <p>アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>なお、竜巻と組み合わせる場合には、竜巻発生前ににおける車両の退避において凍結の影響を受けることが考えられるが、<b>冬タイマー</b>の使用により車両の退避は可能である。</p> <p>(4) 降水</p> <p>浸水としては、電気的影響による施設の機能喪失が想定される。そのため、電気的影響は浸水に包含される。また、降下火砕物と組み合わせる場合には、降下火砕物の固結による排水口等の閉塞に伴う浸水が想定される。視認性としては、監視カメラの視界低下が想定される。</p> <p>なお、腐食については、進展が遅いため十分な管理が可能である。</p> <p>(5) 積雪</p> <p>荷重としては、積雪による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。視認性としては、監視カメラの視界低下が想定される。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地盤を選定していることによる事業敷地の相違</p> <p>【大阪】運用の相違 ・泊では冬季に冬タイマーを使用するためタイマーは使用しない、</p>

6条 外埠からの新規による損傷の件数(別添1)

相違理由	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
され。	され。	され。	相違
なお、巻と組み合わせる場合には、巻発生前における車両の退避において積雪の影響を受けることが考えられるが、 <b>タイヤの使用により車両の退避は可能である。</b> また、吸引込みに伴う閉塞については、 <b>非常用ディーゼル発電機の吸気口等、地表からの高さを確保している。</b>	【女川】 運用の相違 ・泊では冬季に冬タイヤを使用するためタイヤチエーンは使用しない 【女川】 設備名称の相違	なお、巻と組み合わせる場合には、巻発生前における車両の退避において積雪の影響を受けることが考えられるが、 <b>冬タイヤの使用により車両の退避は可能である。</b> また、吸引込みに伴う閉塞については、 <b>ディーゼル発電機の吸気口等、地表からの高さを確保している。</b>	【女川】 運用の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮している。 ・地滑りの影響モードは荷重であることから、(7)火山の影響を参照した。 【女川】 設備名称の相違
(6) 落雷 電気的影響としては、落雷による設備の損傷及び電磁的影響が想定される。	(6) 落雷 電気的影響としては、落雷による施設の損傷及び電磁的影響が想定される。	(7) 地滑り 荷重としては、地滑りによる施設の損傷が想定される。	(7) 地滑り 荷重としては、地滑りによる火山の影響
(7) 火山の影響 荷重としては、降下火砕物の堆積による施設の損傷が想定される。閉塞としては、降下火砕物による <b>非常用換気空調系及び取水設備等の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤に降下火砕物が侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じ機械影響を及ぼすことが想定される。腐食としては、降下火砕物の付着による屋外施設の機能喪失が想定される。摩耗としては、降下火砕物の <b>非常用ディーゼル機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。	(7) 火山の影響 荷重としては、降下火砕物の堆積による施設の損傷が想定される。閉塞としては、降下火砕物による <b>非常用換気空調系及び取水設備等の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤に降下火砕物が侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じ機械影響を及ぼすことが想定される。腐食としては、降下火砕物の付着による屋外施設の機能喪失が想定される。摩耗としては、降下火砕物の <b>非常用ディーゼル機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。	(8) 火山の影響 荷重としては、降下火砕物による施設の損傷が想定される。閉塞としては、降下火砕物による <b>非常用換気空調設備及び取水設備等の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤に降下火砕物が侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じ機械影響を及ぼすことが想定される。腐食としては、降下火砕物の付着による屋外施設の機能喪失が想定される。摩耗としては、降下火砕物の <b>非常用ディーゼル機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。	(8) 火山の影響 荷重としては、降下火砕物による施設の損傷が想定される。閉塞としては、降下火砕物による <b>非常用換気空調設備及び取水設備等の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤に降下火砕物が侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じ機械影響を及ぼすことが想定される。腐食としては、降下火砕物の付着による屋外施設の機能喪失が想定される。摩耗としては、降下火砕物の <b>非常用ディーゼル機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。
(8) 生物学的事象 閉塞としては、 <b>巻発生前における原子炉補機冷却海水設備の機能喪失が想定される。</b> 電気的影響としては、小動物の屋外設置の端子箱への侵入により短絡等が生じることが想定される。	(8) 生物学的事象 閉塞としては、 <b>巻発生前における原子炉補機冷却海水設備の機能喪失が想定される。</b> 電気的影響としては、小動物の屋外設置の端子箱への侵入により短絡等が生じることが想定される。	(9) 森林火災 温度としては、森林火災によりコンクリート構造物の耐性に影響を及ぼすことが想定される。閉塞としては、 <b>ばい煙による換気空調系の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤にばい煙が侵入し、端子台等との接触による絶縁低下から短絡等が生じることが想定される。摩耗としては、 <b>ばい煙のディーゼル発電機機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。	(9) 森林火災 温度としては、森林火災によりコンクリート構造物の耐性に影響を及ぼすことが想定される。閉塞としては、 <b>ばい煙による換気空調設備の閉塞が想定される。</b> 電気的影響としては、電源盤にばい煙が侵入し、端子台等との接觸による絶縁低下から短絡等が生じることが想定される。摩耗としては、 <b>ばい煙のディーゼル発電機機関吸気への侵入によるシリンドラ部の摩耗が想定される。</b> アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(参考1)	女川原子力発電所2号炉	女川原子力発電所3号炉	女川原子力発電所3号炉	
	<p>(10) 地震</p> <p>荷重としては、地震による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。また、竜巻と組み合わせる場合には、竜巻発生前ににおける車両の退避において退避ルートが影響を受けることが想定される。視認性としては、振動による監視カメラの視界低下が想定される。</p> <p>(11) 津波</p> <p>荷重としては、津波による施設の損傷が想定される。浸水としては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達することはないことから、敷地が浸水に至る可能性はない。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>また、竜巻と組み合わせる場合、竜巻発生前における車両の退避においては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により退避ルートに選択することはないことから影響はない。</p>	<p>(11) 地震</p> <p>荷重としては、地震による施設の損傷が想定される。浸水としては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達することはないことから、敷地が浸水に至る可能性はない。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>また、竜巻と組み合わせる場合、竜巻発生前における車両の退避においては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により退避ルートに選択することはないことから影響はない。</p> <p>(12) 津波</p> <p>荷重としては、津波による施設の損傷が想定される。浸水としては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達することはないことから、敷地が浸水に至る可能性はない。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。</p> <p>また、竜巻と組み合わせる場合、竜巻発生前における車両の退避においては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により退避ルートに選択することはないことから影響はない。</p>	<p>【女川、大飯】 被害所名の相違</p>	

荷重としては、津波による施設の損傷が想定される。アクセス性としては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により敷地内に到達することはないことから、敷地が浸水に至る可能性はない。アクセス性としては、設計として考慮する必要がある屋外作業がないことから影響はない。

また、竜巻と組み合わせる場合、竜巻発生前における車両の退避においては、基準津波は津波防護施設及び浸水防止設備により退避ルートに選択することはないことから影響はない。

別表1 大飯発電所において想定される自然現象とプラントに及ぼす影響									
第5.4-3表 女川原子力発電所において想定される自然現象とプラントに及ぼす影響									
プラントにおいて想定される自然現象とプラントに及ぼす影響									
荷重	温度	湿度	霧塞	浸水	電気的影響	腐食	消耗	アクセス性	視認性
(風)	○	-	-	-	-	-	-	○	-
風(台風)	○	-	-	-	-	-	-	○	-
竜巻	○	-	-	-	-	-	-	○	-
凍結	-	○	○	-	-	-	-	○	-
降水	-	-	-	○	-	-	-	○	-
積雪	○	-	-	-	○	-	-	○	-
落雷	-	-	-	○	-	-	-	○	-
火山の影響	○	-	-	○	○	○	-	○	○
生物学的事象	-	-	-	○	-	-	-	○	-
森林火災	-	○	-	○	○	-	-	○	○
地殻	○	-	-	○	-	-	-	○	-
津波	○	-	-	○	-	-	-	○	-

第5.4-3表 泊発電所において想定される自然現象とプラントに及ぼす影響									
プラントにおいて想定される自然現象とプラントに及ぼす影響									
荷重	温度	湿度	霧塞	浸水	電気的影響	腐食	消耗	アクセス性	視認性
(風)	○	-	-	-	-	-	-	○	-
風(台風)	○	-	-	-	-	-	-	○	-
竜巻	○	-	-	-	-	-	-	○	-
凍結	-	○	○	-	-	-	-	○	-
降水	-	-	-	○	-	-	-	○	-
積雪	○	-	-	-	○	-	-	○	-
落雷	-	-	-	○	-	-	-	○	-
火山の影響	○	-	-	○	○	○	-	○	○
生物学的事象	-	-	-	○	-	-	-	○	-
森林火災	-	○	-	○	○	-	-	○	○
地殻	○	-	-	○	-	-	-	○	-
津波	○	-	-	○	-	-	-	○	-

○：影響を考慮する　-：影響を考慮しない  
 ※1 屋外作業用脚立や脚場は、脚立底面により塵芥を除去する設計をしている。  
 ※2 浸水による機器の動作は、漏水により遮断される。  
 ※3 通水が速いため、十分な管路が寸限ある。  
 ※4 ディーゼル発電機の吸気口等、底部からの高さを確保している。

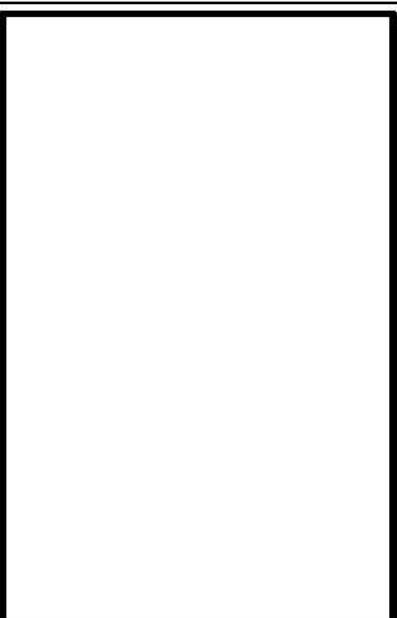
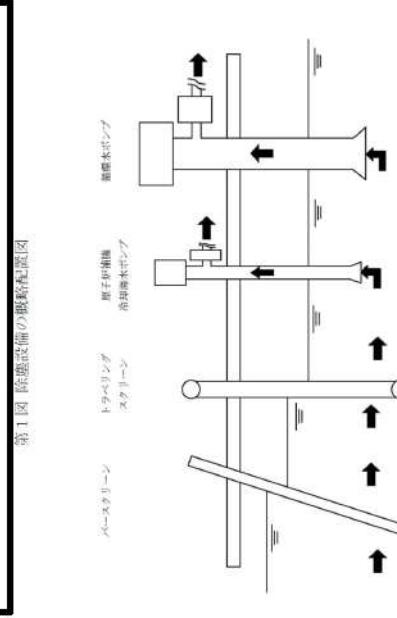
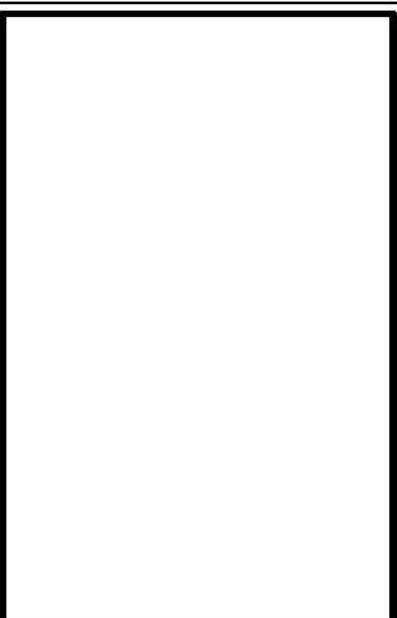
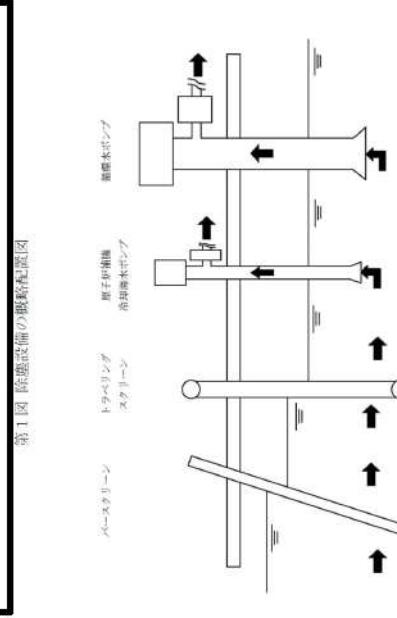
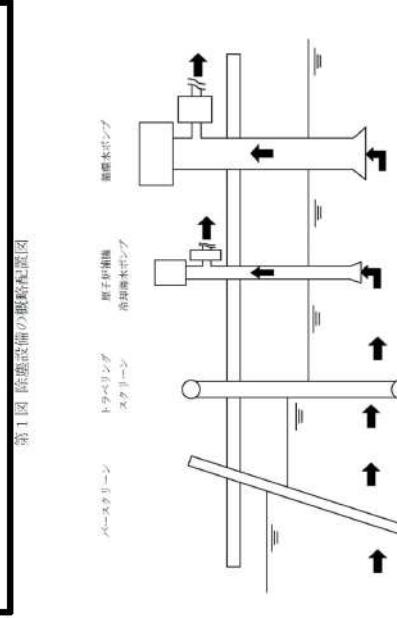
【女川】  
設備名称の相違

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉
1. 生物学的事象に対する考慮について	生物学的事象に対する考慮について	生物学的事象に対する考慮について	生物学的事象に対する考慮について
<p>1.はじめに  <b>大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉</b>において想定される生物学的事象として、クラゲの襲来や小動物の侵入等が挙げられるが、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性があるものとして、海生生物であるクラゲ等の発生による原子炉補機冷却海水系等の取水への影響が考えられる。</p> <p>本資料では、クラゲの襲来に対する防護対策の状況を示す。なお、小動物の侵入に対しては、屋内施設設備は、建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより防止められる。</p> <p>2. クラゲの襲来による施設への影響</p> <p>(1) <b>クラゲの襲来による施設への影響</b>          発電所の取水口付近のクラゲは、海水ポンプや循環水ポンプの取水に伴う海水の流れにより、取水口へ流入し、海水ポンプや循環水ポンプへの塵芥流入を防止するための除塵装置(バースクリーン、トラベリングスクリーン)で捕獲される。</p> <p>除塵能力を超える多量の海生生物等が除塵装置に流入した場合、スクリーン前後の水位差が大きくなり、海水ポンプの取水機能への影響が懸念される。</p> <p>また、過去の事例として、クラゲの襲来による循環水ポンプの取水機能への影響が懸念される。</p> <p>なお、大飯 3、4 号炉を含め、当社の全原子力発電所において、クラゲの襲来によりプラント停止に至った事例や、海水ポンプの取水性能に影響を及ぼした事例は生じていない。</p> <p>(2) 対策の概要          大飯 3、4 号炉では、クラゲ防止網によるクラゲの除塵装置への流入防止、固定式バースクリーン、レーキ付バースクリーン、ロータリースクリーンによる流入クラゲの捕獲及び除去を実施している。</p> <p>また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、原子炉出力降下操作及び原子炉手動スクラムの手順を整備している。</p>	<p>1.はじめに  <b>女川原子力発電所 2 号炉</b>において想定される生物学的事象は、海生生物であるクラゲ等の発生や小動物の侵入等が挙げられるが、<b>発電用原子炉施設の安全性能に影響を与える可能性があるものとして、海生生物であるクラゲ等の発生による原子炉補機冷却海水系等の取水への影響が考えられる。</b></p> <p>本資料では、海生生物の発生に対する防護対策の状況を示す。なお、小動物の侵入に対しては、屋内施設設備は、建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより防止められる。</p> <p>2. 海生生物の発生による施設への影響</p> <p>(1) <b>海水ボンプ</b>による施設への影響          発電所の取水口付近の海生生物等は、原子炉補機冷却海水ポンプ等(以下、「海水ボンプ」という。)の取水に伴う海水の流れにより、取水口へ流入し、海水ボンプへの塵芥流入を防止するための除塵装置(バースクリーン、トラベリングスクリーン)で捕獲される。</p> <p>除塵能力を超える多量の海生生物等が除塵装置に流入した場合、スクリーン前後の水位差が大きくなり、海水ボンプの取水機能への影響が懸念される。</p> <p>なお、女川 2 号炉においては、クラゲ等の海生生物の襲来による発電機の出力を抑制した事例、プラント停止に至った事例、海水ボンプの取水性能に影響を及ぼした事例は生じていない。</p> <p>3. 対策の概要          女川 2 号炉では、バースクリーン、トラベリングスクリーンによる流入クラゲの捕獲及び除去を実施している。</p> <p>また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、発電機出力の抑制及び発電機停止の手順を整備している。</p>	<p>1.はじめに  <b>泊発電所 3 号炉</b>において想定される生物学的事象は、海生生物であるクラゲ等の発生や小動物の侵入等が挙げられるが、<b>発電用原子炉施設の安全性能に影響を与える可能性があるものとして、海生生物であるクラゲ等の発生による原子炉補機冷却海水系等の取水への影響が考えられる。</b></p> <p>本資料では、海生生物の発生に対する防護対策の状況を示す。なお、小動物の侵入に対しては、屋内施設設備は、建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより防止められる。</p> <p>2. 海生生物の発生による施設への影響</p> <p>(1) <b>海水ボンプ</b>による施設への影響          発電所の取水口付近の海生生物等は、原子炉補機冷却海水ポンプ等(以下、「海水ボンプ」という。)の取水に伴う海水の流れにより、取水口へ流入し、海水ボンプへの塵芥流入を防止するための除塵装置(バースクリーン、トラベリングスクリーン)で捕獲される。</p> <p>除塵能力を超える多量の海生生物等が除塵装置に流入した場合、スクリーン前後の水位差が大きくなり、海水ボンプの取水機能への影響が懸念される。</p> <p>なお、泊 3 号炉においては、クラゲ等の海生生物の襲来による発電機の出力を抑制した事例、プラント停止に至った事例、海水ボンプの取水性能に影響を及ぼした事例は生じていない。</p> <p>3. 対策の概要          泊 3 号炉では、バースクリーン、トラベリングスクリーンによる流入クラゲの捕獲及び除去を実施している。</p> <p>また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、発電機出力の抑制及び発電機停止の手順を整備している。</p>	<p>1.はじめに  <b>女川原子力発電所 3 号炉</b>において想定される生物学的事象は、海生生物であるクラゲ等の発生や小動物の侵入等が挙げられるが、<b>発電用原子炉施設の安全性能に影響を与える可能性があるものとして、海生生物であるクラゲ等の発生による原子炉補機冷却海水系等の取水への影響が考えられる。</b></p> <p>本資料では、海生生物の発生に対する防護対策の状況を示す。なお、小動物の侵入に対しては、屋内施設設備は、建屋止水処置により、屋外施設は、端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより防止められる。</p> <p>2. 海生生物の発生による施設への影響</p> <p>(1) <b>海水ボンプ</b>による施設への影響          発電所の取水口付近の海生生物等は、原子炉補機冷却海水ポンプ等(以下、「海水ボンプ」という。)の取水に伴う海水の流れにより、取水口へ流入し、海水ボンプへの塵芥流入を防止するための除塵装置(バースクリーン、トラベリングスクリーン)で捕獲される。</p> <p>除塵能力を超える多量の海生生物等が除塵装置に流入した場合、スクリーン前後の水位差が大きくなり、海水ボンプの取水機能への影響が懸念される。</p> <p>なお、泊 3 号炉においては、クラゲ等の海生生物の襲来による発電機の出力を抑制した事例、プラント停止に至った事例、海水ボンプの取水性能に影響を及ぼした事例は生じていない。</p> <p>3. 対策の概要          泊 3 号炉では、バースクリーン、トラベリングスクリーンによる流入クラゲの捕獲及び除去を実施している。</p> <p>また、運転手順として、循環水ポンプの取水機能へ影響が生じる場合は、必要に応じ循環水ポンプの翼開度調整、発電機出力の抑制及び発電機停止の手順を整備している。</p>
<p>1.3 設備対策</p> <p>(1) 概要  <b>大飯発電所</b>に設置している除塵装置の概略配置図を第 1 図に示し、設備の断面図を第 2 図に示す。</p>	<p>(1) 概要（概略図）  <b>女川原子力発電所</b>に設置している除塵装置の概略配置図を第 1 図に示し、設備の断面図を第 2 図に示す。</p>	<p>(1) 概要（概略図）  <b>泊発電所</b>に設置している除塵装置の概略配置図を第 1 図に示し、設備の断面図を第 2 図に示す。</p>	<p>(1) 概要（概略図）  <b>女川原子力発電所</b>に設置している除塵装置の概略配置図を第 1 図に示し、設備の断面図を第 2 図に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>女川原子力発電所 2号炉</b></p> <p>クラゲの捕獲に伴いスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、<b>レーキ付バースクリーン及びローダリースクリーン</b>が自動起動し、捕獲されたクラゲを除去する。</p>  <p>図1 除塵設備の概略配置図</p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p>クラゲ等の海生生物の捕獲に伴いトラベリングスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、トラベリングスクリーンが自動起動し、捕獲されたクラゲ等の海生生物を除去する。</p>  <p>図2 除塵設備の概略配置図</p>	<p><b>女川原子力発電所 3号炉</b></p> <p>クラゲ等の海生生物の捕獲に伴いトラベリングスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、トラベリングスクリーンが自動起動し、捕獲されたクラゲ等の海生生物を除去する。</p> <p>仕組みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>  <p>第1図 除塵設備の概略配置図</p>
<p><b>大飯発電所 3／4号炉</b></p> <p>クラゲの捕獲に伴いスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、<b>レーキ付バースクリーン及びローダリースクリーン</b>が自動起動し、捕獲されたクラゲを除去する。</p>  <p>図1 除塵設備の概略配置図</p>	<p><b>大飯発電所 3／4号炉</b></p> <p>クラゲの捕獲に伴いスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、<b>レーキ付バースクリーン及びローダリースクリーン</b>が自動起動し、捕獲されたクラゲを除去する。</p>  <p>図2 除塵設備の概略配置図</p>	<p><b>大飯発電所 3号炉</b></p> <p>クラゲ等の海生生物の捕獲に伴いトラベリングスクリーン前後に水位差が生じ、水位差が一定以上に大きくなると、トラベリングスクリーンが自動起動し、捕獲されたクラゲ等の海生生物を除去する。</p> <p>仕組みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>  <p>第1図 除塵設備の概略配置図</p>

**【女川】記載方針の相違**  
 ・大阪審査実績の反映

**【大阪】記載方針の相違**  
 ・立地位置、除塵装置での処理状況等を踏まえて設置不要

**【女川】記載方針の相違**  
 ・該当設備なし

**【大阪】記載方針の相違**  
 ・泊に該当設備なし

**【女川】記載方針の相違**  
 ・立地位置、除塵装置での処理状況等を踏まえて設置不要

**【大阪】記載方針の相違**  
 ・泊に該当設備なし

**【女川】記載方針の相違**  
 ・立地位置、除塵装置での処理状況等を踏まえて設置不要

**【大阪】記載方針の相違**  
 ・立地位置、除塵装置での処理状況等を踏まえて設置不要

**【女川】記載方針の相違**  
 ・立地位置、除塵装置での処理状況等を踏まえて設置不要

②固定式ベースクリーン  
 「目的」大きな塵芥を除去する。  
 「仕様」(海水ポンプ室・循環水ポンプ室) バービッチ 200mm  
 「運用」巡回点検で目視確認し、大型のゴミが捕獲されれば回収している。  
 牢固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

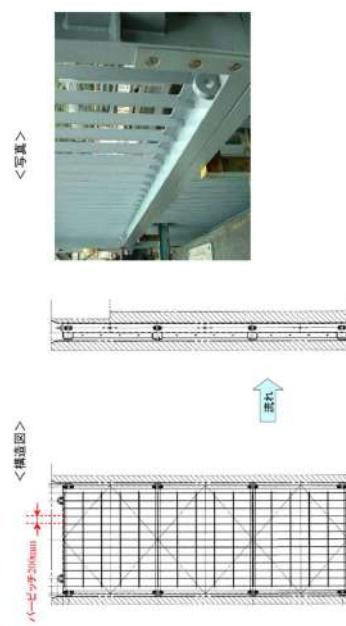


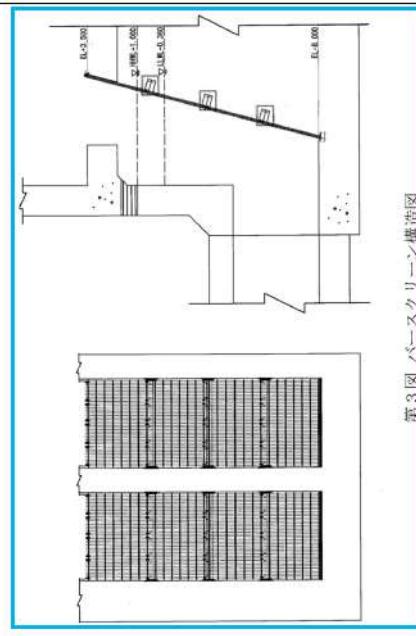
図4 固定式ベースクリーン構造図(海水ポンプ室)

③レーキ付ベースクリーン  
 「目的」固定式ベースクリーンを通してしたクラゲを捕獲し、回収する。  
 「仕様」(海水ポンプ室) バービッチ 39mm 除塵能力 120ton/h・台  
 設置台数: 6台(3号炉、4号炉各3台)  
 保護装置: トルクリミッタ(169kgf・m)  
 シャービング破断(230kgf・m)  
 (循環水ポンプ室) バービッチ 49mm 除塵能力 150ton/h・台  
 設置台数: 8台(3号炉、4号炉各4台)

図3 クラゲ防止網の配置図及び構造図

## ①ベースクリーン

「目的」大きな塵芥を除去する。  
 「仕様」(取水ピットスクリーン室) バービッチ: 100mm  
 「運用」巡回点検で目視確認し、大型のゴミが捕獲されれば回収している。



第3図 ベースクリーン構造図

【大阪】設備方針の相違  
 ・泊に該当設備なし

【女川】記載方針の相違  
 ・大阪審査実績の反映

【大阪】設備名称の相違

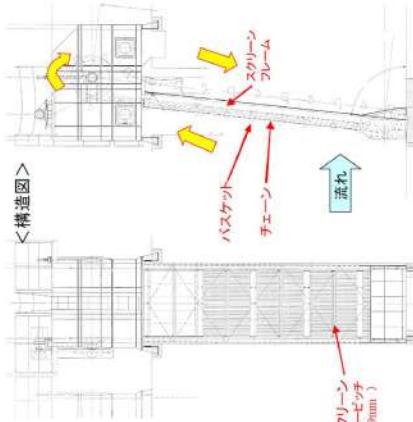
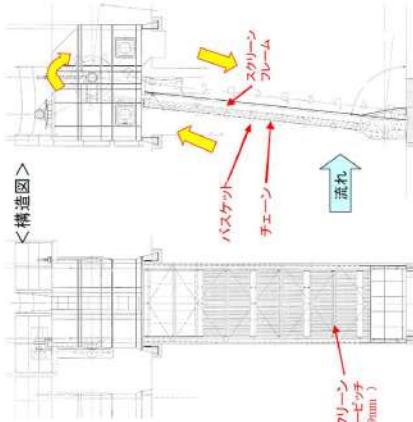
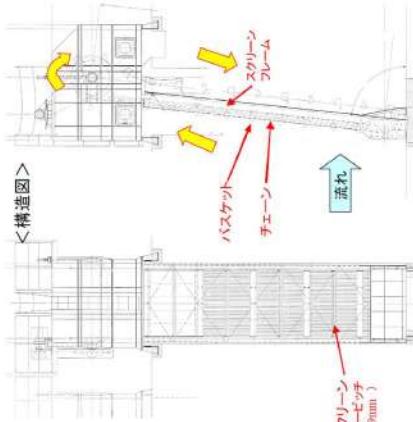
【大阪】設計方針の相違  
 ・設置場所及び仕様の相違

【大阪】設備方針の相違  
 ・泊に同様の設備は設置していない

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
<p>保護装置：トルクリミッタ (1100kgf·m)          シャービン破断 (1430kgf·m)          【機能】スクリーン前後の水位差が 200mm (海水ポンプ室)、400mm (循環水ポンプ室)になると自動起動し、捕獲されたクラグを除去する。</p>  <p>&lt;構造図&gt;</p> <p>バスケット チェーン スクリーン (ハーフチ 39mm)</p> <p>流れ</p> <p>図 5 レーキ付ベーススクリーン構造図 (海水ポンプ室)</p>	<p>保護装置：トルクリミッタ (1100kgf·m)          シャービン破断 (1430kgf·m)          【機能】スクリーン前後の水位差が 200mm (海水ポンプ室)、400mm (循環水ポンプ室)になると自動起動し、捕獲されたクラグを除去する。</p>  <p>&lt;構造図&gt;</p> <p>バスケット チェーン スクリーン (ハーフチ 39mm)</p> <p>流れ</p> <p>図 5 レーキ付ベーススクリーン構造図 (海水ポンプ室)</p>	<p>保護装置：トルクリミッタ (1100kgf·m)          シャービン破断 (1430kgf·m)          【機能】スクリーン前後の水位差が 200mm (海水ポンプ室)、400mm (循環水ポンプ室)になると自動起動し、捕獲されたクラグを除去する。</p>  <p>&lt;構造図&gt;</p> <p>バスケット チェーン スクリーン (ハーフチ 39mm)</p> <p>流れ</p> <p>図 5 レーキ付ベーススクリーン構造図 (海水ポンプ室)</p>	<p>【女川】記載方針の相違          ・大阪審査実績の反映</p> <p>②トラベリングスクリーン          【目的】ベーススクリーンを通じたクラグ等の海生生物を捕獲し、回収する。          【大飯】設備名称の相違          【大飯】設計方針の相違          ・設置場所及び仕様の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違          ・大阪審査実績の反映</p> <p>④ロータリースクリーン          【目的】固定式ベーススクリーン、レーキ付ベーススクリーンを通じたクラグ等を捕獲し、回収する。          【仕様】(海水ポンプ室)メッシュ：6mm 除塵能力：9ton/h・台          設置台数：6 台 (3号炉 4号炉各 3 台)          保護装置：トルクリミッタ (538kgf·m)          シャービン破断 (731kgf·m)          (循環水ポンプ室)メッシュ：6mm 除塵能力：100ton/h・台</p> <p>【女川】記載方針の相違          ・大阪審査実績の反映</p> <p>②トラベリングスクリーン          【目的】ベーススクリーンを通じたクラグ等の海生生物を捕獲し、回収する。          【大飯】設備名称の相違          【大飯】設計方針の相違          ・設置場所及び仕様の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違          ・大阪審査実績の反映</p> <p>④ロータリースクリーン          【目的】固定式ベーススクリーン、レーキ付ベーススクリーンを通じたクラグ等を捕獲し、回収する。          【仕様】(海水ポンプ室)メッシュ：6mm 除塵能力：9ton/h・台          設置台数：6 台 (3号炉 4号炉各 3 台)          保護装置：トルクリミッタ (538kgf·m)          シャービン破断 (731kgf·m)          (循環水ポンプ室)メッシュ：6mm 除塵能力：100ton/h・台</p>

#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3／4号炉

設置台数：8台(3号炉、4号炉各4台)  
 保護装置：トルクリミッタ(2600kgf·m)、  
 シャーピン破断(3380kgf·m)

【機能】スクリーン前後の水位差が200mm(海水ポンプ室)、400mm(循環水ポンプ室)になると自動起動し、捕獲されたクラゲを除去する。

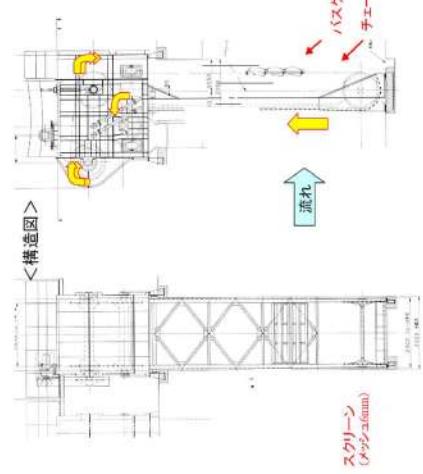


図7 ロータリースクリーン動作イメージ (海水ポンプ室)

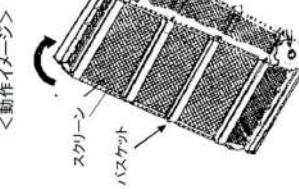


図8 ロータリースクリーン動作イメージ (海水ポンプ室)

#### 4. 運転操作

- 4.1 運転操作  
 クラゲ襲来時の運転操作については、以下の内容を運転基準に定め運用している。  
 ・クラゲの襲来により、除塵装置のスクリーン前後の水位差が、各スクリーンの自動起動水位差となれば、スクリーンの起動状況を確認する。  
 ・海水ポンプ室除塵装置のスクリーン前後の水位差がさらに大きくなれば、ポンプの切り替え等により、ポンプの機能維持を図る。

#### 4. 運転操作

- 4.2 運転操作  
 海生生物の発生時の運転操作については、以下の内容を運転基準に定め運用している。  
 ○塵芥激増により、トラベリングスクリーン前後の水位差が、自動起動水位差となれば、トラベリングスクリーンの起動状況を確認する。

#### 【大飯】運用の相違

【女川】記載方針の相違  
 ・大飯審査実績の反映

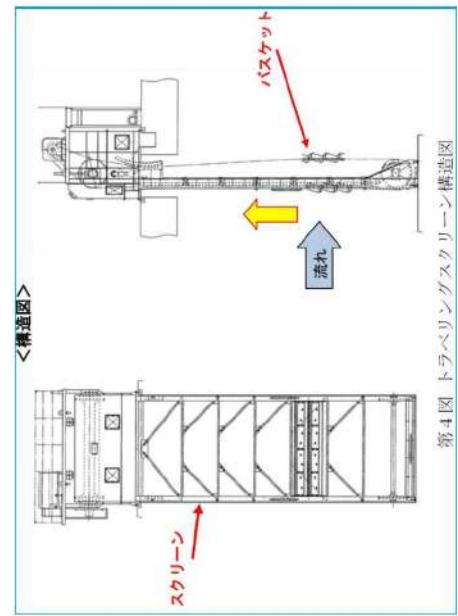


図4 トラベリングスクリーン構造図

#### 【大飯】運用の相違

- 4.3 運転操作  
 【大飯】記載表現の相違  
 ・大飯審査実績の反映

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>泊発電所 3号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>大飯発電所 3／4号炉</p>	<p>循環水ポンプ室除塵装置のスクリーン前後の水位差による取水量の調整を行なう。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>スクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難なれば、ユニット停止(発電停止)し、循環水ポンプを停止する。</p> <p>なお、大飯3、4号炉では、クラゲの襲来による影響により発電機の出力を抑制した事例が、過去に数件発生しているが、大飯3、4号炉を含め、当社の全原子力発電所において、クラゲの襲来によりユニット停止に至った事例は生じていない。</p> <p>事故時操作所則の定めている手順を図9に示す。</p>	<p>循環水ポンプ室除塵装置のスクリーン前後の水位差を確認し、水位差がさらに大きくなれば循環水ポンプの翼開度を徐々に減少させ取水量の調整を行う。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>○トラベリングスクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難で、復水器真空度低下がタービントリップ設定値に至る可能性がある場合は原子炉を手動スクランムする。</p>	<p>○トラベリングスクリーン前後の水位差を確認し、水位差がさらに大きくなれば循環水ポンプの翼開度を徐々に減少させ取水量の調整を行う。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>○トラベリングスクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難となれば、ユニット停止(発電停止)し、循環水ポンプを停止する。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・大飯はクラゲの襲来による発電機の電気出力を抑制した事例を記載          【女川】記載方針の相違          ・大飯審査課の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・大飯はクラゲの襲来による発電機の電気出力を抑制した事例を記載          【女川】記載方針の相違          ・大飯審査課の反映</p>
<p>泊発電所 3号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>大飯発電所 3／4号炉</p>	<p>循環水ポンプ室除塵装置のスクリーン前後の水位差による取水量の調整を行なう。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>スクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難なれば、ユニット停止(発電停止)し、循環水ポンプを停止する。</p>	<p>○トラベリングスクリーン前後の水位差を確認し、水位差がさらに大きくなれば循環水ポンプの翼開度を徐々に減少させ取水量の調整を行う。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>○トラベリングスクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難となれば、ユニット停止(発電停止)し、循環水ポンプを停止する。</p>	<p>○トラベリングスクリーン前後の水位差を確認し、水位差がさらに大きくなれば循環水ポンプの翼開度を徐々に減少させ取水量の調整を行う。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。</p> <p>○トラベリングスクリーン水位差による循環水ポンプの運転継続が困難となれば、ユニット停止(発電停止)し、循環水ポンプを停止する。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・大飯はクラゲの襲来による発電機の電気出力を抑制した事例を記載          【女川】記載方針の相違          ・大飯審査課の反映</p> <p>【大飯】記載方針の相違          ・大飯はクラゲの襲来による発電機の電気出力を抑制した事例を記載          【女川】記載方針の相違          ・大飯審査課の反映</p>

\* トラベリングスクリーン前後の水位差による取水量の調整を行なう。それに伴い、復水器真空度が基準値を下回らないよう、必要に応じて発電機の出力を抑制する。

事故時操作所則の定めている手順を図9に示す。

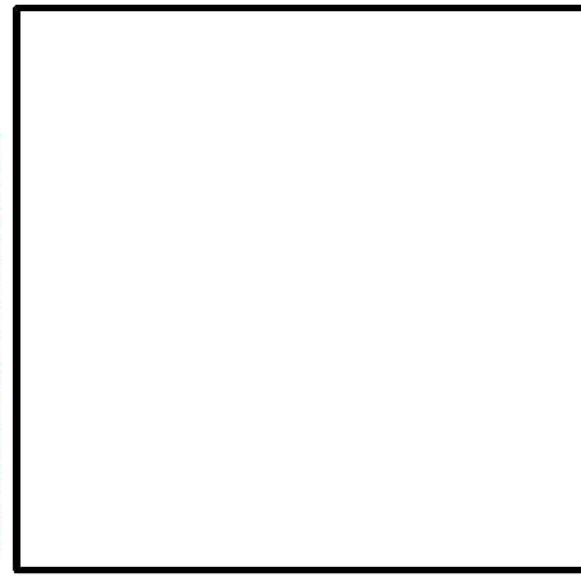


図9 クラゲ襲来時の運転手順

付録5の範囲は概要にかかる事項のため、公開できません。

第5図 海生生物・塵芥等の襲来時の対応フロー

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>1.5 貝等の海生物の対応</b></p> <p>海水ポンプ装置では捕獲、除去できない貝等の海生物についても、以下の対策により施設への影響を防止している。</p> <p><b>(1) 海水系統</b></p> <p>海水ポンプで取水された海水中の海生物については、<b>海水ストレーナ</b>により捕獲することで、原子炉補機冷却水冷却器等への海生物の侵入を防止している。また、海水電解装置による海生物の付着、繁殖を防止している。</p> <p>更に、原子炉補機冷却水冷却器等は、定期的に開放点検、清掃を実施し、性能維持を図っている。</p>	<p>5. 貝等の海生物について 除塵装置では捕獲、除去できない貝等の海生物についても、以下の対策により施設への影響を防止している。</p> <p><b>(1) 海水ストレーナ</b></p> <p>海水ポンプで取水された海水中の海生物については、海水ポンプ下流に設置した<b>海水ストレーナ</b>（第2図）により捕獲することで、原子炉補機冷却水系熱交換器等への海生物の侵入を防止している。また、海水電解装置により海生物の付着、繁殖を防止している。</p> <p>また、海水を冷却水として用いている原子炉補機冷却水冷却器等は定期的に開放点検、清掃を実施し、性能維持を図っている。</p>	<p>5. 貝等の海生物について 除塵装置では捕獲、除去できない貝等の海生物についても、以下 の対策により施設への影響を防止している。</p> <p><b>(1) 海水ストレーナ</b></p> <p>海水ポンプで取水された海水中の海生物については、海水ポンプ下流に設置した<b>原子炉補機冷却水ポンプ出ロストレーナ</b>（第6図）により捕獲することで、原子炉補機冷却水冷却器等への海生物の侵入を防止している。また、海水電解装置により海生物の付着、繁殖を防止している。</p> <p>また、海水を冷却水として用いている原子炉補機冷却水冷却器等は定期的に開放点検、清掃を実施し、性能維持を図っている。</p>
<p><b>女川原子力発電所2号炉</b></p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>
<p><b>【女川】記載方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯審査実績の反映 (女川は第2回に記載)</li> </ul>	<p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名稱の相違</li> </ul>	<p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名稱の相違</li> </ul>

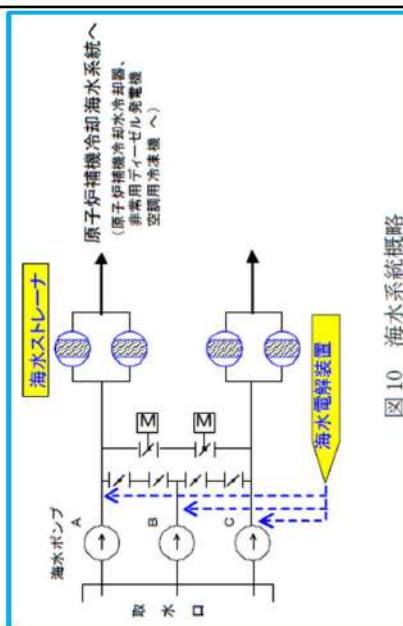
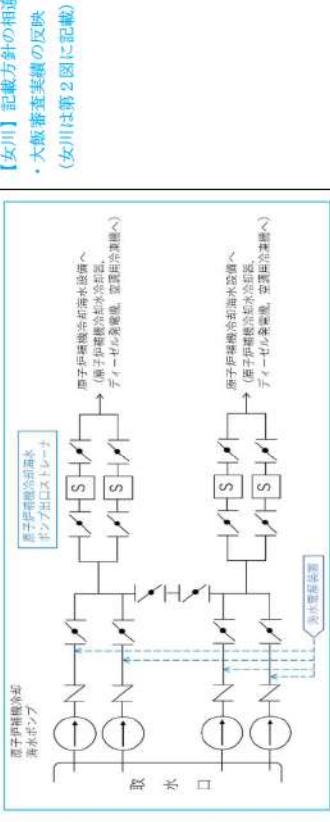


図 10 海水系統概略

- ①**海水ストレーナ**
- ・海水中に含まれる海生物等の固形物を除去する。
  - ・海水ポンプ供給母管に各系統2基、並列で設置している。(1基で100%通水容量を有している)
  - ・ストレーナの差圧が許容値以上になれば、ストレーナの切替え、逆洗を実施し、捕獲した海生物を除去する。
  - ・こし筒穴径 : 8mm  
(伝熱管内径・原子炉補機冷却水冷却器 : 16.6mm  
・非常用ディーゼル発電機  
空気冷却器 : 10.83mm  
淡水冷却器 : 13.6mm  
潤滑油冷却器 : 13.6mm  
燃料弁冷却水冷却器 : 13.6mm  
空調用冷凍機(凝縮器) : 14.1mm(最小流路幅))
  - ・空調用冷凍機 : 15.78mm(最小流路幅)



第6図 原子炉補機冷却海水設備概略

- ①**原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ**
- ・海水ストレーナの反映
  - ・大飯審査実績の反映  
(女川は第2回に記載)
- 【女川】記載方針の相違
- ・設備名稱の相違
- 【大飯】記載表現の相違
- ・設備名稱の相違
- 【大飯】記載表現の相違
- ・設備名稱の相違
- 【女川】記載方針の相違
- ・大飯審査実績の反映  
(女川は第2回に記載)

- ②**設計方針の相違**
- ・プラント設計の相違による仕様の相違

女川原子力発電所 2号炉  
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

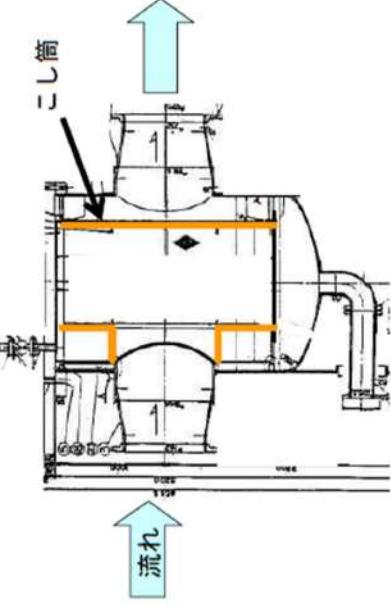


図 11 海水ストレーナ構造図

(2) 循環水系統

循環水ポンプで取水された海水中の海生物については、復水器連続除員装置により復水器伝熱管への海生物の侵入を防止している。また、復水器細管洗浄装置により細管に付着した海生物を除去している。

更に、復水器は定期的に開放点検、清掃を実施し、機能維持を行っている。

(2) 循環水系統

循環水ポンプで取水された海水中の海生物については、復水器連続除員装置により復水器伝熱管への海生物の侵入を防止している。また、復水器細管洗浄装置により細管に付着した海生物を除去している。

更に、復水器は定期的に開放点検、清掃を実施し、機能維持を行っている。

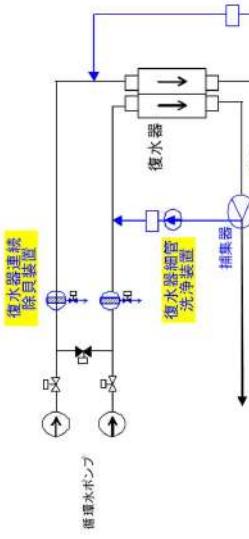
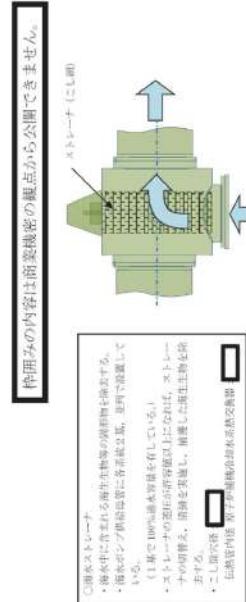
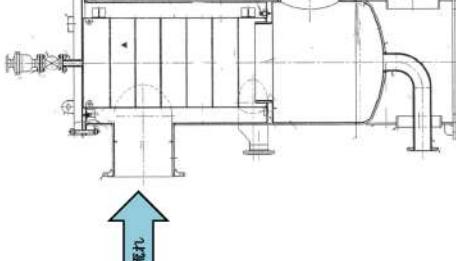


図 12 循環水系統概略



第2図 海水ストレーナ構造図

相違理由



第7図 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ構造図

②海水電解装置

海水を電気分解し殺菌力のある次亜塩素酸ナトリウムを発生させ、海水ヘッダへ注入し、クーラー伝熱管への海生物の付着、繁殖を防止する。

$$\text{NaCl} + \text{H}_2\text{O} \rightarrow \text{NaClO} + \text{H}_2$$

次亜塩素酸ナトリウム

【女川】記載方針の相違

・海水電解装置の反映  
・大飯審査実績の反映

【大飯】記載表現の相違  
・海水電解装置の反映  
・大飯審査実績の反映

【女川】記載方針の相違

・設備の相違

【女川】設備の相違

・設備名の相違

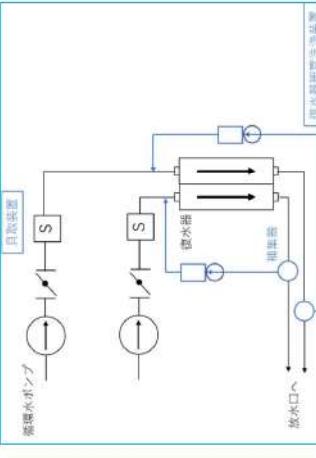
【女川】記載表現の相違

・設備名の相違

【女川】記載表現の相違

・設備名の相違

第8図 循環水設備概略



## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

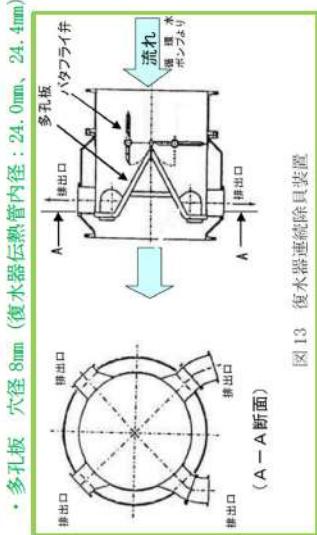
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 大飯発電所3／4号炉

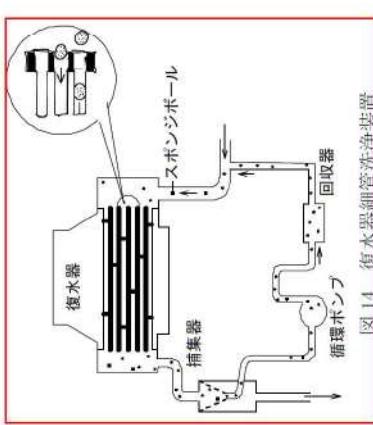
##### ①復水器連続除貝装置

- 循環水ポンプで取水された海水中に含まれる海生物等の固形物をフィルターで捕集、除去する。
- 捕獲された固形物は、入口のバタフライ弁の角度を変化させることによりフィルター表面の海水の旋回渦流を生じさせ、フィルターにより除去し、排水口から排出する。
- 多孔板穴径 8mm (復水器伝熱管内径 : 24.0mm、24.4mm)



##### ②復水器細管洗浄装置

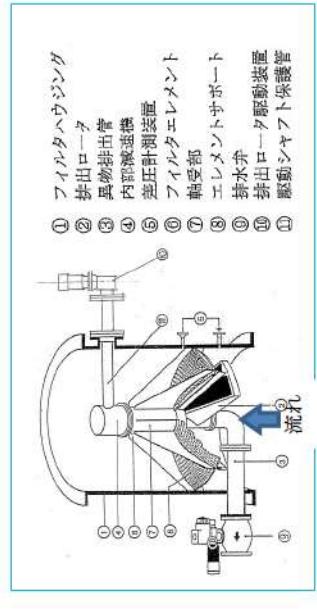
- 復水器運転中において、海水中へスポンジボールを注入してボーラー循環により復水器伝熱管内面に付着した海生物等を除去する。



#### 女川原子力発電所2号炉

##### ①貝取装置

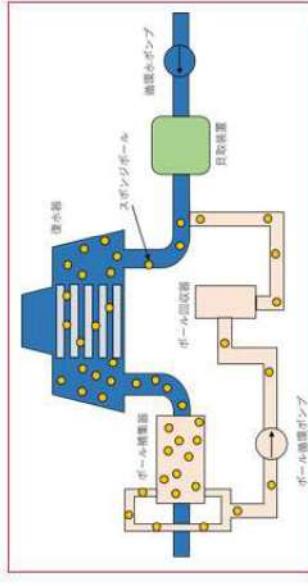
- 循環水ポンプで取水された海水中に含まれる海生物等の固形物をフィルタエレメントで捕集、除去する。
- 捕獲された固形物は、排出ロータの回転動作を行い、異物排出流を保った状態で発生する逆水流によりフィルタエレメントに堆積した冷却水中の固形物をエレメントより浮上させ、排水口から排出する。



第9図 貝取装置

##### ②復水器細管洗浄装置

- 復水器運転中において、海水中へスポンジボールを注入してボーラー循環により復水器伝熱管内面に付着した海生物等を除去する。



第10図 復水器細管洗浄装置

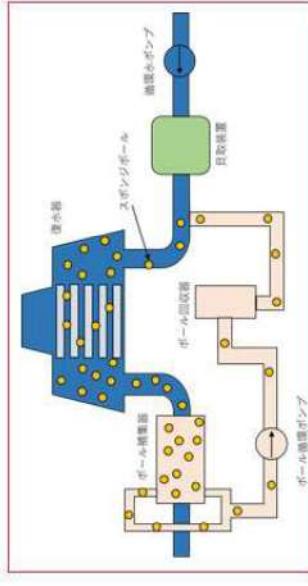
#### 泊発電所3号炉

##### ①貝取装置

- 【女川】記載方針の相違  
・大飯審査実績の反映
- 【大飯】記載表現の相違

- 循環水ポンプで取水された海水中に含まれる海生物等の固形物をフィルタエレメントで捕集、除去する。
- 捕獲された固形物は、排出ロータの回転動作を行い、異物排出流を保った状態で発生する逆水流によりフィルタエレメントに堆積した冷却水中の固形物をエレメントより浮上させ、排水口から排出する。

- 【女川】記載方針の相違  
・大飯審査実績の反映
- 【大飯】記載表現の相違



第11図 復水器細管洗浄装置

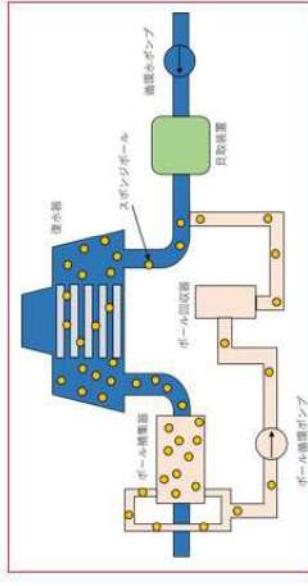
#### 女川原子力発電所3号炉

##### ①貝取装置

- 【女川】記載方針の相違  
・大飯審査実績の反映
- 【大飯】記載表現の相違

- 循環水ポンプで取水された海水中に含まれる海生物等の固形物をフィルタエレメントで捕集、除去する。
- 捕獲された固形物は、排出ロータの回転動作を行い、異物排出流を保った状態で発生する逆水流によりフィルタエレメントに堆積した冷却水中の固形物をエレメントより浮上させ、排水口から排出する。

- 【女川】記載方針の相違  
・大飯審査実績の反映
- 【大飯】記載表現の相違



第12図 復水器細管洗浄装置

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

1.6 まとめ ○大飯発電所3号炉及び4号炉において、安全施設へ影響を考慮すべき生物学的影響として、クラゲの襲来による海水ポンプ、循環水ポンプの取水機能への影響が挙げられる。 ○クラゲの襲来に対して、以下の設備対策、運転手順を整備し、発電所の安全確保を図っている。	女川原子力発電所2号炉 6.まとめ ○女川原子力発電所2号炉において、安全施設へ影響を考慮すべき生物学的影響として、海生生物であるクラゲの発生による海水ポンプの取水機能への影響が挙げられる。 ○海生生物の発生に対して、以下の設備対策、運転手順を整備し、発電所の安全確保を図っている。  (設備対策) ・バースクリーン、トラベリングスクリーンによりクラゲの海生生物を捕獲、除去することで、海水ポンプ及び循環水ポンプの取水機能を維持する。	泊発電所3号炉 6.まとめ ○泊発電所3号炉において、安全施設へ影響を考慮すべき生物学的影響として、海生生物であるクラゲの発生による海水ポンプの取水機能への影響が挙げられる。 ○海生生物の発生に対して、以下の設備対策、運転手順を整備し、発電所の安全確保を図っている。  (設備対策) ・バースクリーン、トラベリングスクリーンによりクラゲの海生生物を捕獲、除去することで、海水ポンプ及び循環水ポンプの取水機能を維持する。	泊発電所3号炉 6.まとめ ○泊発電所3号炉において、安全施設へ影響を考慮すべき生物学的影響として、海生生物であるクラゲの発生による海水ポンプの取水機能への影響が挙げられる。 ○海生生物の発生に対して、以下の設備対策、運転手順を整備し、発電所の安全確保を図っている。  (設備対策) ・バースクリーン、トラベリングスクリーンによりクラゲの海生生物を捕獲、除去することで、海水ポンプ及び循環水ポンプの取水機能を維持する。

以上

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

2. 航空機落下確率評価について 【に基づく再評価結果について】	女川原子力発電所 2号炉 航空機落下確率評価について	補足資料2 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率について」 に基づく評価結果について	泊発電所 3号炉 航空機落下確率評価について	補足資料2 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率について」 に基づく評価結果について
	女川原子力発電所 3号炉 航空機落下確率評価について 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。	女川原子力発電所 3号炉 航空機落下確率評価について 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。	女川原子力発電所 2号炉 航空機落下確率評価について 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。	女川原子力発電所 3号炉 航空機落下確率評価について 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。 【大版】記載表現の相違 ・記載箇所及び評価結果に記載されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率」である。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料 1）

<p>大飯発電所 3／4 号炉</p> <p>女川原子力発電所 2 号炉</p>	<p>注 1 : 発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、発電所と空港の距離より短いため、評価対象とした。（添付資料 1）</p> <p>注 2 : 発電所周辺に存在する航空路と各発電所との距離が、それぞれの航空路の幅より短い場合は、評価対象とした。（添付資料 2）</p> <p>注 3 : 自衛隊の訓練空域が存在しない。（添付資料 3）</p> <p>注 4 : 基地一訓練空域間の往復の想定範囲内にない。（添付資料 3）</p> <p>注 5 : 女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外。（添付 1）</p> <p>注 6 : 女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。（添付 1）</p> <p>評価時に使用した事故データの集計期間（平成 3 年 1 月～平成 22 年 12 月）以降においても、女川原子力発電所周辺の訓練空域における自衛隊機又は米軍機による訓練空域内の訓練中に発電所又はその周辺への落下事故は発生していない、また、女川原子力発電所周辺の訓練空域における訓練回数に変更是ない。</p> <p>注 7 : 女川原子力発電所の近傍に、基地一訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。（添付 1）</p>	<p>泊発電所 3 号炉</p> <p>泊発電所 3 号炉</p>	<p>注 1 : 泊発電所は、札幌空港及び新千歳空港からの最大離着陸地点以遠に位置するため対象外。（添付 1）</p> <p>注 2 : 泊発電所上空に航空路は存在しない。（添付 2）</p> <p>注 3 : 泊発電所の上空は自衛隊機の訓練空域である。また、発電所は米軍機の基地一訓練空域間の往復の想定範囲内にない。（添付 2）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載表現の相違      【女川】プラント名称及び立地の相違</p> <p>【大阪、女川】立地の相違      • 泊は最大離着陸地点以遠に位置し、発電所の上空に航空路がないことから計器飛行方式民間航空機の落下事故評価は対象外としている</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 (回/年)      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 (飛行回/年)      A : 原子炉施設の標的面積 (km<sup>2</sup>)      W : 航空路幅 (km)  <math>f_c = G_c H_c</math> : 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 (回)      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 (飛行回・km)</p>	<p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 (回/年)      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 (飛行回/年)      A : 原子炉施設の標的面積 (km<sup>2</sup>)      W : 航空路幅 (km)  <math>f_c = G_c H_c</math> : 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 (回)      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 (飛行回・km)</p>	<p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 (回/年)      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 (飛行回/年)      A : 原子炉施設の標的面積 (km<sup>2</sup>)      W : 航空路幅 (km)  <math>f_c = G_c H_c</math> : 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 (回)      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 (飛行回・km)</p>	<p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 (回/年)      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 (飛行回/年)      A : 原子炉施設の標的面積 (km<sup>2</sup>)      W : 航空路幅 (km)  <math>f_c = G_c H_c</math> : 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 (回)      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 (飛行回・km)</p>	<p>2. 評価に用いた数値</p> <p>(1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故（航空路を巡航中の落下事故）</p> $P_c = f_c \cdot N_c \cdot A / W$ $P_c = \frac{f_c \cdot N_c \cdot A}{W}$ <p>P<sub>c</sub> : 対象施設への巡航中の航空機落下確率 (回/年)      N<sub>c</sub> : 評価対象とする航空路等の年間飛行回数 (飛行回/年)      A : 原子炉施設の標的面積 (km<sup>2</sup>)      W : 航空路幅 (km)  <math>f_c = G_c H_c</math> : 単位飛行距離当たりの巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))      G<sub>c</sub> : 巡航中事故件数 (回)      H<sub>c</sub> : 延べ飛行距離 (飛行回・km)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>3. 表 計器飛行方式民間航空機の落下事故率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発電所名</th> <th colspan="2">対象施設</th> <th colspan="2">対象航空路</th> <th colspan="2">発電所名</th> <th colspan="2">対象施設</th> <th colspan="2">対象航空路</th> </tr> <tr> <th>発電所名</th> <th>及び号炉</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>3, 4 号炉</td> <td>大飯発電所</td> <td>3, 4 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> </tr> <tr> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>RNAV 経路</td> <td>Y18 (FUSOH - MIYAZU)</td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N<sub>c</sub> [回]</td> <td></td> <td>Y384 (MENOU - ROKKO)</td> <td>Y18 : 8, 030</td> <td>N<sub>c</sub> [回]</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A [回]</td> <td></td> <td>Y384 ; 3, 285</td> <td>0, 0103</td> <td>A [回]</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W [m]</td> <td></td> <td></td> <td>0, 0103</td> <td>W [m]</td> <td></td> <td>(H24年データ)</td> <td></td> <td>0, 01</td> <td></td> <td>0, 01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f<sub>c</sub> [m<sup>-1</sup>]</td> <td></td> <td></td> <td>18, 52</td> <td>f<sub>c</sub> [m<sup>-1</sup>]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G<sub>c</sub></td> <td></td> <td>0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> <td>G<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> <td>0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H<sub>c</sub></td> <td></td> <td>3, 24 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> <td>H<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3, 58 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> <td>3, 58 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>P<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名	及び号炉	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	大飯発電所	3, 4 号炉	大飯発電所	3, 4 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	バラメータ		対象航空路		RNAV 経路	Y18 (FUSOH - MIYAZU)	対象航空路		対象航空路		対象航空路		対象航空路		N <sub>c</sub> [回]		Y384 (MENOU - ROKKO)	Y18 : 8, 030	N <sub>c</sub> [回]		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		A [回]		Y384 ; 3, 285	0, 0103	A [回]		182, 5		182, 5		182, 5		W [m]			0, 0103	W [m]		(H24年データ)		0, 01		0, 01		f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]			18, 52	f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]				27		27		G <sub>c</sub>		0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10 <sup>-11</sup>		G <sub>c</sub>				0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		H <sub>c</sub>		3, 24 × 10 <sup>-10</sup>		H <sub>c</sub>				3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		P <sub>c</sub>				P <sub>c</sub>								<p>3. 表 計器飛行方式民間航空機の落下事故率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発電所名</th> <th colspan="2">対象施設</th> <th colspan="2">対象航空路</th> <th colspan="2">発電所名</th> <th colspan="2">対象施設</th> <th colspan="2">対象航空路</th> </tr> <tr> <th>発電所名</th> <th>及び号炉</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> <th>対象航空路</th> <th>発電所名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>3, 4 号炉</td> <td>大飯発電所</td> <td>3, 4 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> <td>女川原子力発電所</td> <td>2 号炉</td> </tr> <tr> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> <td>バラメータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>RNAV 経路</td> <td>Y18 (FUSOH - MIYAZU)</td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> <td>対象航空路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N<sub>c</sub> [回]</td> <td></td> <td>Y384 (MENOU - ROKKO)</td> <td>Y18 : 8, 030</td> <td>N<sub>c</sub> [回]</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> <td>MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A [回]</td> <td></td> <td>Y384 ; 3, 285</td> <td>0, 0103</td> <td>A [回]</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> <td>182, 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W [m]</td> <td></td> <td></td> <td>0, 0103</td> <td>W [m]</td> <td></td> <td>(H24年データ)</td> <td></td> <td>0, 01</td> <td></td> <td>0, 01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f<sub>c</sub> [m<sup>-1</sup>]</td> <td></td> <td></td> <td>18, 52</td> <td>f<sub>c</sub> [m<sup>-1</sup>]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G<sub>c</sub></td> <td></td> <td>0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> <td>G<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> <td>0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10<sup>-11</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H<sub>c</sub></td> <td></td> <td>3, 24 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> <td>H<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3, 58 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> <td>3, 58 × 10<sup>-10</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>P<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>P<sub>c</sub></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名	及び号炉	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	大飯発電所	3, 4 号炉	大飯発電所	3, 4 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	バラメータ		対象航空路		RNAV 経路	Y18 (FUSOH - MIYAZU)	対象航空路		対象航空路		対象航空路		対象航空路		N <sub>c</sub> [回]		Y384 (MENOU - ROKKO)	Y18 : 8, 030	N <sub>c</sub> [回]		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		A [回]		Y384 ; 3, 285	0, 0103	A [回]		182, 5		182, 5		182, 5		W [m]			0, 0103	W [m]		(H24年データ)		0, 01		0, 01		f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]			18, 52	f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]				27		27		G <sub>c</sub>		0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10 <sup>-11</sup>		G <sub>c</sub>				0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		H <sub>c</sub>		3, 24 × 10 <sup>-10</sup>		H <sub>c</sub>				3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		P <sub>c</sub>				P <sub>c</sub>								<p>注 1 : 女川原子力発電所周辺の航空路図 (AIP エンルートチャート) による。(添付 2)</p> <p>注 2 : 国土交通省航空局への問い合わせ結果を 365 倍した値。(添付 3)</p> <p>注 3 : 原子炉格納容器や安全系の機器等が含まれる原子炉周辺建屋、海水ポンプエリア等の水平断面積の合計値が、大飯発電所 3, 4 号炉については、0, 0103km<sup>2</sup>であり、この面積を標的面積とした。(添付資料 5)</p> <p>注 4 : 「航空路等設定基準」による。</p> <p>注 5 : 事故件数は、平成 3 年～平成 22 年の間で 0 件であるため、保守的 0.5 件と仮定した。延べ飛行距離は、平成 4 年～平成 23 年の「航空輸送統計年報、第 1 表 総括表、1. 輸送実績」における運航キロメートルの国内の値を合計した値 (添付 5)</p>																																
発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名		対象施設		対象航空路																																																																																																																																																																																																																																																																																								
発電所名	及び号炉	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大飯発電所	3, 4 号炉	大飯発電所	3, 4 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉																																																																																																																																																																																																																																																																																							
バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																								
対象航空路		RNAV 経路	Y18 (FUSOH - MIYAZU)	対象航空路		対象航空路		対象航空路		対象航空路																																																																																																																																																																																																																																																																																								
N <sub>c</sub> [回]		Y384 (MENOU - ROKKO)	Y18 : 8, 030	N <sub>c</sub> [回]		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
A [回]		Y384 ; 3, 285	0, 0103	A [回]		182, 5		182, 5		182, 5																																																																																																																																																																																																																																																																																								
W [m]			0, 0103	W [m]		(H24年データ)		0, 01		0, 01																																																																																																																																																																																																																																																																																								
f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]			18, 52	f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]				27		27																																																																																																																																																																																																																																																																																								
G <sub>c</sub>		0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10 <sup>-11</sup>		G <sub>c</sub>				0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H <sub>c</sub>		3, 24 × 10 <sup>-10</sup>		H <sub>c</sub>				3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		3, 58 × 10 <sup>-10</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
P <sub>c</sub>				P <sub>c</sub>																																																																																																																																																																																																																																																																																														
発電所名		対象施設		対象航空路		発電所名		対象施設		対象航空路																																																																																																																																																																																																																																																																																								
発電所名	及び号炉	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設	対象航空路	発電所名	対象施設																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大飯発電所	3, 4 号炉	大飯発電所	3, 4 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉	女川原子力発電所	2 号炉																																																																																																																																																																																																																																																																																							
バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ		バラメータ																																																																																																																																																																																																																																																																																								
対象航空路		RNAV 経路	Y18 (FUSOH - MIYAZU)	対象航空路		対象航空路		対象航空路		対象航空路																																																																																																																																																																																																																																																																																								
N <sub>c</sub> [回]		Y384 (MENOU - ROKKO)	Y18 : 8, 030	N <sub>c</sub> [回]		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)		MIYAKO(MINE) - IWAMI (INE)																																																																																																																																																																																																																																																																																								
A [回]		Y384 ; 3, 285	0, 0103	A [回]		182, 5		182, 5		182, 5																																																																																																																																																																																																																																																																																								
W [m]			0, 0103	W [m]		(H24年データ)		0, 01		0, 01																																																																																																																																																																																																																																																																																								
f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]			18, 52	f <sub>c</sub> [m <sup>-1</sup> ]				27		27																																																																																																																																																																																																																																																																																								
G <sub>c</sub>		0, 5/9, 740, 013, 768 = 5, 14 × 10 <sup>-11</sup>		G <sub>c</sub>				0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>		0, 5/9, 439, 243, 077 = 5, 39 × 10 <sup>-11</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
H <sub>c</sub>		3, 24 × 10 <sup>-10</sup>		H <sub>c</sub>				3, 58 × 10 <sup>-10</sup>		3, 58 × 10 <sup>-10</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																								
P <sub>c</sub>				P <sub>c</sub>																																																																																																																																																																																																																																																																																														

<p>大飯発電所 3号炉</p> <p>故にに関するデータ」（平成 28 年 6 月 原子力規制委員会）であるが、保守的に 0.5 件として評価した。延べ飛行距離は、平成 5 年～平成 24 年の「航空輸送統計年報、第 1 表 総括表、1. 輸送実績」における運行キロメートルの国内の値。（添付資料 6）</p> <p>(2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p><math>P_V</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_V</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_V</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>(1) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_v} \cdot (A \cdot \alpha)$ <p><math>P_v</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_v</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_v</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>(2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p><math>P_V</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_V</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_V</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>
<p>大飯発電所 3号炉</p> <p>故にに関するデータ」（平成 28 年 6 月 原子力規制委員会）であるが、保守的に 0.5 件として評価した。延べ飛行距離は、平成 5 年～平成 24 年の「航空輸送統計年報、第 1 表 総括表、1. 輸送実績」における運行キロメートルの国内の値。（添付資料 6）</p> <p>(2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p><math>P_V</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_V</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_V</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>女川原子力発電所 3号炉</p> <p>(1) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_v} \cdot (A \cdot \alpha)$ <p><math>P_v</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_v</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_v</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>女川原子力発電所 3号炉</p> <p>(1) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_v} \cdot (A \cdot \alpha)$ <p><math>P_v</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_v</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_v</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>
<p>大飯発電所 3号炉</p> <p>故にに関するデータ」（平成 28 年 6 月 原子力規制委員会）であるが、保守的に 0.5 件として評価した。延べ飛行距離は、平成 5 年～平成 24 年の「航空輸送統計年報、第 1 表 総括表、1. 輸送実績」における運行キロメートルの国内の値。（添付資料 6）</p> <p>(2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_V = (f_V / S_V) \cdot A \cdot \alpha$ <p><math>P_V</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_V</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_V</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>女川原子力発電所 3号炉</p> <p>(1) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_v} \cdot (A \cdot \alpha)$ <p><math>P_v</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_v</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_v</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>	<p>女川原子力発電所 3号炉</p> <p>(1) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故</p> $P_v = \frac{f_v}{S_v} \cdot (A \cdot \alpha)$ <p><math>P_v</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_v</math> : 単位年当たりの落下事故率 (回/年)  <math>S_v</math> : 全国土面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>\alpha</math> : 対象航空機の種類による係数</p>

注 1 : 「航空機落下事故に関するデータ」（令和 5 年 3 月 原子力規制委員会）による。事故件数が 0 件の場合、保守的に 0.5 件と仮定した。

注 2 : 原子炉建屋、循環水ポンプ建屋及び原子炉補助建屋等の水平面積の合計値は  $0.01 \text{ km}^2$  以下であるため標的面積は  $0.01 \text{ km}^2$  とする。（添付 3）

注 3 : 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。

【大飯、女川】記載表現の相違  
 ・記載表現の相違  
 ・参照データの相違

【女川】記載表現の相違  
 【女川】設計方針の相違  
 ・評価対象建屋の相違  
 • 標的面積の相違

第 3 表 有視界飛行方式民間航空機の落下事故確率	
発電所名称 及びび号炉	泊発電所 3号炉
パラメータ	パラメータ
$f_{V(1)}$	$f_{V(1)}$
$S_{V(2)}$	$S_{V(2)}$
$A(1)$	$A(1)$
$\alpha(1)$	$\alpha(1)$
$P_v$	$P_v$

第 4 表 有視界飛行方式民間航空機の落下事故確率	
発電所名称 及びび号炉	女川原子力発電所 2号炉
パラメータ	パラメータ
$f_{V(1)}$	$f_{V(1)}$
$S_{V(2)}$	$S_{V(2)}$
$A(1)$	$A(1)$
$\alpha(1)$	$\alpha(1)$
$P_v$	$P_v$

第 5 表 有視界飛行方式民間航空機の落下事故確率	
発電所名称 及びび号炉	大飯発電所 3, 4 号炉
パラメータ	パラメータ
$f_{V(1)}$	$f_{V(1)}$
$S_{V(2)}$	$S_{V(2)}$
$A(1)$	$A(1)$
$\alpha(1)$	$\alpha(1)$
$P_v$	$P_v$

注 1 : 「航空機落下事故に関するデータ」（平成 28 年 6 月 原子力規制委員会）による。事故件数が 0 件の場合、保守的に 0.5 件と仮定した。

注 2 : 原子炉建屋、循環水ポンプ建屋及び原子炉補助建屋等の水平面積の合計値は  $0.01 \text{ km}^2$  以下であるため標的面積は  $0.01 \text{ km}^2$  とする。（添付 4）

注 3 : 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」による。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

(3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故 (訓練空域外を飛行中の落下事故)	大飯発電所 3／4号炉	
	(3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故	(2) 自衛隊機又は米軍機の落下事故
	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
		相違理由
(3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故 (訓練空域外を飛行中の落下事故)		【大阪】記載表現の相違 ・設計方針の相違 ・泊発電所の上空は自衛隊機の訓練空域であるため評価を実施
	①訓練空域内で訓練中の落下事故	【大阪、女川】 訓練空域内の対象施設への航空機落下確率 (回／年) $P_{so} = \left( \frac{f_{so}}{S_1} \right) A$ $f_{so}$ : 単位年当たりの訓練空域内落下事故率 (回／年) $S_1$ : 全国の陸上の訓練空域の面積 (km <sup>2</sup> ) A : 原子炉施設の標的面積 (km <sup>2</sup> )
	②訓練空域外を飛行中の落下事故	
	①訓練空域外を飛行中の落下事故	
		$P_{so} = \frac{f_{so}}{S_0} \cdot A$
		$P_{so}$ : 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 (回／年) $f_{so}$ : 単位年当たりの訓練空域外落下事故率 (回／年) $S_0$ : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 (km <sup>2</sup> ) A : 原子炉施設の標的面積 (km <sup>2</sup> )
		【大阪、女川】 訓練空域外での対象施設への航空機落下確率 (回／年) $P_{so} = \left( \frac{f_{so}}{S_0} \right) A$ $f_{so}$ : 単位年当たりの訓練空域外落下事故率 (回／年) $S_0$ : 全国土面積から全国の陸上の訓練空域の面積を除いた面積 (km <sup>2</sup> ) A : 原子炉施設の標的面積 (km <sup>2</sup> )
		第4表 目標機又は米軍機の落下事故確率 (訓練空域外を飛行中の場合)
		発電所名稱 及び号炉 泊発電所 3号炉
		自衛隊機 (f <sub>o</sub> ) 1/20=0.05 米軍機 (f <sub>m</sub> ) 4/20=0.2
		自衛隊機 (f <sub>o</sub> ) 1/20=0.05 米軍機 (f <sub>m</sub> ) 4/20=0.2
		自衛隊機 (S <sub>o</sub> ) 295,000 米軍機 372,000
		A 0.01 P <sub>o</sub> 2.03×10 <sup>-8</sup>
		P <sub>m</sub> 1.37×10 <sup>-8</sup>
		第5表 目標機又は米軍機の落下事故確率 (訓練空域外を飛行中の場合)
		発電所名稱 及び号炉 女川原子力発電所 2号炉
		自衛隊機 (f <sub>o</sub> ) 8/20=0.4 米軍機 5/20=0.25
		自衛隊機 8/20=0.4 米軍機 5/20=0.25
		自衛隊機 (S <sub>o</sub> ) 37.2 万 - 7.72 万 = 29.5 万 米軍機 (S <sub>m</sub> ) 37.2 万 - 0.05 万 ≈ 37.2 万
		A 0.01 P <sub>o</sub> 2.03×10 <sup>-8</sup>
		P <sub>m</sub> 1.92×10 <sup>-8</sup>
		注1:「航空機落下事故に関するデータ」(令和5年3月 原子力規制委員会)による。
		注2:原子炉建屋、循環水ポンプ建屋等の水平面積の合計値は 0.016km <sup>2</sup> とする。(添付3)
		注1:「平成23年度 航空機落下事故に関するデータの整備」(平成24年9月 独立行政法人 原子力安全基盤機構)による。
		注2:原子炉建屋、循環水ポンプ建屋等の水平面積の合計値は 0.01km <sup>2</sup> とする。(添付4)
		注1:「航空機落下事故に関するデータ」(平成28年6月 原子力規制委員会)の自衛隊機又は米軍機の事故件数を用いて算出した。
		注2:「航空機落下事故に関するデータ」(平成28年6月 原子力規制委員会)の値を用いた。
		【大阪】記載表現の相違 ・設計方針の相違 ・評価対象面積の相違
		【大阪、女川】記載表現の相違 ・発電所の立地等の相違による評価結果の相違
		【大阪】記載表現の相違 ・参照データの相違 【女川】設計方針の相違 ・評価対象面積の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>②基地一訓練区域間往復時の落下事故          (a)移動経路近傍に原子炉施設が存在する場合</p> $P_{tr} = f_{tr} \cdot N_{tr} \cdot A \cdot F(x)_{tr}$ <p><math>f_{tr}</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_{tr}</math> : 当該移動経路を巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))  <math>N_{tr}</math> : 当該移動経路の年間飛行数 (飛行回/年)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>F(x)_h</math> : 事故点分布関数 (<math>\text{km}^{-1}</math>) = <math>\frac{0.625}{2} \exp(-0.625 x )</math>  <math>x</math> : 移動経路から発電所までの距離 (km)</p>	<p>【女川】          計画方針の相違          ・大阪、泊は基地一訓練区域間の往復の想定範囲内ないため評価対象外とする</p>
<p>女川原子力発電所 3号炉</p> <p>②基地一訓練区域間往復時の落下事故          (a)移動経路近傍に原子炉施設が存在する場合</p> $P_{tr} = f_{tr} \cdot N_{tr} \cdot A \cdot F(x)_{tr}$ <p><math>f_{tr}</math> : 対象施設への航空機落下確率 (回/年)  <math>f_{tr}</math> : 当該移動経路を巡航中の落下事故率 (回/(飛行回・km))  <math>N_{tr}</math> : 当該移動経路の年間飛行数 (飛行回/年)  <math>A</math> : 原子炉施設の標的面積 (<math>\text{km}^2</math>)  <math>F(x)_h</math> : 事故点分布関数 (<math>\text{km}^{-1}</math>) = <math>\frac{0.625}{2} \exp(-0.625 x )</math>  <math>x</math> : 移動経路から発電所までの距離 (km)</p>	<p>【女川】          計画方針の相違          ・大阪、泊は基地一訓練区域間の往復の想定範囲内ないため評価対象外とする</p>

第6表 自衛隊機又は米軍機の落下事故確率  
 (移動経路近傍に原子炉施設が存在する場合)

発電所名		及び号機		女川原子力発電所 2号炉	
ペラメータ		対象飛行場		航空自衛隊松島飛行場	
$f_{tr} \text{ [回]}$		$1.57 \times 10^{-7}$			
$N_{tr}$ [回]	$N_{tr}$ [回]	$N_{tr}$ [回]	$N_{tr}$ [回]	8,400	8,400
$A$ [ $\text{km}^2$ ]				0.01	
$F(x)_h$		$F(x)_h \text{ [回]}$		$F(0.5)_h = 8.25 \times 10^{-4}$	
		$F(10.5)_h = 4.41 \times 10^{-4}$			
$P_x$		$P_x$ [回]		$1.09 \times 10^{-8}$	
		$P_x$ [回]		$5.82 \times 10^{-9}$	
		合計		$1.67 \times 10^{-8}$	

注1：事故件数は、平成12年3月22日及び同年7月4日の2件3機移動経路は、防衛庁(当時)発表(平成12年8月10日)の再発防止対策に基づき、発電所に対して北側移動経路(157.0km)及び南側移動経路(70.2km)とする。飛行頻度は、北側と南側で同頻度とする。(添付1)

訓練頻度は、航空自衛隊松島基地によれば、700機/月

注2：注1より、 $700 \times 2(\text{往復}) \times 12(\text{ヶ月}) \div 2(\text{経路}) = 8,400$

注3：原子炉建屋、制御建屋等の水平面積の合計値は、 $0.01 \text{ km}^2$ 以下であるため標的面積は $0.01 \text{ km}^2$ とする。(添付4)

注4：北側及び南側移動経路から発電所までの最短距離とする。



## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>大飯発電所付近の空港と発電所との距離について</b></p> <p>添付資料1</p> <p>大飯発電所 3／4号炉</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価について</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価について検討した。</p> <p>仙台空港と発電所との距離は、仙台空港及び新千歳空港と発電所との距離は、仙台空港における最大離着陸距離よりも大きいことから、当該飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価は不要であることを確認した。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価について</p> <p>計器飛行方式民間航空機の飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価について検討した。</p> <p>仙台空港と発電所との距離は、仙台空港及び新千歳空港と発電所との距離は、仙台空港における最大離着陸距離よりも大きいことから、当該飛行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率の評価は不要であることを確認した。</p>
		<p>○：評価対象 ×：評価対象外</p> <p>注1：発電所と仙台空港の緯度、経度より計測した。</p> <p>注2：AIPを参照した。（第1図、第2図）</p>

発電所名	空港名	空港と空港の最 大離着陸地点ま での距離 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	判定	備考	
				添付資料 対象外	添付資料 対象外
大飯 発電所	但馬空港	約 78km (22 nm)	○	約 13km (2.2 nm)	×
	大阪国際空港	約 86km (15 nm)	○	約 28km (5.8 nm)	×
	福井空港	約 85km (16.2 nm)	○	約 31km (6.2 nm)	×

第8表 飞行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率評価の要否判定結果			
空港名	免電所との距離 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	最大離着陸距離 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	判定
仙台空港	約 58km	約 28km	×
新千歳空港	約 100km	約 38km (17.6 nm)	×

- ：評価対象 ×：評価対象外
- 注1：発電所と仙台空港の緯度、経度より計測した。
- 注2：AIPを参照した。（第1図、第2図）

- 注1：施設と空港の経度、緯度より計測した。
- 注2：航空路誌（AIP）を参照した。

第6表 飞行場での離着陸時ににおける航空機落下下確率評価の要否判定結果			
空港名	発電所との距離 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	最大離着陸距離 <sup>注1</sup> <sup>注2</sup>	判定
仙台空港	約 70km	約 27km (14.4 nm)	×
新千歳空港	約 100km	約 38km (17.6 nm)	×

- ：評価対象 ×：評価対象外
- 注1：記載方針の相違  
・立地の相違による評価結果の相違

- 注1：記載方針の相違  
・立地の相違による評価結果の相違





赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

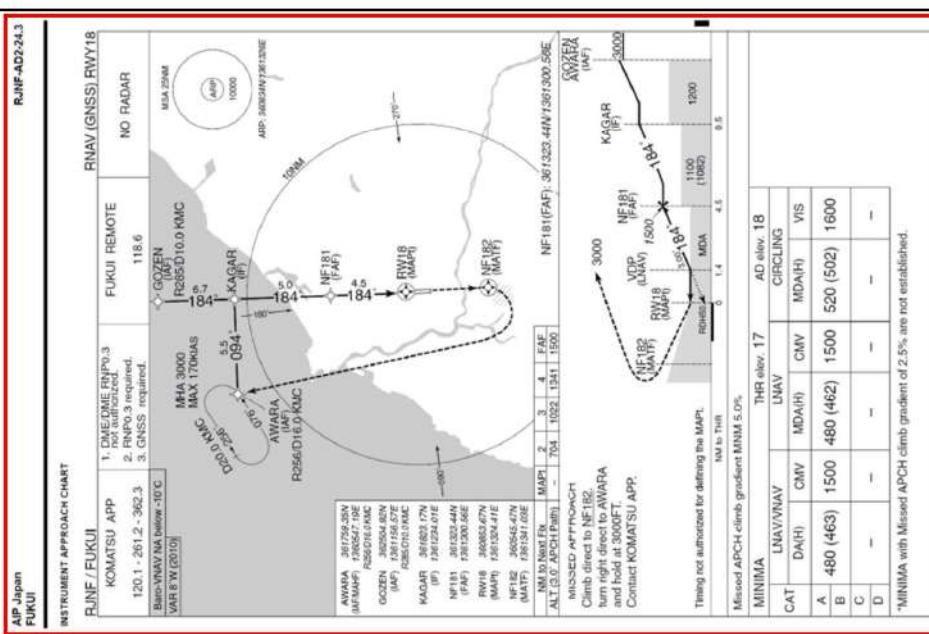
#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 泊発電所 3号炉

#### 大飯発電所 3／4号炉

#### 福井空港の最大離着陸地点までの距離について

添付資料 1-3



CAT	LNAV/VNAV	LNAV	CIRCLING
A	DATH	CNAV	MDA(H)
B	480 (463)	1500	480 (462)
C	-	-	-
D	-	-	-

\*MINIMA with Missed APCH climb gradient of 2.5% are not established.

Civil Aviation Bureau, Japan (IEFF-20 AUG 2015)

20/7/15

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>大飯発電所 3／4号炉</b></p> <p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>泊発電所 3号炉 女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>添付資料2 大飯発電所周辺における航空路と各航空路について</p> <p>添付2 女川原子力発電所周辺の航空路と各航空路について</p> <p>添付2 対象航空路の選定結果</p> <p>表 9 対象航空路の選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>周辺の航空路の名称</th> <th>航空路の中心線と 発電所間の最小距離<sup>注1)</sup></th> <th>片側の航空路幅<sup>注2)</sup></th> <th>選定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空路 R217 (ASTER-SENDAI)</td> <td>約 11.3km</td> <td>7km</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>近畿航法経路 V514 (ASTER-SENDAI)</td> <td>約 11.3km</td> <td>9.25km (5nm)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>直行経路 (MIYAKO-MIYAKE) - TWAKI(1RE) 近畿航法経路 V30 (MIYAKO-JUGEM)</td> <td>約 7.0km 約 12.5km</td> <td>約 13.5km 9.25km (5nm)</td> <td>○ ×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価対象 ×：評価対象外</p> <p>注1：施設と航空路の縦度、経度より計測した。      注2：航空路 R217 については、「航空路の指定に関する告示」に記載の値とした。直行経路については、「航空路等設定基準」を参照した。広域航法経路については、航法精度を航空路幅とみなして用いた。(Imn=1.852kmとして換算した。)</p>	周辺の航空路の名称	航空路の中心線と 発電所間の最小距離 <sup>注1)</sup>	片側の航空路幅 <sup>注2)</sup>	選定結果	航空路 R217 (ASTER-SENDAI)	約 11.3km	7km	×	近畿航法経路 V514 (ASTER-SENDAI)	約 11.3km	9.25km (5nm)	×	直行経路 (MIYAKO-MIYAKE) - TWAKI(1RE) 近畿航法経路 V30 (MIYAKO-JUGEM)	約 7.0km 約 12.5km	約 13.5km 9.25km (5nm)	○ ×	<p>添付2 泊発電所周辺の航空路について</p> <p>添付2 泊発電所 3号炉</p> <p>相違理由</p> <p>【大阪、女川】 ブランド名称の相違 【大阪、女川】 立地の相違 ・泊は発電所の上空に 航空器がないことから 航空路幅の評価は行わ ない</p>
周辺の航空路の名称	航空路の中心線と 発電所間の最小距離 <sup>注1)</sup>	片側の航空路幅 <sup>注2)</sup>	選定結果															
航空路 R217 (ASTER-SENDAI)	約 11.3km	7km	×															
近畿航法経路 V514 (ASTER-SENDAI)	約 11.3km	9.25km (5nm)	×															
直行経路 (MIYAKO-MIYAKE) - TWAKI(1RE) 近畿航法経路 V30 (MIYAKO-JUGEM)	約 7.0km 約 12.5km	約 13.5km 9.25km (5nm)	○ ×															

施設番号	周辺航空路名跡	航空路の中心線と 施設間の距離 <sup>注1)</sup>	片側の航空路幅 <sup>注2)</sup>	判定	備考
RNAV 路 Y18 (FUSOH-MIYAZU)	約 5km	約 9.26km (5nm)	対象	選討候補 3箇所	
RNAV 路 Y382 (SOTOM-WAKITI)	約 12km	約 9.26km (5nm)	対象	選討候補 3箇所	
RNAV 路 Y384 (MENOU-ROKKO)	約 0.5km	約 9.26km (5nm)	対象	選討候補 3箇所	
RNAV 路 Y295 (OGAKI-MIYAZU)	約 13km	約 9.26km (5nm)	対象外	選討候補 3箇所	
RNAV 路 6997 (OGAKI-MIYAZU)	約 13km	約 9.26km (5nm)	対象外	選討候補 3箇所	
大飯発電所					

注1：施設と航空路の距離、距離を 0 と見做した。

注2：RNAV 路 Y295、「航空路の指定に関する告示」に記載の値を用いた。

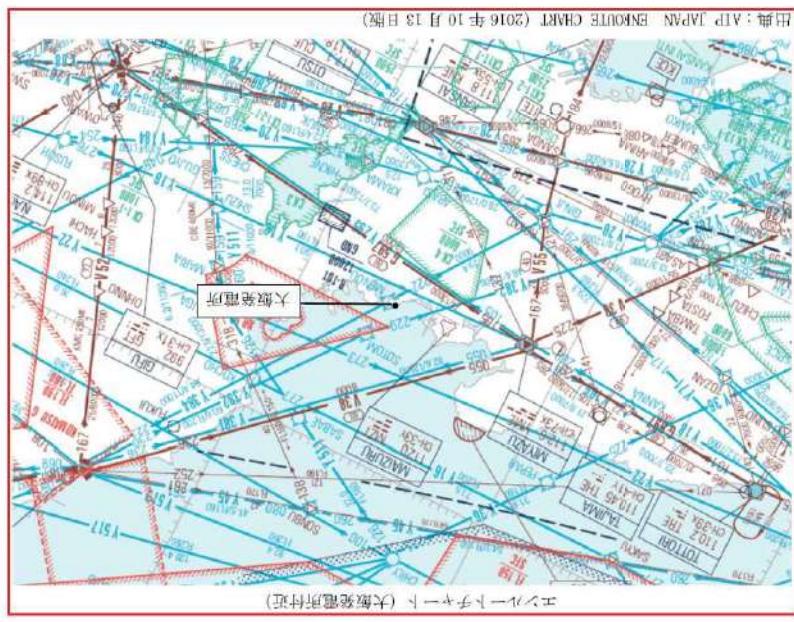
## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 大飯発電所 3／4号炉

(添付資料3)



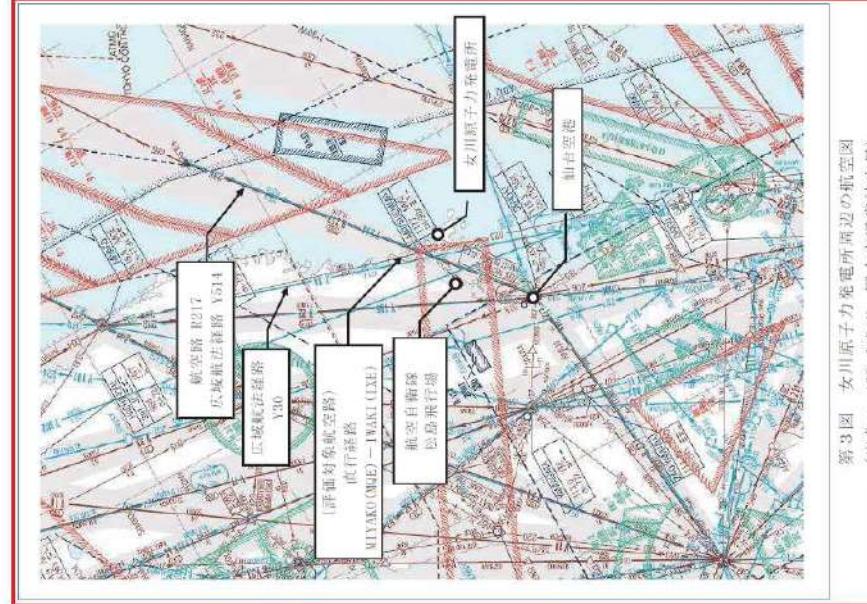
出典 :

AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2016年10月13日版)

第3図 女川原子力発電所周辺の航空図  
 (出典 : AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2016年10月13日版))

第3図 女川原子力発電所周辺の航空図

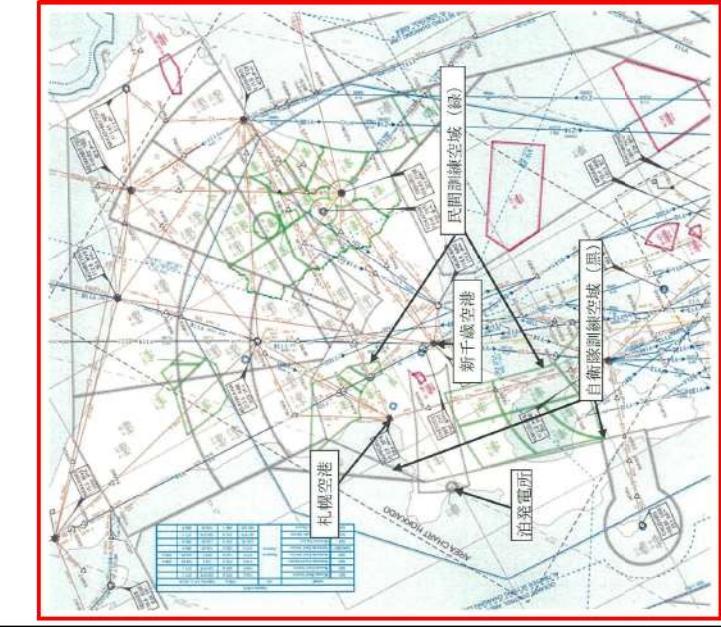
(出典 : AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2023年3月23日版),  
 国土交通省航空局)



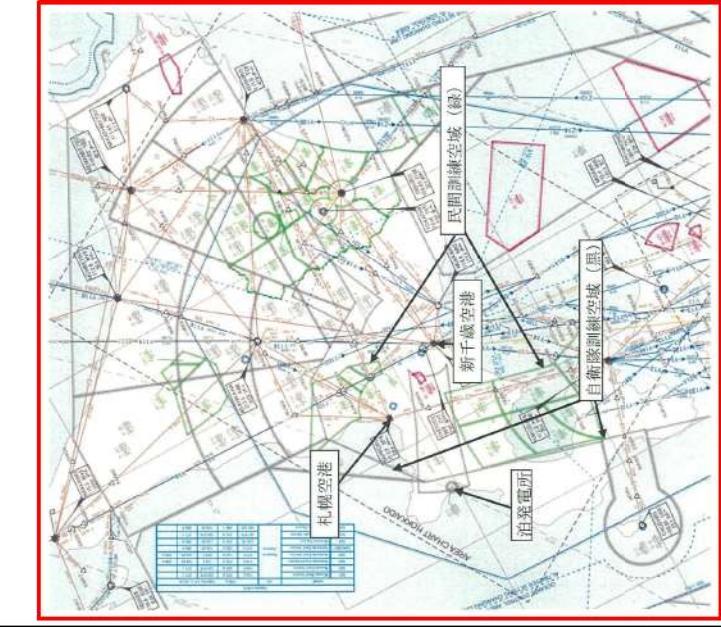
第3図 女川原子力発電所周辺の航空図  
 (出典 : AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2023年3月23日版),  
 国土交通省航空局)

#### 泊発電所 3号炉

(添付資料4)



第3図 泊発電所周辺の航空図  
 (出典 : AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2023年3月23日版),  
 国土交通省航空局)



第3図 泊発電所周辺の航空図

(出典 : AIP-JAPAN ENROUTE CHART (2023年3月23日版),  
 国土交通省航空局)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>大飯発電所 3号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>添付資料4</p> <p>評価対象となる航空路の飛行回数 添付3</p> <p>1. 女川原子力発電所 女川原子力発電所 2号炉計器飛行方式民間航空機の落下事故確率算出における、評価対象となる航空路の飛行回数算出結果を第10表に示す。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>【大阪、女川】 立地の相違 ・泊は発電所の上空に 航空路がないことがら 飛行回数の評価はお ない、</p>							
<p>評価対象となる航空路の飛行回数 ピーケーディ 年間飛行回数：<sup>注1</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象となる航空路</th> <th>ピーケーディ</th> <th>年間飛行回数<sup>注2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RNAV 路 Y118 (FUSOH - MIYAZU)</td> <td>平成 25 年 下半期 : 16 (6 月 4 日)</td> <td>8,030 飛行回</td> </tr> <tr> <td>RNAV 路 Y384 (MENOU - ROKKO)</td> <td>平成 25 年 下半期 : 一回<sup>注3</sup> (6 月 4 日)</td> <td>3,285 飛行回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（交通量が 0 便のため、保守的に 0.5 便を仮定）</p> <p>注1：国土交通省航空局に問合せ入手したデータ。 ここでピーケーディとは、東京航空交通管制部が全体として取り扱った交通量が年間で最も多かった日のことであり、当該経路における交通量が半年間で最も多かった日とは必ずしも一致しない。</p> <p>注2：ピーケーディの飛行回数を 365 倍した値。</p> <p>注3：Y384 は平成 25 年 10 月 17 日適用。</p>	評価対象となる航空路	ピーケーディ	年間飛行回数 <sup>注2</sup>	RNAV 路 Y118 (FUSOH - MIYAZU)	平成 25 年 下半期 : 16 (6 月 4 日)	8,030 飛行回	RNAV 路 Y384 (MENOU - ROKKO)	平成 25 年 下半期 : 一回 <sup>注3</sup> (6 月 4 日)	3,285 飛行回
評価対象となる航空路	ピーケーディ	年間飛行回数 <sup>注2</sup>							
RNAV 路 Y118 (FUSOH - MIYAZU)	平成 25 年 下半期 : 16 (6 月 4 日)	8,030 飛行回							
RNAV 路 Y384 (MENOU - ROKKO)	平成 25 年 下半期 : 一回 <sup>注3</sup> (6 月 4 日)	3,285 飛行回							



泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉
<p><b>日本国機の運航距離</b></p> <p>・計算に用いる数値は「航空輸送統計年報 第1表 総括表」の次の値とする。          日本国機の運航距離は、国内便のみの定期便と不定期便とする。          日本国機の国際便は、日本から海外までの距離が記載されており、          日本国内での運航距離ではないため、考慮しない。</p> <p>・日本に乗り入正在する外国機は運航距離について実績の公開記録がないため、考慮しない。</p> <p>・ただし、日本国機の国際便、外国機の落下事故も日本国内で落下した場合は評価対象とする。</p>	<p><b>延べ飛行距離について</b></p> <p>延べ飛行距離は、平成4年～平成23年の「航空輸送統計年報、第1表 総括表、1・輸送実績」における運航キロメートルの国内便のみの合計値とした。</p> <p>なお、国際便についても運航距離が記載されているが、日本国内での運航距離ではないため考慮しない。また、日本に乗り入正在する外国機は運航距離の実績の公開記録がないため考慮していない。ただし、国際便及び外国機が日本国内で墜落した場合は事故件数としてカウントし、事故率が保守的となるようとしている。</p>	<p><b>添付資料6</b></p> <p>日本国機の運航距離</p> <p>・計算に用いる数値は「航空輸送統計年報 第1表 総括表」の次の値とする。          日本国機の運航距離は、国内便のみの定期便と不定期便とする。          日本国機の国際便は、日本から海外までの距離が記載されており、          日本国内での運航距離ではないため、考慮しない。</p> <p>・日本に乗り入正在する外国機は運航距離について実績の公開記録がないため、考慮しない。</p> <p>・ただし、日本国機の国際便、外国機の落下事故も日本国内で落下した場合は評価対象とする。</p>	<p><b>添付5</b></p> <p>延べ飛行距離について</p> <p>延べ飛行距離は、平成4年～平成23年の「航空輸送統計年報、第1表 総括表、1・輸送実績」における運航キロメートルの国内便のみの合計値とした。</p> <p>なお、国際便についても運航距離が記載されているが、日本国内での運航距離ではないため考慮しない。また、日本に乗り入正在する外国機は運航距離の実績の公開記録がないため考慮していない。ただし、国際便及び外国機が日本国内で墜落した場合は事故件数としてカウントし、事故率が保守的となるようとしている。</p>

第12表 延べ飛行距離	
日本国機の運航距離（飛行回・km）	日本国機の運航距離（飛行回・km）
平成 5年 326, 899, 203	平成 4年 307, 445, 013
平成 6年 343, 785, 576	平成 5年 326, 899, 203
平成 7年 380, 948, 123	平成 6年 343, 785, 576
平成 8年 397, 146, 610	平成 7年 380, 948, 123
平成 9年 420, 920, 228	平成 8年 397, 146, 610
平成 10年 449, 784, 623	平成 9年 420, 920, 228
平成 11年 459, 973, 069	平成 10年 449, 784, 623
平成 12年 480, 718, 878	平成 11年 459, 973, 069
平成 13年 489, 803, 107	平成 12年 480, 718, 878
平成 14年 498, 685, 881	平成 13年 489, 803, 107
平成 15年 519, 701, 117	平成 14年 498, 685, 881
平成 16年 517, 485, 172	平成 15年 519, 701, 117
平成 17年 527, 370, 038	平成 16年 517, 485, 172
平成 18年 555, 543, 154	平成 17年 527, 370, 038
平成 19年 559, 797, 874	平成 18年 555, 543, 154
平成 20年 554, 681, 669	平成 19年 559, 797, 874
平成 21年 544, 824, 157	平成 20年 554, 681, 669
平成 22年 548, 585, 258	平成 21年 544, 824, 157
平成 23年 555, 144, 327	平成 22年 548, 585, 258
平成 24年 608, 215, 704	平成 23年 555, 144, 327
合計 9,740, 013, 768	合計 9,439, 243, 077

日本国機の運航距離（飛行回・km）	
平成 5年 326, 899, 203	平成 4年 307, 445, 013
平成 6年 343, 785, 576	平成 5年 326, 899, 203
平成 7年 380, 948, 123	平成 6年 343, 785, 576
平成 8年 397, 146, 610	平成 7年 380, 948, 123
平成 9年 420, 920, 228	平成 8年 397, 146, 610
平成 10年 449, 784, 623	平成 9年 420, 920, 228
平成 11年 459, 973, 069	平成 10年 449, 784, 623
平成 12年 480, 718, 878	平成 11年 459, 973, 069
平成 13年 489, 803, 107	平成 12年 480, 718, 878
平成 14年 498, 685, 881	平成 13年 489, 803, 107
平成 15年 519, 701, 117	平成 14年 498, 685, 881
平成 16年 517, 485, 172	平成 15年 519, 701, 117
平成 17年 527, 370, 038	平成 16年 517, 485, 172
平成 18年 555, 543, 154	平成 17年 527, 370, 038
平成 19年 559, 797, 874	平成 18年 555, 543, 154
平成 20年 554, 681, 669	平成 19年 559, 797, 874
平成 21年 544, 824, 157	平成 20年 554, 681, 669
平成 22年 548, 585, 258	平成 21年 544, 824, 157
平成 23年 555, 144, 327	平成 22年 548, 585, 258
平成 24年 608, 215, 704	平成 23年 555, 144, 327
合計 9,740, 013, 768	合計 9,439, 243, 077

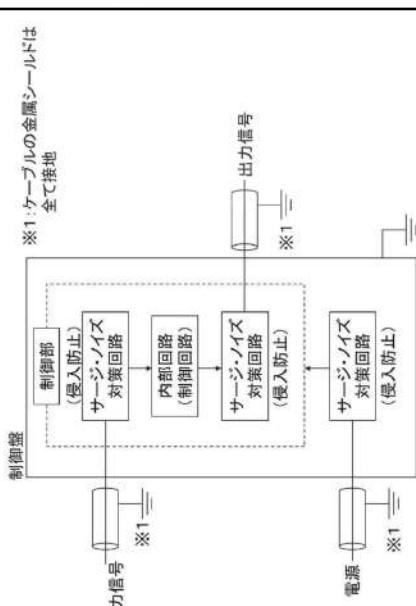
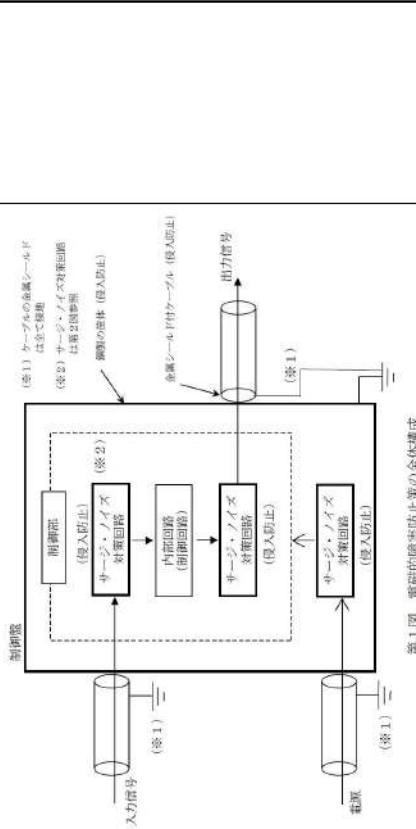
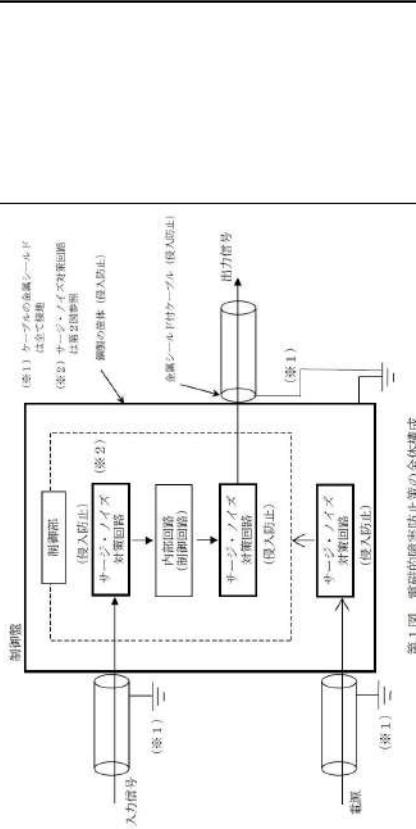
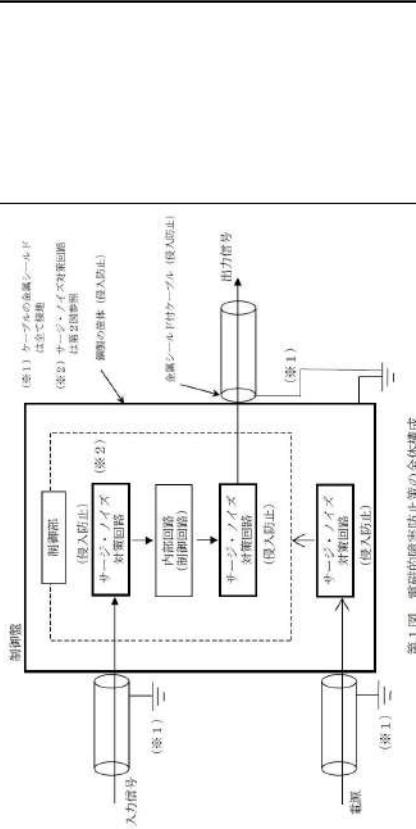
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

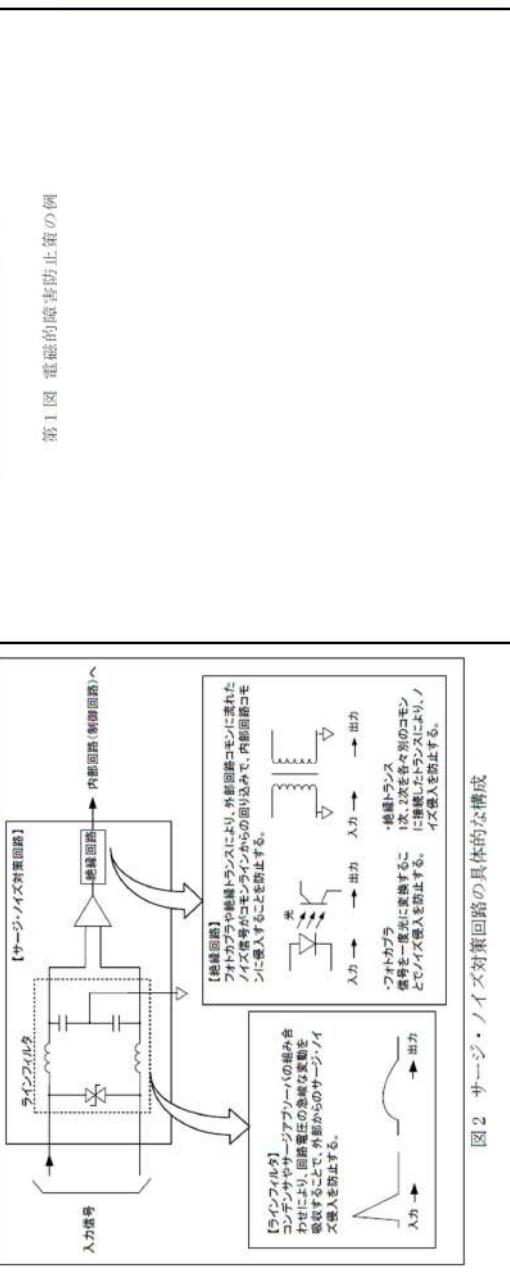
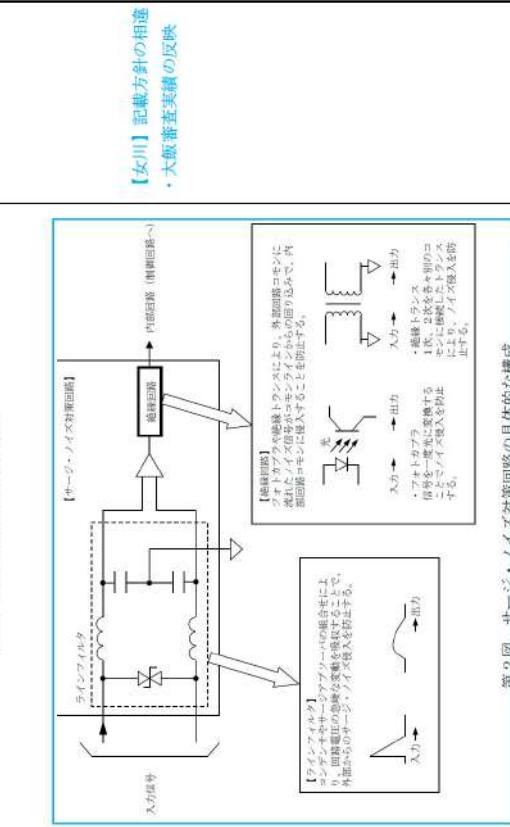
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>【大飯、女川】      • DB4条の表現に整合する記載とした。大飯、女川も同様。</p>	<p>相違理由</p>
<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>3. 原子炉安全保護計装盤の主な電磁波等、外部からの外乱(サーチ)・ノイズ対策について</p> <p>1. 概要</p> <p>電磁的障害には、サーチ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼす恐れがあるため、計測制御回路を構成する計装盤およびケーブルは、日本工業規格(JIS)や電気規格調査会標準規格(JEC)等に基づき、JEC-0103-2005(低圧制御回路試験電圧標準)テスト波形に対して耐力を有する設計としている。また、ラインフィルタや絶縁回路の設置によりサーチ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止している。</p> <p>2. サーチ・ノイズ、電磁波に対する具体策</p> <p>計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは原則として以下の設計とされている。</p> <p>(1) サーチ・ノイズ対策</p> <p>a. 電源回路</p> <p>制御盤へ入線する電源受電部にサーチ・ノイズ対策回路として絶縁回路を設置し、外部からのサーチ・ノイズの侵入を防止する設計としている。</p> <p>b. 信号入出力回路</p> <p>外部からの信号入出力部に、サーチ・ノイズ対策回路としてラインフィルタを設置し、外部からのサーチ・ノイズの侵入を防止する設計としている。</p> <p>(2) 電磁波対策</p> <p>a. 筐体</p> <p>制御盤の制御部、演算部は鋼製の筐体に格納し、筐体は接地することで電磁波の侵入を防止する設計としている。</p> <p>b. ケーブル</p> <p>ケーブルは必要により金属のシールド付ケーブルを使用し、金属シールドは接地して電磁波の侵入を防止する設計としている。</p>	<p>【大飯、女川】      • DB4条の表現に整合する記載とした。大飯、女川も同様。</p>	<p>補足資料 3      补足資料 3      补足資料 3      补足資料 3</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>3. 電磁波等の発生源に対する対策 電源ケーブルは信号ケーブルとは別のトレイ・ダクトに敷設し、信号ケーブルはシールド付ケーブルを使用して接地することで計測制御回路への電磁的影響を防止している。</p>  <p>※1 ケーブルの金属シールドは全て接地      (※2) サージ・ノイズ対策回路は下図参照      計器部      入力信号      電源      制御部      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      内部回路      (制御回路)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)</p>	<p>3. 電磁波等の発生源に対する対策 電源ケーブルは信号ケーブルとは別のトレイ・ダクトに敷設し、信号ケーブルはシールド付ケーブルを使用して接地することで計測制御回路への電磁的影響を防止している。</p>  <p>※1 ケーブルの金属シールドは      (※2) サージ・ノイズ対策回路      (※3) サージ・ノイズ対策回路は下図参照      計器部      入力信号      電源      制御部      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      内部回路      (制御回路)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)</p>
<p>泊発電所 3号炉</p> <p>3. 電磁波等の発生源に対する対策 電源ケーブルは信号ケーブルとは別のトレイ・ダクトに敷設し、信号ケーブルはシールド付ケーブルを使用して接地することで計測制御回路への電磁的影響を防止している。</p>  <p>※1 ケーブルの金属シールドは      (※2) サージ・ノイズ対策回路      (※3) サージ・ノイズ対策回路は下図参照      計器部      入力信号      電源      制御部      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      内部回路      (制御回路)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)</p>	<p>3. 電磁波等の発生源に対する対策 電源ケーブルは信号ケーブルとは別のトレイ・ダクトに敷設し、信号ケーブルはシールド付ケーブルを使用して接地することで計測制御回路への電磁的影響を防止している。</p>  <p>※1 ケーブルの金属シールドは      (※2) サージ・ノイズ対策回路      (※3) サージ・ノイズ対策回路は下図参照      計器部      入力信号      電源      制御部      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      内部回路      (制御回路)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)      サージ・ノイズ対策回路      (侵入防止)</p>



第2図 サージ・ノイズ対策回路の具体的な構成

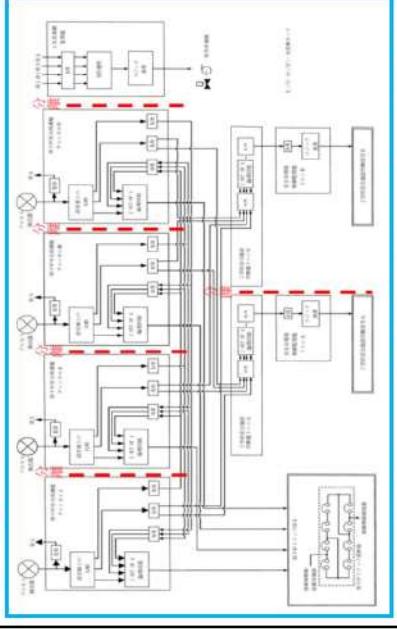
以上

<p>(参考1) 六ヶ所落雷事象に対する関西電力の状況について</p> <p>当社の耐雷設計として、安全上重要な設備は、<b>原子炉建屋</b>及び<b>原子炉補助建屋</b>に集約されており、六ヶ所のような安全上重要な設備が点在しておらず、屋外を通じて、建屋間を接続する構造ではない。加えて、平成27年8月の六ヶ所落雷事象に鑑み、既に設置変更許可済みの高浜発電所3、4号機を含め、当社3サイト（高浜発電所、大飯発電所、美浜発電所）において耐雷設計としては、雷擊電流150kAを想定しているものの、六ヶ所落雷事象のような想定を超える雷が生じたとしても、以下に示すとおり事象収束される設計となっているため、現時点においては追加対策不要と判断している。</p>	<p>1. 当社における耐雷設計  <b>（雷害防止対策）</b>          • 耐雷設計として、建築基準法に基づき高さ20mを超える原子炉格納施設等へ日本工業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置することとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。  <b>（機器保護対策）</b>          • 安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことの無い設計としている。          • 原子力発電所における雷サージの侵入経路としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG 4 6 0 8 - 2 0 0 7に基づき、これらからの侵入を抑制するために、避雷器（保安器）の設置やシールド付ケーブルを採用する設計としている。          • また、<b>原子炉安全保護計接盤</b>は、JEC-C-0103-2005に基づいて耐力を確認し、JIS C 6100-4-4-2007の設計を踏まえて、ラインフィルタや金属シールド付ケーブルを設置する設計としている。          • プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去PWR 5社にて「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 雷撃により雷サージ模擬インパルス小電流 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> を印加し、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 接地系の過渡特性・回路への影響評価特性に関するデータを取得した。低レベル信号回路に観測されたサージ誘導電圧は最大でも <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> である。そのため、想定雷擊電流150kAを超える雷（仮に200kAと設定）の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> となり、安全保護回路の許容値2kV以内となるため設計的に影響はない。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span></p>
<p>泊発電所 3号炉 女川原子力発電所2号炉</p>	<p>参考1 【女川】記載方針の相違          大飯審査実績の反映  <b>【大阪】記載表現の相違</b></p> <p>当社の耐雷設計として、安全上重要な設備は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に集約されており、六ヶ所のような安全上重要な設備が点在しておらず、屋外を通じて、建屋間を接続する構造ではない。加えて、平成27年8月の六ヶ所落雷事象に鑑み、既に設置変更許可済みの高浜発電所3、4号機を含め、当社3サイト（高浜発電所、大飯発電所、美浜発電所）において耐雷設計としては、雷擊電流150kAを想定しているものの、六ヶ所落雷事象のような想定を超える雷が生じたとしても、以下に示すとおり事象収束される設計となっているため、現時点においては追加対策不要と判断している。</p> <p>1. 当社における耐雷設計  <b>（雷害防止対策）</b>          • 耐雷設計として、建築基準法に基づき高さ20mを超える原子炉格納施設等へ日本工業規格（JIS）に準拠した避雷設備を設置することとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。  <b>（機器保護対策）</b>          • 安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことの無い設計としている。          • 原子力発電所における雷サージの侵入経路としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG 4 6 0 8 - 2 0 0 7に基づき、これらからの侵入を抑制するために、避雷器（保安器）の設置やシールド付ケーブルを採用する設計としている。          • また、<b>原子炉安全保護計接盤</b>は、JEC-C-0103-2005に基づいて耐力を確認し、JIS C 6100-4-4-2007の設計を踏まえて、ラインフィルタや金属シールド付ケーブルを設置する設計としている。          • プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去PWR 5社にて「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 雷撃により雷サージ模擬インパルス小電流 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> を印加し、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> 接地系の過渡特性・回路への影響評価特性に関するデータを取得した。低レベル信号回路に観測されたサージ誘導電圧は最大でも <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> である。そのため、想定雷擊電流150kAを超える雷（仮に200kAと設定）の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span> となり、安全保護回路の許容値2kV以内となるため設計的に影響はない。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">■</span></p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>・万一、落雷により、安全上重要な設備が故障した場合にも、計器類は多重化されており、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができる設計としている。</p> <p>・現時点においては、追加対策は不要と考えるが、今後新知見等が得られれば、検討していく。</p> <p>2. 落雷事象に対する止める、冷やす、閉じ込めるの設計に関する考察</p> <p>1. のどおり、安全保護回路については雷サージの誘導に対する耐力を確保しているが、仮に1. を上回る雷サージに伴い外部電源が喪失した場合について、その影響を整理する。</p> <p>(1) 単一故障に対する止める、冷やす、閉じ込める機能の維持</p> <p>安全保護回路については機能確保のために、原子炉の運転状態に応じて各検出要素の動作設定値及び動作可能であるべき所要チャンネル数を定めている。落雷への対策については、避雷針等により発電所大で対策を図っているものの、検出器側に不具合が生じた場合に備えて、安全保護回路の所要チャンネル数は安全設計審査指針への適合性の観点から、多重性、独立性、運転中の試験可能性を考慮した設計としている。</p> <p>落雷の影響により、検出器が單一故障した場合は、中央制御室に警報が発信されるとともに、1チャンネルが動作不能又は動作不能であった場合においても多重化されていることから保護機能は維持されることになる。具体的には、以下の①～③に示すとおりである。なお、警報は検出器からの信号ケーブルとは異なるラインから中央制御室に発信する設計としており、加えて、故障による検出器信号の変動で発信するものや、チャンネル間の信号比較により異常を検知するものなど多様な手段により警報を発信することができる。</p> <p>①「止める（ブラントトリップ）」</p> <p>機能は、原子炉圧力低等の多重化による原子炉トリップ信号により維持される。なお、原子炉トリップ信号が機能しなかった場合には、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、原子炉を手動で停止側へ移行するなどの措置を規定している。</p> <p>②「冷やす（非常用炉心冷却設備作動等）」</p> <p>機能は、原子炉圧力異常低等の多重化による非常用炉心冷却設備作動信号により維持される。なお、ECCSが機能しなかった場合には、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、手動で炉心冷却するなどの措置を規定している。</p>
大飯発電所 3／4号炉	大飯発電所 3号炉	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>・万一、落雷により、安全上重要な設備が故障した場合にも、計器類は多重化されており、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができる設計としている。</p> <p>・現時点においては、追加対策は不要と考えるが、今後新知見等が得られれば、検討していく。</p> <p>2. 落雷事象に対する止める、冷やす、閉じ込めるの設計に関する考察</p> <p>1. のどおり、安全保護回路については雷サージの誘導に対する耐力を確保しているが、仮に1. を上回る雷サージに伴い外部電源が喪失した場合について、その影響を整理する。</p> <p>(1) 単一故障に対する止める、冷やす、閉じ込める機能の維持</p> <p>安全保護回路については機能確保のために、原子炉の運転状態に応じて各検出要素の動作設定値及び動作可能であるべき所要チャンネル数を定めている。落雷への対策については、避雷針等により発電所大で対策を図っているものの、検出器側に不具合が生じた場合に備えて、安全保護回路の所要チャンネル数は安全設計審査指針への適合性の観点から、多重性、独立性、運転中の試験可能性を考慮した設計としている。</p> <p>落雷の影響により、検出器が单一故障した場合は、中央制御室に警報が発信されるとともに、1チャンネルが動作不能又は動作不能であった場合においても多重化されていることから保護機能は維持されることになる。具体的には、以下の①～③に示すとおりである。なお、警報は検出器からの信号ケーブルとは異なるラインから中央制御室に発信する設計としており、加えて、故障による検出器信号の変動で発信するものや、チャンネル間の信号比較により異常を検知するものなど多様な手段により警報を発信することができる。</p> <p>①「止める（ブラントトリップ）」</p> <p>機能は、原子炉圧力低等の多重化による原子炉トリップ信号により維持される。なお、原子炉トリップ信号が機能しなかった場合には、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、原子炉を手動で停止側へ移行するなどの措置を規定している。</p> <p>②「冷やす（非常用炉心冷却設備作動等）」</p> <p>機能は、原子炉圧力異常低等の多重化による非常用炉心冷却設備作動信号により維持される。なお、ECCSが機能しなかった場合には、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、手動で炉心冷却するなどの措置を規定している。</p>

<p>大飯発電所 3／4号炉</p> <p>③「閉じめる（C／V隔離等）」 機能は非常用炉心冷却設備動作信号等の多重化による原子炉格納容器隔離信号により維持される。なお、C／V隔離信号が機能しなかつた場合においても、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、手動で格納容器を隔離するなどの措置を規定している。</p> <p>(2) 全チャンネル同時喪失に対する止める、冷やす、閉じ込める機能の維持</p> <p>全チャンネル（複数チャンネル）の同時喪失についてはこれまでのプラント運転の経験（ニューシニア等）からも実績はない。仮に落雷により所要チャンネル数に満たない状態となつた場合の対応は（1）項と同様となる。</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>③「閉じめる（C／V隔離等）」 機能は非常用炉心冷却設備動作信号等の多重化による原子炉格納容器隔離信号により維持される。なお、C／V隔離信号が機能しなかつた場合においても、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、手動で格納容器を隔離する等の措置を規定している。</p> <p>(2) 全チャンネル同時喪失に対する止める、冷やす、閉じ込める機能の維持</p> <p>全チャンネル（複数チャンネル）の同時喪失についてはこれまでのプラント運転の経験（ニューシニア等）からも実績はない。仮に落雷により所要チャンネル数に満たない状態となつた場合の対応は（1）項と同様となる。</p>
 <p>図1 原子炉安全保護計装盤の構成</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>③「閉じめる（C／V隔離等）」 機能は非常用炉心冷却設備動作信号等の多重化による原子炉格納容器隔離信号により維持される。なお、C／V隔離信号が機能しなかつた場合においても、保安規定では所要チャンネル数を満足できない場合の措置として、故障等により動作不能となったチャンネルを所要時間内に動作可能な状態にできない場合は、手動で格納容器を隔離する等の措置を規定している。</p> <p>(2) 全チャンネル同時喪失に対する止める、冷やす、閉じ込める機能の維持</p> <p>全チャンネル（複数チャンネル）の同時喪失についてはこれまでのプラント運転の経験（ニューシニア等）からも実績はない。仮に落雷により所要チャンネル数に満たない状態となつた場合の対応は（1）項と同様となる。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>&lt;参考&gt;</p> <p>1. 日本原燃の落雷事象の概要 (原因)</p> <p>12/7日本原燃ホームページに掲載された最終報告書の内容では、トラブルの発生要因として、落雷に伴う影響（雷サージ）による故障としている。さらに、詳細分析では、落雷によって誘起された雷圧による可能性が高く（間接雷）、再処理施設の主排気筒への落雷により発生した電位上昇による過電圧の影響で故障が発生した可能性が高いとしている。</p> <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計器（ディストリビュータ）が故障に対し、アナログ信号伝送の計装回路において保安器等を追加する。</li> <li>設備対応を行までの間に備え、万一落雷の影響により故障が発生した場合に安全確保ができるよう計器及び保安器の予備品を確保する。さらに、今後同様の事象が発生した際に、速やかに必要な安全機能が確保されていることを確認するために、代替監視手段を整理し、手順に定める。</li> </ul> <p>2. 六ヶ所再処理施設との相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社の安全上重要な設備については、原子炉格納施設、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に集約されており、六ヶ所のような安全上重要な設備が点在し、屋外を通じて、建屋間を接続する構造ではない。</li> <li>当社の耐震設計は、接地網を浅くして等電位となるようにすることで、直撃雷を低減することとしている。その上で、各機器レベルでのサージ・ノイズ対策を行う設計としている。</li> <li>六ヶ所再処理施設においては、構内接地網に流れるとともに、地表面近くに埋設されているトレンチ等の構造物に分流しながら伝搬するため、基本的に建物入口付近に保安器を設置する設計としている。</li> </ul> <p>以上</p>	<p>泊発電所 3号炉 女川原子力発電所2号炉</p> <p>1. 日本原燃の落雷事象の概要 (原因)</p> <p>2015年12月7日、日本原燃ホームページに掲載された最終報告書の内容では、トラブルの発生要因として、落雷に伴う影響（雷サージ）による故障としている。さらに、詳細分析では、落雷によって誘起された雷圧による可能性が高く（間接雷）、再処理施設の主排気筒への落雷により発生した電位上昇による過電圧の影響で故障が発生した可能性が高いとしている。</p> <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計器（ディストリビュータ）が故障に対し、アナログ信号伝送の計装回路において保安器等を追加する。</li> <li>設備対応を行までの間に備え、万一落雷の影響により故障が発生した場合に安全確保ができるよう計器及び保安器の予備品を確保する。さらに、今後同様の事象が発生した際に、速やかに必要な安全機能が確保されていることを確認するために、代替監視手段を整理し、手順に定める。</li> </ul> <p>2. 六ヶ所再処理施設との相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社の安全上重要な設備については、原子炉格納施設、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に集約されており、六ヶ所のような安全上重要な設備が点在し、屋外を通じて、建屋間を接続する構造ではない。</li> <li>当社の耐震設計は、接地網を浅くして等電位となるようにすることで、直撃雷を低減することとしている。その上で、各機器レベルでのサージ・ノイズ対策を行う設計としている。</li> <li>六ヶ所再処理施設においては、構内接地網に流れるとともに、地表面近くに埋設されているトレンチ等の構造物に分流しながら伝搬するため、基本的に建物入口付近に保安器を設置する設計としている。</li> </ul> <p>以上</p>
<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p> <p>参考 2 【女川】記載方針の相違 大飯審査実績の反映</p>

大飯発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
4. 設計基準事故時に生じる応力の考慮について	設計基準事故時に生じる応力の考慮について 補足資料4	設計基準事故時に生じる応力の考慮について 補足資料4	【大阪】記載表現の相違
重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。  重要安全施設は、設置許可基準規則第6条第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要な安全施設を含む安全現象はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわれなければ設計基準事故に至らないため、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。  従つて、因果関係の観点からは、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、重要な安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。  また、重要な安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶる期間に発生すると考へられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する。	重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。  なお、過去の記録及び現地調査の結果を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重量させることとする。  重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、設置許可基準規則第六条第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要な安全施設を含む安全現象又はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわれなければ設計基準事故に至らないため、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。  従つて、因果関係の観点からは、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、重要な安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。  また、重要な安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶる期間に発生すると考へられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する。	重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力をそれをその因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせて設計する。  なお、過去の記録及び現地調査の結果を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重量させることとする。  重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、設置許可基準規則第六条第1項において選定した自然現象に含まれる。また、重要な安全施設を含む安全現象又はその組合せにより、安全機能を損なわない設計としている。安全機能が損なわれなければ設計基準事故に至らないため、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象又はその組合せと設計基準事故に因果関係はない。  従つて、因果関係の観点からは、重要な安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により重要な安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、重要な安全施設は、個々の事象に対して、安全機能を損なわない設計とする。  また、重要な安全施設は、設計基準事故の影響が及ぶる期間に発生すると考へられる自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を適切に考慮する。	【大阪】記載表現の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）	青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）	緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）
泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉

仮に、事故の影響が長期間に及ぶことが考えられる1次冷却材喪失事故の期間中に、発生頻度が高く、重要安全施設に及ぼす影響が小さな自然現象が発生したとしても、自然現象によって影響を受けると考えられる屋外に設置された海水ポンプに事故時の荷重が施設に付加されることはないため、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故により重要安全施設に作用する衝撃による応力を組み合わせる評価と変わらない。

仮に、事故の影響が長期間に及ぶことが考えられる原子炉冷却材喪失事故の期間中に、発生頻度が高く、重要安全施設に及ぼす影響が小さな自然現象が発生したとしても、自然現象によって影響を受けると考えられる屋外に設置された原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに事故時の荷重が付加されることはないため、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃による応力を評価と変わらない。

仮に、事故の影響が長期間に及ぶことが考えられる原子炉冷却材喪失事故の期間中に、発生頻度が高く、重要安全施設に及ぼす影響が小さな自然現象が発生したとしても、自然現象によって影響を受けると考えられる海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに事故時の荷重が付加されることはないため、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃による応力を評価と変わらない。

【女川】  
 考えられる海水ポンプ建屋に覆われた海水ポンプに設置された原子炉補機冷却海水ポンプに事故時の荷重が付加されることはないため、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を組み合わせる必要はなく、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃による応力を評価と変わらない。  
 ・泊に高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプに該当する設備なし

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>5. 自然現象、外部人・事象に対する安全施設の影響評価について  <b>大飯発電所</b>で考慮する自然現象及び外部人・事象に対して、安全施設の受けける影響評価を行った。          自然現象、外部人・事象に対する安全施設の影響評価を表1～表5に示す。          なお、洪水、高潮の自然現象、並びに飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、有毒ガスの外部門人・事象に関する、<b>大飯発電所</b>の施設への影響がないことから、影響を及ぼす自然現象、人・事象から除外している。</p> <p>なお、安全施設については、「重要度指針」に従い、その有する安全機能の重要度に応じクラス分類がなされている。クラス3の安全機能を有する安全施設については、一般産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持の要求となつており、相応の安全機能を有している。そのため、これらの安全施設の機能が喪失した場合には、運用上の措置等、可能な限り対策を講じることとしている。</p>	<p>自然現象、人・事象に対する安全施設の影響評価について  <b>女川原子力発電所</b>で考慮する自然現象及び人・事象に対して、安全施設の受けける影響評価を行った。          自然現象、人・事象に対する屋外の安全施設の影響評価を表1～表5に示す。          なお、洪水、高潮の自然現象、並びに飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊及び船舶の衝突の人・事象に関する、<b>女川原子力発電所</b>の施設への影響がないことから、影響を及ぼす自然現象、人・事象から除外している。</p> <p>なお、安全施設については、「重要度分類審査指針」に従い、その有する安全機能の重要度に応じクラス分類がなされている。クラス3の安全機能を有する安全施設については、一般産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持の要求となつており、相応の安全機能を有している。そのため、これらの安全施設の機能が喪失した場合には、運用上の措置等、可能な限り対策を講じることとしている。</p>	<p>自然現象、人・事象に対する安全施設の影響評価について  <b>泊発電所</b>で考慮する自然現象及び人・事象に対して、安全施設の受けける影響評価を行った。          自然現象、人・事象に対する屋外の安全施設の影響評価を表1～表5に示す。</p> <p>なお、洪水、高潮の自然現象、並びに飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊及び船舶の衝突の人・事象に関する、<b>泊発電所</b>の施設への影響がないことから、影響を及ぼす自然現象、人・事象から除外している。</p> <p>なお、安全施設については、「重要度分類審査指針」に従い、その有する安全機能の重要度に応じクラス分類がなされている。クラス3の安全機能を有する安全施設については、一般産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持の要求となつており、相応の安全機能を有している。そのため、これらの安全施設の機能が喪失した場合には、運用上の措置等、可能な限り対策を講じることとしている。</p>	<p>補足資料 5  <b>泊発電所</b>で考慮する自然現象及び人・事象に対して、安全施設の受けける影響評価を行った。          自然現象、人・事象に対する屋外の安全施設の影響評価を表1～表5に示す。</p> <p>なお、洪水、高潮の自然現象、並びに飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊及び船舶の衝突の人・事象に関する、<b>泊発電所</b>の施設への影響がないことから、影響を及ぼす自然現象、人・事象から除外している。</p> <p>なお、安全施設については、「重要度分類審査指針」に従い、その有する安全機能の重要度に応じクラス分類がなされている。クラス3の安全機能を有する安全施設については、一般産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持の要求となつており、相応の安全機能を有している。そのため、これらの安全施設の機能が喪失した場合には、運用上の措置等、可能な限り対策を講じることとしている。</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

第二类 日常观察，人与事物三者外的完全隔绝的观察

表 1 自然现象、外語人焉事象に對する文庫記の影響評価（大蔵英輔所）

第1表 直接观察法对专利文献的著录项（沿袭记载）（1/4）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯發電所3／4號爐

女川原子力発電所2号炉

泊猪電所 3 号炉  
相違理由

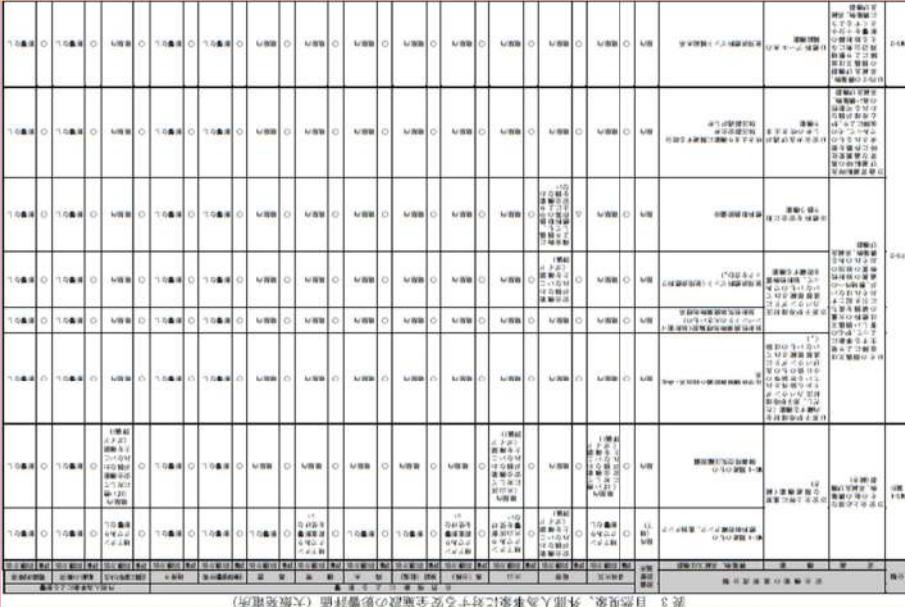
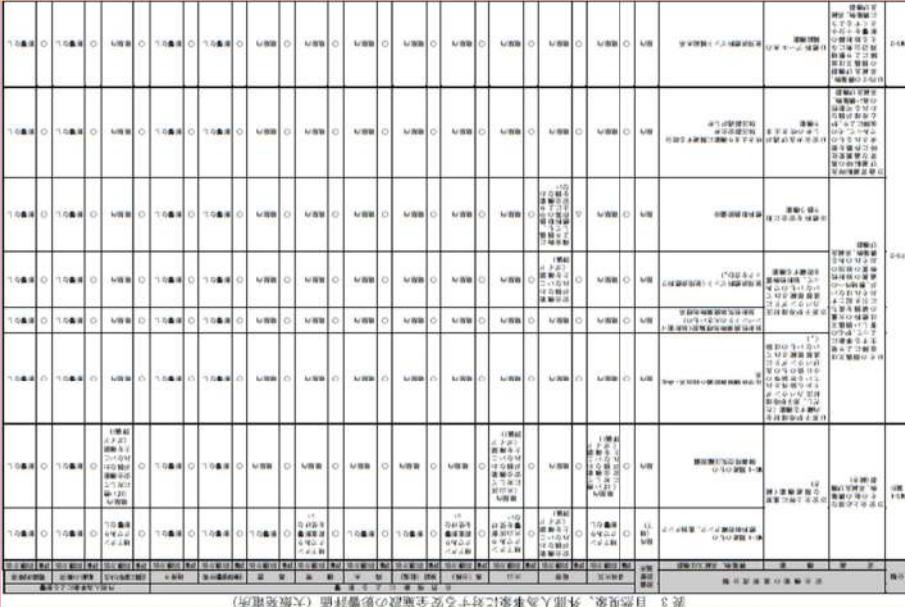
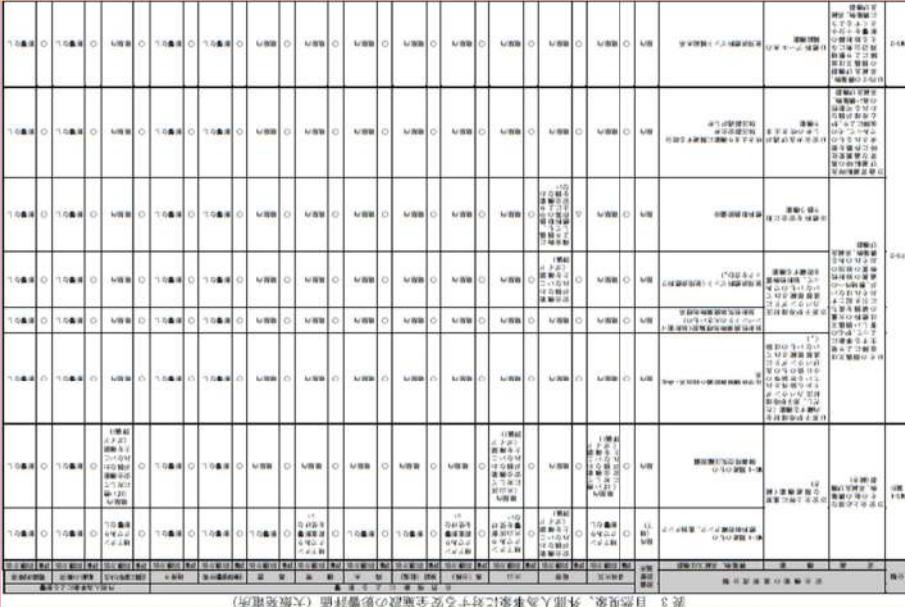
**赤字** : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字** : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字** : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

### 女川原子力発電所 2号炉

【大飯、女川】 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価 結果に相違がある									
<p>泊発電所 3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>泊発電所 3号炉</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">  </td></tr> </tbody> </table> <p>第1表 設備構成における主要機器の相違箇所（泊発電所 3号炉）（2/4）</p>		相違理由		<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>		<p>泊発電所 3号炉</p>			
相違理由									
<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>									
<p>泊発電所 3号炉</p>									
									

【大飯、女川】 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価 結果に相違がある									
<p>泊発電所 3号炉 / 4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>泊発電所 3号炉 / 4号炉</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">  </td></tr> </tbody> </table> <p>第3表 自然現象、外部人為事象に対する安全機能の影響評価（大飯発電所）</p>		相違理由		<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>		<p>泊発電所 3号炉 / 4号炉</p>			
相違理由									
<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）            青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）            緑字 : 設備表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>									
<p>泊発電所 3号炉 / 4号炉</p>									
									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 大飯発電所 3／4号炉 女川原子力発電所 2号炉

#### 泊発電所 3号炉

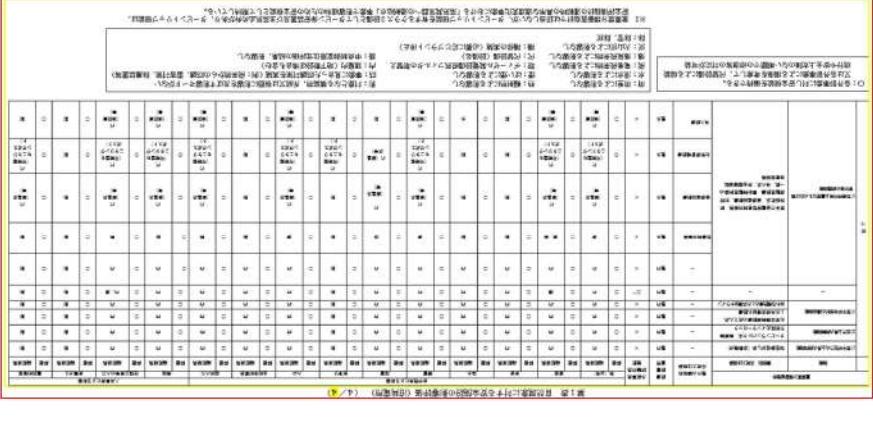
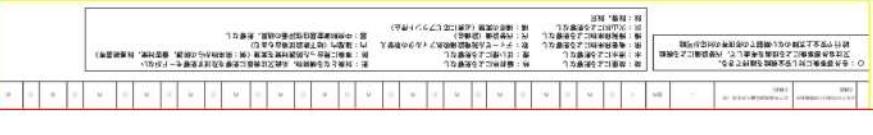
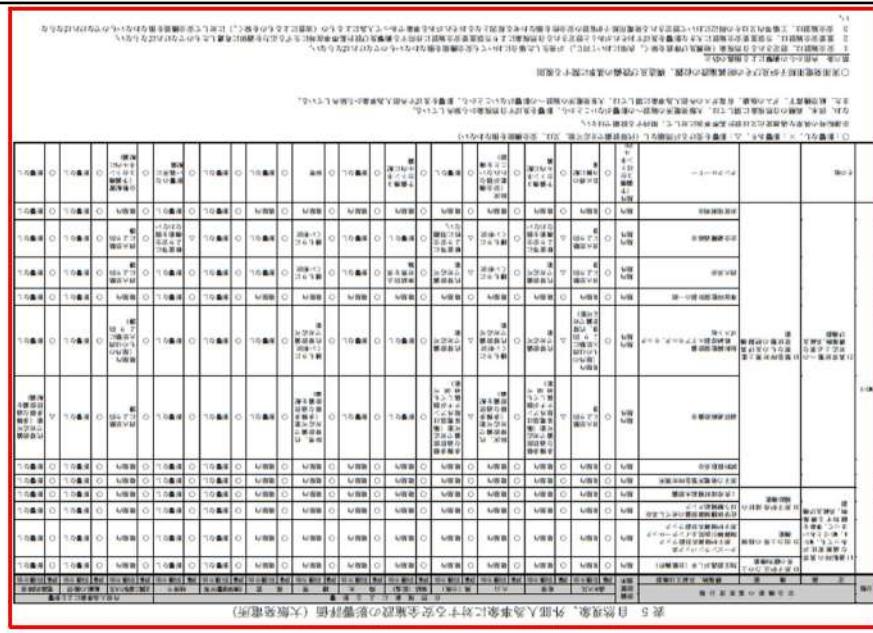
相違理由		【大阪、女川】 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価 結果に相違がある	
泊発電所 3号炉		泊発電所 3号炉	

相違理由		【大阪、女川】 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価 結果に相違がある	
泊発電所 3号炉		泊発電所 3号炉	

相違理由		【大阪、女川】 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価 結果に相違がある	
泊発電所 3号炉		泊発電所 3号炉	

(1) 第1表 設計実施計画と安全監視の結果比較表

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

<p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  <b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  <b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【大阪、女川】</b> 設計方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・設備の相違により評価結果に相違がある ・泊のタービン建屋について、安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、タービン保安装置及び主蒸気止め弁が安全機能を損なわない設計としている</p>
<p>泊発電所 3号炉</p> 	
<p>女川原子力発電所 2号炉</p> 	
<p>大飯発電所 3／4号炉</p> 	

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

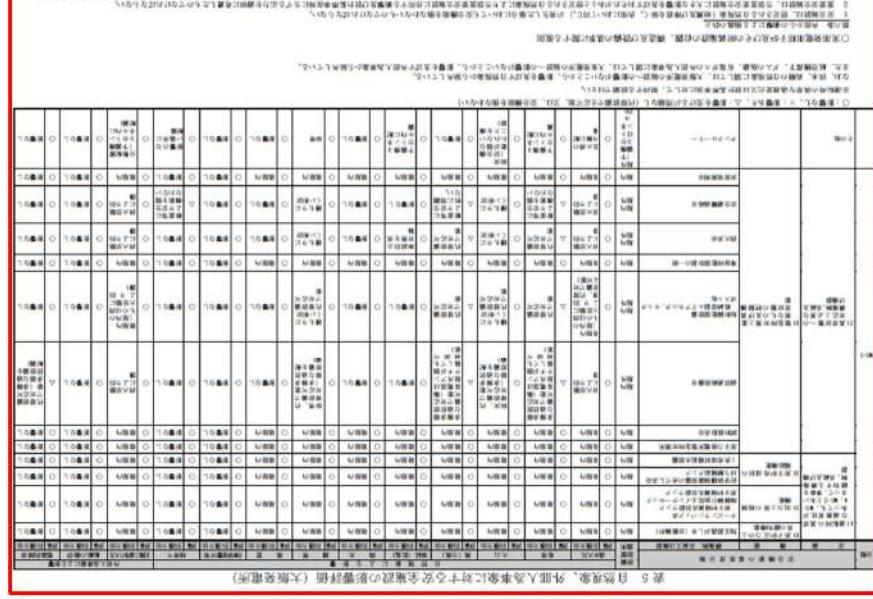


表5 各種規則、外則、基準等に対する適合状況の確認用表（大飯発電所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

別紙1 【大飯、女川】記載方針の相違

・泊は原子炉補機冷却海水ポンプが屋内（備  
渠水ポンプ建屋）に設  
置されているため、説  
明文の観点で同建屋の  
図面を掲載する。

**原子炉補機冷却海水設備である原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子  
炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナーは循環水ポンプ建屋に内包され  
ている。**

第1図に泊発電所3号炉の建屋配置図、第2図及び第3図に泊発電  
所3号炉の循環水ポンプ建屋の構造図を示す。



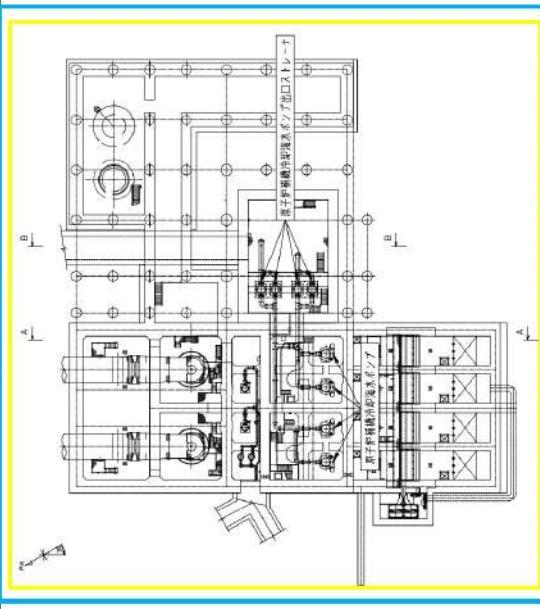
第1図 泊発電所3号炉 建屋配置図

泊発電所3号炉

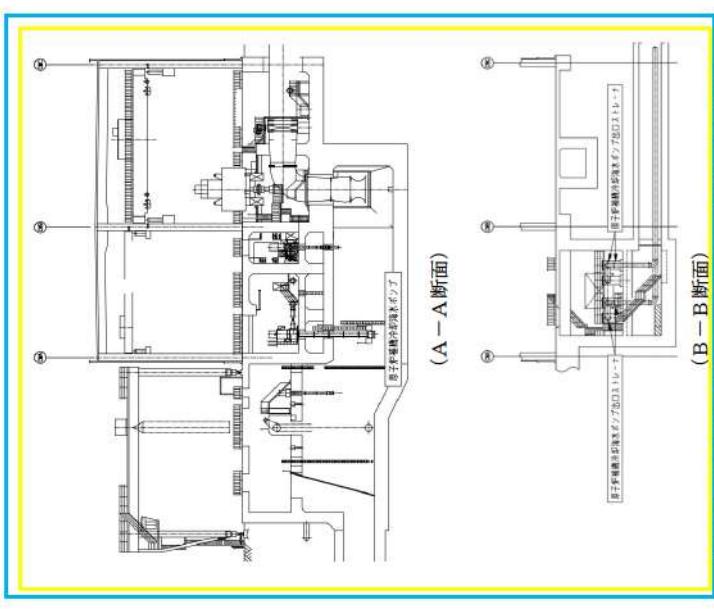
女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3／4号炉

相違理由



第2図 泊発電所3号炉 循環水ポンプ建屋（平面図）



第3図 泊発電所3号炉 循環水ポンプ建屋（断面図）

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (実質的な相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称について

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

相違理由	赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)	
	青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (実質的な相違)	緑字 : 設備名称について
泊発電所 3 号炉	補足資料 6 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について	補足資料 6 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について
女川原子力発電所 2 号炉	補足資料 6 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について	補足資料 6 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較について
大飯発電所 3／4 号炉	6. 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較	6. 旧安全設計審査指針と設置許可基準規則の比較

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

### 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（実質的な相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違

相違理由	相違箇所	
	<p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p><b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（実質的な相違）</p> <p><b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違</p>	
泊発電所3号炉	<p>■ 設計方針の相違</p> <p>■ 記載箇所又は記載内容の相違</p> <p>■ 記載表現、設備名称の相違</p>	<p>■ 設計方針の相違</p> <p>■ 記載箇所又は記載内容の相違</p> <p>■ 記載表現、設備名称の相違</p>
大飯発電所3号炉		

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）					
7. 考慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較					
大阪発電所3／4号炉					
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					補足資料7
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	泊発電所3号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	女川原子力発電所2号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	泊発電所3号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違、記載内容の相違） 青字：記載箇所又は記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし） 緑字：記載箇所	相違理由				
補足資料7	考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について				
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	泊発電所3号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	女川原子力発電所2号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					
ASME NTS-2009 ETR-BI J-9	参考記録	参考記録	参考記録	参考記録	大阪発電所3／4号炉
考 慮すべき事象の除外基準と ASME 判断基準との比較について					

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象:別添資料1)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3/4号炉

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違)

相違理由	ASME ANS RA-SA-2009 EBT-BI J-5				
	参考記	考慮するべき事象の除外基準	考慮するべき事象の除外基準	参考記	該当なし
泊発電所3号炉	該当なし	基準3: その事象が、7メートル以上の影響を受ける場合に限り、その影響を受ける範囲内に設置された機器の事象が、外側から衝撃によって直接機器の筋正又は振動の筋正に影響を及ぼす場合。	基準4: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	基準5: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	基準6: 外部から衝撃によって直接機器の筋正又は振動の筋正に影響を及ぼす場合。
女川原子力発電所2号炉	該当なし	基準3: その事象が、7メートル以上の影響を受ける場合に限り、その影響を受ける範囲内に設置された機器の事象が、外側から衝撃によって直接機器の筋正又は振動の筋正に影響を及ぼす場合。	基準4: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	基準5: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	基準6: 外部から衝撃によって直接機器の筋正又は振動の筋正に影響を及ぼす場合。
大飯発電所3/4号炉	該当なし	基準3: その事象が、7メートル以上の影響を受ける場合に限り、その影響を受ける範囲内に設置された機器の事象が、外側から衝撃によって直接機器の筋正又は振動の筋正に影響を及ぼす場合。	基準4: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	基準5: その事象が、他の事象の定義に包含される場合。	該当なし



<p>泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮 補足資料 9</p> <p>防護すべき安全施設及び重大事故等対処設備への考慮 補足資料 9</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 相違理由</p>
<p>1. 防護すべき安全施設</p> <p>地震及び津波以外の自然現象及び（故意によるものを除く）人為事象（以下、「外部事象」という。）に対する安全施設への要求については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という。）にて規定されている。設置許可基準規則における安全施設は、「発電用堅水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」の「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器を指して、各外部事象に対し防護する安全施設は、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>2. 設置許可基準規則には安全施設に対し、以下のように規定されている。</p> <p>【抜粋】実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止） 第1項は、設置許可において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を保証するためには必要な安全機能以外の建設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。 第2項は、設置許可において想定される地震用原子炉施設の安全性を保証せねばならない。 女川発電所（使用キヤスクを除く。）は、工場内外はその周辺において想定される安全施設の安全性を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。</p> <p>【抜粋】実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止） 第1項は、設置許可において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を保証するためには必要な安全機能以外の建設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。 第2項は、設置許可において想定される地震用原子炉施設の安全性を保証せねばならない。 女川発電所（使用キヤスクを除く。）は、工場内外はその周辺において想定される安全施設の安全性を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。</p>	<p>1. 防護すべき安全施設</p> <p>地震及び津波以外の自然現象及び（故意によるものを除く）人為事象（以下、「外部事象」という。）に対する安全施設への要求については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という。）にて規定されている。設置許可基準規則における安全施設は、「発電用堅水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」の「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器を指して、各外部事象に対し防護する安全施設は、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>2. 設置許可基準規則には安全施設に対し、以下のように規定されている。</p> <p>【抜粋】実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止） 第1項は、設置許可において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を保証するためには必要な安全機能以外の建設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。 第2項は、設置許可において想定される地震用原子炉施設の安全性を保証せねばならない。 女川発電所（使用キヤスクを除く。）は、工場内外はその周辺において想定される安全施設の安全性を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。 これがある事象であつて人為によるもの（故意によるものと同一のものでなければならぬもの）に対して、安全施設が安全機能を保証せねばならない。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 相違理由</p>
<p>3. 重要度分類指針※より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能を有する構築物、系統及び機器をそれが果たす安全機能の性質に応じて、以下の2種に分類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)異常発生防止系（以下「PS」という。）</li> <li>(2)異常影響緩和系（以下「MS」という。）</li> </ul> </li> <li>・PS及びMSのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類</li> </ul> <p>※発電用堅水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</p>	<p>3. 重要度分類指針※より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能を有する構築物、系統及び機器をそれが果たす安全機能の性質に応じて、以下の2種に分類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)異常発生防止系（以下「PS」という。）</li> <li>(2)異常影響緩和系（以下「MS」という。）</li> </ul> </li> <li>・PS及びMSのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類</li> </ul> <p>※発電用堅水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表
女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所 3／4号炉	<p>2. 重大事故等対処設備への考慮</p> <p>設計基準事象に対して耐性を確保する必要があるのは設計基準事故対処設備であり、重大事故等対処設備ではないが、第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準事故対処設備の安全機能と重大事故等対処設備が同時にその機能が損なわれることがないことを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備については、設置許可基準にて以下のように規定されている。</p> <p><b>【抜粋】実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</b></p> <p>第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>第2項 第3号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>2. 重大事故等対処設備への考慮</p> <p>設計基準事象に対して耐性を確保する必要があるのは設計基準事故対処設備であり、重大事故等対処設備ではないが、第四十三条の要求を踏まえ、設計基準事象によって、設計基準事故対処設備の安全機能と重大事故等対処設備が同時にその機能が損なわれることがないことを確認する。</p> <p>重大事故等対処設備については、設置許可基準にて以下のように規定されている。</p> <p><b>【抜粋】実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</b></p> <p>第四十三条（重大事故等対処設備）</p> <p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>第2項 第3号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>
		相違理由

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表
女川原子力発電所 2号炉 風（台風）影響評価について	補足資料 10 風（台風）影響評価について	泊発電所 3号炉 風（台風）影響評価について
<p>1. 基本方針</p> <p>予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準風速の風荷重に対して機械的強度を有することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 設計基準風速の設定</p> <p>設計基準風速の設定は以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準風速の風荷重に対して機械的強度を有することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) 設計基準風速の設定</p> <p>設計基準風速の設定は以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>なお、最大瞬間風速等の風速変動といった局所的かつ一時的な影響であれば、巻き戻し、縦横性を鑑み、風（台風）に対して設計基準風速を設定する。</p> <p>設計基準風速の設定にあたっては、最大風速を採用することにより、その風速の1.5～2倍程度の最大瞬間風速の影響を考慮することになること、現行の建築基準法では最大瞬間風速等の風速変動による影響を考慮した係数を最大風速に乘じ風荷重を算出することが定められていることから、設計基準風速は最大風速を設定する。（詳細は次頁参照）</p> <p>(3) 規格・基準類</p> <p>風に対する建築物の規格・基準として、発電用原子炉施設建設時の建築基準法施行令第87条（以下、「旧建築基準法施行令」という。）において、日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s、地上高15m）に基づく風荷重に対する設計が要求されていた。</p> <p>その後、建築基準法施行令第87条の風荷重規定は2000年に改正され、それ以降、建築物には、地域毎に定められた基準風速の風荷重に対する設計が要求されており、女川町の基準風速は30m/s（地上高10m、10分間平均風速）である。</p> <p>屋外設備のうち、タンクについては、消防法（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の19）において、日本最大級の台風の最大瞬間風速（63m/s、地上高15m）に基づく風荷重に対する設計が、現在でも要求されている。</p> <p>(4) 観測記録（別紙1）</p> <p>(5) 観測記録（別紙2）</p> <p>(6) 観測記録（別紙3）</p> <p>(7) 観測記録（別紙4）</p> <p>(8) 観測記録（別紙5）</p> <p>(9) 観測記録（別紙6）</p> <p>(10) 観測記録（別紙7）</p> <p>(11) 観測記録（別紙8）</p> <p>(12) 観測記録（別紙9）</p> <p>(13) 観測記録（別紙10）</p> <p>(14) 観測記録（別紙11）</p> <p>(15) 観測記録（別紙12）</p> <p>(16) 観測記録（別紙13）</p> <p>(17) 観測記録（別紙14）</p> <p>(18) 観測記録（別紙15）</p> <p>(19) 観測記録（別紙16）</p> <p>(20) 観測記録（別紙17）</p> <p>(21) 観測記録（別紙18）</p> <p>(22) 観測記録（別紙19）</p> <p>(23) 観測記録（別紙20）</p> <p>(24) 観測記録（別紙21）</p> <p>(25) 観測記録（別紙22）</p> <p>(26) 観測記録（別紙23）</p> <p>(27) 観測記録（別紙24）</p> <p>(28) 観測記録（別紙25）</p> <p>(29) 観測記録（別紙26）</p> <p>(30) 観測記録（別紙27）</p> <p>(31) 観測記録（別紙28）</p> <p>(32) 観測記録（別紙29）</p> <p>(33) 観測記録（別紙30）</p> <p>(34) 観測記録（別紙31）</p> <p>(35) 観測記録（別紙32）</p> <p>(36) 観測記録（別紙33）</p> <p>(37) 観測記録（別紙34）</p> <p>(38) 観測記録（別紙35）</p> <p>(39) 観測記録（別紙36）</p> <p>(40) 観測記録（別紙37）</p> <p>(41) 観測記録（別紙38）</p> <p>(42) 観測記録（別紙39）</p> <p>(43) 観測記録（別紙40）</p> <p>(44) 観測記録（別紙41）</p> <p>(45) 観測記録（別紙42）</p> <p>(46) 観測記録（別紙43）</p> <p>(47) 観測記録（別紙44）</p> <p>(48) 観測記録（別紙45）</p> <p>(49) 観測記録（別紙46）</p> <p>(50) 観測記録（別紙47）</p> <p>(51) 観測記録（別紙48）</p> <p>(52) 観測記録（別紙49）</p> <p>(53) 観測記録（別紙50）</p> <p>(54) 観測記録（別紙51）</p> <p>(55) 観測記録（別紙52）</p> <p>(56) 観測記録（別紙53）</p> <p>(57) 観測記録（別紙54）</p> <p>(58) 観測記録（別紙55）</p> <p>(59) 観測記録（別紙56）</p> <p>(60) 観測記録（別紙57）</p> <p>(61) 観測記録（別紙58）</p> <p>(62) 観測記録（別紙59）</p> <p>(63) 観測記録（別紙60）</p> <p>(64) 観測記録（別紙61）</p> <p>(65) 観測記録（別紙62）</p> <p>(66) 観測記録（別紙63）</p> <p>(67) 観測記録（別紙64）</p> <p>(68) 観測記録（別紙65）</p> <p>(69) 観測記録（別紙66）</p> <p>(70) 観測記録（別紙67）</p> <p>(71) 観測記録（別紙68）</p> <p>(72) 観測記録（別紙69）</p> <p>(73) 観測記録（別紙70）</p> <p>(74) 観測記録（別紙71）</p> <p>(75) 観測記録（別紙72）</p> <p>(76) 観測記録（別紙73）</p> <p>(77) 観測記録（別紙74）</p> <p>(78) 観測記録（別紙75）</p> <p>(79) 観測記録（別紙76）</p> <p>(80) 観測記録（別紙77）</p> <p>(81) 観測記録（別紙78）</p> <p>(82) 観測記録（別紙79）</p> <p>(83) 観測記録（別紙80）</p> <p>(84) 観測記録（別紙81）</p> <p>(85) 観測記録（別紙82）</p> <p>(86) 観測記録（別紙83）</p> <p>(87) 観測記録（別紙84）</p> <p>(88) 観測記録（別紙85）</p> <p>(89) 観測記録（別紙86）</p> <p>(90) 観測記録（別紙87）</p> <p>(91) 観測記録（別紙88）</p> <p>(92) 観測記録（別紙89）</p> <p>(93) 観測記録（別紙90）</p> <p>(94) 観測記録（別紙91）</p> <p>(95) 観測記録（別紙92）</p> <p>(96) 観測記録（別紙93）</p> <p>(97) 観測記録（別紙94）</p> <p>(98) 観測記録（別紙95）</p> <p>(99) 観測記録（別紙96）</p> <p>(100) 観測記録（別紙97）</p> <p>(101) 観測記録（別紙98）</p> <p>(102) 観測記録（別紙99）</p> <p>(103) 観測記録（別紙100）</p> <p>(104) 観測記録（別紙101）</p> <p>(105) 観測記録（別紙102）</p> <p>(106) 観測記録（別紙103）</p> <p>(107) 観測記録（別紙104）</p> <p>(108) 観測記録（別紙105）</p> <p>(109) 観測記録（別紙106）</p> <p>(110) 観測記録（別紙107）</p> <p>(111) 観測記録（別紙108）</p> <p>(112) 観測記録（別紙109）</p> <p>(113) 観測記録（別紙110）</p> <p>(114) 観測記録（別紙111）</p> <p>(115) 観測記録（別紙112）</p> <p>(116) 観測記録（別紙113）</p> <p>(117) 観測記録（別紙114）</p> <p>(118) 観測記録（別紙115）</p> <p>(119) 観測記録（別紙116）</p> <p>(120) 観測記録（別紙117）</p> <p>(121) 観測記録（別紙118）</p> <p>(122) 観測記録（別紙119）</p> <p>(123) 観測記録（別紙120）</p> <p>(124) 観測記録（別紙121）</p> <p>(125) 観測記録（別紙122）</p> <p>(126) 観測記録（別紙123）</p> <p>(127) 観測記録（別紙124）</p> <p>(128) 観測記録（別紙125）</p> <p>(129) 観測記録（別紙126）</p> <p>(130) 観測記録（別紙127）</p> <p>(131) 観測記録（別紙128）</p> <p>(132) 観測記録（別紙129）</p> <p>(133) 観測記録（別紙130）</p> <p>(134) 観測記録（別紙131）</p> <p>(135) 観測記録（別紙132）</p> <p>(136) 観測記録（別紙133）</p> <p>(137) 観測記録（別紙134）</p> <p>(138) 観測記録（別紙135）</p> <p>(139) 観測記録（別紙136）</p> <p>(140) 観測記録（別紙137）</p> <p>(141) 観測記録（別紙138）</p> <p>(142) 観測記録（別紙139）</p> <p>(143) 観測記録（別紙140）</p> <p>(144) 観測記録（別紙141）</p> <p>(145) 観測記録（別紙142）</p> <p>(146) 観測記録（別紙143）</p> <p>(147) 観測記録（別紙144）</p> <p>(148) 観測記録（別紙145）</p> <p>(149) 観測記録（別紙146）</p> <p>(150) 観測記録（別紙147）</p> <p>(151) 観測記録（別紙148）</p> <p>(152) 観測記録（別紙149）</p> <p>(153) 観測記録（別紙150）</p> <p>(154) 観測記録（別紙151）</p> <p>(155) 観測記録（別紙152）</p> <p>(156) 観測記録（別紙153）</p> <p>(157) 観測記録（別紙154）</p> <p>(158) 観測記録（別紙155）</p> <p>(159) 観測記録（別紙156）</p> <p>(160) 観測記録（別紙157）</p> <p>(161) 観測記録（別紙158）</p> <p>(162) 観測記録（別紙159）</p> <p>(163) 観測記録（別紙160）</p> <p>(164) 観測記録（別紙161）</p> <p>(165) 観測記録（別紙162）</p> <p>(166) 観測記録（別紙163）</p> <p>(167) 観測記録（別紙164）</p> <p>(168) 観測記録（別紙165）</p> <p>(169) 観測記録（別紙166）</p> <p>(170) 観測記録（別紙167）</p> <p>(171) 観測記録（別紙168）</p> <p>(172) 観測記録（別紙169）</p> <p>(173) 観測記録（別紙170）</p> <p>(174) 観測記録（別紙171）</p> <p>(175) 観測記録（別紙172）</p> <p>(176) 観測記録（別紙173）</p> <p>(177) 観測記録（別紙174）</p> <p>(178) 観測記録（別紙175）</p> <p>(179) 観測記録（別紙176）</p> <p>(180) 観測記録（別紙177）</p> <p>(181) 観測記録（別紙178）</p> <p>(182) 観測記録（別紙179）</p> <p>(183) 観測記録（別紙180）</p> <p>(184) 観測記録（別紙181）</p> <p>(185) 観測記録（別紙182）</p> <p>(186) 観測記録（別紙183）</p> <p>(187) 観測記録（別紙184）</p> <p>(188) 観測記録（別紙185）</p> <p>(189) 観測記録（別紙186）</p> <p>(190) 観測記録（別紙187）</p> <p>(191) 観測記録（別紙188）</p> <p>(192) 観測記録（別紙189）</p> <p>(193) 観測記録（別紙190）</p> <p>(194) 観測記録（別紙191）</p> <p>(195) 観測記録（別紙192）</p> <p>(196) 観測記録（別紙193）</p> <p>(197) 観測記録（別紙194）</p> <p>(198) 観測記録（別紙195）</p> <p>(199) 観測記録（別紙196）</p> <p>(200) 観測記録（別紙197）</p> <p>(201) 観測記録（別紙198）</p> <p>(202) 観測記録（別紙199）</p> <p>(203) 観測記録（別紙200）</p> <p>(204) 観測記録（別紙201）</p> <p>(205) 観測記録（別紙202）</p> <p>(206) 観測記録（別紙203）</p> <p>(207) 観測記録（別紙204）</p> <p>(208) 観測記録（別紙205）</p> <p>(209) 観測記録（別紙206）</p> <p>(210) 観測記録（別紙207）</p> <p>(211) 観測記録（別紙208）</p> <p>(212) 観測記録（別紙209）</p> <p>(213) 観測記録（別紙210）</p> <p>(214) 観測記録（別紙211）</p> <p>(215) 観測記録（別紙212）</p> <p>(216) 観測記録（別紙213）</p> <p>(217) 観測記録（別紙214）</p> <p>(218) 観測記録（別紙215）</p> <p>(219) 観測記録（別紙216）</p> <p>(220) 観測記録（別紙217）</p> <p>(221) 観測記録（別紙218）</p> <p>(222) 観測記録（別紙219）</p> <p>(223) 観測記録（別紙220）</p> <p>(224) 観測記録（別紙221）</p> <p>(225) 観測記録（別紙222）</p> <p>(226) 観測記録（別紙223）</p> <p>(227) 観測記録（別紙224）</p> <p>(228) 観測記録（別紙225）</p> <p>(229) 観測記録（別紙226）</p> <p>(230) 観測記録（別紙227）</p> <p>(231) 観測記録（別紙228）</p> <p>(232) 観測記録（別紙229）</p> <p>(233) 観測記録（別紙230）</p> <p>(234) 観測記録（別紙231）</p> <p>(235) 観測記録（別紙232）</p> <p>(236) 観測記録（別紙233）</p> <p>(237) 観測記録（別紙234）</p> <p>(238) 観測記録（別紙235）</p> <p>(239) 観測記録（別紙236）</p> <p>(240) 観測記録（別紙237）</p> <p>(241) 観測記録（別紙238）</p> <p>(242) 観測記録（別紙239）</p> <p>(243) 観測記録（別紙240）</p> <p>(244) 観測記録（別紙241）</p> <p>(245) 観測記録（別紙242）</p> <p>(246) 観測記録（別紙243）</p> <p>(247) 観測記録（別紙244）</p> <p>(248) 観測記録（別紙245）</p> <p>(249) 観測記録（別紙246）</p> <p>(250) 観測記録（別紙247）</p> <p>(251) 観測記録（別紙248）</p> <p>(252) 観測記録（別紙249）</p> <p>(253) 観測記録（別紙250）</p> <p>(254) 観測記録（別紙251）</p> <p>(255) 観測記録（別紙252）</p> <p>(256) 観測記録（別紙253）</p> <p>(257) 観測記録（別紙254）</p> <p>(258) 観測記録（別紙255）</p> <p>(259) 観測記録（別紙256）</p> <p>(260) 観測記録（別紙257）</p> <p>(261) 観測記録（別紙258）</p> <p>(262) 観測記録（別紙259）</p> <p>(263) 観測記録（別紙260）</p> <p>(264) 観測記録（別紙261）</p> <p>(265) 観測記録（別紙262）</p> <p>(266) 観測記録（別紙263）</p> <p>(267) 観測記録（別紙264）</p> <p>(268) 観測記録（別紙265）</p> <p>(269) 観測記録（別紙266）</p> <p>(270) 観測記録（別紙267）</p> <p>(271) 観測記録（別紙268）</p> <p>(272) 観測記録（別紙269）</p> <p>(273) 観測記録（別紙270）</p> <p>(274) 観測記録（別紙271）</p> <p>(275) 観測記録（別紙272）</p> <p>(276) 観測記録（別紙273）</p> <p>(277) 観測記録（別紙274）</p> <p>(278) 観測記録（別紙275）</p> <p>(279) 観測記録（別紙276）</p> <p>(280) 観測記録（別紙277）</p> <p>(281) 観測記録（別紙278）</p> <p>(282) 観測記録（別紙279）</p> <p>(283) 観測記録（別紙280）</p> <p>(284) 観測記録（別紙281）</p> <p>(285) 観測記録（別紙282）</p> <p>(286) 観測記録（別紙283）</p> <p>(287) 観測記録（別紙284）</p> <p>(288) 観測記録（別紙285）</p> <p>(289) 観測記録（別紙286）</p> <p>(290) 観測記録（別紙287）</p> <p>(291) 観測記録（別紙288）</p> <p>(292) 観測記録（別紙289）</p> <p>(293) 観測記録（別紙290）</p> <p>(294) 観測記録（別紙291）</p> <p>(295) 観測記録（別紙292）</p> <p>(296) 観測記録（別紙293）</p> <p>(297) 観測記録（別紙294）</p> <p>(298) 観測記録（別紙295）</p> <p>(299) 観測記録（別紙296）</p> <p>(300) 観測記録（別紙297）</p> <p>(301) 観測記録（別紙298）</p> <p>(302) 観測記録（別紙299）</p> <p>(303) 観測記録（別紙300）</p> <p>(304) 観測記録（別紙301）</p> <p>(305) 観測記録（別紙302）</p> <p>(306) 観測記録（別紙303）</p> <p>(307) 観測記録（別紙304）</p> <p>(308) 観測記録（別紙305）</p> <p>(309) 観測記録（別紙306）</p> <p>(310) 観測記録（別紙307）</p> <p>(311) 観測記録（別紙308）</p> <p>(312) 観測記録（別紙309）</p> <p>(313) 観測記録（別紙310）</p> <p>(314) 観測記録（別紙311）</p> <p>(315) 観測記録（別紙312）</p> <p>(316) 観測記録（別紙313）</p> <p>(317) 観測記録（別紙314）</p> <p>(318) 観測記録（別紙315）</p> <p>(319) 観測記録（別紙316）</p> <p>(320) 観測記録（別紙317）</p> <p>(321) 観測記録（別紙318）</p> <p>(322) 観測記録（別紙319）</p> <p>(323) 観測記録（別紙320）</p> <p>(324) 観測記録（別紙321）</p> <p>(325) 観測記録（別紙322）</p> <p>(326) 観測記録（別紙323）</p> <p>(327) 観測記録（別紙324）</p> <p>(328) 観測記録（別紙325）</p> <p>(329) 観測記録（別紙326）</p> <p>(330) 観測記録（別紙327）</p> <p>(331) 観測記録（別紙328）</p> <p>(332) 観測記録（別紙329）</p> <p>(333) 観測記録（別紙330）</p> <p>(334) 観測記録（別紙331）</p> <p>(335) 観測記録（別紙332）</p> <p>(336) 観測記録（別紙333）</p> <p>(337) 観測記録（別紙334）</p> <p>(338) 観測記録（別紙335）</p> <p>(339) 観測記録（別紙336）</p> <p>(340) 観測記録（別紙337）</p> <p>(341) 観測記録（別紙338）</p> <p>(342) 観測記録（別紙339）</p> <p>(343) 観測記録（別紙340）</p> <p>(344) 観測記録（別紙341）</p> <p>(345) 観測記録（別紙342）</p> <p>(346) 観測記録（別紙343）</p> <p>(347) 観測記録（別紙344）</p> <p>(348) 観測記録（別紙345）</p> <p>(349) 観測記録（別紙346）</p> <p>(350) 観測記録（別紙347）</p> <p>(351) 観測記録（別紙348）</p> <p>(352) 観測記録（別紙349）</p> <p>(353) 観測記録（別紙350）</p> <p>(354) 観測記録（別紙351）</p> <p>(355) 観測記録（別紙352）</p> <p>(356) 観測記録（別紙353）</p> <p>(357) 観測記録（別紙354）</p> <p>(358) 観測記録（別紙355）</p> <p>(359) 観測記録（別紙356）</p> <p>(360) 観測記録（別紙357）</p> <p>(361) 観測記録（別紙358）</p> <p>(362) 観測記録（別紙359）</p> <p>(363) 観測記録（別紙360）</p> <p>(364) 観測記録（別紙361）</p> <p>(365) 観測記録（別紙362）</p> <p>(366) 観測記録（別紙363）</p> <p>(367) 観測記録（別紙364）</p> <p>(368) 観測記録（別紙365）</p> <p>(369) 観測記録（別紙366）</p> <p>(370) 観測記録（別紙367）</p> <p>(371) 観測記録（別紙368）</p> <p>(372) 観測記録（別紙369）</p> <p>(373) 観測記録（別紙370）</p> <p>(374) 観測記録（別紙371）</p> <p>(375) 観測記録（別紙372）</p> <p>(376) 観測記録（別紙373）</p> <p>(377) 観測記録（別紙374）</p> <p>(378) 観測記録（別紙375）</p> <p>(379) 観測記録（別紙376）</p> <p>(380) 観測記録（別紙377）</p> <p>(381) 観測記録（別紙378）</p> <p>(382) 観測記録（別紙379）</p> <p>(383) 観測記録（別紙380）</p> <p>(384) 観測記録（別紙381）</p> <p>(385) 観測記録（別紙382）</p> <p>(386) 観測記録（別紙383）</p> <p>(387) 観測記録（別紙384）</p> <p>(388) 観測記録（別紙385）</p> <p>(389) 観測記録（別紙386）</p> <p>(390) 観測記録（別紙387）</p> <p>(391) 観測記録（別紙388）</p> <p>(392) 観測記録（別紙389）</p> <p>(393) 観測記録（別紙390）</p> <p>(394) 観測記録（別紙391）</p> <p>(395) 観測記録（別紙392）</p> <p>(396) 観測記録（別紙393）</p> <p>(397) 観測記録（別紙394）</p> <p>(398) 観測記録（別紙395）</p> <p>(399) 観測記録（別紙396）</p> <p>(400) 観測記録（別紙397）</p> <p>(401) 観測記録（別紙398）</p> <p>(402) 観測記録（別紙399）</p> <p>(403) 観測記録（別紙400）</p> <p>(404) 観測記録（別紙401）</p> <p>(405) 観測記録（別紙402）</p> <p>(406) 観測記録（別紙403）</p> <p>(407) 観測記録（別紙404）</p> <p>(408) 観測記録（別紙405）</p> <p>(409) 観測記録（別紙406）</p> <p>(410) 観測記録（別紙407）</p> <p>(411) 観測記録（別紙408）</p> <p>(412) 観測記録（別紙409）</p> <p>(413) 観測記録（別紙410）</p> <p>(414) 観測記録（別紙411）</p> <p>(415) 観測記録（別紙412）</p> <p>(416) 観測記録（別紙413）</p> <p>(417) 観測記録（別紙414）</p> <p>(418) 観測記録（別紙415）</p> <p>(419) 観測記録（別紙416）</p> <p>(420) 観測記録（別紙417）</p> <p>(421) 観測記録（別紙418）</p> <p>(422) 観測記録（別紙419）</p> <p>(423) 観測記録（別紙420）</p> <p>(424) 観測記録（別紙421）</p> <p>(425) 観測記録（別紙422）</p> <p>(426) 観測記録（別紙423）</p> <p>(427) 観測記録（別紙424）</p> <p>(428) 観測記録（別紙425）</p> <p>(429) 観測記録（別紙426）</p> <p>(430) 観測記録（別紙427）</p> <p>(431) 観測記録（別紙428）</p> <p>(432) 観測記録（別紙429）</p> <p>(433) 観測記録（別紙430）</p> <p>(434) 観測記録（別紙431）</p> <p>(435) 観測記録（別紙432）</p> <p>(436) 観測記録（別紙433）</p> <p>(437) 観測記録（別紙434）</p> <p>(438) 観測記録（別紙435）</p> <p>(439) 観測記録（別紙436）</p> <p>(440) 観測記録（別紙437）</p> <p>(441) 観測記録（別紙438）</p> <p>(442) 観測記録（別紙439）</p> <p>(443) 観測記録（別紙440）</p> <p>(444) 観測記録（別紙441）</p> <p>(445) 観測記録（別紙4</p>		

泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
<p>最大風速の観測記録史上 1 位は 27.4m/s (石巻特別地域気象観測所 1958 年 9 月 27 日) である。</p> <p>また、宮城県内（江ノ島を除く）の各観測地点における観測記録（別紙 2）を確認した結果、石巻市の観測記録を参照することが妥当と判断した。</p> <p>台風の風速記録（別紙 3）において、石巻市に台風が接近又は通過の際の風速の観測記録を確認した結果、宮城県に台風が襲来するまでに台風の勢力が弱まり風速が小さくなっているため、台風の影響には地域性があり、風（台風）の基準風速設定の際は、その地域性を考慮する必要があることを確認した。</p> <p>石巻市：最大風速 27.4m/s (1958 年 9 月 27 日、統計期間：1887 年～2017 年) 最大瞬間風速 41.3m/s (1960 年 4 月 3 日、統計期間：1940 年～2017 年) 大船渡市：最大風速 21.8m/s (2002 年 10 月 2 日、統計期間：1963 年～2017 年) 最大瞬間風速 44.2m/s (2002 年 10 月 2 日、統計期間：1963 年～2017 年)</p> <p>ここで、基準風速の設定にあたり、各風速の定義を確認する。 気象庁の風の観測については、風速（地上高 10m, 10 分間平均）及び瞬間風速（地上高 10m, 3 秒間平均）を記録している。「最大風速」は、風速（地上高 10m, 10 分間平均）の日最大風速を、「最大瞬間風速」は、瞬間風速（地上高 10m, 3 秒間平均）の日最大瞬間風速をいい、一般的に最大瞬間風速と最大風速の比は 1.5～2 倍程度とされている<sup>(1)</sup>。（例えば、最大風速 40m/s の場合は、60～80m/s 程度の瞬間的な風が吹く可能性がある） 旧建築基準法施行令では、最大瞬間風速 (63m/s, 地上高 15m) を参考していたが、現行の建築基準法施行令では、地上高 10m における 10 分間平均風速を基準としている。 ただし、現行の建築基準法施行令でも、風荷重の算出において、最大瞬間風速等の風速変動による影響を考慮し、基準風速に地表面相度等により求まるガスト影響係数を乗じて速度圧を算出することが定められている。これにより、旧建築基準法施行令では全国ほぼ一律で定められていた風荷重を、現在では建築物の周辺状況及び構造特性等に応じて定めることが可能となつた。このような状況を踏まえ、安全設計上考慮する基準風速の定義は、現行の建築基準法に準拠し、地上高 10m での 10 分間平均風速を採用する。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・台風の記載は島根 2 号炉を参照した。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・台風の記載は島根 2 号炉を参照した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・観測所名稱及び観測記録の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・台風の記載は島根 2 号炉を参照した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・観測所名稱及び観測記録の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・台風の記載は島根 2 号炉を参照した。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・台風の記載は島根 2 号炉を参照した。</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

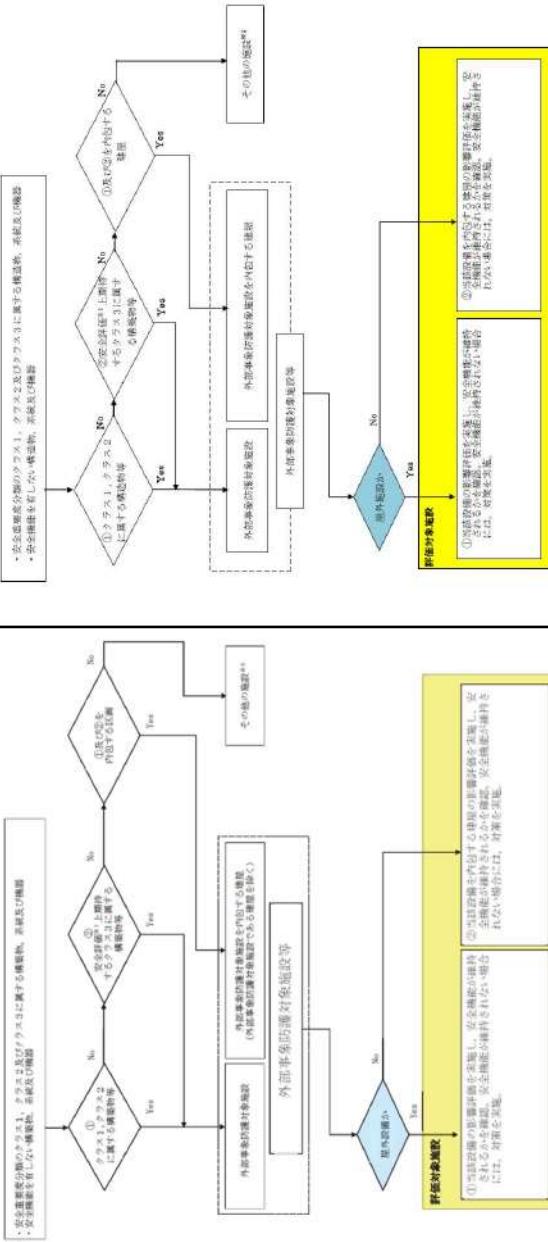
泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表
女川原子力発電所 2号炉	以上を踏まえると、観測記録として検討する風速は、上記の石巻市及び大船渡市における観測記録史上 1位の最大風速（地上高 10m、10 分間平均風速の日最大風速）のうち、保守的に最も風速が大きい石巻市の最大風速である 27.4m/s とする。	以上より、設計基準風速として使用する値としては、(1)規格・基準類で要求される女川町の基準風速である 30m/s（地上高 10m、10 分間平均風速）が、(2)観測記録の値である石巻市における観測記録史上 1 位の最大風速（地上高 10m、10 分間平均風速の日最大風速）である 27.4m/s を設計基準風速と定める。
大飯発電所 3／4号炉	<p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>外部事象防護対象施設が、30m/s（地上高 10m、10 分間平均）の風（台風）によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、30m/s の風（台風）に対する風荷重が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認する。</p> <p>本評価における基本的な考え方は、以下のとおり。また、第1図に風（台風）に対する安全施設の評価フローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上、評価し、風荷重に対して安全機能が損なわれないことを確認する。</p> <p>なお、風荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。</p> <p>① 屋外に設置されている設備については、当該の設備に 30m/s の風（台風）に対する風荷重が作用した場合においても、安全機能を損なわないことを確認する。</p> <p>② 屋内に設置されている設備は、風速 30m/s の風荷重が作用しても、当該の建屋の健全性を確認することにより、設備の安全機能が損なわれないことを確認する。</p> <p>○上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、台風の発生に伴う飛来物の影響は、巻影評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対する考慮</p> <p>第2回の風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、2. にて設定した設計基準風速に対し、必要な安全機能が維持できることを確認する。</p> <p>なお、風（台風）に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>	<p>以上より、設計基準風速として使用する値としては、(1)規格・基準類で要求される泊村（古宇郡）の基準風速である 36m/s（地上高 10m、10 分間平均風速）が、(2)観測記録の値である小樽市における観測記録史上 1 位の最大風速（地上高 10m、10 分間平均風速の日最大風速）である 27.9m/s を設計基準風速と定める。</p> <p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>外部事象防護対象施設が、36m/s（地上高 10m、10 分間平均）の風（台風）によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、36m/s の風（台風）に対する風荷重が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認する。</p> <p>本評価における基本的な考え方は、以下のとおり。また、第1図に風（台風）に対する安全施設の評価フローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上、評価し、風荷重に対して安全機能が損なわれないことを確認する。</p> <p>なお、風荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。</p> <p>① 屋外に設置されている設備については、当該の設備に 36m/s の風（台風）に対する風荷重が作用した場合においても、安全機能を損なわないことを確認する。</p> <p>② 屋内に設置されている設備は、風速 36m/s の風荷重が作用しても、当該の建屋の健全性を確認することにより、設備の安全機能が損なわれないことを確認する。</p> <p>○上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、台風の発生に伴う飛来物の影響は、巻影評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対する考慮</p> <p>第2回の風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、2. にて設定した設計基準風速に対し、必要な安全機能が維持できることを確認する。</p> <p>なお、風（台風）に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>大飯発電所 3／4号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>泊発電所 3号炉</p>
<p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁: <a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a></p> <p>(2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	<p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁: <a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a></p> <p>(2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>



※1 運営計画の期間を延長する場合の申請手続  
 ※2 その他の理由のうち、延長申請は、構造強度の確保、若しくは船体を考慮して代替船、修復等で安全機能を確保

第1図 風（台風）に対する安全施設の評価フロー

第1図 風（台風）に対する安全施設の評価フロー

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

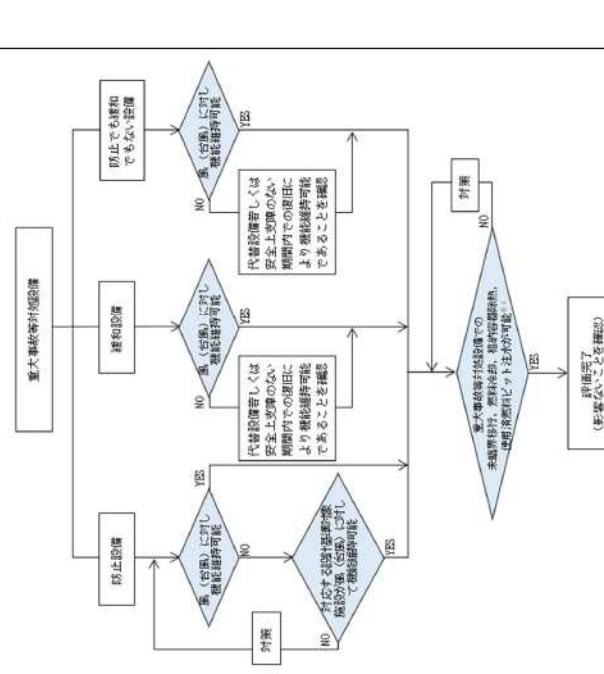
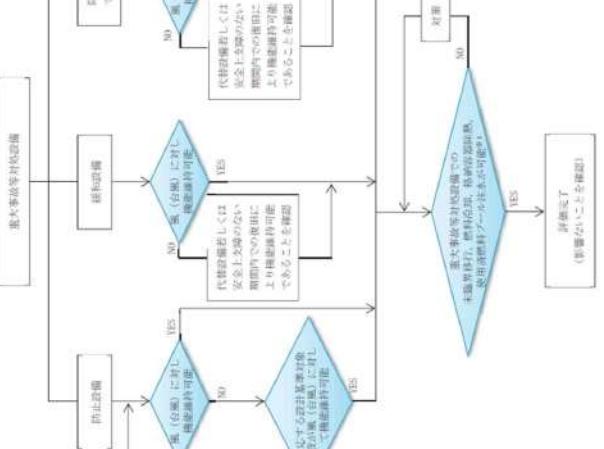
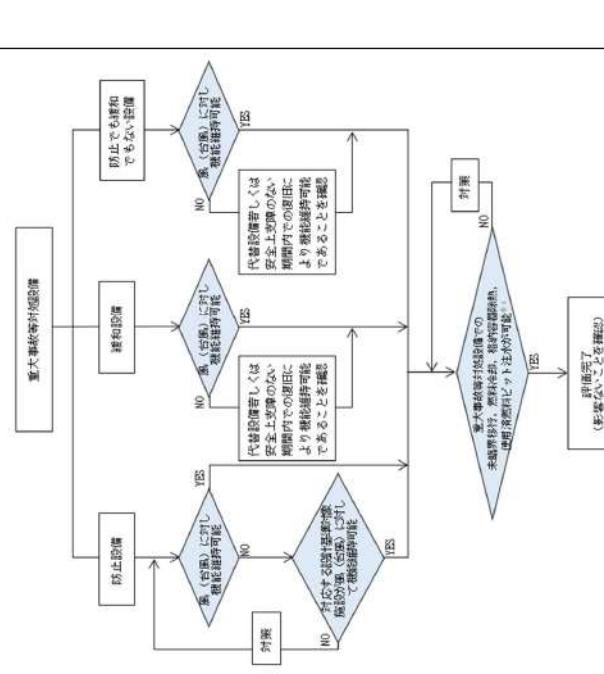
### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

#### 大飯発電所 3／4号炉

#### 女川原子力発電所 2号炉

#### 泊発電所 3号炉

#### 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

	泊発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
相違理由	 <p>※1: 設計基準風により重大事故に対する想定と設計基準を考慮した場合に限られることはない。      が、安全上重要な観点での見地により機能維持可能であることを確認</p>	 <p>※1: 設計基準風により重大事故に対する想定と設計基準を考慮した場合に限られることはない。      が、安全上重要な観点での見地により機能維持可能であることを確認</p>	 <p>※1: 設計基準風により重大事故に対する想定と設計基準を考慮した場合に限られることはない。      が、安全上重要な観点での見地により機能維持可能であることを確認</p>

第2図 風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フロー

第2図 風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フロー

第2図 風（台風）による重大事故等対処設備への影響評価フロー

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象: 別添資料1)

女川原子力発電所 2号炉

石巻市及び大船渡市における日最大風速及び日最大瞬間風速の観測記録

第1表 石巻市における毎年の日最大風速記録 (地上気象観測記録)

(気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測記録)より)						
年	月	日	最大風速 [m/s]	風向 [度]	年	最大風速 [m/s]
1887	なし	1911	1935	16.9	1959	22.0
1888	なし	1912	1936	14.2	1960	18.0
1889	なし	1913	1937	18.5	1961	20.2
1890	なし	1914	1938	14.4	1962	20.0
1891	なし	1915	1939	15.5	1963	16.2
1892	なし	1916	1940	14.8	1964	16.7
1893	なし	1917	1941	20.0	1965	20.8
1894	なし	1918	1942	18.7	1966	17.7
1895	なし	1919	1943	20.8	1967	19.0
1896	なし	1920	1944	25.0	1968	17.0
1897	なし	1921	1945	27.3	1969	16.0
1898	なし	1922	1946	17.7	1970	17.7
1899	なし	1923	1947	22.2	1971	15.3
1900	なし	1924	1948	20.3	1972	17.2
1901	なし	1925	1949	19.8	1973	12.2
1902	なし	1926	1950	15.6	1974	13.3
1903	なし	1927	1951	15.3	1975	14.4
1904	なし	1928	1952	23.0	1976	13.1
1905	なし	1929	1953	19.1	1977	12.2
1906	なし	1930	1954	14.9	1978	12.7
1907	なし	1931	1955	17.7	1979	18.8
1908	なし	1932	1956	15.8	1980	16.5
1909	なし	1933	1957	16.0	1981	19.9
1910	なし	1934	1958	14.5	1982	16.5
					2006	19.7

なし: この要素の観測を行っていない場合、測器の故障など  
かつた場合や、火災や戦災等で資料を失った場合など  
値: 資料不足値  
統計値を求める対象となる資料が評定する資料数を満たさない場合。

別紙 1

小樽市における日最大風速の観測記録

第1表 小樽市における毎年の日最大風速記録 (地表気象観測記録)

(気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測記録データ)より)						
年	日最大風速 [m/s]	風向 [度]	年	日最大風速 [m/s]	風向 [度]	年
1913	17.0	1968	12.0	1993	14.6	2018
1914	21.2	1969	18.8	1994	14.1	2019
1915	19.0	1970	17.7	1995	15.8	2020
1916	18.2	1971	14.2	1996	15.1	2021
1917	20.7	1972	16.5	1997	12.9	
1918	24.0	1973	13.0	1998	13.2	
1919	23.2	1974	17.3	1999	12.7	
1920	19.7	1975	13.9	2000	12.4	
1921	20.8	1976	13.3	2001	16.3	
1922	24.8	1977	11.4	2002	15.9	
1923	17.6	1978	13.2	2003	14.8	
1924	27.9	1979	14.0	2004	20.5	
1925	26.5	1980	11.8	2005	14.5	
1926	18.0	1981	17.2	2006	13.1	
1927	20.5	1982	14.4	2007	15.7	
1928	17.6	1983	14.1	2008	12.2	
1929	22.6	1984	14.1	2009	14.0	
1930	16.0	1985	14.2	2010	15.5	
1931	20.5	1986	12.5	2011	13.1	
1932	17.3	1987	14.3	2012	15.4	
1933	14.3	1988	12.4	2013	16.4	
1934	15.0	1989	12.2	2014	12.7	
1935	14.8	1990	12.4	2015	13.3	
1936	16.5	1991	12.9	2016	13.7	
1937	17.9	1992	12.9	2017	16.1	

泊発電所 3号炉

別紙 1

相違理由

【女川】記載方針の相違

・泊は現行の建築基準法に基づく設計プランとの相違

・最大瞬間風速は参考していない

【女川】記載表現の相違

・観測所名称及び観測記録の相違

・現用の相違

・現用の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

第2表 石巻市における毎年の日最大瞬間風速記録 （地上気象観測原簿データ）より）							【女川】記載方針の相違 ・泊は現行の建築基準法に基づく設計プランとのため、最大瞬間風速は参考していない。
年	日最大 瞬間風速 [m/s]	年	日最大 瞬間風速 [m/s]	年	日最大 瞬間風速 [m/s]	年	日最大 瞬間風速 [m/s]
1940	なし	1964	28.4	1988	28.7	2012	32.9
1941	32.7	1965	33.9	1989	28.0	2013	32.6
1942	23.8	1966	28.1	1990	32.5	2014	28.3
1943	なし	1967	31.8	1991	32.4	2015	33.2
1944	なし	1968	27.6	1992	30.1	2016	30.9
1945	なし	1969	30.2	1993	31.9	2017	29.6
1946	なし	1970	30.2	1994	33.6		
1947	なし	1971	25.3	1995	29.9		
1948	なし	1972	29.8	1996	30.0		
1949	なし	1973	23.2	1997	31.8		
1950	32.7	1974	23.5	1998	37.7		
1951	27.3	1975	25.2	1999	37.2		
1952	26.3	1976	23.3	2000	31.5		
1953	29.2	1977	21.9	2001	27.4		
1954	27.0	1978	25.3	2002	31.2		
1955	25.5	1979	35.2	2003	35.8		
1956	23.0	1980	36.1	2004	36.1		
1957	35.4	1981	34.0	2005	31.5		
1958	40.1	1982	32.5	2006	34.2		
1959	30.6	1983	26.8	2007	36.3		
1960	41.3	1984	27.5	2008	32.7		
1961	31.2	1985	25.4	2009	31.9		
1962	30.5	1986	26.8	2010	35.8		
1963	26.0	1987	29.3	2011	34.5		

なし：この要素の観測を行っていない場合、測器の故障等で観測できなかつた場合や、火災や戦災等で資料を失った場合など  
 値】：資料不足値  
 統計値を求める対象となるる資料が許容する資料数を満たさない場合。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉

大飯発電所 3／4号炉

泊発電所 3号炉

女川原子力発電所 2号炉

第3表 大船渡市における毎年の日最大風速割別記録  
 (気象庁気候レコードより)

年	日最大風速[m/s]	年	日最大風速[m/s]
1963	11.7	1991	18.8
1964	14.7	1992	13.6
1965	15.7	1993	12.3
1966	16.7	1994	16.9
1967	12.7	1995	11.4
1968	14.8	1996	12.2
1969	11.7	1997	12.4
1970	14.5	1998	16.9
1971	12.8	1999	12.0
1972	15.7	2000	13.7
1973	11.5	2001	11.0
1974	14.5	2002	21.8
1975	11.8	2003	12.3
1976	10.8	2004	13.1
1977	9.5	2005	12.7
1978	12.9	2006	16.8
1979	15.1	2007	19.3
1980	13.8	2008	11.3
1981	17.7	2009	15.0
1982	14.2	2010	15.8
1983	11.3	2011	12.2
1984	13.7	2012	15.3
1985	10.5	2013	20.6
1986	9.5	2014	14.4
1987	10.7	2015	15.8
1988	11.7	2016	16.7
1989	11.6	2017	15.0
1990	14.8		

値】：資料不足値  
 統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

【女川】記載表現の相違  
 ・観測記録の相違（泊は小樽の観測記録を参照する）

泊発電所 3号炉

女川原子力発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉 女川原子力発電所 2号炉

第4表 大船渡市における毎年の日最大瞬間風速別記録 (気象庁ホーメンヘジ及び気象官年報 (地上気象観測別記録 日最大瞬間風速 [m/s])			
年	日最大瞬間風速 [m/s]	年	日最大瞬間風速 [m/s]
1963	27.4	1991	35.1
1964	28.7	1992	28.2
1965	30.3	1993	33.0
1966	33.9	1994	38.1
1967	31.2	1995	30.6
1968	25.7	1996	28.7
1969	27.5	1997	30.1
1970	31.0	1998	32.8
1971	27.4	1999	30.2
1972	27.2	2000	31.6
1973	24.0	2001	30.8
1974	28.2	2002	44.2
1975	29.1	2003	27.7
1976	26.3	2004	33.4
1977	24.4	2005	29.2
1978	30.8	2006	40.2
1979	30.8	2007	34.2
1980	35.2	2008	25.0
1981	32.1	2009	31.3
1982	28.5	2010	27.0
1983	39.8	2011	37.2
1984	32.7	2012	25.9
1985	28.6	2013	35.0
1986	26.4	2014	28.0
1987	28.9	2015	30.1
1988	28.3	2016	28.3
1989	29.9	2017	27.9
1990	27.5		

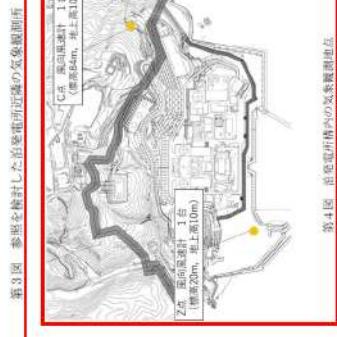
値】：資料不足値  
 統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

【女川】記載方針の相違 ・泊は現行の建築基準法に基づく設計プランのため、最大瞬間風速は参考していない、
--

泊発電所 3 号炉	DB 基準適合性	比較表
泊発電所 3 号炉 大飯発電所 3／4 号炉	<p>泊発電所 3 号炉の設計基準風速を設定した設計方針について</p> <p>泊発電所 3 号炉の設計基準風速を定めた設計方針においては、既許可では建築基準法で定める泊発電所のある泊村（古宇都）の基準風速を基に定めていた。今回、これと最寄りの気象官署の既往最大値を参照することとしたが、風については局地性の影響を強く受けたため、卓越風向や強風を考慮して泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を基に設計基準風速を設定する。（以下、同様）</p> <p>1. 泊発電所近隣の気象観測所について</p> <p>泊発電所近隣の気象官署としては寿都、小樽及び俱知安、アメダスとしては共和、神恵内、余市、美國がある。また、泊発電所も運転前から風速をはじめとした気象データを探取しており、これらの観測記録を参照することが考えられる。（第 3 図）</p> <p>なお、アメダス（共和、神恵内、余市、美國）の観測記録は 1977 年 10 月、泊発電所の観測記録は 1989 年 4 月からデータ採取を開始しており既に 30 年以上のデータ蓄積があり、気象官署と同等の信頼性を有すると考えられることから、これらの中でも同様に確認した。（気象の平年値は気象観測統計指針にて 30 年間の平均値から算出すると定義されていることを考慮しても、十分なデータ量であると考える）</p> <p>また、泊発電所の風向風速計は気象業務法並びに気象測器検定規則に基づき 5 年ごとに検定を受けている。（参考 1）</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・風については局地性の影響を強く受けるため、卓越風向や強風が吹く時期において泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を基に設計基準風速を設定する。（以下、同様）</p> <p>別紙 2</p> <p>泊発電所 3 号炉</p> <p>泊発電所 3 号炉所近隣の気象観測所における類似性を考慮した設計基準風速の設定について</p> <p>泊発電所 3 号炉の設計基準風速の設定に当たっては、既許可では建築基準法で定める泊発電所のある泊村（古宇都）の基準風速を基に定めていた。今回、これと最寄りの気象官署の既往最大値を参照することとしたが、風については局地性の影響を強く受けたため、卓越風向や強風が吹く時期において泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を基に設計基準風速を設定することとした。</p> <p>1. 泊発電所近隣の気象観測所について</p> <p>泊発電所近隣の気象官署としては寿都、小樽及び俱知安、アメダスとしては共和、神恵内、余市、美國がある。また、泊発電所も運転前から風速をはじめとした気象データを探取しており、これらの観測記録を参照することが考えられる。（第 3 図）</p> <p>なお、アメダス（共和、神恵内、余市、美國）の観測記録は 1977 年 10 月、泊発電所の観測記録は 1989 年 4 月からデータ採取を開始しており既に 30 年以上のデータ蓄積があり、気象官署と同等の信頼性を有すると考えられることから、これらの中でも同様に確認した。（気象の平年値は気象観測統計指針にて 30 年間の平均値から算出すると定義されていることを考慮しても、十分なデータ量であると考える）</p> <p>また、泊発電所の風向風速計は気象業務法並びに気象測器検定規則に基づき 5 年ごとに検定を受けている。（参考 1）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・風については局地性の影響を強く受けるため、卓越風向や強風が吹く時期において泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を基に設計基準風速を設定する。（以下、同様）</p> <p>別紙 2</p> <p>泊発電所 3 号炉</p> <p>泊発電所 3 号炉所近隣の気象観測所における類似性を考慮した設計基準風速の設定について</p> <p>泊発電所 3 号炉の設計基準風速の設定に当たっては、既許可では建築基準法で定める泊発電所のある泊村（古宇都）の基準風速を基に定めていた。今回、これと最寄りの気象官署の既往最大値を参照することとしたが、風については局地性の影響を強く受けたため、卓越風向や強風が吹く時期において泊発電所と類似性の傾向がある気象官署を基に設計基準風速を設定することとした。</p> <p>1. 泊発電所近隣の気象観測所について</p> <p>泊発電所近隣の気象官署としては寿都、小樽及び俱知安、アメダスとしては共和、神恵内、余市、美國がある。また、泊発電所も運転前から風速をはじめとした気象データを探取しており、これらの観測記録を参照することが考えられる。（第 3 図）</p> <p>なお、アメダス（共和、神恵内、余市、美國）の観測記録は 1977 年 10 月、泊発電所の観測記録は 1989 年 4 月からデータ採取を開始しており既に 30 年以上のデータ蓄積があり、気象官署と同等の信頼性を有すると考えられることから、これらの中でも同様に確認した。（気象の平年値は気象観測統計指針にて 30 年間の平均値から算出すると定義されていることを考慮しても、十分なデータ量であると考える）</p> <p>また、泊発電所の風向風速計は気象業務法並びに気象測器検定規則に基づき 5 年ごとに検定を受けている。（参考 1）</p>



第3図 参照を検討した泊発電所近隣の気象観測所

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

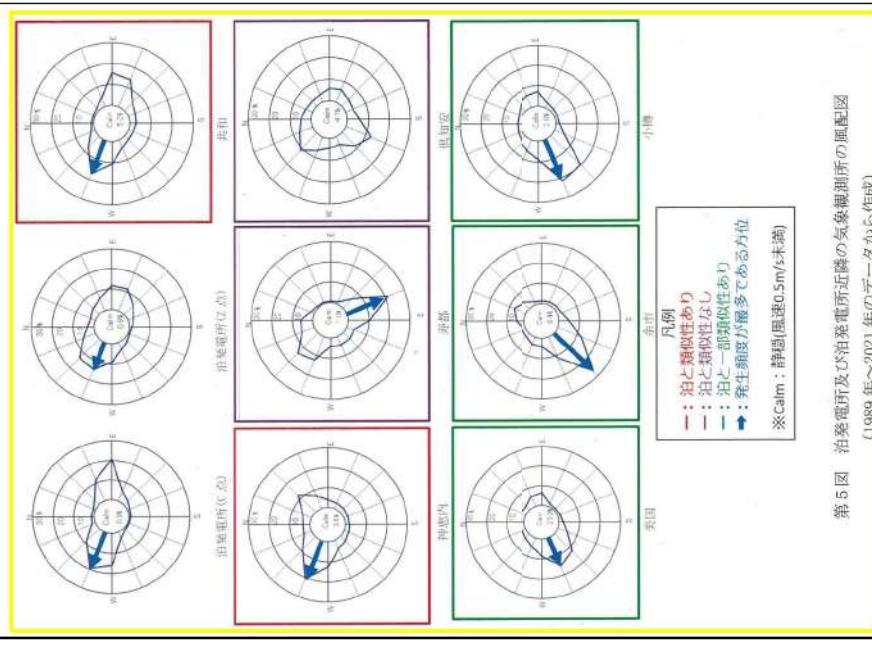
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

相違理由

2. 泊発電所及び近隣の気象観測所の卓越風向について  
 風は地形などによる局地性があるため、泊発電所及び近隣の気象観測所における卓越風向を風配図にて整理した。また、参考2にて強風による影響をみるため風速10m/s以上の風配図についても整理した。



第5図 泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の風配図  
 (1989年～2021年のデータから作成)

これらを比較すると、泊発電所は共和、神恵内と非常に似ており西北に卓越した風が吹いていることが分かる。小樽、余市、余市、美國も西風ではあるが、西南西が強く、若干異なっている。

一方、沿岸部に位置する寿都については南南東からの風が卓越しており、他の地点とは大きく異なっていることが分かる。また、長知安については四方が山岳に囲まれているため、卓越風向が見られず、内陸性の気候を示しており、泊発電所が異なることが分かる。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象:別添資料1)

女川原子力発電所2号炉

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

泊発電所3号炉	3. 治発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の最大風速観測時期について	<p>2.において、卓越風向から泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の類似性を整理したが、卓越風向はある期間に最も頻繁に表れる風向きを示していることから、泊発電所及び近隣の気象観測所の歴代最大風速、風向、観測時期を整理した。</p> <p>3. 治発電所近隣の気象観測所の最大風速観測時期について</p> <p>2.において、卓越風向から泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の類似性を整理したが、卓越風向はある期間に最も頻繁に表れる風向きを示していることから、泊発電所及び近隣の気象観測所の歴代最大風速、風向、観測時期を整理した。</p>

第2表 治発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の歴代最大風速データ	
年月日	風速
2013/3/1	1
2004/12/17	2
2000/12/24	3
2001/12/6	4
2001/12/24	5
2001/12/6	6
2001/12/24	7
2001/12/6	8
2001/12/24	9
2001/12/6	10
2001/12/24	11
2001/12/6	12
2001/12/24	13
2001/12/6	14
2001/12/24	15
2001/12/6	16
2001/12/24	17
2001/12/6	18
2001/12/24	19
2001/12/6	20
2001/12/24	21
2001/12/6	22
2001/12/24	23
2001/12/6	24
2001/12/24	25
2001/12/6	26
2001/12/24	27
2001/12/6	28
2001/12/24	29
2001/12/6	30
2001/12/24	31
2001/12/6	32
2001/12/24	33
2001/12/6	34
2001/12/24	35
2001/12/6	36
2001/12/24	37
2001/12/6	38
2001/12/24	39
2001/12/6	40
2001/12/24	41
2001/12/6	42
2001/12/24	43
2001/12/6	44
2001/12/24	45
2001/12/6	46
2001/12/24	47
2001/12/6	48
2001/12/24	49
2001/12/6	50
2001/12/24	51
2001/12/6	52
2001/12/24	53
2001/12/6	54
2001/12/24	55
2001/12/6	56
2001/12/24	57
2001/12/6	58
2001/12/24	59
2001/12/6	60
2001/12/24	61
2001/12/6	62
2001/12/24	63
2001/12/6	64
2001/12/24	65
2001/12/6	66
2001/12/24	67
2001/12/6	68
2001/12/24	69
2001/12/6	70
2001/12/24	71
2001/12/6	72
2001/12/24	73
2001/12/6	74
2001/12/24	75
2001/12/6	76
2001/12/24	77
2001/12/6	78
2001/12/24	79
2001/12/6	80
2001/12/24	81
2001/12/6	82
2001/12/24	83
2001/12/6	84
2001/12/24	85
2001/12/6	86
2001/12/24	87
2001/12/6	88
2001/12/24	89
2001/12/6	90
2001/12/24	91
2001/12/6	92
2001/12/24	93
2001/12/6	94
2001/12/24	95
2001/12/6	96
2001/12/24	97
2001/12/6	98
2001/12/24	99
2001/12/6	100
2001/12/24	101
2001/12/6	102
2001/12/24	103
2001/12/6	104
2001/12/24	105
2001/12/6	106
2001/12/24	107
2001/12/6	108
2001/12/24	109
2001/12/6	110
2001/12/24	111
2001/12/6	112
2001/12/24	113
2001/12/6	114
2001/12/24	115
2001/12/6	116
2001/12/24	117
2001/12/6	118
2001/12/24	119
2001/12/6	120
2001/12/24	121
2001/12/6	122
2001/12/24	123
2001/12/6	124
2001/12/24	125
2001/12/6	126
2001/12/24	127
2001/12/6	128
2001/12/24	129
2001/12/6	130
2001/12/24	131
2001/12/6	132
2001/12/24	133
2001/12/6	134
2001/12/24	135
2001/12/6	136
2001/12/24	137
2001/12/6	138
2001/12/24	139
2001/12/6	140
2001/12/24	141
2001/12/6	142
2001/12/24	143
2001/12/6	144
2001/12/24	145
2001/12/6	146
2001/12/24	147
2001/12/6	148
2001/12/24	149
2001/12/6	150
2001/12/24	151
2001/12/6	152
2001/12/24	153
2001/12/6	154
2001/12/24	155
2001/12/6	156
2001/12/24	157
2001/12/6	158
2001/12/24	159
2001/12/6	160
2001/12/24	161
2001/12/6	162
2001/12/24	163
2001/12/6	164
2001/12/24	165
2001/12/6	166
2001/12/24	167
2001/12/6	168
2001/12/24	169
2001/12/6	170
2001/12/24	171
2001/12/6	172
2001/12/24	173
2001/12/6	174
2001/12/24	175
2001/12/6	176
2001/12/24	177
2001/12/6	178
2001/12/24	179
2001/12/6	180
2001/12/24	181
2001/12/6	182
2001/12/24	183
2001/12/6	184
2001/12/24	185
2001/12/6	186
2001/12/24	187
2001/12/6	188
2001/12/24	189
2001/12/6	190
2001/12/24	191
2001/12/6	192
2001/12/24	193
2001/12/6	194
2001/12/24	195
2001/12/6	196
2001/12/24	197
2001/12/6	198
2001/12/24	199
2001/12/6	200
2001/12/24	201
2001/12/6	202
2001/12/24	203
2001/12/6	204
2001/12/24	205
2001/12/6	206
2001/12/24	207
2001/12/6	208
2001/12/24	209
2001/12/6	210
2001/12/24	211
2001/12/6	212
2001/12/24	213
2001/12/6	214
2001/12/24	215
2001/12/6	216
2001/12/24	217
2001/12/6	218
2001/12/24	219
2001/12/6	220
2001/12/24	221
2001/12/6	222
2001/12/24	223
2001/12/6	224
2001/12/24	225
2001/12/6	226
2001/12/24	227
2001/12/6	228
2001/12/24	229
2001/12/6	230
2001/12/24	231
2001/12/6	232
2001/12/24	233
2001/12/6	234
2001/12/24	235
2001/12/6	236
2001/12/24	237
2001/12/6	238
2001/12/24	239
2001/12/6	240
2001/12/24	241
2001/12/6	242
2001/12/24	243
2001/12/6	244
2001/12/24	245
2001/12/6	246
2001/12/24	247
2001/12/6	248
2001/12/24	249
2001/12/6	250
2001/12/24	251
2001/12/6	252
2001/12/24	253
2001/12/6	254
2001/12/24	255
2001/12/6	256
2001/12/24	257
2001/12/6	258
2001/12/24	259
2001/12/6	260
2001/12/24	261
2001/12/6	262
2001/12/24	263
2001/12/6	264
2001/12/24	265
2001/12/6	266
2001/12/24	267
2001/12/6	268
2001/12/24	269
2001/12/6	270
2001/12/24	271
2001/12/6	272
2001/12/24	273
2001/12/6	274
2001/12/24	275
2001/12/6	276
2001/12/24	277
2001/12/6	278
2001/12/24	279
2001/12/6	280
2001/12/24	281
2001/12/6	282
2001/12/24	283
2001/12/6	284
2001/12/24	285
2001/12/6	286
2001/12/24	287
2001/12/6	288
2001/12/24	289
2001/12/6	290
2001/12/24	291
2001/12/6	292
2001/12/24	293
2001/12/6	294
2001/12/24	295
2001/12/6	296
2001/12/24	297
2001/12/6	298
2001/12/24	299
2001/12/6	300
2001/12/24	301
2001/12/6	302
2001/12/24	303
2001/12/6	304
2001/12/24	305
2001/12/6	306
2001/12/24	307
2001/12/6	308
2001/12/24	309
2001/12/6	310
2001/12/24	311
2001/12/6	312
2001/12/24	313
2001/12/6	314
2001/12/24	315
2001/12/6	316
2001/12/24	317
2001/12/6	318
2001/12/24	319
2001/12/6	320
2001/12/24	321
2001/12/6	322
2001/12/24	323
2001/12/6	324
2001/12/24	325
2001/12/6	326
2001/12/24	327
2001/12/6	328
2001/12/24	329
2001/12/6	330
2001/12/24	331

第2表 治発電所及び泊発電所近隣の気象観測所の歴代最大風速データ

(赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

■: 本表の各項目が別添資料1と一致する  
 ■: 本表の各項目が別添資料1と異なる  
 ■: 本表の各項目が別添資料1と異なる

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性 比較表	泊発電所 3号炉	相違理由
女川原子力発電所2号炉			
大飯発電所3／4号炉		<p>第2表をみると、寿都については主に4月～9月にかけて寿都だと呼ばれる南南東～南東の強風が吹く傾向がある。また、移転前の歴代風速2位の42m/s（南南東）は台風が襲来した時の観測記録であるが、寿都の地形的要因の影響を受けて、さらに強風化したものと考えられる。更に、移転前の歴代風速3位の40.5m/s（北）は寿都だしと逆向きの風向であるが、山地による影響を受けるため強風化し、風の影響を受けやすい沿岸部にあつた日側候所で記録されたと考えられる。一方、移転後は移転前と比べて強風の影響を受けやすい場所ではなくつたものの、風向や強風が吹く時期については、移転前と同様の傾向であり、寿都については移転前後にようらず泊発電所とは異なる傾向が分かる。</p> <p>また、県知安については春と秋に南寄りの強風が吹く傾向が確認でき、泊発電所とは異なることが分かる。</p> <p>一方、共和、神恵内、小樽、余市及びアメリカについては、泊発電所と同様、冬季（10月～3月）に西寄りの強風が吹く傾向を確認できる。なお、泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所における歴代最大風速データをみると、北海道に上陸した代表的な台風である洞爺丸台風（1954年9月）及びボブラ台風（2004年9月）による影響を確認できる。</p>	
		<p>4. 設計基準風速の設定について</p> <p>2. 及び3. の泊発電所近隣の長期間でのデータを有している気象官署である寿都及び小樽のうち、寿都については寿都だと呼ばれる局地風の影響を強く受けており、泊発電所の風向と強風の吹く時期と傾向が大きく異なることが分かる。このため、風向と強風の吹く時期について泊発電所と類似の特性がある小樽の観測記録（27.9m/s）を参照し、設計基準風速を設定することとした。</p> <p>建築基準法に基づく基準風速は泊発電所のある泊村（古宇郡）においては36m/sと定められており、小樽の観測記録（27.9m/s）を上回ることから設計基準風速は基準風速による36m/sとする。（参考3）なお、泊発電所及び泊発電所近隣の気象観測所における最大風速は泊発電所（C点）で観測された31.7m/sであり、設計基準風速に含まれる。</p> <p>また、今回参照した泊発電所近隣の気象観測所を除く後志地方の観測記録の最大風速をみても、いずれも設計基準風速に含まれる。（参考4）</p>	

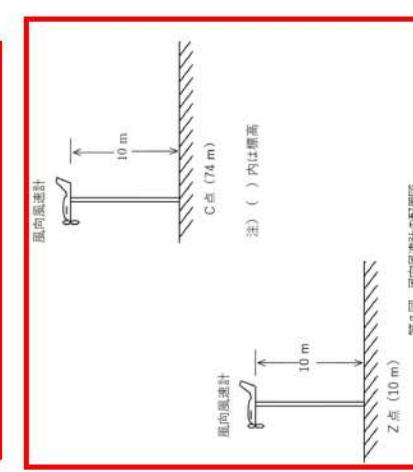
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

<p>泊発電所 3号炉</p> <p>泊発電所における風向風速計について</p> <p>泊発電所における風向風速計の機器仕様及び設置高さについては、以下のとおり。</p> <p>1. 機器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：風向 <math>0^\circ \sim 360^\circ</math></li> <li>風速 <math>0\text{m/s} \sim 90\text{m/s}</math></li> <li>外形寸法：約 <math>\phi 250\text{mm}(\text{W}) \times 660\text{mm}(\text{H}) \times 590\text{mm}(\text{D})</math></li> </ul>	<p>参考 1</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>泊発電所における風向風速計について</p> <p>泊発電所における風向風速計の機器仕様及び設置高さについては、以下のとおり。</p> <p>1. 機器仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：風向 <math>0^\circ \sim 360^\circ</math></li> <li>風速 <math>0\text{m/s} \sim 90\text{m/s}</math></li> <li>外形寸法：約 <math>\phi 250\text{mm}(\text{W}) \times 660\text{mm}(\text{H}) \times 590\text{mm}(\text{D})</math></li> </ul> <p>2. 設置高さ</p> <p>風向風速計の設置高さ及び配置図を第3表と第7図に示す。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">第3表 風向風速計の設置高さ</th> </tr> <tr> <th>観測日</th> <th>場所</th> <th>地盤(h)</th> <th>標高(a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向・風速</td> <td>敷地内C点</td> <td>10</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td></td> <td>敷地内Z点</td> <td>10</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第6回 機器外観図</p> <p>第7回 風向風速計配置図</p>	第3表 風向風速計の設置高さ				観測日	場所	地盤(h)	標高(a)	風向・風速	敷地内C点	10	54		敷地内Z点	10	23
第3表 風向風速計の設置高さ																	
観測日	場所	地盤(h)	標高(a)														
風向・風速	敷地内C点	10	54														
	敷地内Z点	10	23														

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

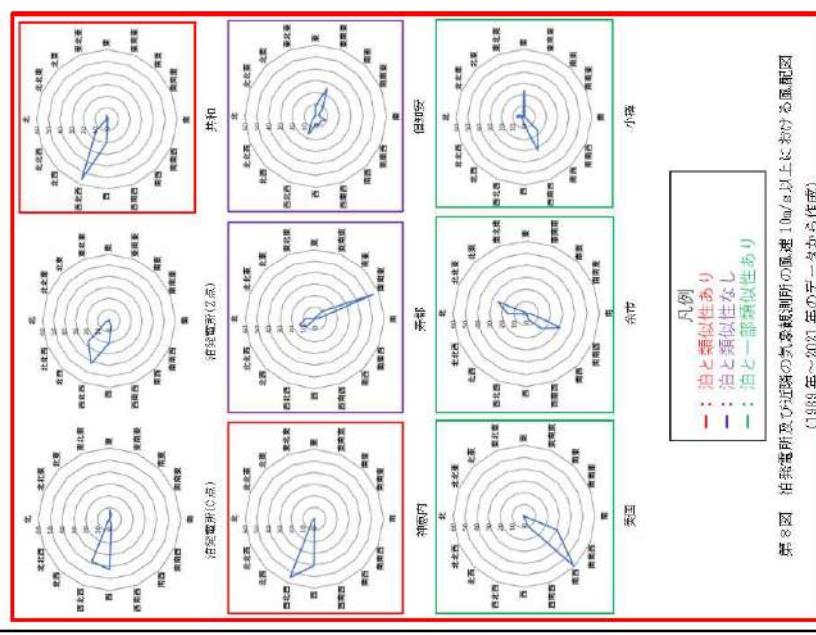
### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉

相違理由

泊発電所 3号炉  
 風速 10m/s 以上の風配図について  
 参考 2  
 女川原子力発電所 2号炉  
 泊発電所及び近隣の気象観測所における風速 10m/s 以上の卓越風向を  
 風配図にて整理した。



第8図 泊発電所及び近隣の気象観測所の風速 10m/s 以上における風配図  
 (1989年～2021年のデータから作成)

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表	
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	参考3	相違理由

#### 基準風速の考え方について

基準風速は各地の観測記録を基に、30m/sから46m/sまでの範囲内において全国各地の風速を国土交通大臣が定めたものであり、日本建築学会「建築物荷重指針・同解説(1993年改訂)」(以下、荷重指針)の考え方に基づいて定められている。

#### 1. 観測記録について

荷重指針においては、全国各地の気象官署の1929年～1991年の年最大風速の観測記録を基に風速を算出しており、この中には旧東都測候所の最大風速である49.8m/s(1952年4月15日)、旧小樽測候所の最大風速である27.9m/s(1954年9月27日)等の観測記録も含まれている。

#### 2. 観測記録の平滑化について

- ・ 上記の観測記録に対して局所的な特殊性を排除した風速を定めるため、以下の通り平滑化の作業を実施し、基準風速を定める。(第4図)
- ・ 全国各地の気象官署の観測記録に対して、風速計高さ、地表面の粗さ、及び観測記録の再現期間の条件を同一とする。
- ・ 日本全土を内接する長方形を設定し、その長方形に128×100の等間隔メッシュを設定し(1メッシュ約13km)、メッシュ交点の値をその点に最も近い気象官署の値とする。
- ・ ある交点に対する対角方向も含む隣合う8つの点の値と中心点での値、合計9つの値の平均値を計算し、これを新しく中心点での値に置き換え、これを全ての点について行い、この作業を5回繰り返す。

上記の基準風速は既許可より変更ではなく、基準風速を定めるにあたり観測記録としては東京の最大風速である49.8m/sは考慮されているものの、上記の平滑化によって36m/sとなっている。

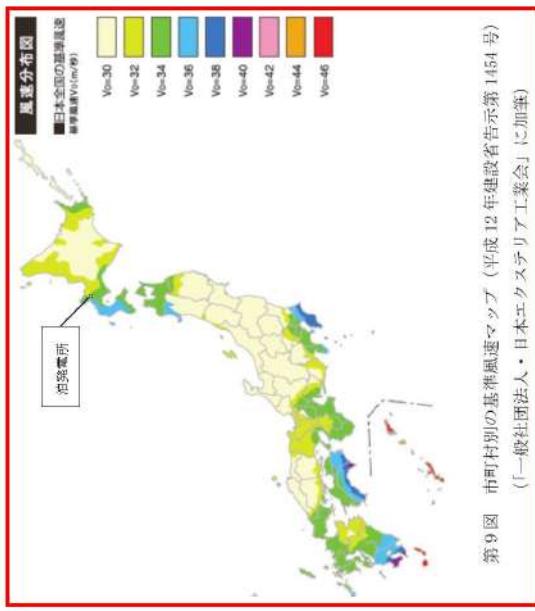
これに対し、今回の設計基準風速の設定では、卓越風速や強風が吹く時期など、泊発電所との相似性を考えたうえで、最寄りの気象観測所の既往最大値を参照したうえで、これと建築基準法の基準風速を比較し、最大値を設計基準風速としている。

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3／4号炉

相違理由



第9図 市町村別の基準風速マップ（平成12年建設省告示第1454号）  
 （一般社団法人・日本エクスティリア工業会）に加筆）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

		泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉 別紙2 宮城県内（江ノ島を除く）の各観測地点において観測された観測記録史上1位の日最大風速	泊発電所 3号炉 別紙2 宮城県内の各観測地点の位置を第3図に示す。第3図の観測地点のマークの違いは、第5表に示すとおり観測要素の違いを表している。各観測地点において観測された日最大風速を第6表、日最大瞬間風速を第7表に示す。ただし、参照する観測地点は、江ノ島を除く各観測地点の内、観測要素に「風」を含んでいる観測地点とする。 第6表、第7表より石巻市の日最大風速は、江ノ島を除く宮城県内で最大で、女川町の記録と比べても十分大きいことが分かる。	後志地方の各観測地点において観測された観測記録史上1位の日最大風速	参考4 【女川】記載方針の相違 ・泊は別紙2の資料の位置づけ（参考4）とする。 【女川】記載表現の相違 ・立地の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊3号炉は現行の建築基準法に基づく設計プロトントのため、最大瞬間風速は参照しない、 【女川】設計方針の相違 ・立地環境の相違による評価方針の相違
--	--	-------------------------	--	---	-----------------------------------	--

## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

<p>泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>大飯発電所 3／4号炉</p>	<p>後志地方の各観測地点において観測された 観測記録史上 1位の日最大風速</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違</p>  <p>第10図 後志地方の気象観測地点（気象庁ホームページに加筆）</p>	<p>後志地方全地点</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・立地の相違</p>  <p>第4表 観測地点の種類及び観測要素（気象庁ホームページより）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>マーク</th> <th>観測場所</th> <th>観測要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>外洋の気象観測所</td> <td>気温、湿度、日射時間、降水量、風速、風向など</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>アメダス</td> <td>気温、湿度、日射時間、降水量</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>アメダス</td> <td>気温、湿度、日射時間</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>アメダス</td> <td>気温、湿度</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>アメダス</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table> <p>年代により、要素が異なる場合がある。</p> <p>年代により、要素が異なる場合がある。 白地に黒い文字の観測所は現在運用中、白い文字の観測所は観測所は観測を終了した地点。一部の観測所では、季節により観測を休止する要素がある。</p> <p>第5表 観測地点の種類及び観測要素（気象庁ホームページより）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>マーク</th> <th>観測場所</th> <th>観測要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●</td> <td>地山の頂面</td> <td>地温、地熱、気温、日照時間、積雪、気圧、雨量など</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>アメダス</td> <td>降水量、気温、日照時間</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>アメダス</td> <td>降水量、気温、日照時間</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>アメダス</td> <td>降水量、気温、日照時間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>アメダス</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table>	マーク	観測場所	観測要素	●	外洋の気象観測所	気温、湿度、日射時間、降水量、風速、風向など	■	アメダス	気温、湿度、日射時間、降水量	▲	アメダス	気温、湿度、日射時間	△	アメダス	気温、湿度	○	アメダス	降水量	マーク	観測場所	観測要素	●	地山の頂面	地温、地熱、気温、日照時間、積雪、気圧、雨量など	■	アメダス	降水量、気温、日照時間	▲	アメダス	降水量、気温、日照時間	△	アメダス	降水量、気温、日照時間	○	アメダス	降水量
マーク	観測場所	観測要素																																				
●	外洋の気象観測所	気温、湿度、日射時間、降水量、風速、風向など																																				
■	アメダス	気温、湿度、日射時間、降水量																																				
▲	アメダス	気温、湿度、日射時間																																				
△	アメダス	気温、湿度																																				
○	アメダス	降水量																																				
マーク	観測場所	観測要素																																				
●	地山の頂面	地温、地熱、気温、日照時間、積雪、気圧、雨量など																																				
■	アメダス	降水量、気温、日照時間																																				
▲	アメダス	降水量、気温、日照時間																																				
△	アメダス	降水量、気温、日照時間																																				
○	アメダス	降水量																																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象: 別添資料1)

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

泊発電所 3号炉 女川原子力発電所 2号炉

大飯発電所 3／4号炉

第6表 宮城県(江ノ島を除く)の各観測地点において観測された

観測記録史上1位の日最大風速(気象庁ホームページより)

観測地点	解説(風速 [m/s])	観測日	統計期間	観測地点	日最大風速 [m/s]	観測日	統計期間
大船渡(岩手県)	21.8	2002/10/2	1963/8~2017/9	泊発電所(C点)	31.7	2012/12/6	1989/4~2021/12
石巻	27.4	1958/9/27	1887/9~2017/9	泊発電所(Z点)	30.7	2015/3/1	1989/4~2021/12
気仙沼	17	1981/8/23	1976/12~2017/9	美國	16.0	2002/1/7	1977/10~2021/12
志津川	18	1979/3/31	1976/12~2017/9	神恵内	24.5	2012/12/6	1977/10~2021/12
女川	13.8	2016/8/22	2011/5~2017/9	余市	17.0	2004/9/8	1977/10~2021/12
江ノ島	33.6	2013/10/16	1978/11~2017/9	小樽	27.9	1954/9/27	1943/1~2021/12
米山	25	1996/1/4	1976/11~2017/9	共和	25.5	2016/3/1	1977/10~2021/12
桿生	18.3	2012/4/3	2011/9~2017/9	俱知安	34.1	1954/9/27	1944/1~2021/12
東松島	17.1	2013/3/10	2011/9~2017/9	羊蹄	49.8	1952/4/15	1881/6~2021/12
塩館	15.4	2016/12/2	1976/2~2017/9	蘭越	14.0	1960/4/9	1977/10~2021/12
古川	25.2	2013/3/10	1976/12~2017/9	真狩	17.2	2016/2/29	1978/10~2021/12
大衡	16×	1979/3/31	1976/12~2017/9	喜茂別	14.3	2016/3/1	1977/10~2021/12
鹿島台	18.6	2013/3/2	1976/12~2017/9	黒松内	16.0	1979/10/19	1977/10~2021/12
塙釜	16】	1981/8/23	1976/11~2017/9				
仙台	24.0	1997/3/11	1976/10~2017/9				
名取	26.0	2013/4/8	2003/1~2017/9				
亘理	19.7	2013/3/10	1976/12~2017/9				
丸森	20.4	2010/12/4	1977/11~2017/9				
庵ノ湯	21】	1982/11/19	1976/11~2017/9				
川瀬	12	1978/3/1	1976/12~2017/9				
新川	25.9	2012/4/4	1976/11~2017/9				
川崎	18	1979/4/17	1976/11~2005/10				
城王	9.2	2012/4/4	2005/10~2017/9				
白石	21.2	2013/4/8	1976/11~2017/9				

×:欠測又は欠測のために合計値や平均値等が求められない。

值]:資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による観測記録の相違							
泊発電所 3号炉							
相違理由							

第5表 後志地方の各観測地点において観測された観測記録史上1位の日最大風速							
観測地點	解説(風速 [m/s])	観測日	統計期間	観測地點	日最大風速 [m/s]	観測日	統計期間
泊発電所(C点)				泊発電所(C点)	31.7	2012/12/6	1989/4~2021/12
泊発電所(Z点)				泊発電所(Z点)	30.7	2015/3/1	1989/4~2021/12
美國				美國	16.0	2002/1/7	1977/10~2021/12
神恵内				神恵内	24.5	2012/12/6	1977/10~2021/12
余市				余市	17.0	2004/9/8	1977/10~2021/12
小樽				小樽	27.9	1954/9/27	1943/1~2021/12
共和				共和	25.5	2016/3/1	1977/10~2021/12
俱知安				俱知安	34.1	1954/9/27	1944/1~2021/12
羊蹄				羊蹄	49.8	1952/4/15	1881/6~2021/12
蘭越				蘭越	14.0	1960/4/9	1977/10~2021/12
真狩				真狩	17.2	2016/2/29	1978/10~2021/12
喜茂別				喜茂別	14.3	2016/3/1	1977/10~2021/12
黒松内				黒松内	16.0	1979/10/19	1977/10~2021/12

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象:別添資料1)

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

第7表 宮城県(江ノ島を除く)の各観測地点において観測された観測記録史上1位の日最大瞬間風速(気象庁ホームページより)

観測地点	最大瞬間風速 [m/s]	観測日	観測期間
大船渡(岩手県)	44.2	2002/10/2	1963/8～2017/9
石巻	41.3	1960/4/3	1940/1～2017/9
気仙沼	27.7	2011/5/2	2008/3～2017/9
志津川	33.8	2012/4/3	2008/12～2017/9
女川	27.0	2016/8/30	2011/5～2017/9
江ノ島	45.5	2013/10/16	2008/3～2017/9
米山	30.9	2009/2/14	2008/11～2017/9
楢生	29.3	2012/6/20	2011/9～2017/9
東北島	27.5	2013/4/8	2011/9～2017/9
案館	27.9	2013/3/10	2008/10～2017/9
古川	37.7	2013/3/10	2008/12～2017/9
大衡	24.9	2013/4/7	2009/1～2017/9
兜島台	32.3	2016/8/22	2009/1～2017/9
雄釜	27.7	2013/4/8	2009/1～2017/9
仙台	41.2	1997/3/11	1937/1～2017/9
名取	33.4	2013/4/8	2009/1～2017/9
亘理	32.8	2012/4/4	2008/3～2017/9
丸新	33.8	2012/4/4	2009/1～2017/9
鶴ヶ島	32.0	2017/4/20	2008/11～2017/9
川塵	26.9	2014/3/31	2008/3～2017/9
新川	42.2	2012/4/4	2008/3～2017/9
川崎	///	—	///
藏王	24.2	2012/4/4	2008/10～2017/9
白石	34.2	2013/4/7	2008/3～2017/9

///: 観測を行っていない

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
【女川】 記載方針の相違		
<p>・泊3号炉は現行の建築基準法に基づく設計プラントのため、最大瞬間風速は参照しない</p>		

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p style="text-align: center;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">台風の風速記録</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>女川原子力発電所3号炉</p> <p>大飯発電所3／4号炉</p>	<p>台風の風速記録</p> <p>別紙3</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風の観測記録は、最大風速に含まれております。台風の影響についても考慮しているため、当該資料は作成していない。</li> <li>（泊は別紙2にて北海道に上陸した代表的な台風を考慮している）</li> </ul>
<p>過去に発生した大型台風が日本に接近時又は通過時に観測された最大風速及び最大瞬間風速並びに宮城県に接近時又は通過時に観測された最大風速及び最大瞬間風速を第8表に示す。</p> <p>第8表より沖縄、九州、四国では勢力が強い台風による影響を受け易いが、宮城県に台風が襲来するまでに台風の勢力は弱まり風速が小さくなっていることが確認できる。したがって、台風の影響は地域性があり、風（台風）の設計基準風速の設定の際は、その地域性を考慮する必要がある。</p> <p>そのため、設計基準風速の設定の際に考慮する観測記録の風速は、補足資料10の2.(2)のとおり女川原子力発電所の最寄りの気象官署における観測記録史上1位の最大風速（27.4m/s）とした。</p>	

第8表 台風の風速記録 (気象庁ホームページ災害をもたらした気象災象より作成)					
名前	期間	最大風速 (最大瞬間風速)	観測 地点	最大風速 (最大瞬間風速) m/s	観測 地点
平成17年台風第23号	1995.9.21～ (不明)	63.0 (63)	宮城県仙台市平野 高松原	63.0 (63)	宮城県仙台市平野 高松原 (4.8m/s 風速 11.5 浪高 1.5)
桂城台風	1945.9.17～ 9.18	61.3 (75.5)	宮城県仙台市平野 石子：仙上浪切2丁目	61.3 (75.5)	宮城県仙台市平野 石子：仙上浪切2丁目 (—)
伊勢湾台風	1959.9.26～ 9.27	45.4 (65.3)	宮城県仙台市平野 東北新幹線高架	45.4 (65.3)	宮城県仙台市平野 東北新幹線高架 (—)
第36回台風	1961.9.15～ 9.17	66.7 (84.5)	宮戸岬	66.7 (84.5)	宮戸岬 (90.4)
昭和40年台風	1965.9.10～ 9.18	69.8 (77.1)	宮戸岬	69.8 (77.1)	宮戸岬 (90.4)
台風23号	1966.9.01～ 9.06	60.8 (65.3)	宮古島	60.8 (65.3)	宮古島 (77.4)
宮城古島	1968.9.22～ 9.27	54.2 (79.8)	宮古島平良町	54.2 (79.8)	宮古島平良町 (—)
台風	1991.9.25～ 9.28	36 (60.9)	山田里	36 (60.9)	山田里 (18.2)
台風19号			江角市中区		江角市中区 (23.4)
			藤木見白木村		藤木見白木村 (—)

—：観測記録なし

女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3／4号炉

<p><b>参考 5</b></p> <p><b>【大飯、女川】記載方針の相違</b></p> <p>・設計基準風速の設定          寿都特別地域気象観測所の気象データの扱いについて</p> <p>1. 被ばく評価における寿都特別地域気象観測所気象データの扱いについて</p> <p>泊発電所から放出される放射性物質の影響を評価するに当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という）に基づき、発電所敷地内で観測した1997年1月から12月までの1年間の気象データを用いて計算された放射性物質の拡散状態を推定するための気象条件を用いることとしている。この気象データが長期間の気象状態と比較して特に異常でなく代表性を有することについては、同じく発電所で採取した10年程度の気象データを用いた分布検定により確認している。また、気象指針において「最寄りの気象官署の気象資料を用いて調査することが望ましい」とされていることも踏まえ、寿都特別気象観測所及び小樽特別気象観測所の気象データを用いた同様の検定によって、1997年1月から12月までの1年間の気象状態が発電所敷地内ののみならず最寄りの気象官署も含めて異常年には該当せす代表性を有することを確認している。</p> <p>2. 設計基準風速の設定における寿都特別地域気象観測所気象データの利用方法について</p> <p>「風」については局地性の影響を強く受けたため、泊発電所における設計基準風速の設定に当たっては、建築基準法に基づく基準風速と最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所に加えて近隣の観測所（アメダス）における「風向」及び「強風の発生時期」に着目して泊発電所の気象データとの比較を行い、泊発電所と類似の傾向を有する気象官署の既往最大風速を参照して設定することとしている。</p> <p>寿都特別地域気象観測所の気象データは卓越風向や強風が吹く時期に偏して泊発電所のデータと類似性が無いことから、設計基準風速の設定に当たっては泊発電所と類似の傾向がある小樽特別地域気象観測所の既往最大風速を参照している。</p> <p>3. まとめ</p> <p>寿都特別地域気象観測所気象データについてはそれ以下を目的的としており、両者の取扱いは異なるものであつて評価上は独立性を有するものである。</p> <p>▶ 被ばく評価では、泊発電所敷地内で観測された1997年1月から12月までの1年間の気象データが特に異常な年のものではないことを最寄りの気象官署も含めて確認することを目的としている</p> <p>▶ 設計基準風速の設定においては、卓越風向や強風が吹く時期を泊発電所の気象データと比較して類似性の有無を確認することを目的としている</p>	<p><b>参考理由</b></p> <p>に当たり、寿都特別地域気象観測所のデータを参考しないことが、被ばく評価の検定において用いているデータとの扱いの違いを明確にするため本資料を作成した。</p> <p>【大飯、女川】記載方針の相違</p> <p>・設計基準風速の設定          寿都特別地域気象観測所の気象データ</p> <p>1. 被ばく評価における寿都特別地域気象観測所気象データの扱いについて</p> <p>泊発電所から放出される放射性物質の影響を評価するに当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という）に基づき、発電所敷地内で観測した1997年1月から12月までの1年間の気象データを用いて計算された放射性物質の拡散状態を推定するための気象条件を用いることとしている。この気象データが長期間の気象状態と比較して特に異常でなく代表性を有することについては、同じく発電所で採取した10年程度の気象データを用いた分布検定により確認している。また、気象指針において「最寄りの気象官署の気象資料を用いて調査することが望ましい」とされていることも踏まえ、寿都特別気象観測所及び小樽特別気象観測所の気象データを用いた同様の検定によって、1997年1月から12月までの1年間の気象状態が発電所敷地内ののみならず最寄りの気象官署も含めて異常年には該当せす代表性を有することを確認している。</p> <p>2. 設計基準風速の設定における寿都特別地域気象観測所気象データの利用方法について</p> <p>「風」については局地性の影響を強く受けたため、泊発電所における設計基準風速の設定に当たっては、建築基準法に基づく基準風速と最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所に加えて近隣の観測所（アメダス）における「風向」及び「強風の発生時期」に着目して泊発電所の気象データとの比較を行い、泊発電所と類似の傾向を有する気象官署の既往最大風速を参照して設定することとしている。</p> <p>寿都特別地域気象観測所の気象データは卓越風向や強風が吹く時期に偏して泊発電所のデータと類似性が無いことから、設計基準風速の設定に当たっては泊発電所と類似の傾向がある小樽特別地域気象観測所の既往最大風速を参照している。</p> <p>3. まとめ</p> <p>寿都特別地域気象観測所気象データについてはそれ以下を目的的としており、両者の取扱いは異なるものであつて評価上は独立性を有するものである。</p> <p>▶ 被ばく評価では、泊発電所敷地内で観測された1997年1月から12月までの1年間の気象データが特に異常な年のものではないことを最寄りの気象官署も含めて確認することを目的としている</p> <p>▶ 設計基準風速の設定においては、卓越風向や強風が吹く時期を泊発電所の気象データと比較して類似性の有無を確認することを目的としている</p>
--	--

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表
女川原子力発電所2号炉 凍結影響評価について	補足資料 11 凍結影響評価について	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
<p>1. 基本方針 予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 設計基準温度の設定 低温に伴う凍結に対し、設計基準温度の設定は以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>(1) 規格・基準類 低温に関する規格・基準類の要求はない。</p> <p>(2) 観測記録（別紙1） 気象庁の気象統計情報における最低気温の観測記録<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>によれば、 女川原子力発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）、気象庁年報及び地上気象観測原簿での最低気温の観測記録史上1位は 1位は-14.6°C（1919年1月6日）である。</p> <p>以上より、設計基準温度は最低気温の-14.6°Cと定める。</p> <p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価 外部事象防護対象施設が、2.にて設定した設計基準温度による凍結によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、凍結が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認する。 本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1回に凍結に対する安全評価のフローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上、評価し、凍結に対して対策を行うことで安全機能が維持できることを確認する。</p> <p>①凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流动せずに静止している露出配管は、低温による影響を受け可能であるが、ビードイングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施していることから低温に対して影響はない（別紙2参照）。</p> <p>②屋内に設置されている設備は、建屋内の換気空調系が常時運転し、温度制御をしているため、極端な低温にさらされることはなく、安全機能が維持可能である。</p>	<p>補足資料 11 凍結影響評価について</p> <p>1. 基本方針 予想される最も過酷と考へられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準温度による凍結により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 設計基準温度の設定 低温に伴う凍結に対し、設計基準温度の設定は以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>(1) 規格・基準類 低温に関する規格・基準類の要求はない。</p> <p>(2) 観測記録（別紙1） 気象庁の気象統計情報における最低気温の観測記録<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>によれば、 泊発電所の最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）、気象庁年報及び地上気象観測原簿での最低気温の観測記録史上1位は -18.0°C（1954年1月24日）である。</p> <p>以上より、設計基準温度は最低気温を考慮し-19.0°Cと定める。</p> <p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価 外部事象防護対象施設が、2.にて設定した設計基準温度による凍結によって安全機能を損なうことのない設計であることを評価・確認するため、凍結が安全施設に作用した場合の影響について評価し、安全機能が維持されることを確認する。 本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1回に凍結に対する安全評価のフローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①又は②に分類の上、評価し、凍結に対して対策を行うことで安全機能が維持できることを確認する。</p> <p>①屋外に設置されている設備のうち、通常内部流体が流动せずに静止している露出配管は、低温による影響を受ける可能性があるが、電気ヒータ又は凍結防止材による凍結防止がされていることから低温に対して影響はない（別紙2参照）。</p> <p>②屋内に設置されている設備は、建屋内の換気空調系が常時運転し、温度制御をしているため、極端な低温にさらされることはなく、安全機能が維持可能である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名稱の相違 ・廁所名稱及び観測記錄の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊発電所では既新可より最低気温に対し1°Cの余裕を見て設計基準温度を設定したので、最低温度についてはこの考えを踏襲した</p> <p>【女川】 設計基準値の相違</p> <p>①凍結するおそれがある箇所に設置されている設備のうち、通常内部流体が流动せずに静止している露出配管は、低温による影響を受け可能であるが、ビードイングケーブル又は配管寸法に応じた厚さの保温材による保温対策を実施していることから低温に対して影響はない（別紙2参照）。</p> <p>②屋内に設置されている設備は、建屋内の換気空調系が常時運転し、温度制御をしているため、極端な低温にさらされることはなく、安全機能が維持可能である。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 女川原子力発電所 2号炉	大飯発電所 3／4号炉	相違理由
<p>○上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対する考慮</p> <p>第2図の凍結による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、2.にて設定した設計基準温度に伴う凍結に対し、必要な安全機能を維持できることを確認する。</p> <p>建屋内は常に換気空調系を運転し温度を制御していることから、建屋内に設置されている重大事故等対処設備は、極端な高温又は低温となることはない。</p> <p>また、屋外の重大事故等対処設備は、可燃型重大事故等対処設備への機械的影响が考えられるが、設計基準温度に伴う凍結に対し、気象予報等を踏まえ、必要に応じ暖機運転等を行うことにより対処が可能である。</p> <p>なお、凍結に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	<p>○上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>第2図の凍結による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、2.にて設定した設計基準温度に伴う凍結に対し、必要な安全機能を維持できることを確認する。</p> <p>建屋内は常に換気空調設備を運転し温度を制御していることから、建屋内に設置されている重大事故等対処設備は、極端な高温又は低温となることはない。</p> <p>また、屋外の重大事故等対処設備は、可燃型重大事故等対処設備への機械的影响が考えられるが、設計基準温度に伴う凍結に対し、気象予報等を踏まえ、必要に応じ暖機運転等を行うことにより対処が可能である。</p> <p>なお、凍結に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> <p>泊発電所 3号炉 沿岸電所 3号炉</p> <p>【女川】</p> <p>相違理由</p>	<p>泊は他の発電所での屋外設備の多くが建屋内に設置されているため、記載に相違がある</p>
<p>泊発電所 3号炉 沿岸電所 2号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>*安全機能を有しない機器類」、「アラーム装置及びクラクス」、「建屋外に設置する機器類」、未記載の項目      *安全機能を有しない機器類」、「アラーム装置及びクラクス」、「建屋外に設置する機器類」、未記載の項目</p>
<p>大飯発電所 3／4号炉</p>	<p>*安全機能を有しない機器類」、「アラーム装置及びクラクス」、「建屋外に設置する機器類」、未記載の項目      *安全機能を有しない機器類」、「アラーム装置及びクラクス」、「建屋外に設置する機器類」、未記載の項目</p>



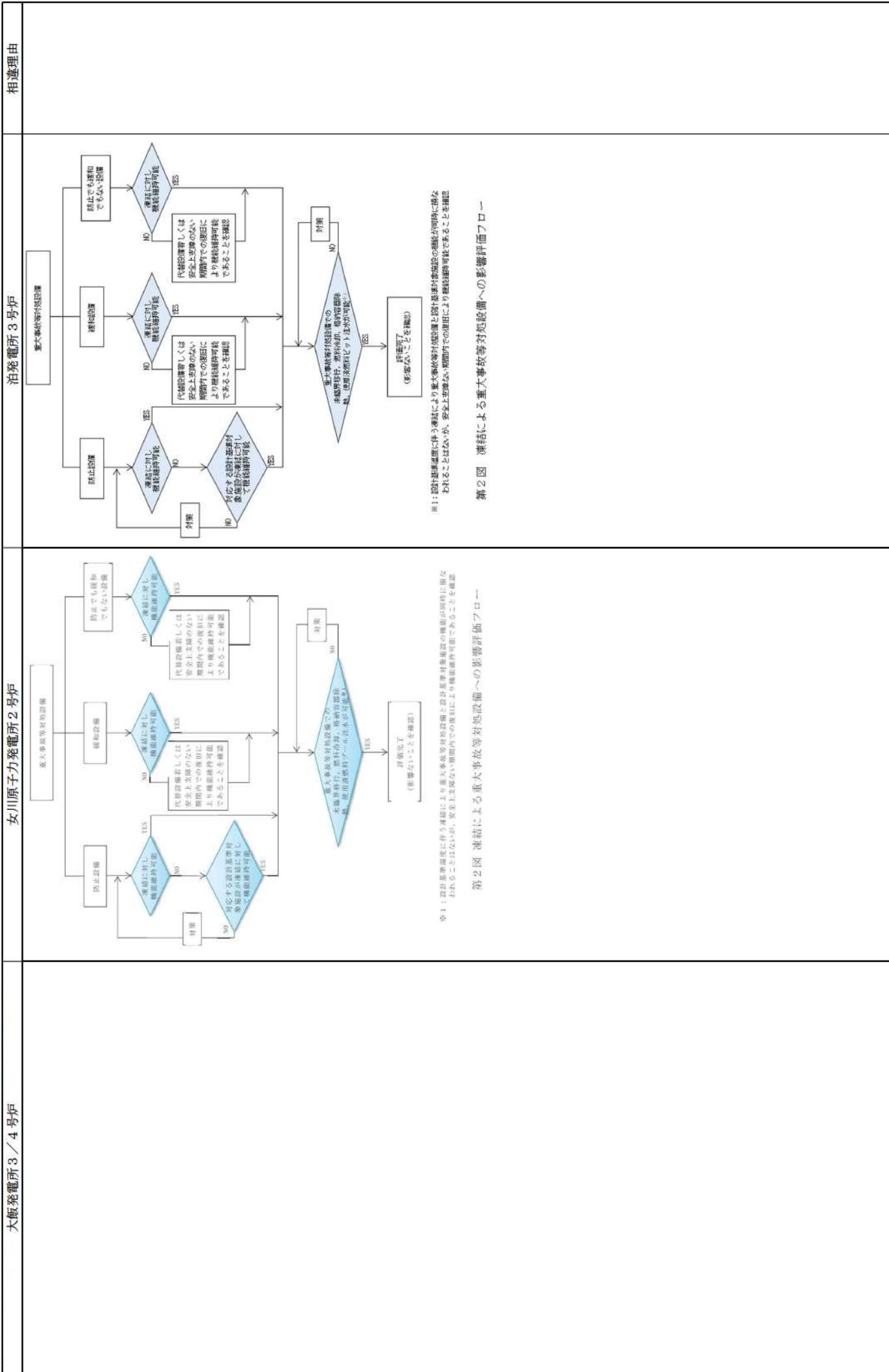
参考1 通常の異なる施設を並び替わる際には、構造と仕組みが統一して評価する。新しくして評価する場合、既存の仕組みを考慮して評価する。

参考2 その他の施設のうち、構造や仕組みが既存のものと異なる場合は、構造や仕組みを考慮して評価する。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）





泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象 : 別添資料1)

大飯発電所 3／4号炉

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

第2表 大船渡市における毎年の最低温度観測記録

(気象庁ホームページより)

年	最低気温 [℃]	年	最低気温 [℃]
1963	-3.9	1991	-7.6
1964	-7.1	1992	-7.3
1965	-7.1	1993	-7.8
1966	-8.4	1994	-6.3
1967	-11.2	1995	-7.5
1968	-10.0	1996	-9.6
1969	-8.8	1997	-5.9
1970	-9.4	1998	-9.2
1971	-8.1	1999	-6.1
1972	-8.4	2000	-8.0
1973	-6.6	2001	-10.4
1974	-7.7	2002	-7.4
1975	-9.0	2003	-6.6
1976	-9.2	2004	-7.1
1977	-11.0	2005	-7.2
1978	-11.3	2006	-7.8
1979	-9.4	2007	-5.2
1980	-11.6	2008	-8.3
1981	-10.0	2009	-5.5
1982	-10.0	2010	-7.3
1983	-8.9	2011	-8.0
1984	-10.1	2012	-11.0
1985	-11.0	2013	-8.6
1986	-11.0	2014	-6.6
1987	-8.9	2015	-5.5
1988	-9.5	2016	-4.9
1989	-6.3	2017	-8.2
1990	-10.6		

値] : 資料不足値  
統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

第2表 小樽市における毎年の最低温度観測記録

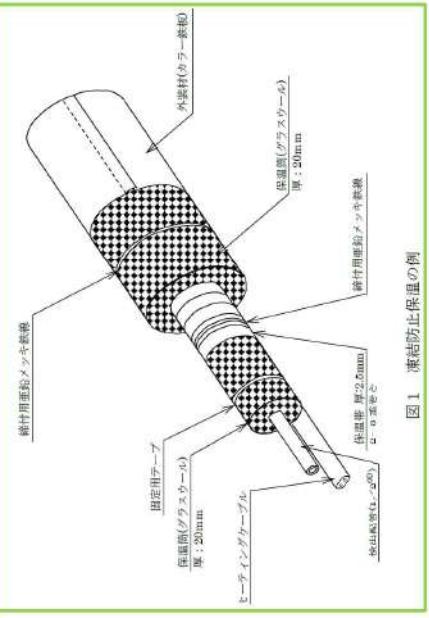
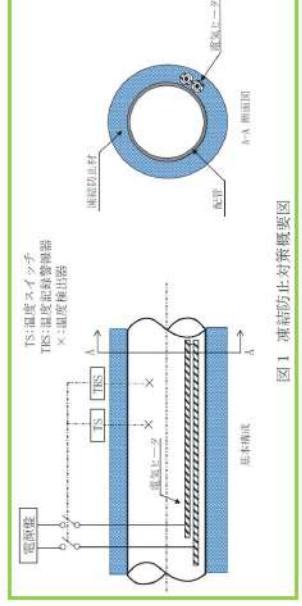
(気象庁ホームページより)

年	最低気温 [℃]						
1943	-16.3	1963	-11.0	1983	-11.3	2003	-14.9
1944	-16.7	1964	-13.8	1984	-13.2	2004	-10.7
1945	-17.2	1965	-11.6	1985	-15.2	2005	-12.0
1946	-13.4	1966	-14.0	1986	-13.9	2006	-13.6
1947	-13.8	1967	-14.1	1987	-12.2	2007	-9.1
1948	-11.7	1968	-16.0	1988	-12.3	2008	-11.3
1949	-11.7	1969	-13.1	1989	-9.8	2009	-11.2
1950	-13.8	1970	-14.1	1990	-13.6	2010	-13.2
1951	-15.3	1971	-13.8	1991	-13.5	2011	-10.6
1952	-13.5	1972	-12.4	1992	-11.2	2012	-12.3
1953	-13.6	1973	-9.6	1993	-8.8	2013	-10.7
1954	-18.0	1974	-11.5	1994	-14.3	2014	-12.6
1955	-11.1	1975	-14.0	1995	-11.4	2015	-9.5
1956	-12.0	1976	-13.6	1996	-13.3	2016	-9.6
1957	-11.7	1977	-14.1	1997	-9.7	2017	-13.0
1958	-11.2	1978	-17.2	1998	-15.1	2018	-11.4
1959	-11.8	1979	-13.2	1999	-12.1	2019	-13.6
1960	-10.9	1980	-12.0	2000	-10.8	2020	-13.9
1961	-13.3	1981	-11.0	2001	-13.5		
1962	-12.3	1982	-11.8	2002	-10.6		

【女川】記録表現の相違  
・立地及び観測記録の相違

泊発電所 3号炉

相違理由

<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>別紙2</p> <p>凍結防止対策について</p> <p>屋外に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せずに静止している露出し配管は、低温による影響を受ける可能性があるため、電気ヒータ又は凍結防止材による凍結防止対策を実施している。凍結防止対策を実施する外部事象防護対象施設である原子炉補機冷却海水設備配管等に対する凍結防止対策の概要を図1に示す。</p>	<p>泊発電所 3号炉</p> <p>別紙2</p> <p>凍結防止対策について</p> <p>屋外に設置されている設備のうち、通常内部流体が流動せずに静止している露出し配管は、低温による影響を受ける可能性があるため、電気ヒータ又は凍結防止材による凍結防止対策を実施している。凍結防止対策を実施する外部事象防護対象施設である原子炉補機冷却海水設備配管等に対する凍結防止対策の概要を図1に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の相違による仕様の相違 ・泊では屋外に通常内部流体が流動せずに静止している露出し配管はない。屋内で空調管理がされていない設備に対して凍結防止対策を実施している。</p>
 <p>図1 凍結防止保温暖の例</p> <p>(1) 環境条件 ・旁囲気温度 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃</p> <p>(2) 凍結防止対策の構造 ヒーターは対象配管に取付けた温度検出器により温度を検知し、配管表面温度が<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃になると、ヒーティングケーブルがオンし、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃になるとオフする。 また、配管表面温度が<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃を下回った場合及び<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃を上回った場合には、警報を発報する設計としている。</p> <p>なお、凍結防止対策の異常状態時には、原子炉補機冷却海水ポンプの運転等により内部流体を流動させることで、凍結を回避することが可能である。</p> <p>電気ヒーターの容量は、想定する環境条件下におけるヒータ必要容量に応じて<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>の裕度を確保する設計としている。</p> <p>件毎みの内容は商業機密の属点から公開できません</p>	 <p>図1 凍結防止保温暖の例</p> <p>(1) 環境条件 ・外気温度 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃ ・風速 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>m/s ・継続時間 : <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>h</p> <p>(2) 凍結防止対策の構造 電気ヒーターは対象配管に取付けた温度検出器により温度を検知し、配管表面温度が<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃になると、電気ヒーターがオンし、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃になるまで、配管表面温度を約<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃ (<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃) に保持する設計としている。</p> <p>また、配管表面温度が<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃を下回った場合及び<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>℃を上回った場合には、警報を発報する設計としており、凍結防止対策の異常状態を検知できる設計としている。</p> <p>なお、凍結防止対策の異常状態時には、原子炉補機冷却海水ポンプの運転等により内部流体を流動させることで、凍結を回避することが可能である。</p> <p>電気ヒーターの容量は、想定する環境条件下におけるヒータ必要容量に応じて<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>の裕度を確保する設計としている。</p> <p>件毎みの内容は商業機密の属点から公開できません</p>	<p>以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span></p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

	泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	1.1.豪雨に対する影響評価について	女川原子力発電所 2号炉 降水影響評価について	補足資料 12 補足資料 12	相違理由 【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【大飯】記載表現の相違
1. 基本方針	予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準降水量による浸水、荷重に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。	1. 基本方針 予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準降水量による浸水、荷重に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。	2. 設計基準降水量の設定 設計基準降水量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。	(1)規格・基準類 降水に対する排水施設の規格・基準は、森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した宮城県の手引き <sup>(1)</sup> であり、排水施設の設計雨量強度として、雨水の10年確率で想定される到達時間内の雨量強度を用いることとしている。また、北海道の大雨水料（第14編） <sup>(2)</sup> では、降雨継続時間毎の北海道内の10年確率雨量強度表が示されており、流域面積の規模で区分した単位時間が採用される。 同手引きによる発電所敷地における対象区域の確率雨量強度は「神恵内」又は「共和」に分類され、32mm/hが採用される。  (2)観測記録（別紙1） 気象庁の気象統計情報における降水量の観測記録 <sup>(3)</sup> によれば、女川原子力発電所の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）の最大1時間降水量の観測記録史上1位は91.0mm/h（2014年9月11日）である。	【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による参考規格・基準類の相違 【女川】記載表現の相違 ・立地の相違による確率雨量強度の相違

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表	泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
女川原子力発電所 2号炉 大飯発電所 3／4号炉	<p>①建屋外に設置されている設備は、当該の設備に設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対する浸水及び荷重が作用した場合においても、構内排水路等による排水等によって、安全機能を損なわないことを確認した。（別紙2）</p> <p>②頑健性のある建屋内に設置されている設備は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、構内排水設備等による排水によって影響がないことを確認した。</p> <p>なお、頑健性のある建屋（原子炉建屋等）は、雨水の侵入防止措置として1階床の基準高さを、雨水による外部からの水の侵入防止を考慮し、地表面の基準高さに対して20cm高く設定している。また、地表面からの20cmの高さ及び地表面以下の範囲に存在する建屋の貫通部については、全てシール材や閉止処置を施工している。</p> <p>○上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対する考慮</p> <p>第2図の降水による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、設計基準降水量の降水に対し、必要な安全機能を維持できることを確認した。</p> <p>なお、降水に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（平成26年2月宮城県）  <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/rinchikaihatsu_tebiki.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/rinchikaihatsu_tebiki.html</a></p> <p>(2) 北海道の大雨水資料（第1.4編）（令和3年1月）  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.htm">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.htm</a></p> <p>(3) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a></p> <p>(4) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	<p>①建屋外に設置されている設備は、当該の設備に設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対する浸水及び荷重が作用した場合においても、構内排水設備等による排水等によって、安全機能を損なわないことを確認した。（別紙2）</p> <p>②頑健性のある建屋内に設置されている設備は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、構内排水設備等による排水によって影響がないことを確認した。</p> <p>なお、頑健性のある建屋（原子炉建屋等）は、雨水の侵入防止措置として1階床の基準高さを雨水による外部からの水の侵入防止を考慮し、地表面の基準高さに対して30cm高く設定している。また、地表面からの30cmの高さ及び地表面以下の範囲に存在する建屋の貫通部については、すべてシール材や閉止処置を施工している。</p> <p>○上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4. 重大事故等対処設備に対する考慮</p> <p>第2図の降水による重大事故等対処設備への影響評価フローに基づき、設計基準降水量の降水に対し、必要な安全機能を維持できることを確認した。</p> <p>なお、降水に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 北海道林地開発許可制度の手引き（令和4年9月）  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.htm">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/tebiki/tebiki.htm</a></p> <p>(2) 北海道の大雨水資料（第1.4編）（令和3年1月）  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ksn/oameshiryout4.htm">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/ksn/oameshiryout4.htm</a></p> <p>(3) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a></p> <p>(4) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	<p>【女川】記載内容の相違      設計基準値の相違</p> <p>【女川】設備名稱の相違</p> <p>【女川】設備名稱の相違</p> <p>【女川】設備名稱の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違      ・立地の相違による参照する規格・基準額の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

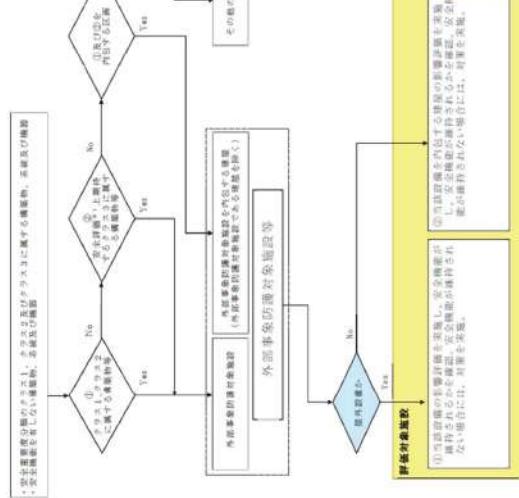
## 泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

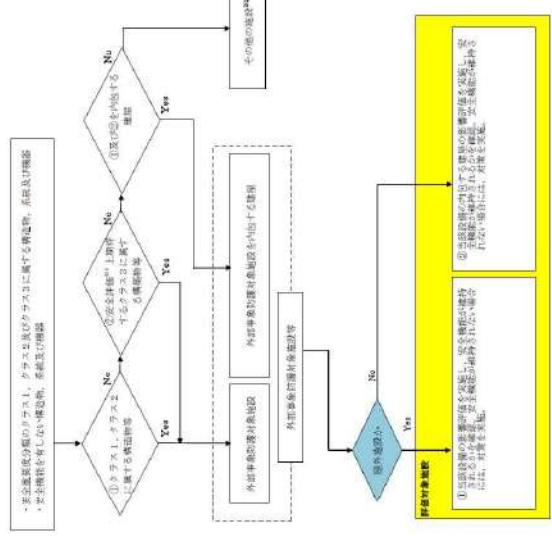
#### 大飯発電所 3／4号炉

#### 泊発電所 3号炉

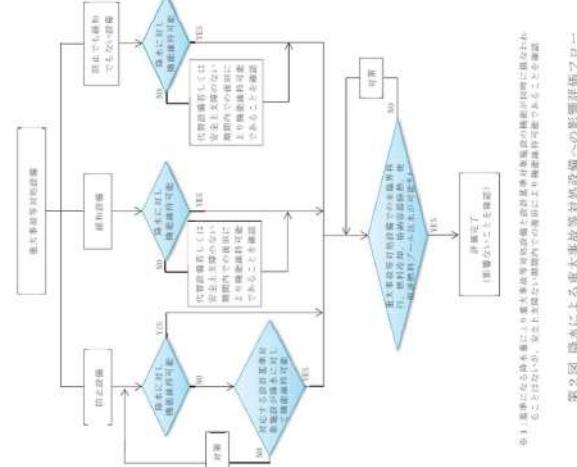
#### 相違理由



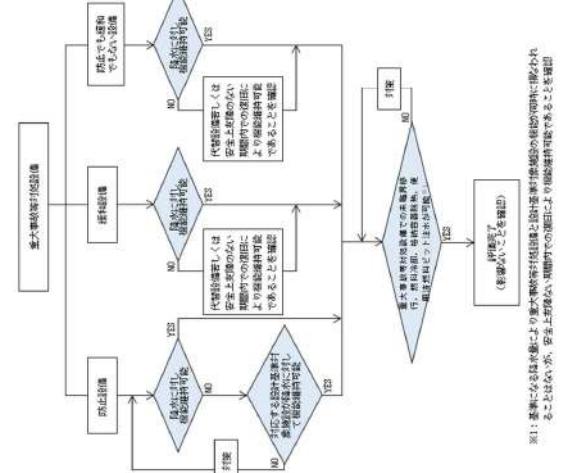
第1図 降水に対する安全施設の評価フロー



第1図 降水に対する安全施設の評価フロー



第1図 降水に対する安全施設の評価フロー



第1図 降水に対する安全施設の評価フロー

石巻市及び大船渡市における降水量の観測記録

第1表 石巻市における新年の最大・1時間降水量観測記録

(気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)						
年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年
1937	19.4	1964	44.8	1992	16.0	1991
1938	21.5	1965	21.2	1993	32.0	1992
1939	52.7	1966	30.7	1994	18.5	1993
1940	21.8	1967	19.4	1995	21.0	1994
1941	14.8	1968	17.0	1996	31.5	1995
1942	45.9	1969	25.5	1997	18.0	1996
1943	22.5	1970	21.5	1998	31.0	1997
1944	48.6	1971	58.0	1999	41.5	1998
1945	14.9	1972	41.5	2000	19.5	1999
1946	24.2	1973	17.0	2001	16.5	2000
1947	81.7	1974	33.5	2002	27.5	1997
1948	31.5	1975	17.0	2003	43.0	1998
1949	24.0	1976	26.0	2004	18.0	1999
1950	48.0	1977	37.5	2005	19.5	2000
1951	14.4	1978	29.5	2006	17.5	2001
1952	38.2	1979	22.5	2007	23.0	2002
1953	14.3	1980	48.5	2008	46.5	2003
1954	36.1	1981	36.5	2009	21.0	2004
1955	23.6	1982	43.5	2010	16.5	2005
1956	24.9	1983	41.5	2011	42.0	2006
1957	27.5	1984	19.5	2012	32.0	2007
1958	19.0	1985	20.0	2013	31.5	2008
1959	24.5	1986	22.5	2014	33.5	2009
1960	40.7	1987	27.5	2015	29.4	2010
1961	78.6	1988	39.0	2016	91.0	2011
1962	49.6	1989	16.5	2017	31.5	2012
1963	25.8	1990	36.5	2018	19.5	

値]：資料不足値  
 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

第2表 大船渡市における毎年の最大・1時間降水量観測記録

年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]
1963	24.0	1991	39.5	1992	31.5
1964	38.9	1992	26.5	1993	36.0
1965	38.3	1994	45.0	1995	45.0
1966	47.3	1996	32.0	1997	32.0
1967	24.3	1998	45.5	1999	32.0
1968	21.0	2000	32.5	2001	45.5
1969	22.5	2002	32.5	2003	35.0
1970	21.0	2004	24.5	2005	35.0
1971	22.5	2006	35.5	2007	21.5
1972	31.5	2008	21.5	2009	14.5
1973	14.0	2009	49.0	2010	12.0
1974	27.0	2012	32.5	2013	15.0
1975	56.0	2003	35.0	1998	23.5
1976	20.0	2004	48.0	1999	21.0
1977	36.5	2005	56.5	2000	33.5
1978	24.5	2006	38.5	2001	17.5
1979	46.0	2007	39.5	2002	14.0
1980	29.5	2008	37.5	2003	9.5
1981	33.0	2009	23.5	2004	12.5
1982	48.5	2010	39.0	2011	22.0
1983	44.0	2011	23.0	2012	36.0
1984	34.0	2012	31.0	2013	23.5
1985	27.5	2013	53.0	2014	18.5
1986	27.5	2014	27.0	2015	9.0
1987	29.5	2015	45.0	2016	27.5
1988	42.0	2016	32.0	2017	50.5
1989	28.0	2017	16.5		
1990	32.0				

値]：資料不足値  
 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]
1963	24.0	1991	39.5	1992	31.5
1964	38.9	1993	26.5	1994	45.0
1965	38.3	1995	36.0	1996	45.5
1966	47.3	1997	32.0	1998	32.0
1967	24.3	1999	45.0	2000	35.0
1968	21.0	2001	32.0	2002	22.0
1969	22.5	2003	35.0	1993	23.5
1970	21.0	1998	24.5	1999	14.0
1971	22.5	1999	35.5	2000	23.5
1972	31.5	2000	21.5	2001	12.5
1973	14.0	2001	49.0	2002	15.0
1974	27.0	2002	32.5	2003	22.0
1975	56.0	2003	35.0	1994	21.0
1976	20.0	2004	48.0	1995	23.5
1977	36.5	2005	56.5	1996	33.5
1978	24.5	2006	38.5	1997	17.5
1979	46.0	2007	39.5	1998	14.0
1980	29.5	2008	37.5	1999	9.5
1981	33.0	2009	23.5	2000	12.5
1982	48.5	2010	39.0	2001	22.0
1983	44.0	2011	23.0	2002	36.0
1984	34.0	2012	31.0	2003	23.5
1985	27.5	2013	53.0	2004	18.5
1986	27.5	2014	27.0	2005	9.0
1987	29.5	2015	45.0	2006	27.5
1988	42.0	2016	32.0	2007	50.5
1989	28.0	2017	16.5		
1990	32.0				

値]：資料不足値  
 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

第1表 寿都町及び小樽市における降水量の観測記録

年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]
1933	24.5	1983	12.5	1988	17.5
1934	11.4	1984	18.5	1989	20.5
1935	19.5	1985	35.0	1990	57.5
1936	19.5	1986	17.6	1991	17.0
1937	13.4	1987	19.0	1992	25.5
1938	22.5	1988	24.5	1993	12.5
1939	13.0	1989	16.0	1994	19.0
1940	19.5	1990	19.0	1995	20.5
1941	13.4	1991	18.5	1996	20.0
1942	17.6	1992	19.0	1997	30.0
1943	23.0	1993	18.0	1998	13.5
1944	16.8	1994	18.0	1999	22.5
1945	19.5	1995	9.7	2000	20.5
1946	19.5	1996	17.0	2001	20.5
1947	10.7	1997	16.0	2002	20.5
1948	12.7	1998	16.0	2003	20.5
1949	12.7	1999	17.0	2004	20.5
1950	12.7	2000	17.0	2005	20.5
1951	14.3	2001	17.0	2006	20.5
1952	12.7	2002	17.0	2007	20.5
1953	12.7	2003	17.0	2008	20.5
1954	12.7	2004	17.0	2009	20.5
1955	12.7	2005	17.0	2010	20.5
1956	12.7	2006	17.0	2011	20.5
1957	12.7	2007	17.0	2012	20.5
1958	12.7	2008	17.0	2013	20.5
1959	12.7	2009	17.0	2014	20.5
1960	12.7	2010	17.0	2015	20.5
1961	12.7	2011	17.0	2016	20.5
1962	12.7	2012	17.0	2017	20.5
1963	12.7	2013	17.0	2018	20.5
1964	12.7	2014	17.0	2019	20.5
1965	12.7	2015	17.0	2020	20.5
1966	12.7	2016	17.0	2021	20.5
1967	12.7	2017	17.0	2022	20.5
1968	12.7	2018	17.0	2023	20.5
1969	12.7	2019	17.0	2024	20.5
1970	12.7	2020	17.0	2025	20.5
1971	12.7	2021	17.0	2026	20.5
1972	12.7	2022	17.0	2027	20.5
1973	12.7	2023	17.0	2028	20.5
1974	12.7	2024	17.0	2029	20.5
1975	12.7	2025	17.0	2030	20.5
1976	12.7	2026	17.0	2031	20.5
1977	12.7	2027	17.0	2032	20.5
1978	12.7	2028	17.0	2033	20.5
1979	12.7	2029	17.0	2034	20.5
1980	12.7	2030	17.0	2035	20.5
1981	12.7	2031	17.0	2036	20.5
1982	12.7	2032	17.0	2037	20.5
1983	12.7	2033	17.0	2038	20.5
1984	12.7	2034	17.0	2039	20.5
1985	12.7	2035	17.0	2040	20.5
1986	12.7	2036	17.0	2041	20.5
1987	12.7	2037	17.0	2042	20.5
1988	12.7	2038	17.0	2043	20.5
1989	12.7	2039	17.0	2044	20.5
1990	12.7	2040	17.0	2045	20.5

値]：資料不足値  
 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

第2表 小樽市における毎年の最大・1時間降水量観測記録

年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]	年	最大1時間 降水量[mm]
1943	10.0				

比較表 準適合性 DB 基準 3号炉 発電所 泊

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

女川原子力発電所2号炉		降水による浸水の影響評価	別紙2	降水による浸水の影響評価	別紙2
1. 概要	降水の設計においては、敷地付近で観測された日最大1時間降水量(80.2mm/h)（舞鶴特別地域気象観測所での観測記録）を上回る降雨強度(91.0mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水路による排水等により、安全機能を損なうことのない設計としている。ここでは、急のため排水能力を超えた場合の影響評価を行ったために、大飯発電本部に日本全国の日最大1時間降水量の降雨が発生した際に、所への施設の影響について評価する。	屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計としている。外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。	1. 概要 屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計としている。外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。	1. 概要 屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計としている。外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。	1. 概要 屋外の外部事象防護対象施設の設置場所は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による浸水（敷地内滞留水）に対し、構内排水設備による排水等により、安全機能を損なうことのない設計としている。外部事象防護対象施設は、設計基準降水量(91.0mm/h)の降水による荷重に対し、排水口による排水等により影響を受けない設計とし、安全機能を損なうことのない設計とする。
2. 降水の影響評価	本評価については、大飯発電所において、日本全国の日最大1時間降水量163mm/h(表1)の降雨が発生した際、大飯発電所における雨水の流入量と排水能力を比較し、排水の可否を評価する。	2. 降水による敷地内滞留水の影響評価 2.1 浸水量評価 設計基準降水量(91.0mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。 <評価条件> 降雨強度： 91.0mm/h（石巻特別地域気象観測所において平成26年9月11日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値） 雨水流入量： 「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づく合理式により算出 排水可能流量： 「森林法に基づく林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき、マニング式により算出	2. 降水による敷地内滞留水の影響評価 2.1 浸水量評価 設計基準降水量(91.0mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。 <評価条件> 降雨強度： 57.5mm/h（寿都特別地域気象観測所において平成11年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値） 雨水流入量： 「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づく合理式により算出 排水可能流量：	2. 降水による敷地内滞留水の影響評価 2.1 浸水量評価 設計基準降水量(57.5mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。 <評価条件> 降雨強度： 57.5mm/h（寿都特別地域気象観測所において平成11年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値） 雨水流入量： 「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づく合理式により算出 排水可能流量：	2. 降水による敷地内滞留水の影響評価 2.1 浸水量評価 設計基準降水量(57.5mm/h)における敷地内の浸水量は以下の条件のもと評価した。 <評価条件> 降雨強度： 57.5mm/h（寿都特別地域気象観測所において平成11年7月25日に観測された日最大1時間降水量の既往最大値） 雨水流入量： 「北海道林地開発許可制度の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づく合理式により算出 排水可能流量：
3. 評価結果	評価にあたっては、まず、図1のように、大飯発電所に流れ込む幹線排水路等が受け持つ流域に分け、その流域面積を算定した上で、 163mm/hの降雨が発生した際の各々の雨水流入量を算出する。 その際、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」(平成26年2月宮城県)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、林地：0.5、その他箇所(裸地)：0.9とする。	評価にあたっては、まず、図1のように、大飯発電所に流れ込む幹線排水路等が受け持つ流域に分け、その流域面積を算定した上で、設計基準降水量(91.0mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。 その際、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」(平成26年2月宮城県)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、林地：0.7、雨水が地面へ浸透することを考慮し、林地については0.7、其他箇所(裸地)については1.0の流出係数*を乗じて算出する。	評価にあたっては、まず、図1のように、大飯発電所に流れ込む幹線排水路等が受け持つ流域に分け、その流域面積を算定した上で、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。 その際、「北海道林地開発許可申請の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。	評価にあたっては、まず、図1のように、大飯発電所に流れ込む幹線排水路等が受け持つ流域に分け、その流域面積を算定した上で、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。 その際、「北海道林地開発許可申請の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。	評価にあたっては、まず、図1のように、大飯発電所に流れ込む幹線排水路等が受け持つ流域に分け、その流域面積を算定した上で、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を算出する。 その際、「北海道林地開発許可申請の手引き」(令和4年9月北海道水産林務部林務局治山課)に基づき以下の合理式を用い、流出係数については、すべての流域を1.0とする。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 大飯発電所 3／4号炉

**【女川】泊は6(自然)-別1-添付1-82へ記載】**  
**流入量の算出結果と各々の排水幹線が持つ排水能力について比較評価し、その結果を表2に示す。**  
**※「林地開発制度の手続き」(平成21年4月 福井県農林水産部森づくり課発行)より**

(2) 排水可能流量  
 各幹線排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手続き」に基づく平成30年2月の林地開発許可における値とする。  
 具体的には、第3表の水路断面における排水可能量をマニシング式により算定した。

表1 日本全国の日最大1時間降水量の最大値			
都道府県	地点	観測年月日	観測値 (mm/h)
千葉県	香取	1999年10月27日	153
長崎県	長浦	1982年7月23日	

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q: 雨水流入量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )  
 f: 流出係数  
 r: 降雨強度 ( $\text{mm}/\text{h}$ )  
 A: 集水面積 (ha)

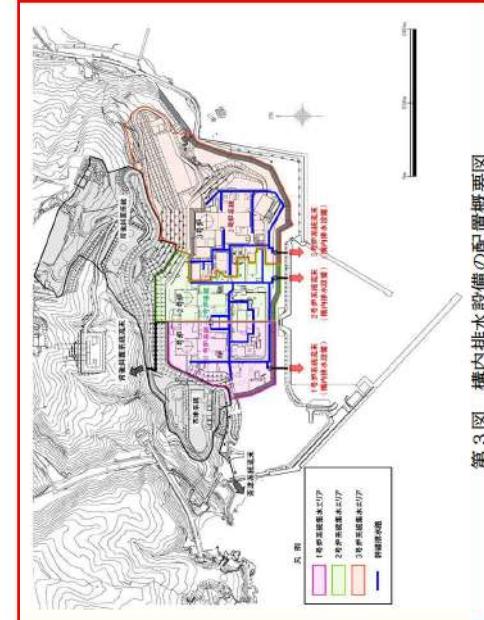
(2) 排水可能流量  
 設計基準降水量 (67.5mm/h) により想定される雨水流入量に対して、裕度を持って排水可能な流量とする。構内排水設備の仕様を第3表に示す。

第3表 幹線排水路の仕様					
	仕 様	断面積 [m <sup>2</sup> ]	底深 [m]	粗度係数	勾配 [%]
北側幹線 排水路	ポリタス カルバート B3500, H2600	7,000	0.933	0.023	3.100
南側幹線 ダブルプレスト管 排水路	φ 1000×3	0.745	0.298	0.010	2.650
					7,263

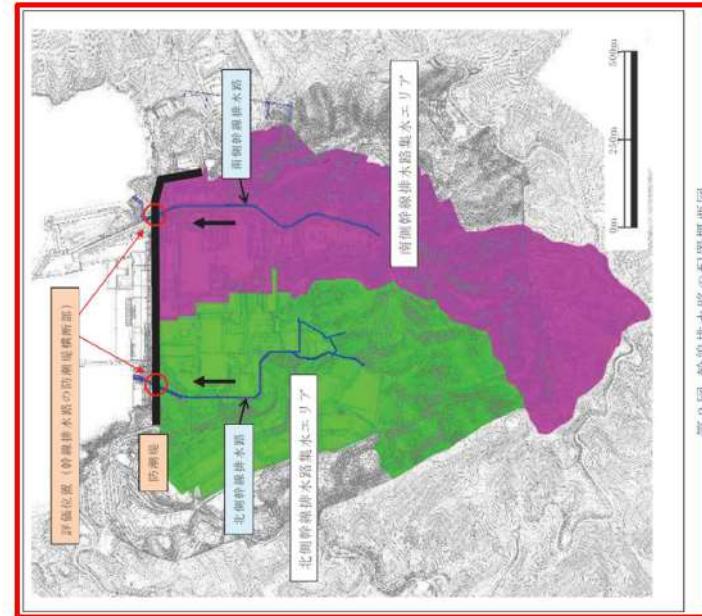
第3表 構内排水設備の仕様

**【大阪】記載方針の相違**  
 \*女川審査実績の反映  
 (女川、泊は6(自然)-別1-添付1-82へ記載)

**【女川】**  
 \*排水可能流量の設定方法の相違（構内排水設備について構造検討中）



第3図 構内排水設備の配置概要図



第3図 幹線排水路の配置概要図

構図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

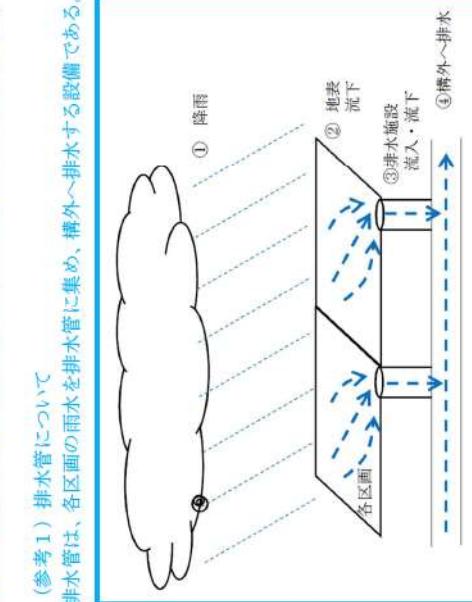
### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>大飯発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</b></p> <p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  <b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（設計方針の相違）  <b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> <p><b>大飯のため、6(自然)-別1-添付1-81上り再掲)</b></p> <p><b>流入量の算出結果と各々の排水幹線が持つ排水能力について比較評価し、その結果を表2に示す。</b></p>	<p><b>女川原子力発電所 2号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>北側及び南側の各幹線排水路における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各幹線排水路ともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(91.0mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各号炉系統流末とともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>
<p><b>大飯発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</b></p> <p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  <b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（設計方針の相違）  <b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> <p><b>大飯のため、6(自然)-別1-添付1-81上り再掲)</b></p> <p><b>流入量の算出結果と各々の排水幹線が持つ排水能力について比較評価し、その結果を表2に示す。</b></p>	<p><b>女川原子力発電所 2号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>北側及び南側の各幹線排水路における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各幹線排水路ともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(91.0mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各号炉系統流末とともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>
<p><b>大飯発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</b></p> <p><b>赤字</b>：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  <b>青字</b>：記載箇所又は記載内容の相違（設計方針の相違）  <b>緑字</b>：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p> <p><b>大飯のため、6(自然)-別1-添付1-81上り再掲)</b></p> <p><b>流入量の算出結果と各々の排水幹線が持つ排水能力について比較評価し、その結果を表2に示す。</b></p>	<p><b>女川原子力発電所 2号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>北側及び南側の各幹線排水路における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各幹線排水路ともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(91.0mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>(3) 評価結果</b></p> <p>構内排水設備における雨水流入量と排水可能流量の比較結果を第4表に示す。</p> <p>各号炉系統流末とともに防潮堤横断部における排水可能流量は、設計基準降水量(57.5mm/h)降水時の雨水流入量を上回り、余裕をもって雨水排水が可能であると評価される。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

<p><b>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象: 別添資料1)</b></p> <p>大飯発電所 3／4号炉</p> <p>以上より、日本全国日最大1時間降水量 (153mm/h) の豪雨が発生した際にも、排水機能としては確保できるため、豪雨の影響はないと評価できる。</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉</p> <p>泊発電所 3号炉</p> <p>以上</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は日本全国の日最大1時間降水量による評価結果を記載</p>
--	---	---



(参考1) 排水管について  
排水管は、各区画の雨水を排水管に集め、構外へ排水する設備である。

件開示の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

	泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	補足資料 13 積雪影響評価について	補足資料 13 積雪影響評価について	相違理由
1. 基本方針	予想される最も苛酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量による荷重、積雪による非常用換気空調設備の給排気口の閉塞により、安全機能を損なわない設計とする。	予想される最も過酷と考えられる条件として設計基準を設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量による荷重、積雪による換気空調設備の給排気口の閉塞により、安全機能を損なわない設計とする。  2. 設計基準積雪量の設定 設計基準積雪量は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。	(1) 規格・基準類（別紙1） 積雪に対する規格・基準として、建築物については建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく北海道建築基準法施行細則において、地域毎に垂直積雪量が定められている。泊村の垂直積雪量は 150cm である。  (2) 積雪記録（別紙2） 気象庁の気象統計情報における積雪深の観測記録 <sup>(1)</sup> によれば、泊村の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）の月最深積雪の最大値は 43cm（1923年 2月 17日）である。	(1) 規格・基準類（別紙1） 積雪に対する規格・基準として、建築物については建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく「北海道建築基準法施行細則」において、泊村の垂直積雪量が定められている。泊村の垂直積雪量は 150cm である。  (2) 積雪記録（別紙2） 気象庁の気象統計情報における積雪深の観測記録 <sup>(1)</sup> によれば、泊村の最寄りの気象官署である石巻特別地域気象観測所及び大船渡特別地域気象観測所における地域気象観測システム（アメダス）の月最深積雪の最大値は 189cm（1945年 3月 17日）である。	(1) 規格・基準類（別紙1） 泊村の垂直積雪量が定められている。泊村の垂直積雪量は 150cm である。  ○積雪時の発電所の対応について 女川原子力発電所が立地する女川町は、多雪区域であるため降雪量が多く、城であるため降雪量は少ないが、降雪があった場合は必要に応じ発電所構内の除雪活動を実施する。 また、建屋屋上の除雪に関しては、気象情報（降雪予報）及び構内に設置している監視システム等による積雪深を監視し、必要に応じ除雪を実施する。 以上より、設計基準積雪量は月最深積雪の最大値 43cm を考慮する。	【大飯】記載方針の相違 ・女川審査実績の反映

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 女川原子力発電所 2号炉	大飯発電所 3／4号炉
<p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>2. にて示した設計基準積雪量に対する外部事象防護対象施設への影響を評価する。設計基準積雪量に対して、外部事象防護対象施設を有する各建屋又は外部の外部事象防護対象施設が積雪荷重、空気、流体の取入口の閉塞によって機能喪失に至ることがないことを確認する。</p> <p>本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1図に積雪に対する安全施設の評価フローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①から③に分類の上、評価し、積雪による荷重等に対して安全機能が損なわれないことを確認する。なお、積雪荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。</p> <p>①屋外の設備は設計基準積雪量の荷重に対して健全であることを確認する。</p> <p>②屋内の設備は、当該設備を有する建屋が設計基準積雪量の荷重に対して機械的強度を有する設計であることを確認する。</p> <p>③流体の取り入れ口等の閉塞による影響について、各建屋の換気口等の高さが設計基準積雪量に対して高い位置に設置してあること及び上向きに開口部がない設計であることを確認する。また、積雪と風等により給気口等の閉塞が考えられるが、この場合には、操作員がルーバーに付いた積雪を落とすことにより閉塞を防止する。</p> <p>○上記以外の安全施設については、積雪に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4. 重大事故等対処施設に対する考慮</p> <p>第2図の積雪に対する重大事故等対処設備の評価フローに基づき、設計基準積雪量の荷重に対し、必要な安全機能が確保されていることを確認する。</p> <p>なお、積雪に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>	<p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>2. にて示した設計基準積雪量に対する外部事象防護対象施設への影響を評価する。設計基準積雪量に対して、外部事象防護対象施設を有する各建屋又は外部の外部事象防護対象施設が積雪荷重、空気、流体の取入口の閉塞によって機能喪失に至ることがないことを確認する。</p> <p>本評価における基本的な考え方は、以下の通り。また、第1図に積雪に対する安全施設の評価フローを示す。</p> <p>○外部事象防護対象施設について、以下の①から③に分類の上、評価し、積雪による荷重等に対して安全機能が損なわれないことを確認する。なお、積雪荷重は地震、津波、火山の影響に対して適切に組み合わせる。</p> <p>①屋外の設備は設計基準積雪量の荷重に対して健全であることを確認する。</p> <p>②屋内の設備は、当該設備を有する建屋が設計基準積雪量の荷重に対して機械的強度を有する設計であることを確認する。</p> <p>③流体の取り入れ口等の閉塞による影響について、各建屋の換気口等の高さが設計基準積雪量に対して高い位置に設置してあること及び上向きに開口部がない設計であることを確認する。また、積雪と風等により給気口等の閉塞が考えられるが、この場合には、運転員、保修員がガラリに付いた積雪を落とすことにより閉塞を防止する。</p> <p>○上記以外の安全施設については、積雪に対して機能維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>4. 重大事故等対処施設に対する考慮</p> <p>第2図の積雪に対する重大事故等対処設備の評価フローに基づき、設計基準積雪量の荷重に対し、必要な安全機能が確保されていることを確認する。</p> <p>なお、積雪に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）にて考慮する。</p> <p>5. 参考文献</p> <p>(1) 気象庁：<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>      (2) 気象庁年報（地上気象観測原簿データ）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

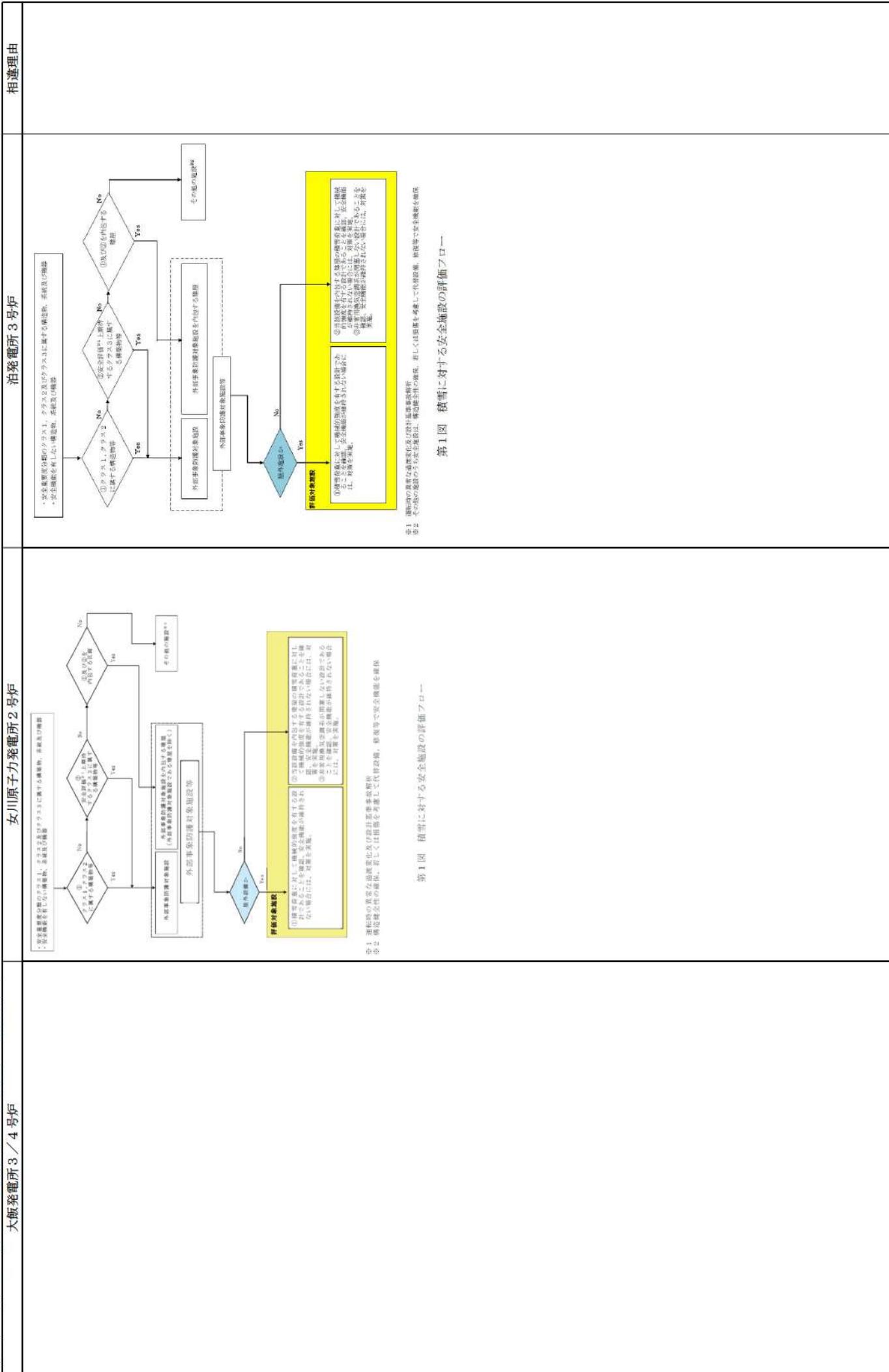
大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）



赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	大飯発電所 3／4号炉	泊発電所 3号炉
<p>相違理由</p> <p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>	<p>相違理由</p> <p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）      青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）      緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）</p>

第1 図 設計基準強度により重大事故が防ぐべきと認定される設備の強度が同時に損なわれる

ことはないが、安全上必要な機能やその目的により機能許可であることを確認

第2 図 梅雪による重大事故対処設備への影響評価フロー

第2 図 梅雪による重大事故対処設備への影響評価フロー

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象 : 別添資料1)

**赤字** : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
**青字** : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
**緑字** : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違)

<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (自然現象 : 別添資料1)</p>	<p>泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉</p> <p>女川原子力発電所 2号炉</p>	<p>別紙1 宮城県建築基準法施行細則について</p> <p>建築基準法施行令（以下「政令」）の一部が改正（平成12年政令第211号）され、政令第86条の規定において、垂直積雪量を特定行政庁が規則で定めることとなった。宮城県建築基準法施行細則<sup>(1)</sup>における積雪に関する記載は以下のとおりである。</p> <p>（積雪荷重）</p> <p>第12条 政令第86条第2項ただし書の特定行政庁が指定する多雪区域は、別表第二の(三)の項に掲げる区域のうち垂直積雪量が1m以上以上の区域とする。</p> <p>2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、積雪量1cmごとに1平方メートルにつき、垂直積雪量が1m以上2m未満の場合については、垂直積雪量に10Nを乗じた値に10Nを加えた数値以上、垂直積雪量が2m以上の場合については、30N以上としなければならない。</p> <p>3 政令第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直積雪量は、別表第2(い)欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる垂直積雪量とする。</p>	<p>別紙1 北海道建築基準法施行細則について</p> <p>建築基準法施行令（以下「政令」）の一部が改正（平成12年政令第211号）され、政令第86条の規定において、垂直積雪量を特定行政庁が規則で定めることとなった。北海道建築基準法施行細則<sup>(1)</sup>における積雪に関する記載は以下のとおりである。</p> <p>（積雪荷重）</p> <p>第17条 政令第86条第2項ただし書の規定により、多雪区域は、別表第1に掲げる区域とする。</p> <p>2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、政令第86条第2項本文の規定にかかわらず、積雪1cmごとに1平方メートルにつき、30N以上としなければならない。</p> <p>3 政令第86条第3項に規定する垂直積雪量の数値は、別表第2の適用区域の区分に応じた垂直積雪量とする。</p>	<p>別表第2 (後志総合振興局管内を抜除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>垂直積雪量 (単位: cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鳥海市、若柳町</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>(2) 七和町、岩内町</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>(3) 泊村、神志内村、利丹町、古平町、仁木町、余井町</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>(4) 黒松原町、仙霞町</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>(5) 赤井川村</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>(6) 二セニコ村、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 宮城県 建築基準法施行細則昭和46年3月30日 宮城県規則第21号)</p>	区域	垂直積雪量 (単位: cm)	(1) 鳥海市、若柳町	130	(2) 七和町、岩内町	140	(3) 泊村、神志内村、利丹町、古平町、仁木町、余井町	150	(4) 黒松原町、仙霞町	180	(5) 赤井川村	210	(6) 二セニコ村、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町	230
区域	垂直積雪量 (単位: cm)																	
(1) 鳥海市、若柳町	130																	
(2) 七和町、岩内町	140																	
(3) 泊村、神志内村、利丹町、古平町、仁木町、余井町	150																	
(4) 黒松原町、仙霞町	180																	
(5) 赤井川村	210																	
(6) 二セニコ村、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町	230																	



## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

女川原子力発電所 2号炉												泊発電所 3号炉												
第2表 小樽市における毎年の積雪観測記録												第2表 (気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)												
(気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)												(気象庁ホームページ及び気象庁年報(地上気象観測原簿データ)より)												
年	最大日降り量 [mm]	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]	年	最大日降り量 [mm]	月最大降り量 [mm]		
1963	5	5	7	7	1991	14	24	1992	14	10	1993	8	8	1994	7	13	1995	13	13	1996	10	13	1997	18
1964	6	6	6	6	1992	8	8	1993	8	8	1994	7	5	1995	7	7	1996	13	13	1997	13	7	1998	7
1965	9	9	10	10	1992	13	13	1993	13	13	1994	13	13	1995	7	7	1996	7	7	1997	7	7	1998	7
1966	9	9	10	10	1992	13	13	1993	13	13	1994	13	13	1995	13	13	1996	13	13	1997	13	13	1998	13
1967	6	6	6	6	1992	13	13	1993	13	13	1994	13	13	1995	13	13	1996	13	13	1997	13	13	1998	13
1968	26	23	23	23	1992	17	17	1993	17	17	1994	17	17	1995	17	17	1996	17	17	1997	17	17	1998	17
1969	10	10	10	10	1992	18	18	1993	18	18	1994	18	18	1995	18	18	1996	18	18	1997	18	18	1998	18
1970	10	10	10	10	1992	18	18	1993	18	18	1994	18	18	1995	18	18	1996	18	18	1997	18	18	1998	18
1971	9	9	7	7	1992	14	14	1993	14	12	1994	14	12	1995	14	12	1996	14	12	1997	14	12	1998	14
1972	7	7	7	7	1992	16	16	1993	16	16	1994	16	16	1995	16	16	1996	16	16	1997	16	16	1998	16
1973	23	19	19	19	1992	16	16	1993	16	16	1994	16	16	1995	16	16	1996	16	16	1997	16	16	1998	16
1974	10	13	13	13	1992	14	14	1993	14	14	1994	14	14	1995	14	14	1996	14	14	1997	14	14	1998	14
1975	8	7	7	7	1992	12	12	1993	12	12	1994	12	12	1995	12	12	1996	12	12	1997	12	12	1998	12
1976	12	13	13	13	1992	16	16	1993	16	16	1994	16	16	1995	16	16	1996	16	16	1997	16	16	1998	16
1977	15	15	15	15	1992	14	14	1993	14	14	1994	14	14	1995	14	14	1996	14	14	1997	14	14	1998	14
1978	14	17	20	20	1992	16	16	1993	16	16	1994	16	16	1995	16	16	1996	16	16	1997	16	16	1998	16
1979	10	10	14	14	1992	20	20	1993	20	20	1994	20	20	1995	20	20	1996	20	20	1997	20	20	1998	20
1980	10	14	14	14	1992	2	2	1993	2	2	1994	2	2	1995	2	2	1996	2	2	1997	2	2	1998	2
1981	18	15	15	15	1992	6	6	1993	6	6	1994	6	6	1995	6	6	1996	6	6	1997	6	6	1998	6
1982	8	6	6	6	1992	13	13	1993	13	13	1994	13	13	1995	13	13	1996	13	13	1997	13	13	1998	13
1983	10	11	11	11	1992	16	16	1993	16	16	1994	16	16	1995	16	16	1996	16	16	1997	16	16	1998	16
1984	21	32	20	20	1992	16	16	1993	16	15	1994	16	15	1995	16	15	1996	16	15	1997	16	15	1998	16
1985	12	15	15	15	1992	8	8	1993	8	8	1994	8	8	1995	8	8	1996	8	8	1997	8	8	1998	8
1986	17	21	21	21	1992	15	15	1993	15	15	1994	15	15	1995	15	15	1996	15	15	1997	15	15	1998	15
1987	29	25	25	25	1992	6	6	1993	6	6	1994	6	6	1995	6	6	1996	6	6	1997	6	6	1998	6
1988	3	3	3	3	1992	6	6	1993	6	6	1994	6	6	1995	6	6	1996	6	6	1997	6	6	1998	6
1989	5	5	5	5	1992	5	5	1993	5	5	1994	5	5	1995	5	5	1996	5	5	1997	5	5	1998	5
1990	10	13	13	13	1992	31	31	1993	31	31	1994	31	31	1995	31	31	1996	31	31	1997	31	31	1998	31
					1992	31	31	1993	31	31	1994	31	31	1995	31	31	1996	31	31	1997	31	31	1998	31
					1992	24	24	1993	24	24	1994	24	24	1995	24	24	1996	24	24	1997	24	24	1998	24
					1992	36	36	1993	36	36	1994	36	36	1995	36	36	1996	36	36	1997	36	36	1998	36
					1992	33	33	1993	33	33	1994	33	33	1995	33	33	1996	33	33	1997	33	33	1998	33
					1992	35	35	1993	35	35	1994	35	35	1995	35	35	1996	35	35	1997	35	35	1998	35
					1992	45	45	1993	45	45	1994	45	45	1995	45	45	1996	45	45	1997	45	45	1998	45
					1992	24	24	1993	24	24	1994	24	24	1995	24	24	1996	24	24	1997	24	24	1998	24
					1992	54	54	1993	54	54	1994	54	54	1995	54	54	1996	54	54	1997	54	54	1998	54
					1992	21	21	1993	21	21	1994	21	21	1995	21	21	1996	21	21	1997	21	21	1998	21
					1992	43	43	1993	43	43	1994	43	43	1995	43	43	1996	43	43	1997	43	43	1998	43

なし：観測を行っていない場合、機器の故障等で観測できなかつた場合や、火災や戦災等で資料を失つた場合など

【付】資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</p> <p>泊発電所 3号炉 女川原子力発電所 2号炉 比較のため柏崎刈羽原子力発電所のまとめ資料を引用</p> <p>別紙3</p> <p>構内の除雪方法について</p> <p>積雪時の泊発電所の体制※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の通行等に支障がないよう、積雪深が5～10cmに達した場合、除雪を開始する。</li> <li>・委託により実施しており、17台の除雪機（ハイールローダ等の重機）により除雪を行う。</li> </ul> <p>除雪ルート*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪ルートは構内の道路及び可搬設備を使用する場合のアクセスルートとする。</li> </ul>	<p>別紙3</p> <p>構内の除雪方法について</p> <p>積雪時の泊発電所の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の通行等に支障がないよう、積雪深が5～10cmに達した場合、除雪を開始する。</li> <li>・委託により実施しており、2台の除雪機（ハイールローダ等の重機）により除雪を行う。</li> </ul> <p>除雪ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪ルートは構内の道路及び可搬設備を使用する場合のアクセスルートとする。</li> </ul>	<p>【抽論】記載表現の相違</p>
<p>別紙3</p> <p>構内の除雪ルート（青線）</p> <p>※平成28年度時点の除雪体制及びルート（アクセスルートの整備に応じて除雪ルートを見直していく。）</p>	<p>別紙3</p> <p>構内の除雪ルート（青線）</p> <p>【抽論】記載表現の相違</p>	<p>別紙3</p> <p>構内の除雪ルート（青線）</p> <p>【抽論】記載表現の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉

女川原子力発電所 2号炉

図 3-2(1) 重機による除雪作業



図 3-2(2) 重機による除雪作業



図 3-2(3) 重機による除雪作業



図 3-3 重機の凍結路面の滑り防止対策



第4図 重機による除雪作業

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

【拍論】記載表現の相違  
・除雪作業風景の写真的な相違

泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

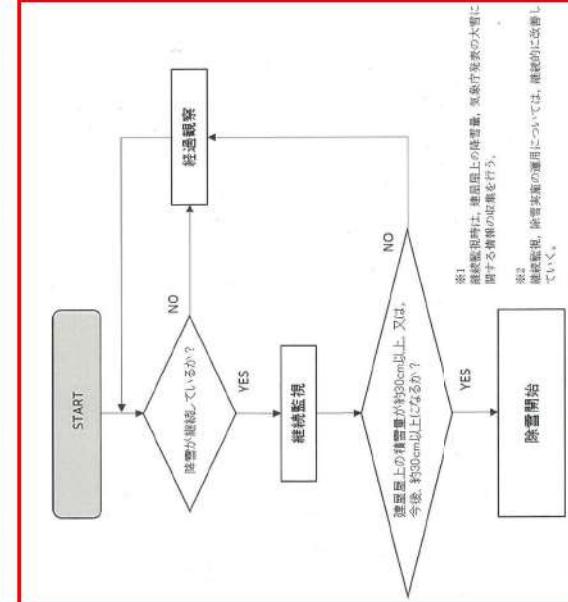
### 泊発電所 3号炉

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉
-------------	--------------

別紙4

### 原子炉建屋等の屋上の除雪運用について

評価対象の建屋は、設計基準積雪量の荷重に対して健全であること  
を確認しているが、積雪に対する頑健性を高めるため、建屋屋上の積  
雪量の監視及び気象情報（降雪予報）の収集を行い、除雪を実施する。

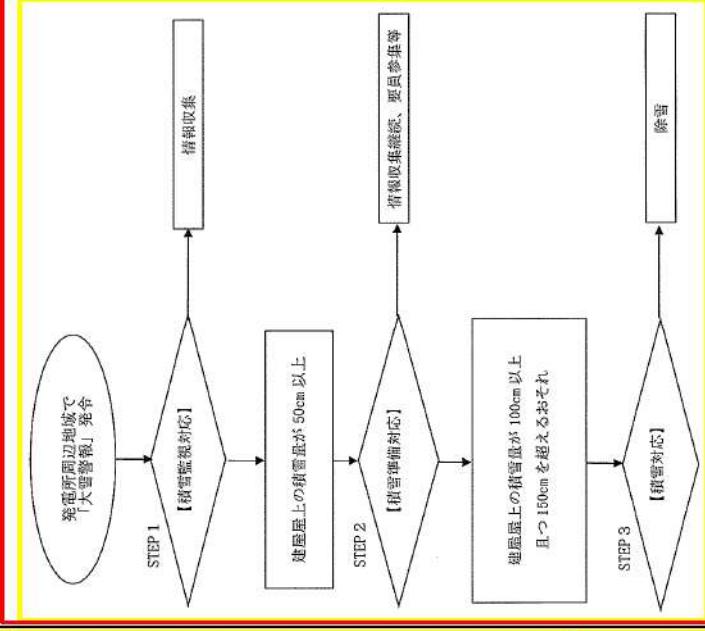


泊発電所 3号炉	大飯発電所 3号炉
----------	-----------

別紙4

### 原子炉建屋等の屋上の除雪運用について

評価対象の建屋は、設計基準積雪量の荷重に対して健全であること  
を確認しているが、積雪に対する頑健性を高めるため、建屋屋上の積  
雪量の監視及び気象情報（降雪予報）の収集を行い、除雪を実施する。



第5図 原子炉建屋等屋上積雪量の管理作業フロー

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	DB基準適合性	比較表
女川原子力発電所 2号炉 落雷影響評価について	補足資料 14 落雷影響評価について	泊発電所 3号炉 落雷影響評価について
<p>1. 基本方針</p> <p>予想される最も苛酷と考えられる条件を設計基準として設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、落雷による雷擊電流に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 基準雷擊電流値の設定</p> <p>基準雷擊電流値の設定は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>(1) 規格・基準類</p> <p>原子力発電所における耐雷設計の規格・基準には電気技術指針 JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」<sup>(1)</sup>があり、以下のように規定している。</p> <p>a. JEAG4608では、電力設備の避雷設備の設計について、電力中央研究所報告T40「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」<sup>(2)</sup>を参考している。</p> <p>同ガイドでは、275kV発電所における送電線並びに電力設備に対し、100kAを想定雷擊電流として推奨している。</p> <p>b. JEAG4608では、建築物等の避雷設備（避雷針）を参照している。JIS A 4201:2003「建築物等の雷保護」や日本産業規格JIS A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」を参照している。JIS A 4201:2003では、雷保護システムについて、設備を保護する効率に応じ設定するグレード分けである保護レベルごとに規定している。保護レベルは、I、II、III、IVの4段階に設定され、保護レベルIは最も小さい雷擊電流をもつ雷まで捕捉できる。</p> <p>保護レベルの設定にあたって、JEAG4608では原子力発電所の危険物施設に対する保護レベルをIEC/TR 61662「Assessment of the risk of damage due to lightning」<sup>(3)</sup>に基づく選定手法により保護レベルIVと評価している。</p> <p>一方、女川原子力発電所 2号炉の危険物施設は、消防庁通知<sup>(4)</sup>に基づき保護レベルを決定するが、女川原子力発電所 2号炉の屋外危険物施設である 2号炉燃料油貯槽タンクは地下設置であり、危険物の規制に関する政令<sup>(5)</sup>により、地下タンク貯蔵所として扱われることから、避雷設備の設置要求がないため、消防通知に基づく保護レベルの設定対象外となる。</p> <p>日本産業規格JIS-Z 9290-4「建築物内の電気及び電子システム」<sup>(6)</sup>において、建築物の保護レベルに応じた最大雷擊電流値が定められており、保護レベルIVの場合の最大雷擊電流値は100kAと規定されている。</p> <p>よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG等の規格・基準類による100kAとする。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>予想される最も過酷と考えられる条件を設計基準として設定の上、安全施設のうち外部事象防護対象施設は、落雷による雷擊電流に対して維持され、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 基準雷擊電流値の設定</p> <p>基準雷擊電流値の設定は、以下の(1)及び(2)を参照し設定する。</p> <p>(1) 規格・基準類</p> <p>原子力発電所における耐雷設計の規格・基準には電気技術指針 JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」<sup>(1)</sup>があり、以下のように規定している。</p> <p>a. JEAG4608では、電力設備の避雷設備の設計について、電力中央研究所報告T40「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」<sup>(2)</sup>を参考している。</p> <p>同ガイドでは、275kV発電所における送電線並びに電力設備に対し、100kAを想定雷擊電流として推奨している。</p> <p>b. JEAG4608では、建築物等の避雷設備（避雷針）を参照している。JIS A 4201:2003「建築物等の雷保護」や日本産業規格JIS A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」を参照している。JIS A 4201:2003では、雷保護システムについて、設備を保護する効率に応じ設定するグレード分けである保護レベルごとに規定している。保護レベルは、I、II、III、IVの4段階に設定され、保護レベルIは最も小さい雷擊電流をもつ雷まで捕捉できる。</p> <p>保護レベルの設定にあたって、JEAG4608では原子力発電所の危険物施設に対する保護レベルをIEC/TR 61662「Assessment of the risk of damage due to lightning」<sup>(3)</sup>に基づく選定手法により保護レベルIVと評価している。</p> <p>一方、泊発電所 3号炉の危険物施設は、消防庁通知<sup>(4)</sup>に基づき保護レベルを決定するが、泊発電所 3号炉の屋外危険物施設である 3号炉燃料油貯槽タンクは地下設置であり、危険物の規制に関する政令<sup>(5)</sup>により、地下タンク貯蔵所として扱われることから、避雷設備の設置要求がないため、消防通知に基づく保護レベルの設定対象外となる。</p> <p>日本産業規格JIS-Z 9290-4「建築物内の電気及び電子システム」<sup>(6)</sup>において、建築物の保護レベルに応じた最大雷擊電流値が定められており、保護レベルIVの場合の最大雷擊電流値は100kAと規定されている。</p> <p>よって、落雷の設計基準電流値は、JEAG等の規格・基準類による100kAとする。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・プラント名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
<p>(2) 観測記録</p> <p>雷撃電流の観測記録として、発生した雷放電の発生時刻・位置を標準化し、雷撃電流の大きさを推定できる落雷位置標準定シスルム (LLS*)により観測された落雷データから、発電所を中心とした標的面積 <math>4\text{km}^2</math> の範囲の落雷密度は <math>0.1 \text{ 回}/\text{年} \cdot \text{km}^2</math> であり、当社管内（東北 6 県及び新潟県）の落雷密度 <math>0.45 \text{ 回}/\text{年} \cdot \text{km}^2</math> と比較しても少ないことから、女川原子力発電所は落雷の影響を受けにくい地域特性となっている。</p> <p>また、1994年4月～2011年3月(17年間)の間に、女川発電所構内地盤面積を包絡する標的面積 <math>4\text{km}^2</math> 面の範囲において LLS により観測された、最大雷撃電流値は <math>31\text{kA}</math> であり、設計基準電流値 <math>100\text{kA}</math> に包絡されている。</p> <p>*LLS…落雷から放射される電波をセンサで捉え、システム内で基準している電波の波形（基準波形）との照合により落雷を判別し、データ解析により落雷の位置時刻等をリアルタイムで推定するシステム。</p> <p>(比較のため、6(自然)-別1-添付1-96ページより再掲)</p> <p>c. 落雷密度推定</p> <p>設備のある範囲から <math>500\text{m}</math> 外側までの範囲までの落雷密度は、次の通り推定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲：北緯 <math>38.390\sim38.408</math> [度]、東経 <math>141.488\sim141.513</math> [度]</li> <li>・落雷数：6[回/17年]</li> <li>・面積：<math>1.9[\text{km}] \times 2.1[\text{km}] = 4.0 [\text{km}^2]</math></li> </ul> <p>※2 泊発電所構内地盤面積を包絡する標的面積は以下のとおり算出した。      ・範囲：北緯 <math>43.030\sim43.044</math> [度]、東経 <math>140.502\sim140.524</math> [度]      ・面積：<math>1.66[\text{km}] \times 1.77[\text{km}] = 3.0 [\text{km}^2]</math></p> <p>(2) 観測記録</p> <p>雷撃電流の観測記録として、発生した雷放電の発生時刻・位置を標準化し、雷撃電流の大きさを推定できる落雷位置標準定シスルム (LLS*)により観測された落雷データから、発電所を中心とした標的面積 <math>3\text{km}^2</math> の範囲の落雷密度は <math>1.1 \text{ 回}/\text{年} \cdot \text{km}^2</math> であり、当社管内（北海道）の落雷密度は超える落雷に対して頻度が高くなっているものの、過密度による評価は実施しない。</p> <p>【女川】記載表現の相違      ・観測期間、プラント名      ・立地の相違による標的面積及び最大雷撃電流値</p> <p>【女川】記載箇所の相違      ・女川は別紙1「女川原子力発電所への落雷密度」にて標的面積を算出している</p> <p>第1図 泊発電所の標的面積</p> <p>枠開込みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉 泊発電所 3号炉
<p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>外部事象防護対象施設が、設計基準の雷擊電流値（100kA の雷擊電流）によって安全機能を損なうことがない設計であることを確認するために、第1図に示すフローに沿って評価・確認を実施した。</p> <p>(1) 建屋及び内包される外部事象防護対象施設</p> <p>原子炉建屋などの建築基準法に定められる高さ 20m を超える建築物等には避雷設備を設けている。また、避雷設備の接地極を構内接地網と連接し接地抵抗を下げる等の対策を実施していることから影響を受けにくい設計としている。さらに、安全保護回路は雷サージ抑制対策がなされており、外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、電磁的障害として、サージ・ノイズ及び電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすそれがある。</p> <p>このため、計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、銅製管体及び金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としている。</p> <p>(2) 屋外の外部事象防護対象施設</p> <p>屋外の外部事象防護対象施設は、地下ピット構造としていることから影響を受けにくい設計、又は避雷設備保護範囲内であることから影響を受けにくい設計としている。</p> <p>上記以外の安全施設については、落雷に対して機能維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又是それらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3. 外部事象防護対象施設の健全性評価</p> <p>外部事象防護対象施設が、設計基準の雷擊電流値（100kA の雷擊電流）によって安全機能を損なうことがない設計であることを確認するために、第1図に示すフローに沿って評価・確認を実施した。</p> <p>(1) 建屋及び内包される外部事象防護対象施設</p> <p>原子炉建屋等の建築基準法に定められる高さ 20m を超える建築物等には避雷設備を設けている。また、避雷設備の接地極を構内接地網と連接し接地抵抗を下げる等の対策を実施していることから影響を受けにくい設計としている。さらに、安全保護回路は雷サージ抑制対策がなされており、外部事象防護対象施設の安全機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また、電磁的障害として、サージ・ノイズ及び電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすそれがある。</p> <p>このため、計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、銅製管体及び金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としている。</p> <p>(2) 屋外の外部事象防護対象施設</p> <p>屋外の外部事象防護対象施設は、地下ピット構造としていることから影響を受けにくい設計、又は避雷設備保護範囲内であることから影響を受けにくい設計としている。</p> <p>上記以外の安全施設については、落雷に対して機能維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又是それらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p>	相違理由

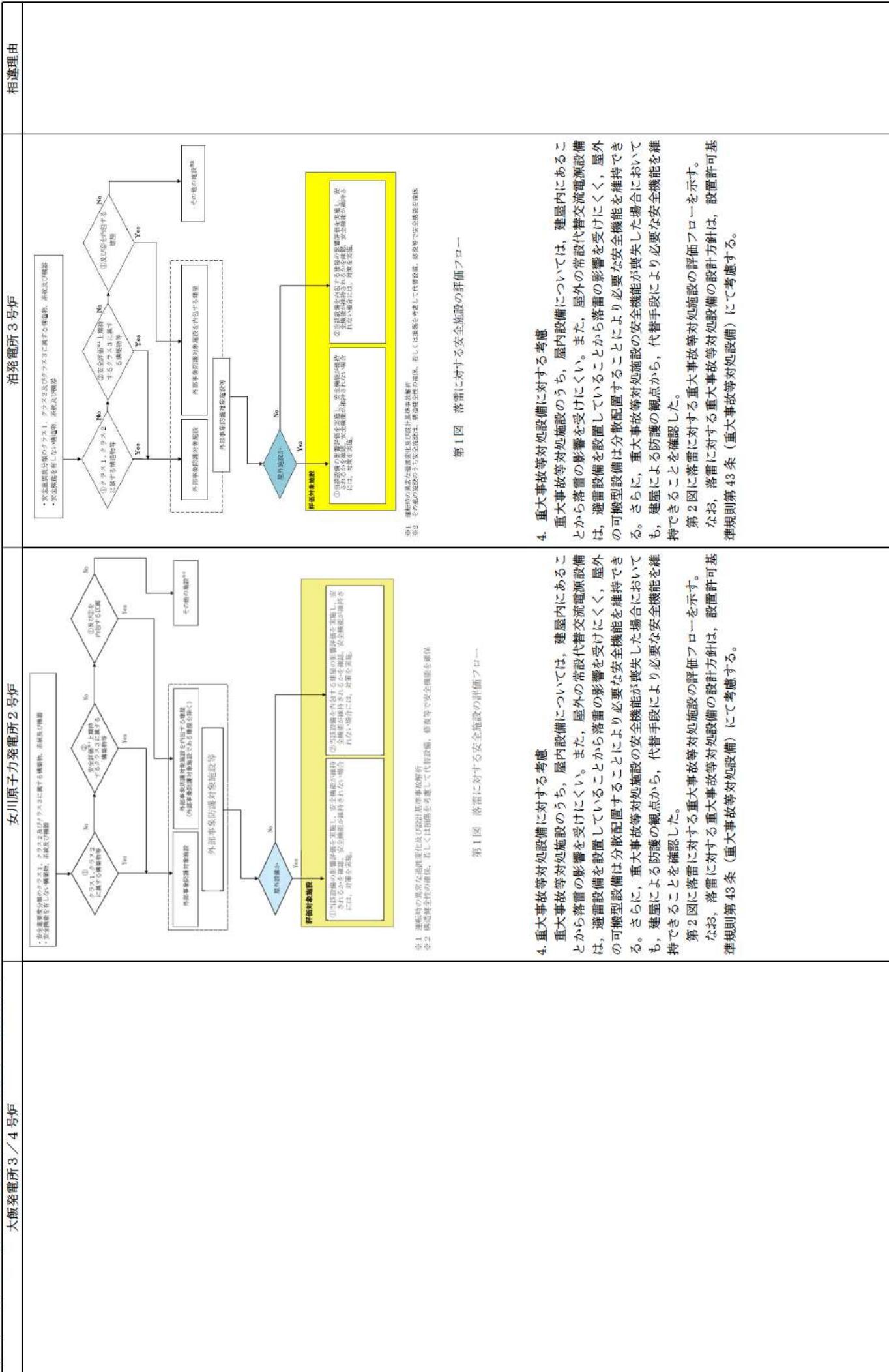
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

(記載方針の相違) (字質的な相違)

## 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

様子：記載表完、最備右杯の相達（美眞的は相達）



重十事故集解卷之二十一

2. 重大事故等対処施設のうち、屋内設備については、建屋内にあることから落雷の影響を受ける。また、屋外の常設代用電源設備は避雷設備を設置していることから落雷の影響を受けにくく、屋外の可搬型設備は分散配置することにより必要な安全機能を維持できる。さらに、重大事故等対処施設の安全機能が喪失した場合においても、建屋による防護の観点から、代替手段により必要な安全機能を維持できることを確認した。

第2回に落雷に対する重大事故等対処施設の評価フローを示す。なお、落雷に対する重大事故等対処設備の設計方針は、設置許可申請書(電気通信事業者登録申請書)の「技術仕様書」に記載される。

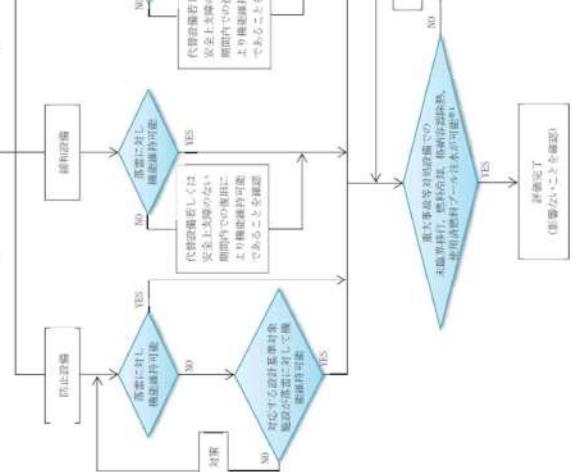
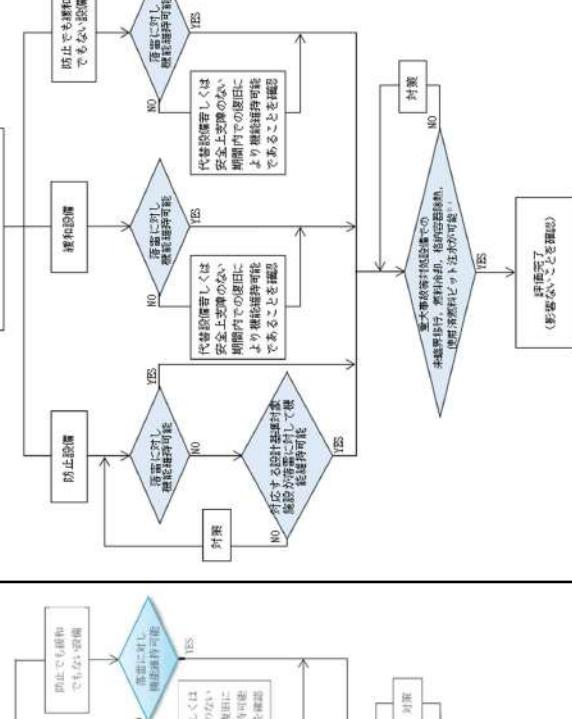
第2回に落雷に対する重大事故等対応施設の評価  
第2回、落雷に対する重大事故等対応施設の設計方針  
なお、落雷に対する重大事故等対応施設の設計方針

準規則第43条（重大事故等対処設備）に（考慮）Q。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違）

泊発電所3号炉	DB基準適合性 比較表	相違理由
女川原子力発電所2号炉		
大飯発電所3／4号炉		<p>※1：基準による荷重により重大事故等が想定されることが確認されない場合、安全上問題のない範囲でその原因により機器損傷等が想定されることが確認される。  ※2：火災、安全上問題ない範囲での原因により機器損傷等が想定されることが確認される。</p>
泊発電所3号炉		<p>※1：基準による荷重により重大事故等が想定されることが確認されない場合、安全上問題ない範囲での原因により機器損傷等が想定されることが確認される。</p>

### 5. 参考文献

- (1) 電気技術指針 JEAG4608(2007)：「原子力発電所の耐雷指針」
- (2) 電力中央研究所報告 T40 「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」(1996)
- (3) IEC/TR 61662(1995) : 「Assessment of the risk of damage due to lightning」
- (4) 消防庁通知(2005)：「平成17年1月14日消防危第14号危険物の規則に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」
- (5) 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)
- (6) JIS-Z 9290-4(2009)雷保護第4部：「建築物内の電気及び電子システム」

### 第2図 塗雷による重大事故等対処設備への影響評価フロー

※1：基準による荷重により重大事故等が想定されることが確認されない場合、安全上問題ない範囲での原因により機器損傷等が想定されることが確認される。

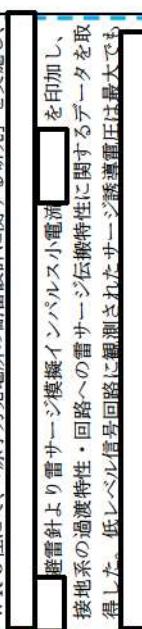
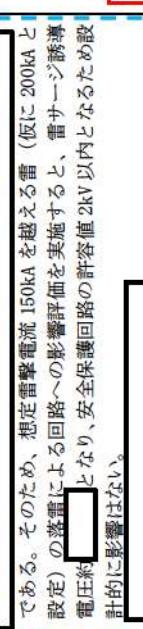
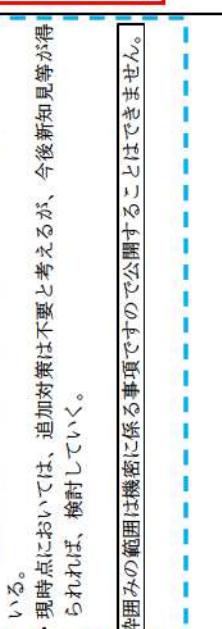
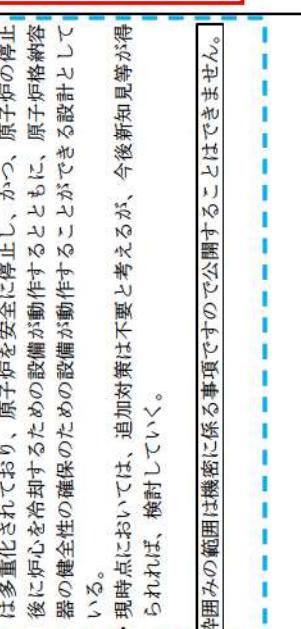
※2：火災、安全上問題ない範囲での原因により機器損傷等が想定されることが確認される。

### 5. 参考文献

- (1) 電気技術指針 JEAG4608(2007)：「原子力発電所の耐雷指針」
- (2) 電力中央研究所報告 T40 「発変電所及び地中送電線の耐雷設計ガイド」(1996)
- (3) IEC/TR 61662(1995) : 「Assessment of the risk of damage due to lightning」
- (4) 消防庁通知(2005)：「平成17年1月14日消防危第14号危険物の規則に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」
- (5) 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)
- (6) JIS-Z 9290-4(2009)雷保護第4部：「建築物内の電気及び電子システム」

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

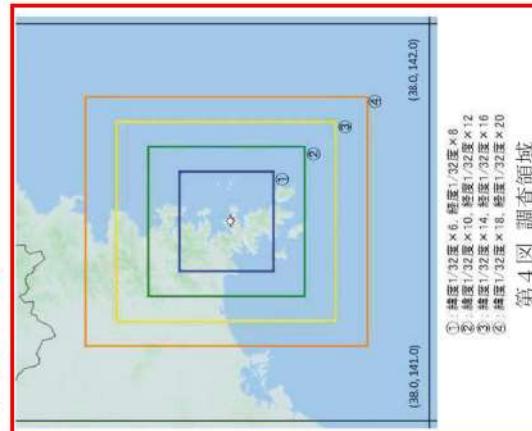
<p>大飯発電所 3／4 号炉</p> <p>〔「3. 原子炉安全保護計装盤の主な电磁波等、外部からの外乱(サージ)・ノイズ対策について」より再掲〕          (参考1) 六ヶ所落雷事象に対する関西電力の状況について</p> <p>1. 当社における耐雷設計          (雷害防止対策)          ・雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ 20m を超える原子炉格納施設等へ日本工業規格 (JIS) に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。          (機器保護対策)          ・安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としていることから、安全施設の安全機能を損なうことの無い設計としている。          ・原子力発電所における雷サージの侵入経路としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG 4.6.0.8-2007 に基づき、これらからの侵入を抑制するために、避雷器の設置やシールドケーブルを採用する設計としている。          ・また、原子炉安全保護計装盤は、JEC-C-0103-2005 に基づいて耐力を確認し、JIS C 61000-4-4-2007 の設計を踏まえ、ラインフィルタや金属シールドケーブルを設置する設計としている。          ・プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去 PWRR 5 社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、   膜擬インヒルス小電流  を印加し、   接地系の過渡特性・回路への雷サージ誘導特性に関するデータを得た。          である。そのため、想定雷擊電流 150kA を越える雷(仮に 200kA と設定)の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約  となり、安全保護系の許容値 2kV 以内となるため設計的に影響はない。  </p> <p>1. 構内落雷観測結果の概要          年間落雷発生頻度については、当社の落雷位置標準システム (LLS) による観測結果(過去 1994 年 4 月～2011 年 3 月の 17 年間)をもとに算出する。</p> <p>(1) 発電所敷地内に標準された落雷の調査          抽出された落雷を発電所付近の地形図に重ねて第 3 図に示す。設備のある範囲の落雷は 2 回抽出された。さらに、標準誤差を考慮して調査領域を設備のある範囲から 500m 外側まで拡げると 4 回追加され、合計 6 回が抽出された。抽出された落雷の標準データと分布の特徴は以下の通り。</p> <p>a. 設備のある範囲の落雷：2 回          ①2000 年 5 月 8 日北緯 38.402[度]、東経 141.500[度]          ②2000 年 9 月 10 日北緯 38.398[度]、東経 141.499[度]</p> <p>b. 調査領域を設備のある範囲から 500m 外側まで拡げた時に追加される落雷：4 回          ①1994 年 9 月 22 日北緯 38.400[度]、東経 141.490[度]          ③2000 年 5 月 24 日北緯 38.393[度]、東経 141.496[度]          ④2005 年 11 月 23 日北緯 38.407[度]、東経 141.501[度]          ⑤2008 年 9 月 14 日北緯 38.393[度]、東経 141.495[度]</p> <p>c. 落雷密度推定          設備のある範囲から 500m 外側までの範囲の落雷密度は、次の通り推定される。          ・範囲：北緯 38.390～38.408[度]、東経 141.488～141.513[度]          ・落雷数：6[回/17 年]          ・面積：<math>1.9[\text{km}] \times 2.1[\text{km}] = 4.0[\text{km}^2]</math>          ・落雷密度：<math>6/4.0 = 1.5[\text{回}/17 \text{年} \cdot \text{km}^2] = 0.088[\text{回}/\text{年} \cdot \text{km}^2]</math>          →0.09[回/年・km<sup>2</sup>]</p>	<p>女川原子力発電所 3 号炉</p> <p>別紙 1          泊発電所の耐雷設計について</p> <p>1. 当社における耐雷設計          (雷害防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ 20m を超える原子炉建屋等へ日本産業規格 (JIS) に準拠した避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接することにより、接地抵抗の低減や雷撃による評価は実施しない。したがって泊は大飯と同じ記載である。</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違      【女川】設計方針の相違      ・泊は PWR5 社にて耐雷設計に関する研究を実施しており、設計基準電流値を超える落雷に対して、建築基準法に基づく影響がないことを評価しているため、女川の落雷密度による評価は実施しない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違      【女川】記載表現の相違      ・設備名稱の相違      ・設計時点における規格番号・年版の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違      【女川】記載表現の相違      ・機器保護対策      ・安全保護回路への雷サージ抑制を図る回路設計としては、「送電鉄塔・架空地線への落雷」、「所内電源系統、発電所避雷針への落雷」、「排気筒、建屋避雷針への落雷」がある。JEAG 4.6.0.8-2007 に基づき、これから侵入を抑制するために、避雷器の設置やシールドケーブルを採用する設計としている。</p> <p>・また、安全保護回路のデジタル計算機が収納された盤は、JEC-C-210-1.981<sup>※</sup> に基づいて耐力を確認し、JIS C 1000-0-4-4-1.999<sup>※</sup> の設計を踏まえて、ラインフィルタや金属シールドケーブルを設置する設計としている。</p> <p>・プラントトリップ機能等を有する安全保護回路については、過去 PWRR 5 社にて、「原子力発電所の耐雷設計に関する研究」を実施し、        膜擬インヒルス小電流  を印加し、   接地系の過渡特性・回路への雷サージ誘導特性に関するデータを得た。低レベル信号回路に観測されたサーボジング導電圧は最大でも  である。そのため、想定雷擊電流 150kA を越える雷(仮に 200kA と設定)の落雷による回路への影響評価を実施すると、雷サージ誘導電圧約  となり、安全保護系の許容値 2kV 以内となるため設計的に影響はない。  </p> <p>・万一、落雷により、安全上重要な設備が故障した場合にも、計器類は多重化されており、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作することとともに、原子炉格納容器の健全性の確保のための設備が動作することができる設計としている。</p> <p>・現時点においては、追加対策は不要と考えるが、今後新知見等が得られれば、検討していく。</p> <p>【大飯】記載表現の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
---	--

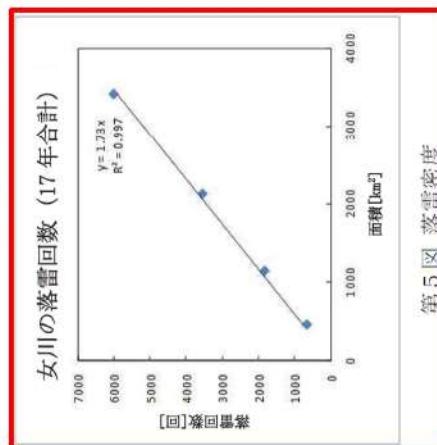
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉 泊発電所 3号炉	<p><b>黄枠：設備のある範囲</b></p> <p>黒線：敷地境界</p> <p>緑枠：設備のある範囲から 500m 外側までの範囲</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>(2) 発電所周辺の落雷密度の統計的調査</p> <p>a. 落雷数をカウントする領域の設定</p> <p>発電所をほぼ中心とする面積の異なる 4 つの矩形領域を、次に示す①～④の緯度 1/32 度単位で設定し、それらの領域内の 17 年間の落雷回数をカウントした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緯度 1/32 度 × 6, 経度 1/32 度 × 8</li> <li>② 緯度 1/32 度 × 10, 経度 1/32 度 × 12</li> <li>③ 緯度 1/32 度 × 14, 経度 1/32 度 × 16</li> <li>④ 緯度 1/32 度 × 18, 経度 1/32 度 × 20</li> </ul> <p>調査領域を第 4 図に示す。</p> <p>b. 調査結果</p> <p>調査領域の面積と落雷数の関係を第 5 図に示す。第 5 図より、4 領域の落雷数が比例関係にあることから、発電所周辺の落雷密度はほぼ一様と考えられる。また、この比例係数から、落雷密度は次の通り推定される。</p> <p>落雷回数 / (期間・面積) = 1.73 [回 / 17 年・km<sup>2</sup>] = 0.10 [回 / 年・km<sup>2</sup>]  <math>\rightarrow 0.1</math> [回 / 年・km<sup>2</sup>]</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</p> <p>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</p> <p>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>
-------------------------	--------------------------	---	---





第5図 落雷密度

(3) 女川原子力発電所の落雷密度

- ①発電所敷地内の落雷数に基づく落雷密度：0.09 [回/年・km²]
- ②発電所周辺の落雷を考慮した落雷密度：0.1 [回/年・km²]
- ③上記①と②による落雷密度推定値はほぼ一致することから、発電所の落雷密度特性は周辺と同等となるため、発電所の落雷密度の推定値を0.1 [回/年・km²]とした。

2. 当社管内の落雷密度  
 当社管内（東北6県及び新潟県）の年間落雷発生頻度については、当社のLLSによる観測結果（過去1994年4月～2011年3月の17年間）をもとに算出する。

(1) 統計条件

- 推定に用いたデータ：当社のLLSにより標定された落雷データ
- 信頼度の高いデータ：3局以上のセンサで標定されたflashデータ
- 期間：1994年4月～2011年3月（17年間）
- 電流値：雷放電の混入を避けるため、小電流（-5kA～+10kA）の落雷を除外
- 調査地域：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県及び当社管内合計

(2) 当社管内の落雷密度

a. 青森県	落雷数	面積	落雷密度
範囲 (1/16度メッシュ数)	38,648	265	[回/17年]
面積		10,070	[km²]
落雷密度		3.8	[回/17年・km²]
		0.23	[回/年・km²]

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉

女川原子力発電所 2号炉

b. 岩手県  
泊発電所 3号炉

落雷数	67,525	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	412	第6図中②
面積	15,656	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	4.3	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

c. 秋田県

落雷数	92,401	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	319	第6図中③
面積	12,122	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	7.6	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

d. 宮城県

落雷数	36,697	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	190	第6図中④
面積	7,220	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	5.1	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

e. 山形県

落雷数	85,495	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	247	第6図中⑤
面積	9,386	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	9.1	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

f. 福島県

落雷数	183,064	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	361	第6図中⑥
面積	13,718	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	13	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

g. 新潟県

落雷数	118,574	〔回/17年〕
範囲(1/16度メッシュ数)	326	第6図中⑦
面積	12,388	[km <sup>2</sup> ]
落雷密度	9.6	〔回/17年・km <sup>2</sup> 〕

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

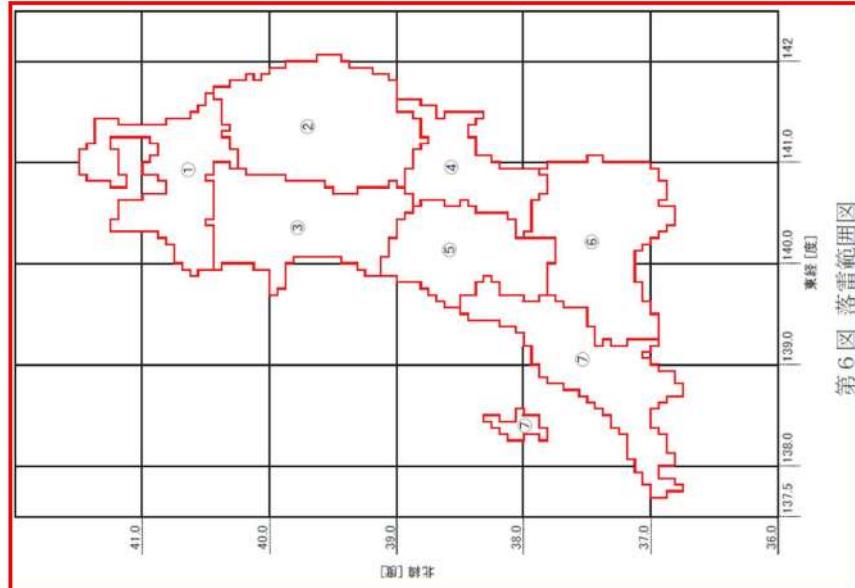
### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉

女川原子力発電所 2号炉

大飯発電所 3／4号炉

h. 当社管内合計	
落雷数	622,404 [回/17年]
範囲(1/16度メッシュ数)	2,120 第6図中①～⑦
面積	80,560 [km <sup>2</sup> ]
落雷密度	7.7 [回/17年・km <sup>2</sup> ]
	0.45 [回/年・km <sup>2</sup> ]



第6図 落雷範囲図

- 女川原子力発電所と当社管内の落雷密度比較  
女川原子力発電所の落雷密度は0.1[回/年・km<sup>2</sup>]であり、当社管内の落雷密度0.45[回/年・km<sup>2</sup>]と比較すると少ない。これは女川原子力発電所が太平洋側にあり、日本海側のように落雷密度は高くないためである。  
したがって、女川原子力発電所は落雷の影響を受けにくいためである。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉	大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	別紙2	別紙2	別紙2	別紙2
<p>1.はじめに</p> <p>日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設において、平成27年8月に発生した落雷に起因すると考えられる設備故障に関連し、<b>女川原子力発電所 2号炉</b>における耐雷設計について述べる。</p> <p>なお、事象の内容については「再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障について」（平成27年12月7日、日本原燃株式会社）による。</p> <p>2.事象</p> <p>六ヶ所再処理施設において、「高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿の漏えい液受皿液位計」（安全上重要な機器）のB系の異常を示す警報の発報及びA系の指示値が表示されない等の事象が発生した。調査の結果、安全上重要な機器について17機器の故障が見られた。これらの機器の故障は、要因分析の結果、落雷によるものである可能性が高いとしている。</p> <p>3.再処理施設における推定原因及び対策</p> <p>本事象の推定原因としては、主排気筒への落雷による雷擊電流が、構内接地綱に伝搬する過程で、信号ケーブルに電圧を誘起し、この誘導電圧により計器を損傷させた。また、地表面近くにトレンチ等の構造物が埋設されている再処理施設特有の構造が影響したと推定している。</p> <p>対策として、建屋間を跨るケーブルへの雷サーバージによる影響を防止することを目的に保安器を設置している。</p> <p>4.女川原子力発電所における耐雷設計</p> <p>安全保護回路のケーブルに、建屋（原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋）間を跨るケーブルものがあるものの、各建屋は距離的に近接しており、六ヶ所再処理施設のように広範な敷地に点在した建屋間をトレンチ内ケーブルで結ぶ構造接続していることから、トレンチ内ケーブルの安全保護回路の損傷による影響は無い。</p> <p>また、軽油タンク・燃料移送系など安全上重要な屋外回路については、保安器を設置する対策を取っている。</p>	<p>1.はじめに</p> <p>日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設において、平成27年8月に発生した落雷に起因すると考えられる設備故障について述べる。</p> <p>なお、事象の内容については「再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障について」（平成27年12月7日、日本原燃株式会社）による。</p> <p>2.事象</p> <p>六ヶ所再処理施設において、「高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿の漏えい液受皿液位計」（安全上重要な機器）のB系の異常を示す警報の発報及びA系の指示値が表示されない等の事象が発生した。調査の結果、安全上重要な機器について17機器の故障が見られた。これらの機器の故障は、要因分析の結果、落雷によるものである可能性が高いとしている。</p> <p>3.再処理施設における推定原因及び対策</p> <p>本事象の推定原因としては、主排気筒への落雷による雷擊電流が、構内接地綱に伝搬する過程で、信号ケーブルに電圧を誘起し、この誘導電圧により計器を損傷させた。また、地表面近くにトレンチ等の構造物が埋設されている再処理施設特有の構造が影響したと推定している。</p> <p>対策として、建屋間を跨るケーブルへの雷サーバージによる影響を防止することを目的に保安器を設置している。</p> <p>4.泊発電所における耐雷設計</p> <p>安全保護回路のケーブルに、建屋（原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋）間を跨るケーブルものがあるものの、各建屋は距離的に近接しており、六ヶ所再処理施設のように広範な敷地に点在した建屋間をトレンチ内ケーブルで結ぶ構造接続していることから、トレンチ内ケーブルの安全保護回路の損傷による影響は無い。</p> <p>また、軽油タンク・燃料移送系など安全上重要な屋外回路については、保安器を設置する対策を取っている。</p>	<p>【女川】 設計方針の相違</p> <p>泊はPWR5社にて耐雷設計に関する研究を実施しており、落雷による影響が許容値以下であることから保安器を設置していない。</p>					

泊発電所 3号炉 大飯発電所 3／4号炉	1.2. 地滑りの影響評価について	島根原子力発電所 2号炉	添付資料 12 地滑り・土石流影響評価について	泊発電所 3号炉 添付資料 3号炉
			<p>1. 地滑りの影響評価フローについて</p> <p>地滑りの影響評価フローを図-1に示す。</p> <p>地滑り調査では、文献調査により島根原子力発電所周辺に位置する地滑り地形の有無を把握するとともに、敷地内について網羅的に地滑りの有無を把握するとともに、敷地内において地滑り地形判読を行い、地滑りを示唆する地形的特徴の有無を確認した。文献調査及び地滑り地形判読によつて確認された地滑り地形を対象に、地形、地質及び湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。</p> <p>地すべり地形分布図（独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）発行）及び土砂災害危険箇所図（国土交通省国土政策局発行）の記載に基づくと、大飯発電所構内の設備に影響を及ぼす可能性がある地滑り箇所は下図の 8 箇所である。ここでは、「地滑り」は「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、「地すべり」を包含したものとして定義する。</p> <p>防災科研の地すべり地形分布図は、空中写真から地すべり変動によって形成された地形的痕跡を判読し、過去に地すべり変動を起こした場所やその規模、変動状況を示している。また、国土交通省発行の土砂災害危険箇所図は、谷地形をしている、過去に土石流が発生した又は発生おそれのある溪流を把握し、地形と土砂の堆積状況及び過去の土石流の氾濫を基に、想定される最大規模の土石流が氾濫するおそれがある区域を示したものである。</p>	<p>【女川】考慮事象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊を考慮するため補足資料を作成する</li> <li>本補足資料 15 については、同様に地滑り及び土石流を考慮する大飯 3、4 号炉及び島根 2 号炉との比較を行う。</li> </ul> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊も考慮する</li> </ul> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根審査実績の反映</li> </ul> <p>【島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント名の相違</li> </ul> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

島根原子力発電所 2号炉  
大飯発電所 3／4号炉

泊発電所 3号炉

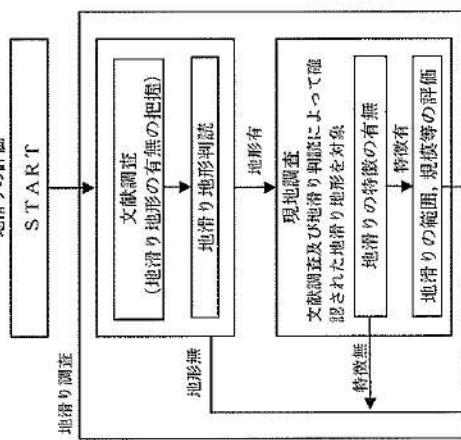


図1 大飯発電所周辺における地滑り地形の分布図

仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません

大飯発電所周辺に見られる地滑り地形からは、①、②、③、④、⑤及び⑦の箇所において土石流危険区域、⑥及び⑧の箇所において防災科研による地すべり地形が想定されている。

土石流：山腹や川底の土砂が長雨や集中豪雨などによって、土砂と水が一体となって一気に下流へと押し流される現象  
地すべり：地下水などの影響により斜面の一部が動き出す現象

これらの中、土石流危険区域については、現地踏査を実施し溪床付近に土石流の発生源となる堆積土砂が確認されたため、図1に示された土石流危険区域にある構造物に影響を与える可能性があることを前提に、評価を実施する。また、地すべり地形についても、地すべりが発生した場合を想定し、図1に示された地すべり地形のすべり範囲にある構造物に影響を与える可能性があることを前提に、評価を実施する。

全国の地滑り地形分布状況を調査した文献として、独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成17年、清水ほか、「震巣」（2005a）（1）「境港」（2005b）（2））がある。この地すべり地形分布図では、島根原子力発電所周辺に位置する地滑り地形が示されている（以下、「防災科研調査結果」）。

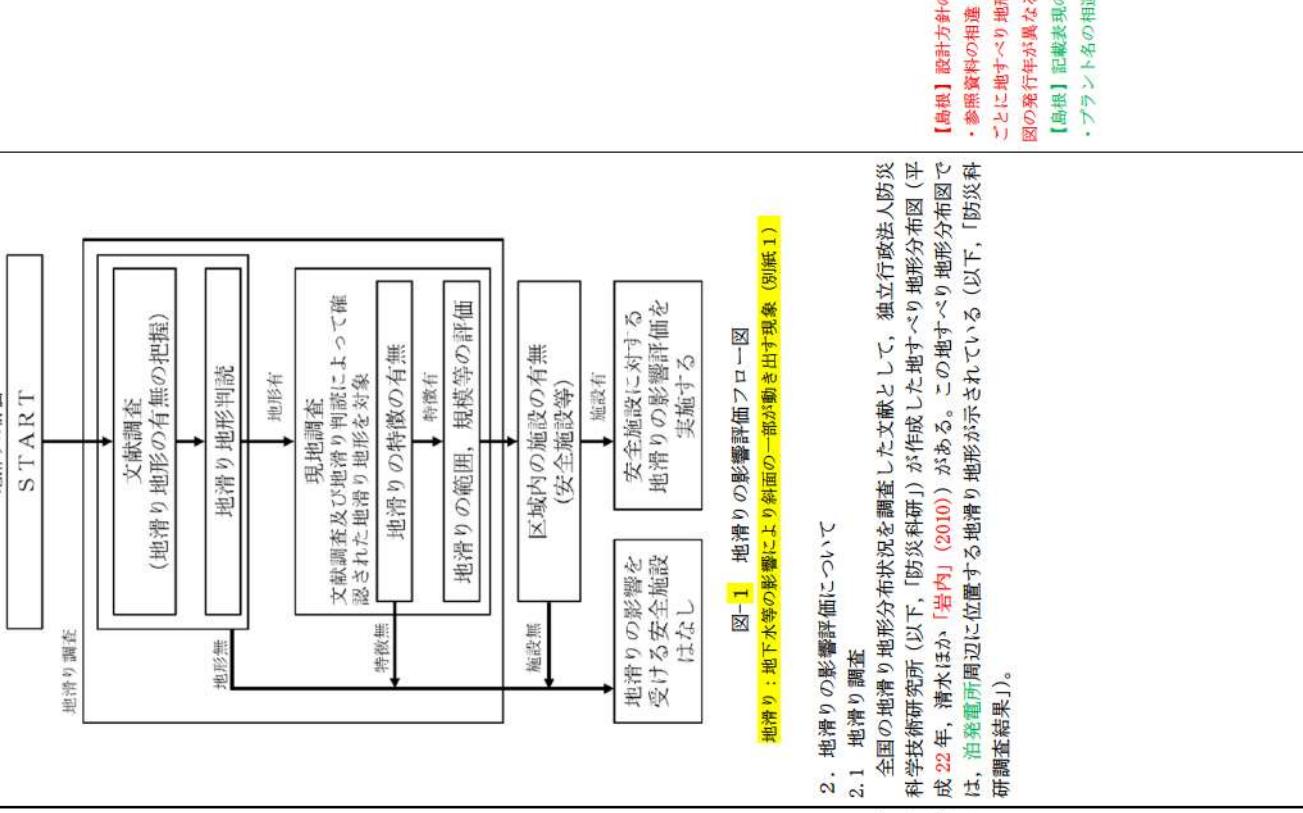


図1 地滑りの影響評価フロー図  
地滑り：地下水等の影響により斜面の一部が動き出す現象（別紙1）

図1 地滑りの影響評価フロー図  
地滑り：地下水等の影響により斜面の一部が動き出す現象（別紙1）

### 2. 地滑りの影響評価について

#### 2.1 地滑り調査

全国の地滑り地形分布状況を調査した文献として、独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成22年、清水ほか、「岩内」（2010））がある。この地すべり地形分布図では、泊発電所周辺に位置する地滑り地形が示されている（以下、「防災科研調査結果」）。

【島根】設計方針の相違

・プラント名の相違

泊発電所 3号炉

島根原子力発電所 2号炉

地滑り調査として、机上調査及び現地調査による詳細検討を実施した。机上調査では、詳細な旧地形図を含む多様な参考資料に加え、防災科研調査に用いた資料を参考に地形判読を行い、地滑りを示唆する地形的特徴の有無を確認した。また、確認された地滑り地形を対象に現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑り地形の範囲、規模等を評価した。地滑り調査と防災科研調査の内容の比較を表-1に示す。

地滑り調査により抽出された地滑り地形は、防災科研調査結果の数地北西方の地滑り地形、地滑り地形⑤及び⑥の地滑り地形の3箇所である。

ただし、地滑り地形のうち、敷地北西方の地滑り地形は、敷地外に位置し、その変状が直接受けに影響を及ぼさないと考えられるが、流出砂が敷地へ及ぼす影響について別途評価する。抽出された地滑り地形について、防災科研調査の地滑り地形と合わせて図-2に示す。

表-1 地滑り調査と防災科研調査の内容の比較

地滑り調査(平成25年～26年)		防災科研調査(平成17年)	
実施項目	実施内容	実施項目	実施内容
・地滑り地形判読(机上) ・現地調査(レートマップ作成、平成8年)	・地滑り地形判読(机上)	・地滑り地形判読(机上)	・地滑り地形調査(机上)
・モノクロ空中写真(1万分の1、1962年撮影、4万分の1、1973年撮影)・カラー空中写真(1万分の1、1976年撮影)	・モノクロ空中写真(4万分の1、1973年撮影)・地形図(5万分の1)	・モノクロ空中写真(4万分の1、1947年撮影) ・カラー空中写真(1万分の1、1976年撮影)	・モノクロ空中写真(4万分の1、1965年撮影) ・地形図(5万分の1)
・等高線図(2千5百万分の1)* ・地形図(5万分の1) ・アナグラフ*	※1万分の1空中写真より 作成	・等高線図(2千5百万分の1)* ・全ての地滑り地形を抽出	・幅150m以上の比較的大規模な地滑り地形のみを抽出
※1 mDEM(地形は1962年の空中写真に基づく)また2mDEM(地形の一部は1962年の空中写真に基づく)を用いて作成			
実施内容	判読方法 ・実体鏡による空中写真的判読 ・その他資料を補足的に使用	判読方法 ・実体鏡による空中写真的判読 ・全ての地滑り地形を抽出	判読方法 ・幅150m以上の比較的大規模な地滑り地形のみを抽出
対象			

下線は相違箇所

泊発電所 3号炉

泊発電所建設前の空中写真を基にした等高線図を含む多様な参考資料を参考に地形判読を行った。地滑りを示唆する地形的特徴の有無を確認した。また、確認された地滑り地形を対象に現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑り地形の範囲、規模等を評価した。地滑り調査と防災科研調査の内容の比較を表-1に示す。

地滑り調査により抽出された地滑り地形は、防災科研調査結果の数地滑り地形①～④の地滑り地形と合わせて図-2に示す。

ただし、地滑り地形のうち、敷地北西方の地滑り地形は、敷地外に位置し、その変状が直接受けに影響を及ぼさないと考えられるが、流出砂が敷地へ及ぼす影響について別途評価する。抽出された地滑り地形について、防災科研調査の地滑り地形と合わせて図-2に示す。

表-1 地滑り調査と防災科研調査の内容の比較

地滑り調査		防災科研調査	
実施項目	実施内容	実施項目	実施内容
地滑り調査	(平成21年～令和5年)	地滑り調査	(平成22年)
地滑り地形判読(机上)	現地調査(令和4年度)	地滑り地形判読(机上)	地滑り地形調査(机上)

【島根】設計方針の相違

泊は、縮尺の大きい等高線図(2千分の1)を作成していることから、地形図、アナグラフ及び3次元地形モデルを参照していない

・調査実施時期、写真、縮尺の相違

【島根】設計方針の相違

泊は、縮尺の大きい等高線図(2千分の1)を作成していることから、地形図、アナグラフ及び3次元地形モデルを参照していない

・調査実施時期、写真、縮尺の相違

【島根】設計方針の相違

泊は、縮尺の大きい等高線図(2千分の1)を作成していることから、地形図、アナグラフ及び3次元地形モデルを参照していない

・調査実施時期、写真、縮尺の相違

【島根】設計方針の相違

泊は、縮尺の大きい等高線図(2千分の1)を作成していることから、地形図、アナグラフ及び3次元地形モデルを参照していない

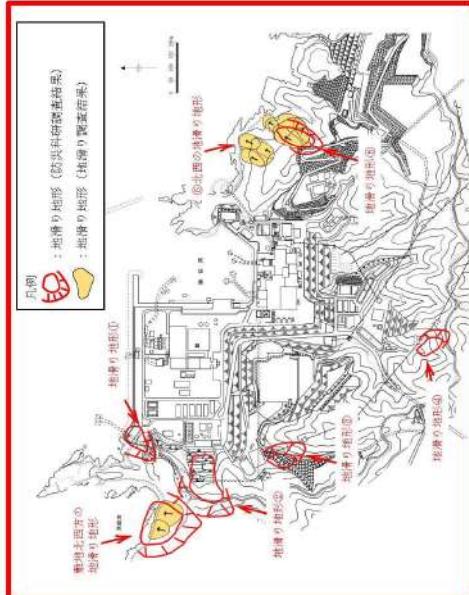
・調査実施時期、写真、縮尺の相違

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

### 大飯発電所3／4号炉

 <p>図-2 島根原子力発電所周辺の地滑り地形分布図</p>	<p>2.2 地滑り調査結果</p> <p>文献調査及び地滑り地形判読によって確認された地滑り地形を対象に、地形、地質及び湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。以下に調査結果の概要を示し、別紙2に詳細を示す。</p>
 <p>図-2 泊発電所周辺に見られる地滑り地形位置図</p>	<p>2.2 地滑り調査結果</p> <p>文献調査及び地滑り地形判読によって確認された地滑り地形を対象に、地形、地質及び湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、地滑りの特徴が認められる場合は、地滑りが発生する場合を想定し、地滑りの範囲、規模等を評価した。以下に調査結果の概要を示し、別紙2に詳細を示す。</p>

【島根】設計方針の相違  
・プラントごとの地形の相違

図-2 泊発電所 3号炉

【島根】記載表現の相違  
・プラント名の相違  
・島根の添付八に合わせ「位置図」とした。

図-2 泊発電所 3号炉

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

大飯発電所 3／4号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
<p>1. 地滑り箇所①について</p> <p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある設備はNo.1 渣水タンクがあるが、当該タンクは溢水影響を考慮し、空にして運用することとしており、溢水により安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>2. 地滑り箇所②について</p> <p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある設備はNo.1.2 純水タンクであるが、当該タンクは、空にして運用することとしており、溢水により安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>3. 地滑り箇所③について</p> <p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある施設は、原子炉補助建屋があるが、当該施設に影響を与えないようにするために、砂必要な対策工事を講ずることとする。なお、対策工事については、砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説及び土石流・流木対策技術指針解説を基本に設計することとする。その際、計画流出量は、当社の調査結果(計画流出流量を含む)及び国交省の調査結果を踏まえ、安全側に15,000m<sup>3</sup>を考慮する。</p> <p>4. 地滑り箇所④について</p> <p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しないが、保安電源として考慮すべきタンクローリーのアクセスルート及びSAアクセスルートがある。しかしながら、タンクローリーのアクセスルート及びSAアクセスルートとも、本箇所において土石流が発生したとしても、別の複数ルートを確保することが可能であることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>5. 地滑り箇所⑤について</p> <p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>6. 地滑り箇所⑥及び⑦について</p> <p>本箇所において、地すべり及び土石流の影響を受ける可能性がある設備は特高開閉所である。</p> <p>特高開閉所は、以下の観点から安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特高開閉所の開閉設備が損傷したとしても、図1の送電鉄塔がディーゼル発電機により継続でき、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</li> <li>・特高開閉所が地滑りにより開閉設備が損傷したとしても、外部電源が供給が途絶し、外部電源が喪失したとしても、電源の供給が不可能である77kVの外部電源の確保が可能であることから、安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</li> </ul>	<p>(1) 地滑り地形①</p> <p>地形判読の結果、防災科研調査の地滑り土塊とされる箇所に等高線の乱れが認められることがから、表層すべりが想定される。</p> <p>現地調査の結果、防災科研調査の地滑り土塊とされる箇所の側方崖末端部においては、おおむね新鮮堅硬な岩盤が認められ、そこに断層構造や頗著な割れ目は認められず、また地滑り末端部付近に生じる層理面の乱れや圧縮構造は確認されない。周辺のボーリング調査結果(No.201孔・No.303孔)及び2号炉放水トンネル切羽面観察結果においても滑り面は認められない。また、防災科研調査の地滑り土塊とされる箇所の側面である崩削面露頭においても、堅硬な岩盤が認められ、シームや断層、褶曲、深層崩壊に伴う地滑り面は認められなかつたが、崩削面露頭上部で認められた礫質土及び粘性土(層厚:約2m)について、空中写真判読で認められた表層すべりに相当する可能性が考えられる。</p> <p>深層崩壊に伴う地滑り面は認められないことから、地滑り地形ではないと判断されるが、防災科研調査の地滑り地形付近において確認された礫質土及び粘性土については、過去の表層すべりの可能性が完全に否定できないことから、防波壁周辺斜面の安定性確保のため撤去する。また、標高40mより上方斜面においても礫質土が認められたことから、ルートマップ(平成8年調査)に記載された「崩積土」の範囲について、岩盤まで礫質土を全て撤去する。</p> <p>地滑り地形①は、防災科研調査によつて7ユニットの地滑り地形が隣接して分布しているとされる(地滑り地形①-7)。</p> <p>地形判読の結果、地滑り地形①-1～3の範囲付近においては、地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、地滑り地形①-4～7の範囲付近においては、地滑り地形の特徴は認められないが、地滑り土塊の存在が示唆される。</p> <p>現地調査の結果、地滑り地形①-1～3の範囲付近においては地滑り地形と判断される。</p> <p>地滑り地形①-4～7の範囲付近は、モニタリングポストが安全施設として位置しているが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポストによって代替することができますため、安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>(2) 地滑り地形②</p> <p>【島根】設計方針の相違      ・プラントごとの地形の相違      (泊では地滑り地形②及び③について、地滑り地形②及び③に</p>	<p>(1) 地滑り地形①</p> <p>【島根】設計方針の相違      ・プラントごとの地形の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

<p><b>泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表</b></p> <p><b>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）</b> <b>青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）</b> <b>緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</b></p> <p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>相違理由</b></p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>相違理由</b></p>	<p><b>泊発電所 3号炉</b></p> <p><b>相違理由</b></p>
<p><b>6. 地滑り箇所⑧について</b></p> <p>本箇所において、地すべりの影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>なお、本箇所においては、重大事故等対処設備を配置することから、地滑り箇所の土砂を撤去する予定としている。</p> <p>以上</p> <p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>地塊は認められない。地滑り土塊とされる箇所のうち、EL45mより下方の盛土部については、土地造成工事記録によると、地滑り土塊に相当する土砂は撤去したうえで盛土を施している。また、法尻部付近では基盤面まで段切り掘削後に良質土で置換盛土を行っている。地滑り地形には地形的特徴として側方崖が認められるが、その他の地質的・水文的な特徴は確認されない。</p> <p>不明瞭な滑落崖が認められるが、地滑り土塊とされる箇所のうち、EL45mより上方については堅硬な岩盤が露出していること、BL45mより下位の盛土部については造成工事により地滑り土塊が撤去されていること及び盛土上の道路及び法面に目立った変状が認められないことから、発電所建設前の旧地形から判読されたような地滑り地形②に相当する地滑りは想定されない。</p>	<p><b>6. 地滑り箇所⑧について</b></p> <p>本箇所において、地すべりの影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>なお、本箇所においては、重大事故等対処設備を配置することから、地滑り箇所の土砂を撤去する予定としている。</p> <p>以上</p> <p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。 現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所は、開閉所造成のための人工改変により、切取法面となっている。現地調査の結果、法面及び開閉所周回道路に地滑りを示唆するような変状は認められない。</p>	<p><b>6. 地滑り箇所⑧について</b></p> <p>本箇所において、地すべりの影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>なお、本箇所においては、重大事故等対処設備を配置することから、地滑り箇所の土砂を撤去する予定としている。</p> <p>以上</p> <p>島根原子力発電所 3号炉</p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。 現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所は、開閉所造成のための人工改変により、切取法面となっている。現地調査の結果、法面及び開閉所周回道路に地滑りを示唆するような変状は認められない。</p>
<p><b>(3) 地滑り地形③</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、地質的な特徴として安山岩岩脈が認められる一方、滑落崖・湧水等の地滑りを示唆する地形的・地質的・水文的な特徴は確認されなかつた。防災科研調査の地滑り土塊とされる箇所は、頭部の一部を除き盛土で被覆されている。</p> <p>滑落崖及び地滑り土塊ともに認められないことと並びに盛土斜面に変状が認められないことから、地滑り地形ではないと判断する。また、現在は人工改変が加わり元の地形が残っていないことから、地滑りは想定されない。</p> <p>島根原子力発電所 4号炉</p> <p>地塊は認められない。</p> <p>地滑り地形③は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>	<p><b>(3) 地滑り地形③</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>	<p><b>(3) 地滑り地形③</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、地滑りを示唆する地形的特徴、地質的特徴及び水文的特徴は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>
<p><b>(4) 地滑り地形④</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、滑落崖・湧水等の地滑りを示唆する地形的・地質的・水文的な特徴は認められなかった。また、防災科研調査の滑落崖とされている箇所は北西向きの谷からなる凹型斜面に位置し、土塊とされている箇所は北北西向きの尾根に位置する。この尾根は一様な傾斜の等斜面をなすことから、地滑り由来の土塊ではなく、通常の尾根型斜面と考えられる。</p> <p>島根原子力発電所 4号炉</p> <p>地塊は認められない。</p> <p>地滑り地形④は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>	<p><b>(4) 地滑り地形④</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、滑落崖・湧水等の地滑りを示唆する地形的・地質的・水文的な特徴は認められなかった。また、防災科研調査の滑落崖とされている箇所は北西向きの谷からなる凹型斜面に位置し、土塊とされている箇所は北北西向きの尾根に位置する。この尾根は一様な傾斜の等斜面をなすことから、地滑り由来の土塊ではなく、通常の尾根型斜面と考えられる。</p> <p>島根原子力発電所 4号炉</p> <p>地塊は認められない。</p> <p>地滑り地形④は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>	<p><b>(4) 地滑り地形④</b></p> <p>地形判読の結果、地滑りを示唆する地形的特徴は認められない。</p> <p>現地調査の結果、滑落崖・湧水等の地滑りを示唆する地形的・地質的・水文的な特徴は認められなかった。また、防災科研調査の滑落崖とされている箇所は北西向きの谷からなる凹型斜面に位置し、土塊とされている箇所は北北西向きの尾根に位置する。この尾根は一様な傾斜の等斜面をなすことから、地滑り由来の土塊ではなく、通常の尾根型斜面と考えられる。</p> <p>島根原子力発電所 4号炉</p> <p>地塊は認められない。</p> <p>地滑り地形④は認められない。</p> <p>以上のことから、本箇所は地滑り地形ではないと判断される。</p> <p>なお、本箇所の一部は防火帯となっている。現地調査の結果、防火帶に地滑りを示唆する変状は認められない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉ともに認められないことから、地滑り地形ではないと判断する。	泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉
(5) 地滑り地形⑤及び⑤北西の地滑り地形 地形調査の結果、地滑り地形⑤及び⑤北西の地滑り地形に分けられ、それぞれ不規則な凹凸を有する斜面があり、地滑り地形と考えられる。なお、滑落崖は不明である。 現地調査の結果、地滑り地形⑤及び⑤北西の地滑り地形は、湧水等の地滑りを示唆する水文的な特徴は認めなかつたが、地滑り土塊とされる箇所でクラックや段差地形、等高線の乱れ、下方及び先端部への押し出し等の地形的・地質的特徴が確認されたことから、地滑り土塊の存在が示唆される。	(5) 地滑り地形⑤及び⑤北西の地滑り地形の両者ともに地滑り土塊が認められることから、地滑り地形と判断する。	(5) 地滑り地形⑤及び⑤北西の地滑り地形 地形の相違 ・プラントごとの地形の相違（泊の地滑り地形は3か所）
(6) 敷地北西方の地滑り地形 敷地北西方の地滑り地形は敷地外に位置しており、北に向かつて傾斜する斜面である。 敷地北西方の地滑り地形は岬から約 500m 入り込んだ湾の奥に位置し、地滑り土塊の滑り方向もほぼ北方向であることから、その変状が直接敷地に影響を及ぼさないと考えられるが、流出土砂が敷地へ及ぼす影響について検討を行った。敷地北西方の地滑り地形を対象に基準津波策定期と同様に Huber and Hager (1997) (3) の予測式により、敷地における津波高さ（全振幅）を検討した。なお、当該地滑り地形は西側と東側の2つの地滑り土塊からなるが、両者は近接することから一つの地滑り土塊として取り扱った。	(6) 敷地北西方の地滑り地形 敷地北西方の地滑り地形は敷地外に位置しており、北に向かつて傾斜する斜面である。 敷地北西方の地滑り地形は岬から約 500m 入り込んだ湾の奥に位置し、地滑り土塊の滑り方向もほぼ北方向であることから、その変状が直接敷地に影響を及ぼさないと考えられるが、流出土砂が敷地へ及ぼす影響について検討を行った。敷地北西方の地滑り地形を対象に基準津波策定期と同様に Huber and Hager (1997) (3) の予測式により、敷地における津波高さ（全振幅）を検討した。なお、当該地滑り地形は西側と東側の2つの地滑り土塊からなるが、両者は近接することから一つの地滑り土塊として取り扱った。	(6) 敷地北西方の地滑り地形 敷地北西方の地滑り地形は敷地外に位置しており、北に向かつて傾斜する斜面である。 敷地北西方の地滑り地形は岬から約 500m 入り込んだ湾の奥に位置し、地滑り土塊の滑り方向もほぼ北方向であることから、その変状が直接敷地に影響を及ぼさないと考えられるが、流出土砂が敷地へ及ぼす影響について検討を行った。敷地北西方の地滑り地形を対象に基準津波策定期と同様に Huber and Hager (1997) (3) の予測式により、敷地における津波高さ（全振幅）を検討した。なお、当該地滑り地形は西側と東側の2つの地滑り土塊からなるが、両者は近接することから一つの地滑り土塊として取り扱った。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

		泊発電所 3号炉	泊発電所 3号炉
島根原子力発電所 2号炉	弾性波探査、ボーリング調査及び試掘坑調査の結果、地滑りを示唆する地層の不連続は認められないとともに、滑り面を示唆する粘土や角礫も認められない。	<p>泊ーリング調査、試掘坑調査及び開削調査の結果、F-1 断層～F-11 断層の 11 条の断層を認定しているが、これらの断層以外で、滑り面を示唆する粘土を検出する連続する割れ目は認められない。</p> <p>以上のことから、地滑り調査において判定した地滑り地形以外の斜面について、地滑りは想定されない。</p> <p><b>2.3 地滑りの影響評価</b></p> <p>地滑り調査の結果抽出された地滑り地形について、発生した場合の地滑り地形範囲にある安全施設への影響評価を実施する。図-3に地滑り地形と対象設備（安全施設等）の位置を示す。地滑り地形⑤及び⑥の地滑り地形に、安全施設は存在しないことから、地滑りにより安全施設の機能を損なわないことを確認した。</p> <p>なお、防災科研調査の地滑り地形①の範囲にある安全施設として 2 号機放水接合槽があり、また津波防護施設として防波壁がある。地滑り調査の結果、深層崩壊に伴う地滑り面は認められないことから、地滑り地形ではないと判断されるが、防災科研調査の地滑り地形付近において確認された礫質土及び粘性土については、過去の表層すべりの可能性が完全に否定できないことから、防波壁周辺斜面の安定性確保のため、撤去することとする。また、地滑り地形②の範囲にある安全施設としてモニタリング・ポストがあるが、現在は人工改変が加わり地滑り土塊に相当する土砂は撤去されていることから、地滑りは想定されない。</p>	<p><b>【島根】記載箇所の相違</b>          ・泊は調査結果の項に影響評価も記載した。</p> <p>・アントごとの調査項目の相違（地滑りが想定されるものがない点は同様）</p>
大飯発電所 3／4号炉			<p>図-3 島根原子力発電所周辺の地滑り地形及び対象施設（安全施設等）位置図</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所3号炉

島根原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉
<p><b>3. 土石流の影響評価フローについて</b></p> <p>土石流の影響評価フローを図-4に示す。</p> <p>土石流調査は、文献から示す土石流危険区域・溪流を参照したうえで、机上検討によつて敷地内の土石流危険区域・溪流の地形を網羅的に抽出した。危険区域等がある箇所については、図上調査を実施し、現地調査によつて山腹崩壊型土石流及び溪床流動型土石流に関する現地状況を把握し、土石流の範囲、規模等について評価した。</p> <p>なお、土石流の影響評価フローは、「土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領（案）」（旧建設省、平成11年、別紙1）を参考に設定した。上記資料では、発生流域面積が0.05km<sup>2</sup>未満の箇所について渓床流動型土石流を評価しないとしているが、ここでは発生流域面積の大小にかかわらず、評価対象とした。</p> <p>溪床流動型土石流の調査及び計画流出土砂量の評価面にあたっては、「砂防基本計画策定指針（土石流・流木对策編）解説」（国土交通省国土技術政策総合研究所、平成28年、以下「砂防指針」）を参考するとともに、他機関調査との比較結果も踏まえ評価した。</p>	<pre> graph TD     A[START] --&gt; B[文獻調査 (土石流危険区域・溪流の有無の把握)]     B --&gt; C[地形の抽出 (土石流危険区域・溪流の地形の抽出)]     C --&gt; D[【山腹崩壊型土石流】 ・山腹の状況]     C --&gt; E[【溪床流動型土石流】 ・渓床勾配・流域面積の調査 ・渓床の状況 ・計画流出土砂量の認定]     E --&gt; F[図上調査・現地調査 ・山腹の状況等]     F --&gt; G[施設無]     F --&gt; H[施設有 (安全施設等)]     G --&gt; I[土石流の影響を受ける 安全施設はなし]     H --&gt; J[土石流の影響評価を実施する 安全施設に対する 土石流の影響評価]   </pre> <p>The flowchart illustrates the procedure for soil erosion impact evaluation. It begins with 'START' and proceeds through '文献調査' (identification of areas at risk from landslides and streams) and '地形の抽出' (extracting terrain information). This leads to two main categories: '山腹崩壊型土石流' (landslide-prone soil erosion) and '溪床流動型土石流' (streambed-moving soil erosion). Each category involves '図上調査・現地調査' (remote sensing and field investigation) to identify specific locations. The process then branches into two paths based on the presence or absence of facilities: if there are no facilities, it leads to '土石流の影響を受ける 安全施設はなし'; if there are facilities, it leads to '土石流の影響評価を実施する 安全施設に対する 土石流の影響評価'.</p>	<p><b>【島根】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では土石流を吟味対象とするものの、文献調査の段階で影響を受ける安全施設が存在しないことから、島根のフロー等に示される詳細な調査及び評価まで実施していない。</li> </ul> <p><b>【島根】記載方針の相違</b></p> <p>3. 土石流の影響評価について</p> <p>4. 土石流の影響評価について</p> <p>4.1 土石流調査</p> <p>(1) 文献調査</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉

島根原子力発電所 2号炉  
大飯発電所 3／4号炉

全国の土石流危険区域等を調査した文献として、国土交通省国土政策局が公開する「国土数値情報土砂災害危険箇所データ」（以下、「土石流危険箇所」）がある。この記載に基づくと、図-3のとおり島根原子力発電所周辺の土石流危険区域及び土石流危険渓流は2箇所である。

(2) 地形抽出

「土石流危険箇所」における土石流危険区域及び土石流危険渓流は、地形図（2万5千分の1）を用いた地上調査のみにより抽出されている。土石流危険区域①～⑦の土石流危険渓流について、渓流勾配、発生流域面積等について、より詳細な調査を行うため、当社の2mDEMから作成した等高線図（2千5百分の1、センター間隔2m）等の地形情報を収集し、地上検討を行った。



図-5 島根原子力発電所周辺における土石流危険区域及び土石流危険渓流位置図  
 (比較のため 6(自然)-別1-添付1-110 を再掲)  
 土石流：山腹や川底の土砂が長雨や集中豪雨などによって、土砂と水が一体となって一気に下流へと押し流される現象（別紙1）

北海道の土石流危険区域等を調査した文献として、北海道が作成した「土砂災害危険箇所図（以下、「北海道調査」）がある。この記載に基づくと、図-3のとおり泊発電所周辺の土石流危険区域及び土石流危険渓流は1箇所である。

泊発電所 3号炉

泊では土石流を流れる  
 対象とするものの、文  
 教調査の段階で影響を  
 受ける安全施設が存在  
 しないことから、地形  
 抽出を行っていない。  
 【島根】設計方針の相違  
 ・参照資料の相違（国土  
 交通省が取りまとめる元  
 データである北海道のデ  
 ータを参照した）

【島根】記載表現の相違  
 ・プラント名の相違  
 【島根】記載方針の相違  
 ・泊では土石流を流れる  
 対象とするものの、文  
 教調査の段階で影響を  
 受ける安全施設が存在  
 しないことから、地形  
 抽出を行っていない。  
 【島根】設計方針の相違  
 ・プラントごとの地形の  
 相違



図-3 泊発電所周辺における土石流危険区域及び土石流危険渓流位置図  
 (比較のため 6(自然)-別1-添付1-110 を再掲)  
 土石流：山腹や川底の土砂が長雨や集中豪雨などによって、土砂と水が一体となつて  
 一気に下流へと押し流される現象（別紙1）

泊では土石流を流れる  
 対象とするものの、文  
 教調査の段階で影響を  
 受ける安全施設が存在  
 しないことから、地形  
 抽出を行っていない。  
 【島根】設計方針の相違  
 ・参照資料の相違（国土  
 交通省が取りまとめる元  
 データである北海道のデ  
 ータを参照した）

【島根】記載表現の相違  
 ・プラント名の相違  
 【島根】記載方針の相違  
 ・泊では土石流を流れる  
 対象とするものの、文  
 教調査の段階で影響を  
 受ける安全施設が存在  
 しないことから、地形  
 抽出を行っていない。  
 【島根】設計方針の相違  
 ・プラントごとの地形の  
 相違

【島根】記載表現の相違  
 ・プラント名の相違  
 【島根】記載方針の相違  
 ・泊では土石流を流れる  
 対象とするものの、文  
 教調査の段階で影響を  
 受ける安全施設が存在  
 しないことから、地形  
 抽出を行っていない。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉
<p>大飯発電所 3／4号炉</p> <p>5. 地滑り箇所⑤について 本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>(比較のため 6(自然)-別 1-添付 1-106 を再掲)</p> <p>4. 土石流の影響評価について</p> <p>4.1 土石流調査</p> <p>(1)文献調査</p> <p>全国の土石流危険区域等を調査した文献として、国土交通省国土政策局が公開する「国土数値情報土砂災害危険箇所データ」以下、「土石流危険箇所」がある。この記載に基づくと、図-5のとおり島根原子力発電所周辺の土石流危険区域及び土石流渓流は7箇所である。</p>	<p>本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>4. 急傾斜地崩壊危険箇所の影響評価について</p> <p>北海道の急傾斜地崩壊危険箇所を調査した文献として、北海道調査がある。</p> <p>この記載に基づくと、図-4のとおり泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所は3箇所である。</p>	<p>【大飯、島根】設計方針の相違 ・泊は急傾斜地崩壊危険箇所が認められている</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・参考資料の相違（国土交通省が取りまとめた元データである北海道のデータを参照した）</p>  <p>図-4 泊発電所周辺の急傾斜地崩壊危険箇所①位置図 急傾斜地の崩壊：傾斜度が30°以上である土地が崩壊する現象（別添1） ※ 1：傾斜度30°かつ高さ5m以上の急傾斜地で入家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所</p>
<p>大飯発電所 3／4号炉</p> <p>5. 地滑り箇所⑤について 本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p> <p>(比較のため 6(自然)-別 1-添付 1-106 を再掲)</p> <p>5. 地滑り箇所⑤について 本箇所において、土石流の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p>	<p>(比較のため 6(自然)-別 1-添付 1-106 を再掲)</p> <p>4.1 急傾斜地崩壊危険箇所①</p> <p>本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設は存在しない。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・急傾斜地の崩壊について影響評価の対象としているので土石流に関する記載を引用</p> <p>4.2 急傾斜地崩壊危険箇所②</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

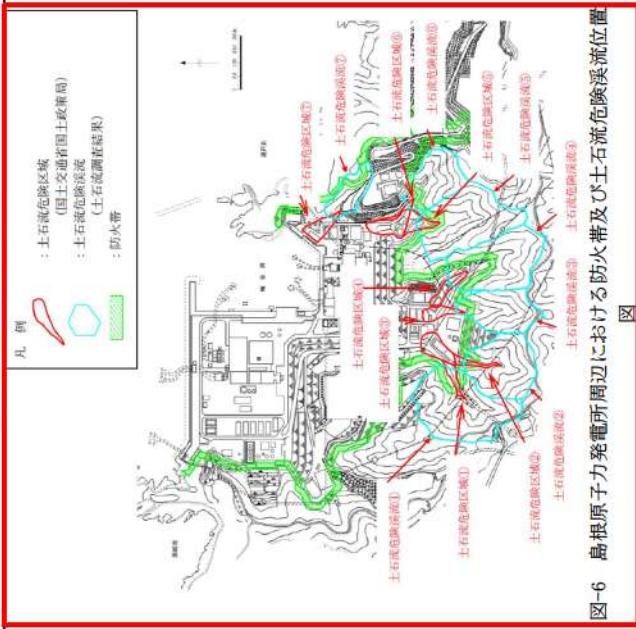
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉 島根原子力発電所 2号炉	相違理由
<p>(比較のため 6(自然)-別1-添付 1-106 を再掲)</p> <p>6. 地滑り箇所⑥及び⑦について</p> <p>（中略）</p> <p>・特高開閉所が地滑りにより開閉設備が損傷したとしても、図1の送電鉄塔の位置より、別系統である77kVの外部電源の確保が可能であることから、安全施設の安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>（3）人工改変等に伴う土砂量の取り扱いについて</p> <p>土石流調査については、現地調査を実施した平成27～28年の地形・地質状況に基づき評価を行う（令和元年に補足調査を実施）。現地調査（平成27～28年）以後、一部の土石流危険溪流において防火帯設置に伴う改変や敷地造成による山腹形状の改変が施されている。これらは、いずれも流域面積を減少する改変であること、地山を不安定化させる改変ではないことから、現地調査を実施した平成27～28年の地形・地質状況に基づき土砂量の評価を行う。防火帯及び土石流危険溪流の位置関係を図-6に示す。</p>	<p>本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設はモニタリングポストがあるが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポストによって代替することが可能であることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>4.3 急傾斜地崩壊危険箇所③</p> <p>本箇所において、急傾斜地の崩壊の影響を受ける可能性がある安全施設はモニタリングポストがあるが、当該モニタリングポストが損傷したとしても、可搬型モニタリングポストによって代替することが可能であることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>（3）人工改変等に伴う土砂量の取り扱いについて</p> <p>土石流調査については、現地調査を実施した平成27～28年の地形・地質状況に基づき評価を行う（令和元年に補足調査を実施）。現地調査（平成27～28年）以後、一部の土石流危険溪流において防火帯設置に伴う改変や敷地造成による山腹形状の改変が施されている。これらは、いずれも流域面積を減少する改変であること、地山を不安定化させる改変ではないことから、現地調査を実施した平成27～28年の地形・地質状況に基づき土砂量の評価を行う。防火帯及び土石流危険溪流の位置関係を図-6に示す。</p>	<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では土石流を検討対象とするものの、文献調査の段階で影響を受ける施設が存在しないことから、詳細な評価まで実施していない（以下同じ）</li> </ul> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では土石流を検討対象とするものの、文献調査の段階で影響を受ける施設が存在しないことから、詳細な評価まで実施していない（以下同じ）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（自然現象：別添資料1）

島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>図-6 島根原子力発電所周辺における防火帯及び土石流危険渓流位置図</p> <p>この図は、島根原子力発電所周辺の地形と土石流危険渓流位置を示す地図です。地図上には、複数の赤い矢印で示された土石流危険渓流が点線で示されています。また、緑色の枠で囲まれた区域が防火帯（土石流危険区域）とされています。左側には、これらの記号と説明文が記載された図例があります。</p> <p>図例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丸：土石流危険区域（国土交通省国土政策局）</li> <li>△：土石流危険渓流（土石流調査結果）</li> <li>■：防火帯</li> </ul>		

### 4.2 土石流調査結果

#### (1) 山腹崩壊型土石流の評価

山腹崩壊型土石流の評価にあたっては、山腹の状況を確認するため、図-7に示す国土地理院の公開空中写真（1962年～2009年）の確認を行い、大規模な崩壊跡がないことを確認した。また、山腹の状況を平成27～28年に現地調査により確認した。検討結果は表-2のとおり。

・土石流は主にマサ土や火山灰が分布している範囲で発生しやすい傾向があるが、土石流危険渓流における表層の地質は、主に凝灰岩及び凝灰角礫岩から構成されており、マサ土や火山灰の堆積は認められない。（「島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）添付書類六第3.4-2図敷地の地質平面図」に記載）

・山腹において大規模な崩壊地形は認められない。

- ・山腹において大規模な崩壊に至るような新たな亀裂、常時湧水箇所等は認められない。
- ・土石流危険区域⑥及び⑦の山腹の一部は、免震重要構設置に伴う敷地造成により山腹形状が改变されており、流域は減少している。

以上のことから、山腹崩壊型土石流が発生する可能性は低いと考えられる。